

平成 2 2 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 2 年 3 月 2 日開会
平成 2 2 年 3 月 1 8 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 2 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 2 日

平成22年第1回北杜市議会定例会（1日目）

平成22年3月2日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第6号 平成21年度北杜市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 議案第7号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第8号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第9号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第10号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第11号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第12号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第13号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第14号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第15号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第16号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第17号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第18号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 北杜市まちづくり審議会条例の制定について
- 日程第17 議案第20号 北杜市教育委員会組織条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第22号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第23号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第24号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第26号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する
地方公共団体の数の減少について
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 山梨県市町村自治センターの解散について
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産処分について
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 富士川町の設置及び山梨県市町村総合事務組合の共同処理する
事務の変更に伴う同組規約の変更について
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組規約の変更について
- 日程第 2 9 議案第 3 2 号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更について
- 日程第 3 0 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度北杜市一般会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 4 号 平成 2 2 年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度北杜市老人保健特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 平成 2 2 年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 平成 2 2 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 9 号 平成 2 2 年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 4 0 号 平成 2 2 年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 4 1 号 平成 2 2 年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 4 2 号 平成 2 2 年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 4 3 号 平成 2 2 年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度北杜市土地開発事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度北杜市明野財産区特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度北杜市須玉財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度北杜市高根財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度北杜市長坂財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度北杜市大泉財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度北杜市白州財産区特別会計予算
- 日程第 5 1 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度北杜市武川財産区特別会計予算
- 日程第 5 2 議案第 5 5 号 平成 2 2 年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
- 日程第 5 3 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について（北杜市立小中学校太陽光発電
設備設置工事（第 1 工区））
- 日程第 5 4 議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について（北杜市立小中学校太陽光発電
設備設置工事（第 2 工区））
- 日程第 5 5 同意第 1 号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同
意を求める件
- 日程第 5 6 同意第 2 号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議
会の同意を求める件

日程第57 同意第3号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第58 請願第1号 「水道料金統一(改定)」の見直しに関する請願書

日程第59 請願第2号 北杜市西部上水道(仮称)の開設を求める請願書

2.出席議員(22人)

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本静
9番	小林忠雄	10番	中嶋新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3.欠席議員(なし)

4.会議録署名議員

13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	細川清美	企画部長	小林喜文
保健福祉部長	清水克己	生活環境部長	堀内誠
産業観光部長	名取重幹	建設部長	深沢朝男
教育長	井出武男	教育次長	進藤芳彦
図書館長	老松正樹	会計管理者	比奈田善彦
監査委員事務局長	原哲也	明野総合支所長	村田茂
須玉総合支所長	小澤信義	高根総合支所長	原藤和雄
長坂総合支所長	清水元義	大泉総合支所長	小池昭一
小淵沢総合支所長	仁科陽一	白州総合支所長	渡邊稔
武川総合支所長	松永直樹	政策秘書課長	坂本正輝
総務課長	伊藤精二	財政課長	小島良一

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	上村法広
〃	小澤章夫

開会 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

平成22年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

鳩山内閣は、平成22年度予算を命を守る予算と名付けており、公共事業費を削減し、同時に社会保障費や文教科学費を増額する内容であります。また内閣の基本的な方針として、地域経済に活力を与えること。国と地方の関係を対等とするために、地方の財源を確保すること。国と地方の協議の場を設置することなど、地域主権確立のための改革に取り組むこととしております。かけがえのない命を守るため、早期の景気回復、医療と年金の充実、雇用の確保など、政治主導による改革実現を期待するものであります。

本定例会には、新年度の予算案など多くの案件が提案されますが、十分にご審議をいただくとともに円滑な議会運営をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は、22人であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

諸報告をいたします。

なお、清水農業委員会事務局長は研修のため、本日、会議を欠席しております。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は同意3件、議案52件であります。

次に監査委員から、平成22年1月分実施分の例月出納検査及び定期監査について、結果報告がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

13番議員 千野秀一君

14番議員 小尾直知君

15番議員 渡邊英子君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月2日から3月18日までの17日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は17日間とすることに決定いたしました。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

日程第3 議案第6号 平成21年度北杜市一般会計補正予算（第7号）から日程第57 同意第3号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件までの55案件を一括議題といたします。

市長から、所信及び提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成22年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位、ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

暖冬と予想されておりながら氷点下となる日々が続き、道路の凍結など心配いたしておりましたが、先月下旬あたりからだいぶ日差しが柔らかくなり、市内各地で梅の花が見ごろを迎えております。

昨日、閉幕した4年に一度の冬の祭典、バンクーバーオリンピックでは、金メダルこそ逃したものの、立派な成績を収めたフィギュアスケートなど、日本人選手団の活躍には大きな感動を与えてもらいました。

さて政権交代がなされて、初の予算編成となります国の平成22年度予算は、人の命を守る政治、この理念を実行に移すと位置づけ、社会保障、医療、雇用、環境政策を重視する姿勢を打ち出しました。

農家の戸別所得補償や子ども手当など、いくつかの政策実現のため地方への財政負担が懸念されておりますが、国家財政の健全化を図りながら、子育て支援策や社会保障制度の安定化等により、国民が安心して暮らせる社会へ取り組んでいただくことを切望するところであります。

ところで、去る2月23日に開催いたしました平山郁夫先生のお別れ会では、市内外から400人を超える方々にご参列していただき、シルクロード美術館の館長であられる奥さまからは、各地でお別れをしていただいているが、北杜では子どもたちにも送っていただき、特に温かみがあり、心にしみました。ありがとうございましたとお言葉をいただきました。

平山先生が北杜の地を愛していただいていたことと北杜市の宝である、この美術館をこれからも大切にしていきたいと痛感するところであります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、市民栄誉賞表彰についてであります。

これは市民に希望と活力を与える顕著な功績があり、市の名声を高め、広く敬愛される方に対して贈ることとし、本年4月1日から制度を創設することといたしました。市発展のためにご尽力された多くの方々にお贈りできればと、今から期待をしております。

次に、山梨大学との連携についてであります。

豊かで活力ある地域社会の形成と地域の振興を図り相互の発展を目指すため、生活・自然環境、健康・福祉、教育・文化、産業・科学技術など幅広い分野において、包括的な連携協定を

締結することになり、今月24日に調印する運びとなりました。

最初の取り組みとして、平成22年度から新設される食と農の杜づくり課において、地産地消と体験型総合教育モデルの構築に向けた連携を行います。

次に、明野廃棄物最終処分場についてであります。

私は、かねてから公害防止協定に規定する埋め立て期間や受け入れ廃棄物等について、長い歳月の積み重ねから合意できたものであり、これを遵守することが基本であると申し述べてきました。また、過日には本市議会において、私の意見と同じ方向の意思決定をされたところであり、これを重く受け止めさせていただいたところであります。

今後も、議会の皆さまと一体となって、対処してまいりたいと考えております。

次に、水道料金の統一についてであります。

水道料金統一につきましては、昨年10月より各町単位で説明会を開催してまいりました。一部の地区でなかなかご理解をいただけない状況にあり、12月定例会での条例改正案を見送り、再々度説明会を行ってまいりました。私は公共料金は合併した以上、統一していくべきものと考えています。また、北杜市簡易水道統合計画に基づく国の補助金を活用した施設整備も必要と考え、合併前の8つの旧料金体系を地域的な統一を図り、2体系の料金体系とし、経過措置を設け、料金を統一してまいりたいと考え、今議会へ条例改正案を提出することといたしました。市民の皆さまのご理解を、切に願うところであります。

次に、広域観光圏についてであります。

本市と長野県富士見町・原村で認定を目指し、取り組んでおります八ヶ岳観光圏について、2月18日に応募いたしました。認定個所につきましては、4月下旬に観光庁から発表される予定であります。

今回の公募には、全国20余りの地域からの応募が見込まれており、その中で認定は5カ所程度といわれていることから、非常に厳しい状況にありますが、認定されることを期待しながら、広域観光振興のために全力を傾注してまいります。

次に、全国の古木・名木を後世に伝える千年の会についてであります。

第2回大会が今月、環境保護をテーマに鹿児島県の屋久島で開催されます。気の早い話ではありますが、来年は北杜市で開催されることが内定しておりますので、桜が開花する春に神代桜をはじめとする、市内の名所を全国にPRできればと期待をしております。

次に、北杜市保育園適正規模等審議会についてであります。

平成20年10月の第1回開催以来、保育園の視察を含め、本年2月17日までに11回の審議会が開催され、保育園の適正規模、適正配置、適正運営等について審議していただいているところであります。

市として、一体的な保育サービスを効率的・効果的に提供することにより、就学前の子ども達の心身の健全な育成に寄与するとともに、多様な保育ニーズに対応できるようにすることを目指すという基本的な認識で、具体的な検討がなされていると聞いており、3月中には答申がいただける予定となっております。

次に、北杜市次世代エネルギーパークビジョンについてであります。

市内の既存の新エネルギー施設を利活用し、横断的に連携して実際に見て、触れて、学習できる機会を増やすことを通じて、新エネルギー問題への理解の増進を図ることを目的としたソフト事業を計画するものであり、環境教育に有効な手段と考えております。今年度、報告書を

取りまとめ、来年度に経済産業省へ認定申請を行う予定であります。

次に、緊急雇用対策についてであります。

長らく経済危機により雇用情勢が厳しい状況のもと、失業者の生活の安定を図るため、国の緊急雇用対策事業に取り組み、平成21年度においては34事業、83人の雇用の創出に努めてまいりました。

平成22年度につきましても引き続き38事業、132人の雇用創出に努めてまいりたいと考えており、取り組みとしては、予算ベースではありますが、県下でトップクラスであります。

次に、道路台帳の見直しであります。

旧町村単位で認定されていた市道において、旧町村境がなくなり、市道として不整合な路線や統一性に欠ける部分があるため、総合的な見地での適切な見直しと再編成作業を行っております。

見直しにより、統一された道路台帳の整備を図り、適切な維持管理、道路網の整備の推進に努めてまいります。この道路台帳の見直し結果につきましては、平成22年度中に新規道路認定路線として、議会へ議案提出を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、コンビニ収納業務についてであります。

共稼ぎ、生活の夜間化が進む中、休日・夜間でも身近なコンビニで、24時間、住民税や固定資産税、上下水道料金などを支払えるサービスを平成19年度より検討してまいりました。収納に向けた準備が整いましたので、本年4月より導入し、行政サービスの向上と収納率のアップを図ってまいります。

次に、小中学校の適正配置等についてであります。

増富小学校につきましては、PTAをはじめ増富の地域の委員会等に数回の説明や意見交換を行う中、平成22年度において須玉小学校との児童の交流を計画的に進め、平成23年度より増富小学校を須玉小学校に統合したいと考えております。

また、長坂地区の統合小学校につきましては、教育委員会において実施計画を策定し、今年度末までに場所等を決定し、関係機関等への説明ののち、実施に向け努力してまいりたいと考えております。

高根地区の小学校統合につきましては、先月、各小学校関係者と新しい学校づくりについての意見交換会を実施いたしました。

今後、関係者からの意見をいただく中で、統合の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、市立小中学校太陽光発電設備設置についてであります。

去る2月22日に業者選定委員会が開催され、提案のあった4者からの技術提案書のヒアリングを実施し、慎重審査の上、2つの工区の業者が決定した旨の報告をいただきました。今議会におきまして、請負契約締結の議決をお願いいたしているところであります。

今後は各小中学校と調整し、準備を進める中で、夏休み期間中を中心に工事を施工する予定であります。

次に、明野小学校屋内運動場についてであります。

昨年の5月からの解体工事、6月からの建築工事と順調に進捗し、来たる3月8日、竣工式を挙行することとなりました。

サブアリーナには畳50畳を用意して、武道場としてはもちろん、畳を使った授業や災害時には避難所としての機能も有し、社会体育施設としての利用も大いに期待されるところであり

ます。

なお、甲陵中・高等学校屋内運動場につきましては、現状地盤が軟弱であるため、地盤改良工法を採用し施工したところ、地中に多数の転石があり、不測の日数を要したことにより、4月末まで工期を延長するとともに、予算につきましても事故繰越とする予定であります。

次に、北杜市体育施設使用料金についてであります。

旧町村間の不均衡を是正し、適正な料金設定にするため、地域の代表者や学識経験者の方々等による、北杜市体育施設使用料金等検討委員会で検討をしていただいております。3月中に答申をいただき、適正な料金設定に向けた検討を進めてまいります。

次に明野町で発掘された縄文時代の遺跡、梅之木遺跡についてであります。

保存・活用方法などの基本構想の策定を、梅之木遺跡保存整備基本構想検討委員会において取り組んでいただき、平成23年度の国史跡指定を目指しているところであります。

次に平成22年度の主な施策について、総合計画の8つの杜づくりの体系に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1に、教育・文化に輝く杜づくりについてであります。

夢を持ち、未来を切り拓く心身ともにたくましい、北杜の子どもづくりを目的とする原っぱ教育を推進するために、市内全小学校において体力づくり運動と8つの杜ウォークラリー事業など、原っぱ教育創生事業を実施いたします。

また、児童生徒が情報化の進展に主体的に対応できる能力と、たしかな学力を身に付けることを目指し、平成22年度も引き続き、市内小中学校に情報関係機器の整備や校内ネットワークの構築などを進めてまいります。

第2に産業を興し、富める杜づくりについてであります。

活力のある農業の振興を図るため、引き続き県営土地改良事業及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により、圃場整備、農道・農業用水路の整備、ため池の整備等を進めます。新規事業としましては、都市部からの人材を受け入れ、農業の担い手として育成する活動への支援策として、地域の営農組織に対し、地域おこし協力隊支援事業により支援いたします。

地産地消のより一層の推進のため、食と農の杜づくり課において、食育基本条例・基本計画等の制定を行い、市民の皆さまの健康の基本となる食と北杜市の基幹産業であります農を効果的に結びつけることにより、農業振興を基本とした新たな産業の創設及び市民の皆さまの健康増進を図ってまいります。

また、今年度は、明治天皇が御料地を山梨県に御下賜されてから100年を迎えます。明治末期は、山梨県に相次いで大水害が発生し、県民の生活は大変苦しいものでありました。明治天皇はこの窮地を知り、明治44年3月に県下の御料地をその復興に役立てるようにと、県に御下賜されました。以来、恩賜林は模範林として、県土の保全と木材生産の2つを柱に、保護・管理・運営がなされ、今日に至っているところであります。

市では、この恩賜林が果たしてきた役割や歴史を再認識するとともに、次の100年に向けた森づくりへの契機となるよう、県の木であるカエデを市内各戸に配布し、植林していただくことといたしました。

健全な森林を育成するための里山整備事業につきましては、本年度に引き続き環境保全基金を活用し、里山の森林環境を適切に再生・保全するため、森林整備を行うものに対して補助金を交付してまいります。

商工業振興補助事業につきましては、商工業の振興を目的に昨年9月に制定いたしました北杜市中小企業振興基本条例の主な施策である、ものづくり支援事業、おもてなし支援事業及び中小企業人材育成支援事業により地域商工業の総合的改善を図る事業を、積極的に支援してまいります。

第3に、安全・安心で明るい杜づくりであります。

昨年11月に宣言いたしました、「おはよう！！朝ごはん宣言」の普及推進を図り、核家族化などによる「こしょく」言ってみれば1つのメニューの個食という意味と、1人という意味の孤食という傾向を、家族団らんによる共食を目指し、市民相互の絆を深めます。

また、市では特定健診及び特定保健指導による糖尿病等の生活習慣病有病者及びその予備軍の減少に向け、受診率のアップと保健指導に取り組んでおります。併せて、全般的なガン対策の普及啓発等の取り組みを行うとともに、受診率の低い胃ガン検診、子宮ガン検診、乳ガン検診の受診率の向上やタバコ対策、肝炎対策をより一層推進してまいります。

先日、2月27日に市民公開健康講座を、「どのようにガンから身を守るのか」のテーマで開催いたしました。多くの市民の皆さまに参加していただきました。

子育て支援の総合的な計画である次世代育成支援行動計画につきましては、来年度から後期計画が開始されることとなっております。後期計画では、平成26年度までに重点的に推進する事項を地域・安心・魅力をキーワードに、「ふるさと元気！杜っ子づくりプロジェクト」としてまとめます。

内容としては、小学生の移動手段の確保・充実のため、八ヶ岳南麓エリアにおいて実証運行を行うデマンドバスを小学生が利用した場合に、乗車料金を無料とするモデル事業を平成22年10月を目途に実施すること。保育園では対応しきれない1時間の保育ニーズに対応するため、地域で一時預かりを行う民間団体などの協力を得つつ、ファミリーサポートセンターの運営を平成22年10月を目途に開始すること。お産の場づくりの推進等に、積極的に取り組むことなどが盛り込まれる予定であります。本市ではこの後期計画に基づき、新設される子育て支援課を中心に、引き続き少子化対策を強力に推進し、子育て世代に魅力あるまちづくりを目指してまいります。

また、老朽化が著しい甲陽病院の療養病棟を改築いたします。鉄筋コンクリート2階建てで、特殊浴室・食堂のほか感染症と併せて36床を備え、平成23年3月の完成を目指します。

国では障害者自立支援法を廃止し、障害福祉サービス等の利用者の応能負担を基本とする、総合的な制度をつくることとしております。そこで新たな制度ができるまでの間、国と同様に市で実施しております、日常生活用具給付事業や移動支援事業などの障害者地域生活支援事業につきましても、低所得の障害者等の利用者負担の軽減を図るとともに、障害者の地域交流事業、ボランティアや手話奉仕員の養成等を行い、障害者の福祉の向上を推進してまいります。

また、防災行政無線施設の整備を進めてまいります。平成22年度には、市役所本庁舎内の親局の整備、中継局の設置、施設の老朽化で使用ができない高根地区と、すでにデジタル化されているが難聴地区の多い長坂地区の子局の整備を予定しており、26年度までに全市内の整備を完了したいと考えています。

第4に基盤を整備し、豊かな杜づくりについてであります。

市の土地利用や景観形成についての基本方針となる、まちづくり計画及び景観計画素案がまとまりました。今後はパブリックコメント、地区説明会を経て市民への周知を図りながら、平

成23年3月の策定を目指します。

また地下水保全対策であります。現在地下水に関するデータが不十分なことから、地下水位等の観測データを収集するため、地下水観測井戸設置計画を策定いたします。この計画に基づき、順次、観測井戸を設置し、継続的に観測を実施することにより、地下水の状況を把握したいと考えており、この観測データをもとに地域特性を明らかにする中で、必要に応じて適正な地下水保全・利用策について、検討を行ってまいります。

第5に、環境日本一の潤いの杜づくりについてであります。

第22回星空の街・あおぞらの街全国大会が10月30日、31日の2日間開催されます。高円宮妃殿下をお迎えし、北杜市の満天の星空を全国にアピールすべく、準備を整えてまいります。また、まるごとメガワットソーラー事業といたしまして、市内小中学校に続き、谷戸城ふるさと歴史館などの公共施設に、太陽光発電システムの整備と省エネ改修事業を導入いたします。

第6に交流を深め、躍進の杜づくりについてであります。

海外の姉妹都市との交流を継続するほか、韓国抱川市との職員交流事業として、本年4月から本市職員1人を派遣し、両市のより一層の交流を深めてまいります。国内の姉妹・友好都市につきましても、毎年各種イベント等へ参加し、農産物の販売や市内の団体が伝統芸能を披露するなど、活発な交流が行われておりますので、さらなる交流が深まるよう努めてまいります。

第7に、品格の高い感動の杜づくりについてであります。

黒澤明監督生誕100周年記念事業は、本年10月の開催に向けて準備を進めております。催しものの主な内容といたしましては、風林火山館を使い黒澤監督作品の衣装、小道具の展示のほか、市内ホールでのフィルムコンサートの開催、また能の公演など、さまざまなイベントを通じて、市民と観光客との交流を図ることを目指してまいります。

白州尾白川溪谷は、名水と溪谷景観の素晴らしさから年々訪れる方が増加しており、既存の駐車場では対応できない状況にありますので、駐車場を増設し、観光客の安全と、さらなる市のイメージアップを図ってまいります。

第8に、連帯感のある和の杜づくりについてであります。

引き続き、地域住民の連帯強化と地域振興に資するため、まちづくり振興基金を積み増し、それを活用して地域の伝統文化の伝承やコミュニティ活動等のソフト事業や、関連するハード事業の財源に充ててまいりたいと考えております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は条例案10件、補正予算案11件、平成22年度当初予算案23件、契約案件2件、同意案件3件、その他案件6件であります。

はじめに、平成22年度当初予算についてであります。

来年度の財政状況を見ますと、交付税、臨時財政対策債がともに増額することに加え、市税収入がほぼ本年度並みと見込まれることから、合併以来、毎年度見込んできた基金の取り崩しを回避することとなりました。

一方、国の新政権下での、公共事業をはじめとした、さまざまな分野での見直しに加え、介護保険や高齢者医療費、生活保護関係経費等の義務的経費の増加、市立病院や小中学校の統廃合に伴う整備が予定されるなど、一段と厳しい財政運営が予想されております。

このような中、来年度の予算は財政健全化計画に基づき、平成27年度からの交付税の減額

に備え、徹底的な歳出の見直しを行いました。子ども手当や緊急雇用対策など国が財源を手当とする事業などにより、約7億2千万円の増額となりました。

歳入面では、国の補助負担金の見直し等に的確に対応するとともに、収納課を新設し滞納処分を強化するなど、税収の確保に努める一方、行財政改革アクションプランに基づき、市債の発行額を元金償還額の範囲内に抑制し、市債残高を増加させないという方針を堅持しています。また国の地方財政計画により、地方主権改革の第一歩として、地方が自由に使える財源を増やすため、地方交付税が増額するとともに、臨時財政対策債も大幅に増えることから、2つを合わせた実質的な地方交付税額が13億2千万円増加する一方、市税収入は景気低迷による個人、法人の市民2税の落ち込みを、新築家屋等による固定資産税の増加が下支えすることにより、ほぼ本年度並みを確保できる見込みであります。

歳出面では、定員適正化計画に基づく職員数の削減に合わせ、引き続き特別職や管理職の給与を減額するとともに、一般行政経費について、一般財源ベースで前年度の95%以内とする厳しいシーリングの設定に加え、行財政改革アクションプランによる経常経費の見直しや公共事業費の削減、市単独補助金の見直しを行ったところであります。

こうした中にありましても、北杜市総合計画の着実な推進を図り、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向け、積極的に施策を展開していくために国や県の財源を最大限活用し、子育てを支援するためのさまざまな新しい事業や、公共施設への太陽光発電パネルの設置拡大に加えて、防災行政無線の整備をはじめとする安心・安全なまちづくりの推進等の喫緊の課題に対応するとともに、過去に発行した市債の繰上償還を積極的に行うことといたしました。

このように、あらゆる努力と工夫を重ね、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めることにより、市債残高を積極的に縮減しながらも、将来の交付税の大幅な削減に備えるため、市債の繰上償還を考慮すると、一般財源ベースで、本年度に比べ3億5千万円以上を節減した予算を編成したところであります。

以上のような考えに基づき当初予算を編成したところ、平成22年度北杜市一般会計予算の総額を283億9,961万1千円と定めたところであります。

その主なるものにつきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、総務関係であります。

環境保全基金を利用した市民提案型事業に1千万円、地域公共交通活性化・再生総合事業に3,987万2千円、国際交流及び国内の姉妹・友好地域交流事業に691万5千円、地域の特性や個性を確保し、特色ある地域づくりのための地域振興事業に1億2,550万円を計上しております。

次に、民生関係であります。

子ども手当支給事業に6億7,775万5千円、父子手当支給事業に180万円、放課後子どもプラン推進事業に451万5千円、放課後子ども教室事業に694万円、子ども・ひとり親医療費助成事業に1億379万8千円、高齢者介護サービスニーズ調査事業に513万5千円、重度心身障害児者医療費助成事業に1億8,975万3千円、火葬場管理事業に4,418万3千円を計上しております。

次に、衛生関係であります。

肝炎患者支援事業に799万2千円、妊産婦ケアサービス事業に947万2千円、妊婦・乳児一般健康診査事業に2,307万8千円、星空の街・あおぞらの街全国大会事業に816万

7千円、まるごとメガワットソーラー事業に3億5,434万9千円、体育館等太陽光発電設備設置・省エネ化改修事業に8,990万8千円、次世代エネルギーパーク推進事業に319万4千円を計上しております。

次に、農林関係であります。

地域おこし協力隊支援事業に2,450万円、産地づくり対策事業に6千万円、溜池安全対策事業に400万円、教育ファーム事業に233万9千円、環境循環型農業推進事業に700万円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に4,360万2千円、恩賜林御下賜100周年記念事業に847万円、松くい虫防除対策事業に3,723万6千円、特定鳥獣適正管理事業に805万円、里山整備事業に1,800万円を計上しております。

次に、商工関係であります。

商工会への活動支援及び実施事業に3,716万9千円、中小企業育成支援事業に656万9千円、リトリートの杜コンソーシアム支援事業に460万円、清里・ハヶ岳魅力づくり事業に400万円、ベビーズ・ヴァカスタウン推進事業に500万円、インバウンド誘客推進事業に150万円。

次に、土木関係であります。

地下水観測井戸設置計画策定事業に1,100万円、まちづくり交付金事業に8億3,520万円、まちづくり計画及び景観計画策定事業に841万円、市営住宅建設事業に2億8,013万円、木造住宅耐震支援事業に612万円、市道の整備事業に5億9,039万3千円、橋梁長寿命化事業に5,926万円、河川改修事業に3,910万円を計上しております。

次に、消防関係であります。

消防施設整備事業に4,773万2千円、防災無線整備事業に5億2,744万5千円、防災マップ作成事業に498万8千円を計上しております。

次に、教育関係であります。

小中学校原っぱ教育推進事業に3,920万4千円、生涯スポーツ推進事業に2,945万5千円、芸術・文化自主事業開催事業に1,869万2千円、生涯学習講座開催事業に485万3千円を計上しております。

次に、特別会計予算であります。

北杜市国民健康保険特別会計など、21の特別会計の予算総額は168億2,690万2千円であります。

主なものとして、簡易水道施設整備事業に3億6,638万3千円、公共下水道整備事業に6億3,352万8千円などを計上いたしました。

また、病院事業特別会計につきましては、収益的収支の予定額を収入支出それぞれ37億8,431万7千円と定め、資本的収入の予定額を5億8,207万9千円、資本的支出の予定額を7億5,505万2千円と定めたもので、うち甲陽病院療養病棟建設事業に4億743万8千円を計上いたしました。

次に補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第6号の平成21年度北杜市一般会計補正予算(第7号)につきましては5億4,851万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308億4,551万7千円と定めるものであります。

主なものは、歳入では市税、地方交付税、繰越金などの増額と繰入金や市債などの減額であ

ります。

歳出につきましては、子育て支援関連施設安全確保・環境改善事業費や立地企業に交付する産業立地事業助成金などを計上するとともに、公共事業等の事業費の確定による減額、不用額の整理などを行っております。

次に、特別会計補正予算についてであります。

北杜市国民健康保険特別会計をはじめ10の特別会計を合せまして、9億7,210万5千円を減額し、補正後の予算総額を176億6,441万4千円と定めるものであります。

議案第7号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、療養諸費や高額療養費などの保険給付費の増額と、老人保健医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金などの減額が主なものであります。

議案第8号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第2号)につきましては、老人医療費の減額に伴うものであります。

議案第9号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴うものであります。

議案第10号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、介護サービス給付費の減額に伴うものであります。

議案第11号 平成21年度簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)から議案第14号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第4号)までの4案件につきましては、いずれも事業費の確定に伴うものや、不用額の整理などが主なものであります。

議案第15号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第3号)及び議案第16号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第3号)の2案件につきましては、財政調整基金への積立金を計上したものであります。

次に条例案件等につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第17号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてであります。

北杜市と韓国・抱川市との公務員相互派遣に関する合意書に基づき、抱川市へ職員を派遣するにあたり、派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に議案第18号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の制定についてであります。

地域支援事業の一部において、参加者に費用の一部負担を求めるに伴い、利用料を定める必要が生じたため、条例を制定するものであります。

次に議案第19号 北杜市まちづくり審議会条例の制定についてであります。

市の土地利用に関し、基本的な方針となるまちづくり計画及び景観の形成について、基本的な方針となる景観計画の推進に関する重要事項を調査・審議する審議会を設置する必要が生じたため、条例を制定するものであります。

次に議案第20号 北杜市教育委員会組織条例の制定についてであります。

初等中等教育、中高一貫教育及び生涯学習環境への市民ニーズの多様化に伴い、教育委員1名を増員し、より一層教育の機会均等と教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図る必要があるため、条例を制定するものであります。

次に議案第21号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

平成21年の人事院勧告、ならびに山梨県人事委員会の勧告に鑑み、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び学校教育法の改正により主幹教諭を設置するに伴い、教育職給料表を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第22号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

時間外勤務代休時間を指定することができる制度の創設及び分俸休暇の充実を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第23号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特別職職員の給料及び一般職職員の管理職手当を減額して支給する、特例措置の期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第24号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

子育て支援の充実を図ることを目的として、市内の放課後児童クラブの年末年始の休日を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてであります。

水道料金及び加入金を改定し、料金体系及び加入金の統一を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第26号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

市内の公民館組織を統一するため、須玉地区の地区公民館6館を中央分館とすること、及び明野地区の分館の位置を修正する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第27号 富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

増穂町及び鯉沢町が合併し、新たに富士川町が設置されることに伴い、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について、関係団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第28号 山梨県市町村自治センターの解散についてであります。

山梨県市町村自治センターが山梨県市町村総合事務組合に合併することに伴い、同センターを解散することについて関係団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第29号 山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産処分についてであります。

山梨県市町村自治センターを解散することに伴い、その財産処分について関係団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第30号 富士川町の設置及び山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う同組合規約の変更についてであります。

増穂町及び鯉沢町が合併し、新たに富士川町が設置されること及び山梨県市町村自治センターとの合併により、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務に変更が生じることに伴い、同組合の規約について所要の改正を行うものであります。

次に議案第31号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合の議員定数を削減するに伴い、同組合の規約について、所要の改正を行うものであります。恩賜県有財産保護組合規約の変更についてであります。

次に議案第32号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更についてであります。

菫崎市と共同で設置している指導主事を増員することに伴い、設置規約について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号及び議案第57号の工事請負契約の締結についてであります。

北杜市立小中学校太陽光発電設備設置工事（第1工区及び第2工区）の請負契約の締結について、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に人事案件について、ご説明申し上げます。

同意第1号 棒道下恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任、同意第2号 篠原山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任及び同意第3号 大平山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任につきましては委員の任期満了に伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

11時5分の再開といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております55案件のうち議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例については、北杜市議会委員会条例第6条の規定により、22人の委員をもって構成する北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本案件は22人の委員で構成する北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま、設置されました北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において22人の全議員を委員として指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました22人の諸君を北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開会し、速やかに正副委員長の互選をされるよう、ここに招集いたします。

場所については、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

11時20分まで、休憩をとります。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会委員長に渡邊英子君、副委員長に風間利子君、以上のとおり正副委員長が決定いたしました。

次に議題となっております54案件のうち日程第18 議案第21号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてから日程第21 議案第24号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてまで、日程第23 議案第26号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例についてから日程第52 議案第55号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算までの以上34案件については、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここでこれらの34案件についての総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま、議題になっております日程第18 議案第21号から日程第21 議案第24号まで、日程第23 議案第26号から日程第52 議案第55号までの34案件は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第58 請願第1号「水道料金統一(改定)」の見直しに関する請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

6番議員、篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

請願第1号「水道料金統一(改定)」の見直しに関する請願書につきまして、趣旨説明を行わせていただきます。

趣旨説明につきましては、請願書の朗読をもって代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

請願第1号 「水道料金統一(改定)」の見直しに関する請願書

請願者

大泉町水道問題対策協議会

	氏名	山田虎男
住所	大泉町西井出	4 5 8 1
	氏名	丸茂喜一
住所	大泉町谷戸	6 5 4 1
	氏名	浅川哲男
住所	大泉町西井出	8 2 8
	氏名	岡野 淳
住所	大泉町谷戸	5 6 0 4
	氏名	浅川敬弘
住所	大泉町西井出	2 9 6 2
	氏名	浅川弘雄
住所	大泉町西井出	3 3 0 8
	氏名	谷戸昭一
住所	大泉町谷戸	2 3 5 1
	氏名	進藤文博
住所	大泉町西井出	2 1 4 0 - 1
	氏名	山田初男
住所	大泉町西井出	2 1 6 4
	氏名	中島 明
住所	大泉町谷戸	7 7 0 9
	氏名	小池光和
住所	大泉町谷戸	4 0 2 3
	氏名	三井静雄
住所	大泉町谷戸	4 3 8 4
	氏名	浅川 宏
住所	大泉町谷戸	3 8 4 4
	氏名	浅川義彦
住所	大泉町谷戸	3 0 9 3 - 1
	氏名	谷戸俊彦
住所	大泉町谷戸	5 7 3
	氏名	藤森征雄
住所	大泉町西井出	1 8 3 5
	氏名	平井徳弥
住所	大泉町谷戸	1 6 6 9
	氏名	山田力三
住所	大泉町西井出	4 5 2 3

氏名 小林正治
住所 大泉町西井出 8 2 4 0 - 4 0 0 0
氏名 井上幸信
住所 大泉町谷戸 5 6 3 6 - 1
氏名 藤森三男
住所 大泉町谷戸 2 2 0 4

紹介議員
篠原眞清

請願趣旨

平成 2 1 年 5 月 8 日に、北杜市簡易水道運営委員会が北杜市へ提出した「北杜市水道料金等に関する答申」を受け、市は水道料金を統一（改定）する方針を決定しました。この答申により、明野、須玉、高根、長坂、大泉、小淵沢の 6 町と白州、武川の 2 町の 2 系統の料金体系とし、住民説明会を行いました。

昨年 1 0 月 2 6 日に行われた大泉町への説明によれば、合併協定書の協定項目に「水道使用料等について、できるだけ早期に地域的な統一を図る」とあり、公平性の観点から水道料金等の統一（改定）は急務だということでした。

この改定で、全体では約 5 % の値上げになるという説明でしたが、口径 1 3 ミリで 1 月当たりの使用料が 2 0 立方メートルの一般家庭に限れば、大泉町の料金は 5 0 % もの大幅な値上げである一方で、高根町が約 3 6 %、須玉町と小淵沢町が約 1 8 %、長坂町が約 1 9 % の値下げになること。今回の料金改定では、水道会計の健全化にはつながらないことなど、住民からは改定案の内容は不公平であり、必然性がないとの意見が相次ぎ、この日の説明会は市の説明に住民は納得しないまま、終わりました。

1 1 月 2 6 日に 2 回目の住民説明会が開かれましたが、市の考えはまったく変わることなく、新たに前回には説明のなかった、「平成 2 1 年度までに簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省の承認を受ければ、平成 2 8 年度までの補助対象になる」という厚生労働省の方針を紹介し、料金を統合しなければ、補助金が受けられないと説明されました。

しかし、大泉町の住民の声が今回の説明の内容にもまったく反映されなかったことで、市の提案はこの日も住民の理解を得られませんでした。

今年 1 月 2 6 日に行われた 3 回目の説明会も市の姿勢に変化はなく、住民から出された水利権問題や大泉町の水道の歴史、大門ダムの水を引くことに反対しながらも、1 千トンの受水を引き受けた経緯などの意見は、結果として完全に無視された形になりました。

一方、市が強調してきた「補助金を受けるためには、料金統一をしなくてはならない」との説明については、住民が厚生労働省から聞き取り調査を行い、「北杜市はすでに簡易水道事業統合計画書を提出しているので、補助金を受け取ることができる」ことが明らかになりました。このことで、料金統一なくして補助金なしという市の説明は、料金統一ありきという意図があることが明らかになりました。

また、市が平成 1 9 年 2 月に提出した簡易水道事業統合計画書は、4 6 の簡易水道事業を 1 個の上水道事業に統合し、最終的に同一料金体系、同一料金の実施を行う計画となっています。しかし、この計画は議会にも報告されず、ましてや地域の意見も反映していないものであるにもかかわらず、現在、市が提出しようとしている北杜市水道事業経営認可申請は、今後の市の

水道行政を拘束するものです。北杜市の水道事業をどのようにするかは、大変、重要な問題にもかかわらず、8町が合意できる地域水道ビジョンはいまだに確立していません。市及び市議会に求められているのは、住民参加による地域水道ビジョンをつくり、それに沿った料金体系を含む将来の事業を進めていくことです。

以上の理由から、北杜市議会において、次の項目についてご議決いただきますよう、お願いいたします。

請願事項

1. 水道料金統一（改定）を一度白紙撤回し、市民が納得できる計画を作り直すこと。
2. 住民参加による地域水道ビジョンを策定し、これに基づいた料金体系をつくること。

請願理由

1. 北杜市簡易水道運営委員会の答申に明記されている説明責任が十分果たされておらず、大泉町の住民の理解がまったく得られていない。
2. 今回の料金改定は、水道会計の健全化に寄与しない。
3. 原価の高い地域の料金が引き下げられ、安い地域の料金が大幅に上がるのは、著しく公平性を欠く。
4. 料金統一の必然性を説いた市の説明に瑕疵がある。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご採択をいただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は、北杜市議会会議規則第124条第2項の規定により、北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会に付託し審査したいと思います。ご異議ありませんか。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

請願第1号「水道料金統一（改定）」の見直しに関する請願書につきまして、すでに議案第25号北杜市簡易水道給水条例として、本請願と同一趣旨の議案が提出され、北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会で審議されることが決まっております。

本案件は一事不再議の原則に従ってみなし採択、またはみなし不採択となり得るのが通例であり、審議されないと考えます。そこで改めて質疑を行いたいため、議長に許可をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

ただいまの、利根川昇君の質疑を許します。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

それでは、紹介議員の篠原眞清議員に伺います。

条例の可決、否決が採決により決したあとに、同一趣旨の請願を審議することは議会の意思が相反する可能性をはらんでおり、そのような請願であると思っております。議会の意思決定に反することと考えます。また、議員一人ひとりの議決権を無視するものであり、みずからの議決権をも放棄することにもなり得ます。紹介議員として、市民の願いを議会の審議に反映できない

可能性が高い、この請願の取り扱いとして、議会を混乱させ、なおかつ市民の動揺を招くことに、市民の代表として、この点いかがお考えか、伺いたと思います。お願いします。

○議長（秋山俊和君）

紹介議員である篠原眞清君の答弁を求めます。

6番、篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

ちょっと、お答えをする前に、進めとして、議長から付託という話が出ておりますが、そのことも、私は決めてから、こういう議論をするのかなという気がするんですが、いずれにいたしましても、私に紹介議員としての答えを求められましたから、私の考えをここで述べさせていただきます。

請願はどなたもご承知のとおり、憲法第16条で認められた国民の基本的な権利でございます。そしてその請願が、書式が整っていることによって、それを受理する。すでにこの請願は、議長が受理をしております。さらに、その請願の中身につきましては、公序良俗に反するものでない限りは、形式を整えておれば、国民の大事な権利の1つを行使することでありますから、当然、私は今回の水道料金統一に関しましては、それぞれの地域でさまざまな声が出ておることを承知しておりますし、説明会にもうかがって、地域の皆さんのお声を聞いております。今回の大泉地区の皆さんのお声を議会へ届けるための請願、その基本的な権利を紹介議員としてつなぐのは、一地方議員として当然の行為という認識のもとに行わせていただきました。

決して議会の議決権、それを侵害するうんぬんの問題ではないと思います。このことはたとえば、条例と審議する中身が重なったとしても、今日ここで、本会議で私が趣旨説明をさせていただくことによって、しっかりと、この議会へ請願の趣旨をお伝えすることができておりますから、十分それをもって、また特別委員会の中でも、議員の皆さま方も審議をなさっていただけるものと思っておりますから、条例と請願が重なることは、なんら問題のないことであるというふうに私自身は理解しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

6番議員、篠原眞清君の答弁が終わりました。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

一事不再議の原則が、いずれにしても適用されます。今回のこの請願は、冒頭でも述べましたように、あまりにも原案に相反する請願であるわけですから、請願人に説明して、運営委員会においても、要望として受け止めたらどうでしょうかという意見もありました。しかし、篠原議員は原案に対して白紙撤回の修正であるとか、違った提案はできないこととなります。みずからの意思を決めつけてしまっております。請願は、要望ではありません。紹介議員としては、いかが、この点はお考えですか。最終的には、委員会では審議されないということになります。それでもよろしいわけですね。

○議長（秋山俊和君）

利根川昇君の質疑に対して、6番、篠原眞清君の答弁を求めます。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

取り扱いに関しましては、当然、請願と同一内容の趣旨の議案が提出された場合には、条例が先に審議されるという形で進むという方法もございます。もちろん今、お話に出ております一事不再議という原則、これはもちろん尊重するわけでありますが、いずれにしても、どういう形であれ、議会における議案の議決内容と請願の採択、不採択、その議会の、これも意思でございますが、これが相反しないように、十分留意することが大事であるというふうに承知をしておりますから、そういう取り扱いでよろしいのかなというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

紹介議員の答弁が終わりました。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

いずれにしても、市民のためを考えるということであるわけですから、委員会で十分な審議をして、将来に禍根を残さない、子どもたちの未来に対し、責任を持てるような結論を、われわれも一緒になって見出すことが、われわれ議員の使命だと考えます。このまま、放っておくような形になってしまうように見えるんですが、この点、3回目の質疑をさせていただいて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

紹介議員の、篠原眞清君の答弁を求めます。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

議案と請願趣旨の審議が重なるということをもって、今、ご心配される部分のご発言等がされているのかなというふうに私は思いますが、私ども議員は当然、市民の負託を受けて、議会へ臨ませていただいております。議員として知り得た内容について、市民の声を議会の中の審議に生かしていくということはもちろん、通常させていただいているわけでありますが、それに重ねて、直接、市民の皆さんの声を、その議会での審議の場に持っていくという方法として、こういう請願という方式がございます。私は、そこでさらにこの大事な水道問題の審議に、そういう市民の直接の声を受けながら審議するということになりますから、なおさら十分な審議が行える。そういう結果、出てくる議会の意思というものを、また市民の皆さんに理解を求めていくというのが、今回の特別委員会が担う役割というふうに考えておりますので、その方法で私自身も臨みたいというふうに思っておりますから、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

紹介議員の篠原眞清君の答弁が終了いたしました。

ほかに、質疑はございませんか。

（ な し ）

本件は北杜市議会会議規則第124条第2項の規定により、北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会に付託し、審査したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「水道料金統一(改定)」の見直しに関する請願書は、北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第59 請願第2号 北杜市西部上水道(仮称)の開設を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

4番議員、清水進君。

○4番議員(清水進君)

請願第2号の趣旨説明を、請願書の朗読をもって行います。

北杜市西部上水道(仮称)の開設を求める請願書

提出日 平成22年2月25日

北杜市議会議長 秋山俊和殿

請願者

武川町の水道問題を考える会

氏名 小澤宜夫

住所 北杜市武川町宮脇901

紹介議員

北杜市議会議員 清水 進

〃 風間利子

請願趣旨

北杜市は、21年度末に簡易水道事業統合計画を県・国に提出し、市内簡易水道の一元化と水道料金改定を予定しています。この計画は地域の実態と住民生活を無視したもので、度重なる説明会で、大泉町と武川町では厳しい反対意見が集中し、合意が得られませんでした。

特に武川町民は、昭和34年の大水害から住民生活と営農を支える水道として、住民が力を合わせて敷設した水道の行方を左右する大問題として、受け止めてきました。水源も施設もまったく違うダム受水の水道と統合し、全市1体系の1市1水道にして、大幅料金値上げを図ることは、絶対に認めることはできません。

安全で安心して飲める水を安価に供給する水道の継続の願い、大幅な値上げに反対するとともに、武川・白州町をエリアとする北杜市西部上水道(仮称)を開設するよう請願します。

請願事項

北杜市簡易水道事業統合計画には、北杜市東部上水道(仮称)と北杜市西部上水道(仮称)の1市2水道とすること。

請願理由

1. 簡易水道統合にあたっては、水源・水系別の水道にすることが最も合理的である。
2. 公共料金は原価主義に基づいており、施設も費用も違い、単価も大きく違う水道を同一料金とすることには問題がある。格差の少ない水系別の水道事業で、料金算定を行うことが妥当・公平な料金といえる。
3. 良質で清冽な水源を守り、安全な水を確保し、適正な料金とするために、水道運営に地域住民が参加できる身近な水道とする。

以上であります。よろしくご審議をし、採択していただけますよう、お願いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は北杜市議会会議規則第124条第2項の規定により、北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 北杜市西部上水道（仮称）の開設を求める請願書は、北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月12日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時47分

平成 2 2 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 2 日

平成22年第1回北杜市議会定例会（2日目）

平成22年3月12日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 議案撤回の件

日程第2 議案第6号 平成21年度北杜市一般会計補正予算（第7号）

日程第3 議案第7号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第8号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第9号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第10号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第11号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第12号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第13号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第14号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第15号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第16号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第17号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について

日程第14 議案第18号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の制定について

日程第15 議案第20号 北杜市教育委員会組織条例の制定について

日程第16 議案第56号 工事請負契約の締結について（北杜市立小中学校太陽光発電設備設置工事（第1工区））

日程第17 議案第57号 工事請負契約の締結について（北杜市立小中学校太陽光発電設備設置工事（第2工区））

2.出席議員（21人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
4番	清水進	5番	野中真理子
6番	篠原眞清	7番	風間利子
8番	坂本静	9番	小林忠雄
10番	中嶋新	11番	保坂多枝子
12番	利根川昇	13番	千野秀一
14番	小尾直知	15番	渡邊英子
16番	内田俊彦	17番	坂本治年
18番	秋山九一	19番	中村隆一
20番	清水壽昌	21番	秋山俊和
22番	渡邊陽一		

3.欠席議員

3番 相吉正一

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	細川清美	企画部長	小林喜文
保健福祉部長	清水克己	生活環境部長	堀内誠
産業観光部長	名取重幹	建設部長	深沢朝男
教育長	井出武男	教育次長	進藤芳彦
図書館長	老松正樹	会計管理者	比奈田善彦
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	村田茂	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	原藤和雄	長坂総合支所長	清水元義
大泉総合支所長	小池昭一	小淵沢総合支所長	仁科陽一
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本正輝	総務課長	伊藤精二
財政課長	小島良一	税務課長	坂本吉彦
市民福祉課長	原かつみ	教育総務課長	山田栄明

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	上村法広
〃	小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席議員数は、21人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、3番議員 相吉正一君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 議案撤回の件を議題といたします。

議案第19号 北杜市まちづくり審議会条例の制定については、お手元に配布のとおり、市長から撤回したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第19号の撤回については、これを承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号の撤回は承認されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 議案第6号 平成21年度北杜市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

それでは、議案第6号をお願いいたします。

平成21年度北杜市一般会計補正予算書（第7号）について、ご説明を申し上げます。

1ページ目をお開きください。

本補正予算は、事業の確定による減額や不用額の整備などが主な理由でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億4,851万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308億4,551万7千円とするものでございます。

第2条、継続費の変更は「第2表 継続費」の補正によるものでございます。

第3条、繰越明許費の追加及び変更は「第3表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」によるものでございます。

8ページをお願いいたします。第2表 継続費補正であります。

8款4項住宅費の西原団地住宅整備事業につきましては、すべての事業の完了に伴いまして、582万6千円を減額し、総額を5億9,400万5千円とするものでございます。

また、新山崎団地住宅整備事業につきましては、事業の確定に伴いまして、6,248万1千円を減額し、総額を3億790万円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。第3表 繰越明許費補正であります。

まず、追加でございます。3款2項児童福祉費の子育て支援関連施設安全確保・環境改善事業1,040万円及び子ども手当支給準備事業624万3千円。

4款1項保健衛生費の、オオムラサキセンター生態観察施設ビバリウム改修事業682万6千円。

6款1項農業費の県営土地改良事業費4,344万2千円及び県単土地改良事業160万円。

7款1項商工費の自然環境整備交付金事業1,900万円。

9款1項消防費の全国瞬時警報システム整備事業761万3千円。

10款1項教育総務費の理科教育設備整備事業910万5千円の、以上8事業につきましては、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費とする内容でございます。

次に変更でございます。

6款1項農業費の農村地域新エネルギー利活用事業は435万7千円を増額し、3,186万7千円。

8款2項道路橋梁費の市単道路新設改良事業費は754万2千円を増額し、4,654万2千円。地域活力基盤創造交付金事業も97万8千円を増額し、2,097万8千円。道路整備交付金事業2千万円を増額し、4,500万円とする。翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費とする内容でございます。

10ページをお願いいたします。第4表 地方債補正であります。

合併特例事業債につきましては、事業費の確定に伴いまして3億3,270万円を減額し、補正の限度額を18億4,310万円とするものでございます。

公営住宅建設事業債3億3,800万円は、融資条件が交付税バック等、有利な特典がありませんので、市債対応とし、借換債については4億6,388万8千円については、繰上償還として対応。したがって、公営住宅建設事業債及び借換債ともに限度額を0円とするものでございます。

2ページにお戻りください。

歳入であります。1款1項の市民税から6項の入湯税の補正内容であります。景気低迷の中で、法人税の落ち込みにより844万6千円の減額。一方、固定資産税は新築家屋等の増大により、2億4,575万3千円の増額。軽自動車税についても、乗り換え等により582万9千円の増額。入湯税は滞納繰越分の徴収による増であり、総額を2億4,373万6千円の追加補正でございます。

9款の地方特例交付金につきましては、地方特例交付金及び特別交付金の確定により924万3千円の追加でございます。

10款の地方交付税につきましては、普通交付税の確定によりまして、5億8,411万1千円の追加でございます。

12款の分担金及び負担金3,698万1千円の減額であります。県営土地改良事業分担金2,781万円。学校給食費負担金など、917万1千円などの減額でございます。

13款の使用料及び手数料404万8千円の追加であります。観光施設使用料及び体育施設使用料など172万6千円の減額に対しまして、北部ふるさと公苑の指定管理納入金が

577万4千円の追加などの相殺によるものでございます。

14款1項国庫負担金から3項の国庫委託金まで、8,757万6千円の追加でございますが、いずれも事業の確定によるものでございます。

15款1項県負担金から3項県委託金まで、事業の確定により1億2,444万4千円の減額でございます。

16款1項財産運用収入から2項財産売払い収入の1,518万円は、各種の基金利子及び動産の売払い収入でございます。

17款寄附金については、環境保全基金及びふるさと納税寄附金の相殺により、3,755万7千円の減額でございます。

18款繰入金であります。財政調整基金の繰り入れが回避されることにより、10億1,749万1千円の減額でございます。

19款繰越金であります。前年度の繰越金を計上し、8億6,359万5千円の追加でございます。

20款諸収入であります。中央道救急業務支弁金及び生涯学習教室等参加料573万8千円の減額でございます。

21款市債につきましては、11億3,458万8千円の減額でございますが、事業費の確定により、減額や借換債及び公営住宅建設事業債を活用しなかったことによる減額でございます。

補正額を5億4,851万円減額し、歳入総額を308億4,551万7千円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。歳出であります。

1款議会費であります。不用額の整理を行いまして、266万6千円の減額でございます。

2款1項総務管理費から5項統計調査費まで、9,445万5千円の減額であります。主なものは、国県への派遣職員の事務取扱負担金、指定管理施設の修繕費がきめ細かな臨時交付金への組み替え、市民バス事業の確定に伴う不用額、前納奨励金、過年度還付金の不用額の整理などでございます。

3款1項社会福祉費から3項生活保護費まで、1億783万8千円の減額であります。主なものは介護保険特別会計への繰出金、子ども医療費、ひとり親医療費、児童扶養手当、児童手当などの減額と不用額の整理でございます。

4款1項保健衛生費の7,587万6千円の減額であります。各種検診率の低下に伴う事業費の整理や事業確定による不用額の整理でございます。

6款1項農業費から2項林業費まで、7,902万9千円の減額であります。主なものは地域農業産地強化支援事業などの補助金6,835万6千円の減額。県営土地改良事業の10事業の事業確定による不用額などの整理でございます。

7款1項商工費は、企業立地に対する補助金の追加。八ヶ岳権現小屋の改修工事の入札差金などの相殺により、2,950万8千円の追加でございます。

8款1項土木管理費から5項都市計画費の主なものは、委託設計及び各種工事の入札差金や下水道特別会計の繰出金の追加などの相殺により、6,510万8千円の追加でございます。

9款1項消防費の3,028万9千円の追加であります。非常備消防費の増でございます。

10款1項教育総務費から5項保健体育費まで、3億9,910万6千円の減額であります。

太陽光発電補助基準額の減により事業費の減額と、明野小学校及び甲陵中高の屋内運動場の入札差金、小中学校の運営管理費等の不用額の整理であります。

12款公債費4,900万円の減額であります。繰上償還により元金、利子の確定によるものでございます。

13款諸支出金1億3,490万9千円の追加であります。主なものは、甲陽病院の療養病棟建設に対する補助金を整備基金に積み立てることと、各種積立金に対する利子などでございます。

以上、補正総額を5億4,851万円減額し、歳出総額を308億4,551万7千円とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

私は日本共産党を代表して、議案第6号 北杜市一般会計補正予算書（第7号）の反対討論を行います。

反対の理由は7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金補助金及び交付金3,513万8千円の支出です。

北杜市産業立地事業費助成金交付要綱の目的には、雇用機会の拡大を図りとありますが、本市からの雇用はわずかであります。今、必要なことは経済危機で、経営に苦しむ地元の中小零細企業を支援すること及び子どもの医療費助成の年齢引き上げなど、市民の暮らしを守るために市民の税金を有効に使うことです。

以上、反対討論を終わります。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございますか。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

平成21年度北杜市一般会計補正予算（第7号）に対しまして、賛成の討論を行わせていただきます。

まずもって、本第7号補正におきましては、事業確定による補正計数の予算であるというふうに思っております。

それから歳入的に見ますと、国の事業仕分け、また政権交代の影響もあり、代表するように14款2項8目6節の学校教育費補助金におきましては、1億1,691万2千円の減と。ほかにもこのような歳入が見られるところがございます。

また、高く評価したいと思いますのは、18款2項1目基金繰入金にいたしましては、10億1,749万1千円の基金の取り崩しを回避したということに関しましては、これまでの事務事業の見直し、また数々のシーリングを行った結果だというふうに思ひまして、評価をいたすところがございます。

先ほどございました産業立地助成金におきましては、北杜市に本社を置いてくださるところにつきましましては、当然、雇用もしていただける、固定資産も入る、また法人税も入る、そうしたことに鑑みながら、助成金を出していくということで、これにつきましましては、条例に基づき行っていることでありますので、高く評価もしていきたいところだというふうに思っているところがございます。

今回の補正におきましては、先ほどの補正（第6号）の中のきめ細やかな国からの交付金におきましても、その事業を繰り入れたり、移行しながら、減額等も図りながら、最終的におそらく今年度、最後の補正になるのではないかというふうに思っているところがございます。

執行側の努力も考えまして、今定例会に提出されました平成21年度第7号補正予算につきましましては、賛成を行います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

異議がありますので、議案第6号は起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第6号 平成21年度北杜市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第3 議案第7号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第8号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第9号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第10号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）

以上4件を一括議題としたいと思いますますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第10号までの4件を一括議題としたいと思います。

内容説明を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長(清水克己君)

議案第7号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出の総額からそれぞれ2,144万8千円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ56億4,821万7千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項国民健康保険税1,189万2千円の増額でございます。一般被保険者保険税1,561万9千円の増。退職者被保険者保険税372万7千円の減によるものでございます。

3款1項国庫負担金4,944万5千円の減額でございます。主なものは、療養給付費等負担金の現年度分8,119万6千円の減。過年度分の追加交付、3,135万5千円の増によるものでございます。

2項国庫補助金155万5千円の増額でございます。特別調整交付金の増によるものでございます。

4款1項療養給付費等交付金9,099万2千円の増額でございます。社会保険支払い基金よりの交付金の増でございます。

5款1項前期高齢者交付金1,508万6千円の減額でございます。額の確定によるものでございます。

7款1項共同事業交付金3,780万3千円の減額でございます。高額医療費共同事業交付金2,058万7千円の増。保険財政共同安定化事業交付金5,839万円の減によるものでございます。

8款1項財産運用収入197万7千円の増額でございます。財政調整基金の利息の増でございます。

9款1項他会計繰入金2,628万8千円の減額でございます。主なものは、一般会計よりの財政安定化支援事業繰入金2,061万1千円の減。出産育児一時金等繰入金386万7千円の減によるものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項療養諸費9,856万2千円の増額でございます。一般被保険者療養給付費7,123万円の増。退職被保険者療養給付費2,576万2千円の増によるものでございます。

2項高額療養費2,590万6千円の増額でございます。一般被保険者高額療養費1,982万6千円の増。退職被保険者高額療養費743万円の増。一般退職被保険者高額介護合算療養費135万円の減によるものでございます。

4項出産育児諸費590万1千円の減額でございます。出産育児一時金の件数の減によるものでございます。

5項葬祭費200万円の減額でございます。件数の減によるものでございます。

3款1項後期高齢者支援金等382万6千円の増額でございます。額の確定によるものでございます。

5款1項老人保健拠出金4,808万5千円の減額でございます。額の確定によるものでございます。

7款1項共同事業拠出金9,513万4千円の減額でございます。高額医療費共同事業医療費拠出金158万6千円の増。保険財政共同安定化事業拠出金9,672万円の減によるものでございます。

8款2項保健事業費225万5千円の減額でございます。各種疾病予防等の消耗品、通信運搬費等の減によるものでございます。

9款1項基金積立金197万8千円の増額でございます。財政調整基金に積み立てるものでございます。

5ページをお願いいたします。

11款3項繰出金239万5千円の増額でございます。市立病院の休日・夜間手当が国保会計に特別調整交付金として入りますので、病院会計に繰り出すものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第8号をお願いいたします。

議案第8号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第2号)について、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出の総額からそれぞれ1,853万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,724万9千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項支払い基金交付金1,146万6千円の減額でございます。老人医療費交付金の減でございます。

2款1項国庫負担金702万6千円の減額でございます。老人医療費国庫負担金の減でございます。

3款1項県負担金175万6千円の減額でございます。老人医療費県負担分の減でございます。

6款2項雑入237万1千円の増額でございます。交通事故等の第三者行為損害賠償金41万円。社会保険支払い基金国保連合会への、事務費の還付金196万1千円でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項医療諸費1,808万円の減額であります。医療給付費の減によるものでございます。

以上でございます。

失礼しました。歳入で、ちょっと間違えまして、訂正させていただきます。

歳入の2款1項国庫負担金702万4千円の減額でございます。すみません。

続きまして、議案第9号をお願いいたします。

議案第9号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご

説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出の総額にそれぞれ35万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,671万2千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料407万円の増額でございます。普通徴収分の増、特別徴収分、過年度分の減によるものでございます。

3款1項一般会計繰入金412万3千円の減額でございます。事務費繰入金199万5千円。それから安定繰入金212万8千円の減によるものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

歳出については徴収事務費の減額、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第10号をお願いしたいと思ます。

議案第10号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出の総額からそれぞれ2億7,096万3千円を減額し、歳入歳出予算の増額をそれぞれ32億8,688万8千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項介護保険料1億4,478万5千円の減額でございます。第1号被保険者の現年度分の特別徴収保険料の減額が主なものでございます。

3款1項国庫負担金957万8千円の減額でございます。介護給付費国庫負担金の減によるものでございます。

2項国庫補助金2,144万2千円の減額でございます。介護給付費財政調整交付金の減が主なものでございます。

4款1項支払い交付金5,032万円の減額でございます。支払い基金からの介護給付費交付金、地域資源事業交付金の減によるものでございます。

5款1項県負担金1,220万8千円の減額でございます。介護給付費地域支援事業の県負担分の減によるものでございます。

7款1項一般会計繰入金3,179万8千円の減額でございます。主なものは、介護給付費繰入金3,371万4千円の減額。過年度分総務管理費繰入金247万円の増によるものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項介護サービス諸費2億2,930万円の減額でございます。主なものは、居宅介護サービス費8,350万円の減。施設給付費1億4,870万円の減。介護福祉用具購入費390万円の増。介護予防給付費2,280万円の減によるものでございます。

2項介護予防サービス等諸費2,260万円の減額でございます。介護支援サービス利用者

の減によるものでございます。

7項特定入居者介護サービス等費1,800万円の減額でございます。特定施設入所介護サービス費の減によるものでございます。

5款1項介護予防事業費401万円の減でございます。特定高齢者把握事業、生活機能検査個別検診委託300万円の減。予防啓発事業費、成年後見制度支援事業の減によるものでございます。

6款基金積立金301万9千円の増額であります。介護給付費支払い準備基金への積み立てでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号から第10号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第10号までの4件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論のある場合は、議案番号と議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

まず、議案第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成21年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第10号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成21年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第7 議案第11号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第8 議案第12号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第13号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

以上3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第13号までの3件を一括議題としたいと思います。

内容説明を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長(堀内誠君)

議案第11号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第11号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億8,256万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,990万7千円とするものであります。

第2条、繰越明許費であります。「第2表 繰越明許費」により翌年度へ繰り越すものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。変更は「第3表 地方債補正」によるものでござ

ざいます。

4ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費であります。

2款1項事業費、水道施設整備事業、金額1,116万9千円であります。小淵沢まちづくり交付金事業で、巨摩跨線橋の架け替えを行うわけですが、水道管の架設工事につきまして、JRとの協議に不測の日数を要したためでございます。

また、山梨県農務部の中山間総合整備事業によりまして、舗装普及工事が翌年度に繰り越されたため、水道管の敷設替えを翌年度に繰り越すものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表 地方債補正でございます。

補正前の限度額8億2,900万円から4億7,760万円を減額いたしまして、補正の限度額3億5,140万円とするものでございます。

公債費の繰上償還のための借換債を3億6,890万円。施設整備のための水道事業債1億890万円をそれぞれ減額するものでございます。

2ページに戻っていただきたいと思っております。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

1款の使用料及び手数料1,967万5千円の減額ですが、水道使用料が主なる減額でございます。

2款の分担金及び負担金597万5千円の減額ですが、加入負担金及び工事負担金の減額であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金の3,939万3千円の減額であります。補助事業の確定によるものでございます。

4款財産収入、財産運用収入の19万9千円の追加でございます。基金の運用利子でございます。

5款繰入金4,938万6千円の減額であります。一般会計からの施設管理経費分としまして、1,040万円。建設改良費分として、323万8千円。下水道会計からの繰入金103万3千円。基金からの繰入金3,471万5千円をそれぞれ減額するものでございます。

6款の繰越金であります。1,098万7千円は新たに追加をする部分でございます。

7款の諸収入、雑入でございます。172万3千円の減額でございます。県が行います道路整備事業にかかります補償金の減額でございます。

8款の市債でございます。4億7,760万円の減額でございます。公債費の繰上償還のための借換債3億6,870万円の減。それから施設整備のための水道施設整備事業債1億890万円をそれぞれ減額するものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款の水道管理費、総務管理費の207万2千円の減。2項の施設管理費1,040万円の減。

2款の水道施設建設費の1億9,959万4千円の減であります。施設関係費の維持管理補修の経費、それから事業の確定によります不用額の整理を行うための減額でございます。

3款の公債費でございます。3億7,070万円の減額であります。公債費の繰上償還のための借換債3億6,870万円及び、支払い利子の200万円の減額でございます。

4款諸支出金の基金積立金20万円につきましては、基金の運用益を基金へ積み立てるもの

でございます。

次に、下水道事業特別会計補正予算のご説明を申し上げます。

1ページをお願いしたいと思います。

議案第12号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でありますけれども、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,294万3千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ30億7,973万2千円とするものであります。

第2条の地方債の補正でありますけれども、「第2表 地方債補正」により地方債の限度額を変更するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございますけれども、補正前の限度額10億660万円から1億8,030万円を減額いたしまして、補正後の限度額8億2,630万円とするものでございます。これにつきましては、公債費の繰上償還のための借換債1億6,950万円、施設整備のための下水道事業債1,080万円をそれぞれ減額するものでございます。

2ページに戻っていただきたいと思っております。

第1表 歳入歳出予算の補正でございます。1項の分担金及び負担金の分担金3,441万円の追加でございますけれども、下水道への接続に伴う加入負担金の増でございます。

2款の使用料及び手数料の336万5千円の追加でありますけれども、下水道の使用料322万6千円。指定工事の登録によります、更新手数料13万9千円の増額でございます。

6款の繰入金1億595万5千円の追加でありますけれども、一般会計からの繰入金で、公債費の繰上償還のための1億6,950万円の追加。施設整備の分として、6,354万5千円の減額によるものでございます。

8款の諸収入の雑入341万5千円の追加でありますけれども、県工事でありますふれあい支援農道に伴う移転補償の341万5千円の追加でございます。

9款の市債1億8,030万円の減額でありますけれども、繰上償還のための借換債1億6,950万円、施設整備のための下水道事業債1,080万円をそれぞれ減額するものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でありますけれども、1款総務費の総務管理費850万円の減額につきましては、施設維持管理費の不用額の整理によるものでございます。

2款の事業費2,444万3千円の減額につきましては、工事後の舗装復旧の測量委託、JR小海線水深工事の設計委託等、工事の不用額の整理によるものでございます。

3款の公債費につきましては、財源更正でございます。

次に議案第13号 農業集落排水事業特別会計の補正予算をお願いしたいと思います。

議案第13号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でありますけれども、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,750万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,105万8千円とするものであります。

第2条、地方債の補正であります、「第2表 地方債補正」によりまして、限度額を変更するものでございます。

4ページをお願いしたいと思います。第2表 地方債の補正であります。

補正前の限度額3億6,760万円から4,240万円を減額いたしまして、補正後の限度額3億2,520万円とするものでございます。これにつきましては、公債費の繰上償還のための借換債4,240万円の減額をお願いするところでございます。

2ページに戻っていただきたいと思えます。第1表 歳入歳出予算の補正であります。

歳入でありますけども、1款分担金及び負担金、1項の分担金366万1千円の追加であります、下水道への接続に伴う加入分担金であります。

2款の使用料及び手数料、1項の使用料115万5千円の追加であります、下水道の使用料の追加でございます。

6款繰入金2,008万4千円の追加でありますけども、一般会計からの繰入金で、公債費の繰上償還のための4,240万円の増、施設管理経費分2,231万6千円の減によるものでございます。

9款の市債4,240万円の減額でありますけども、繰上償還のための借換債4,240万円を減額するものであります。

3ページの歳出であります。

1款総務費、総務管理費の1,750万円の減額につきましては、施設維持管理経費の不用額を整理したものでございます。

3款の公債費につきましては、財源更正であります。

以上、よろしくご審議のほどをご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第11号から議案第13号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第13号までの3件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論のある場合は、議案番号と議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

まず、議案第11号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成21年度北杜市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第10 議案第14号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長(進藤芳彦君)

それでは議案第14号 北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第4号)の説明をさせていただきます。

1ページをお開き願いたいと思います。

平成21年度北杜市甲陵中・高等学校の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,424万8千円を減額し、9億2,691万円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債の補正」によるものでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

地方債の補正でございますけども、補正前の限度額4億4,520万円を6,340万円減額しまして、3億8,180万円とするものでございます。これは屋内運動場、それからトイ

レの改修工事等の額の確定に伴う減額でございます。

それでは、2ページにお戻り願いたいと思います。

2款の国庫補助金でございますけれども、3,353万1千円の増額でございます。中学校に対する屋内運動場の補助金の単価の基準が引き上がったために、増額されるものでございます。

次に5款の繰入金でございますけれども、事業費の確定に伴いまして、一般会計からの繰入金、それから基金からの繰入金を減額するものでございます。

6款の繰越金でございますけれども、事業費の確定に伴いまして、2,273万2千円を繰越金として積み立てておくものでございます。

それから8款の市債でございますが、6,340万円の減額でございます。

3ページをご覧ください。

歳出でございますけれども、1款の総務管理費でございますが、5,355万円の減額でございます。屋内運動場、それから屋内運動場の請負差金、それからトイレの改修工事の実施設計の完了に伴います事業費の確定により、減額するものでございます。

2款の教育費でございますが、高等学校費、消耗品等の精査に伴いまして、160万円の減額をするものでございます。

4款の諸支出金でございますが、基金積み立てに90万2千円をするものでございます。

以上、説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご可決をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第14号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第11 議案第15号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第16号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第3号)

以上2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号及び議案第16号の2件を一括議題としたいと思います。

内容説明を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長(清水克己君)

議案第15号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第3号)について、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成21年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出の総額にそれぞれ1,846万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,924万6千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款1項繰越金1,846万3千円の増額でございます。20年度よりの繰越金でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

3款1項基金積立金1,846万3千円の増額でございます。財政調整基金への積立金でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第16号をお願いいたします。

議案第16号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第3号)について、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成21年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ727万4千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億43万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款1項繰越金727万3千円の増額でございます。平成20年度よりの繰越金でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

3款1項基金積立金727万4千円の増額でございます。財政調整基金への積み立てでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第15号及び議案第16号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号及び議案第16号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論のある場合は、議案番号と議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第15号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

10分間、休憩をとりまして、再開は11時5分にしたいと思います。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第17号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

議案第17号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について、内容のご説明をいたします。

概要書であります、趣旨であります。

昨年11月、北杜市と抱川市とで交わしました公務員相互派遣に関する合意書に基づき、北杜市から抱川市へ職員を派遣するに伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇に関する法律の定めにより、派遣される職員の処遇等に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

条例の内容についてであります。2ページをお開きください。

この条例は9条からで構成をいたしまして、第1条において、先ほど申し上げました趣旨を定めております。

第2条1項におきましては、職員を派遣することができる外国の機関を同条第2項において、派遣できる職員から除外する職員について、また第3条においては派遣期間を更新する場合の手続きを定めております。

3ページをご覧ください。

第4条であります、一般の派遣職員の給与の支給の方法について、定めております。

また派遣先での業務を公務とみなすこととしまして、第5条で傷病休暇について、第6条で、退職手当の算定期間について、それぞれ、その取り扱いを定めております。

第7条では、派遣先への赴任の際における旅費の支給について。

第8条で、企業職員、単純労務職員である派遣職員の給与の支給について定めております。

第9条では、派遣先の機関における勤務条件等や職員の派遣の状況についての報告義務を定めております。

なお、この条例は本年4月1日から施行するものでございます。

以上、北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例について、内容の説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第17号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第17号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第14 議案第18号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長(清水克己君)

議案第18号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の制定について、ご説明をいたします。

制定の理由でございますけれども、介護保険サービスの利用者については、介護報酬の1割を負担していただいております。

地域支援事業におきましても、参加者から費用の一部負担を求めることから、地域支援事業における利用料を定める必要があるために、条例を制定するものでございます。

2ページの条例をご覧ください。

この条例は7条からなっております、第1条で趣旨を定めております。

第2条で対象事業を定めており、筋力元気あつぷ事業、運動教室・体操教室事業、ふれあい広場事業の3事業を規定しております。

第3条は、利用料の額の規定でございますけれども、別表で定めており、一番下に別表がありますけれども、元気あつぷ事業、1事業につき2千円。運動教室・体操教室事業、1事業につき1千円。ふれあい広場事業、1回につき250円の規定でございます。

第4条は納入義務者の規定、第5条は利用料の納期の規定、第6条は利用料の減免の規定、第7条が委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第18号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第18号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 北杜市地域支援事業の利用料に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第15 議案第20号 北杜市教育委員会組織条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長(進藤芳彦君)

それでは議案第20号 北杜市教育委員会組織条例の制定について、説明をさせていただきます。

趣旨でございますが、第1次総合計画を推進する中で、初等・中等教育及び中高一貫教育及び生涯学習環境への市民ニーズの多様化に伴い、教育委員1人を増員し、より一層の教育の機会均等と教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた、教育の振興を図る必要性が生じたため、条例を定めるものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

本条例につきましては、教育委員の人数を定めるものでございますので、本文のみとなっております。

以上、説明と代えさせていただきます。ご審議の上、よろしくご議決のほうをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第20号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第20号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 北杜市教育委員会組織条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第16 議案第56号 工事請負契約の締結について（北杜市立小中学校太陽光発電設備設置工事（第1工区））

日程第17 議案第57号 工事請負契約の締結について（北杜市立小中学校太陽光発電設備設置工事（第2工区））

以上2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号及び議案第57号の2件を一括議題としたいと思います。

内容説明を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

それでは、お手元の議案第56号について、ご説明を申し上げます。

工事請負の締結、北杜市立小中学校太陽光発電設備設置工事（第1工区）について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的 北杜市立小中学校太陽光発電設備設置工事（第1工区）
2. 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
3. 契約金額 4億8,615万円
4. 契約の相手方 東京都千代田区西神田1丁目4番5号
東光・松下産業北杜市立小中学校太陽光発電設備設置事業共同企業体
構成員（代表者） 東京都千代田区西神田1丁目4番5号
東光電気工事 株式会社
取締役社長 馬田榮
構成員 東京都文京区本郷1丁目34番4号
株式会社 松下産業
代表取締役社長 松下和正

続きまして、議案第57号でございます。

工事請負の締結、北杜市立小中学校太陽光発電設備設置工事（第2工区）について、ご説明を申し上げます。

1. 契約の目的 北杜市立小中学校太陽光発電設備設置工事（第2工区）
2. 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
3. 契約金額 3億8,997万円
4. 契約の相手方 東京都港区芝浦3丁目4番1号
株式会社 NTTファシリティーズ
代表取締役社長 沖田章喜

以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第56号及び議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号及び議案第57号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論のある場合は、議案番号と議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第56号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 工事請負契約の締結について(北杜市立小中学校太陽光発電設備設置工事(第1工区))は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第57号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 工事請負契約の締結について(北杜市立小中学校太陽光発電設備設置工事(第2工区))は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月16日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日はこれをもって、散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時20分

平成 2 2 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 6 日

平成22年第1回北杜市議会定例会（3日目）

平成22年3月16日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 渡邊英子君
明政クラブ 坂本 静君
市民フォーラム 野中真理子君
公明党 小尾直知君
日本共産党 清水 進君

2. 出席議員（22人）

1番 小須田稔	2番 中山宏樹
3番 相吉正一	4番 清水進
5番 野中真理子	6番 篠原眞清
7番 風間利子	8番 坂本静
9番 小林忠雄	10番 中嶋新
11番 保坂多枝子	12番 利根川昇
13番 千野秀一	14番 小尾直知
15番 渡邊英子	16番 内田俊彦
17番 坂本治年	18番 秋山九一
19番 中村隆一	20番 清水壽昌
21番 秋山俊和	22番 渡邊陽一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(38人)

市 長	白倉政司	副 市 長	三井弘之
総務部長	細川清美	企画部長	小林喜文
保健福祉部長	清水克己	生活環境部長	堀内誠
産業観光部長	名取重幹	建設部長	深沢朝男
教育長	井出武男	教育次長	進藤芳彦
図書館長	老松正樹	会計管理者	比奈田善彦
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	村田茂	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	原藤和雄	長坂総合支所長	清水元義
大泉総合支所長	小池昭一	小淵沢総合支所長	仁科陽一
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本正輝	総務課長	伊藤精二
財政課長	小島良一	地域創造課長	浅川明男
企画課長	大芝正和	児童家庭課長	吉田昌司
長寿福祉課長	深澤久美子	環境課長	由井秀樹
上水道課長	小尾善彦	下水道課長	堀内健二
農政課長	中山欣也	林政課長	長坂高明
商工課長	植松広	教育総務課長	山田栄明
学校教育課長	伊藤勝美	生涯学習課長	水上英子

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	上村法広
〃	小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、5会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで、各会派の質問順位及び代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北杜クラブ、105分。2番 明政クラブ、90分。3番 市民フォーラム、45分。4番 公明党、30分。5番 日本共産党、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、15番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

おはようございます。

春の息吹を感じながら胸を膨らませ、トップバッターとして心地よい緊張の中で質問をさせていただきます。

3月定例議会にあたり、北杜クラブを代表して質問させていただきます。

今年度を振り返ってみますと、国際的には経済の低迷や地球規模での環境の悪化、各国での大災害、さらには新型インフルエンザの流行など非常に厳しい状況にあり、国内的には長引く不況や雇用情勢の悪化の中、政権の交代もあり、社会・経済・政治ともに目まぐるしく変化した1年であったと認識いたしております。

わが北杜市にあっては、このような国内外のうねりの中、特別交付税として29億円余りの破格の交付を受け、雇用促進住宅の購入や小中学校への太陽光発電施設の設置、医療機関へのCTやMRI、マンモグラフィーの導入など、環境創造都市の実現に向けて着実に施策を推進しており、市長の市政運営に意を強くしているところであります。

市政施行以来、6年余りを経過し、平成22年度に向けて、新たな施策の展開が期待されています。そこでまず、事務事業の評価について、お尋ねいたします。

北杜市では厳しい財政状況のもとで、行政のスリム化や市民参加の行政運営を目指して、平成21年3月12日に財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、行政評価システムの導入などへの取り組みを規定した事務事業評価が告示されました。

行政が市民ニーズに的確に対応して、みずからのシステムやスタイルを変え、市民との協働によるまちづくりを進めていくことは、誠に時宜を得たものであり、今後の成果を大いに期待しているところであります。しかし、一方、事務事業評価にあたって、効率性を追求するあま

り、市民サービスの低下や職員数削減による人材不足などを招かないか、危惧しているところでもあります。

そこで、21年度の事務事業評価の内容について、以下、質問させていただきます。

まず、評価結果の活用についてであります。

評価結果が、22年度予算や機構改革にどのように反映されているのか。また事業評価の類似事業が見られますが、どのような整理をなされたのか、お伺いいたします。

一方、評価結果を見ますと、A評価の割合が86%となっており、マイナス経済成長の中で高すぎないかと思っています。内部での評価の結果だと考えますが、第三者機関による評価制度の導入が必要ではないでしょうか。当局の見解をお伺いいたします。

常日頃から、私はよい仕事は職員の資質にあると思っています。事業効果を高めていくためには、人材育成が大切だと考えますが、市としては必要な人材の育成をどのように進めていけるのか。また職員数の削減に対処するためには、適材適所の人材配置と的確な人事評価が必要だと思いますが、その対応方針についても併せてお伺いいたします。

評価結果につきましては、ホームページで公表されていますが、市民の皆さんに正しく伝えていくことは、大変重要なことでもあります。その際、事務事業評価には各事業の規模が把握できるように、予算の額や決算の額を記載すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に各種審議会、検討委員会の検討経過について、お尋ねいたします。

北杜市では現在、水道料金の統一をはじめ、小中学校の統廃合や保育園の規模等の適正化、図書館整備や下水道問題などについて、審議会や検討委員会で、鋭意、検討が行われていますが、執行にあたり当局の慎重な対応を期待しつつ、以下、質問いたします。

なお、水道料金の統一につきましては、議会において北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会を設置し、検討してきたところであります。そこでまず、北杜市立小中学校の統廃合について、お伺いいたします。

北杜市教育委員会は、小中学校適正規模等審議会の答申内容をもとに、小中学校の統廃合と配置を具現化する実施計画を、年度内に作成する意向であると承知いたしております。学校の統廃合につきましては、地域の期待や要望も多く、とりまとめは大変な作業であります。しかしながら当面の目標である一次統合は、平成25年度を統廃合の時期としているわけでありませぬ。この状況の中で、統廃合の理解を得るには、市民の負担軽減と利便性の向上を担保することが重要であり、十分な意見集約と長坂・高根の両学区の学校関係者や地区住民に対する実施内容の説明が必要であります。

ここで、長坂地区におけるコンサルタント会社の調査結果と高根地区でのコンサルの実施期間について、まずお伺いいたします。

次に先般の長坂地区での説明会では、検討委員会を設置して、諸問題を検討するという当局からの答弁がありましたが、長坂地区の検討委員会はいつ立ち上げるのかをお伺いします。一方、中学校の統廃合についても、審議会で論議されていると承知いたしておりますが、中学校の統廃合はどのようになさるのか、現在の経過も含めてお伺いいたします。

また、審議会規則では実施計画については市長、議会への報告及び市民、関係者の説明が規定されていますが、その時期と方法はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に保育園のあり方について、お尋ねいたします。

わが国では出生率の減少と少子化が進む一方、女性の社会の進出とともに保育園への入所希

望の増大など、保育対象児童を取り巻く環境は大きく変化しております。このことは、北杜市におきましても同様で、今後もこの傾向は続くものと推測されます。

このような環境のもと、北杜市では保育園のあり方について、平成20年10月に市長からの諮問を受け、現在、保育園適正化規模等審議会で検討がなされておりますが、当局では保育園のあり方について、基本的にどのような認識を持たれているのか。また、将来の方向性についても併せてお伺いいたします。

また、保育園の適正規模や配置、適正運営については、現段階でどのように検討されているのか、お聞かせください。

保育園適正規模等審議会での審議の経過や審議結果について、市民の皆さんへの報告はどのように行われるのか、お伺いいたします。

次に市立図書館について、お尋ねいたします。

現代社会では、テレビ、インターネット等の電子メディア社会の到来に伴って、活字離れが進んできているといわれております。このような状況を憂え、国レベルでは今年、政・官・民挙げての読書推進運動、国民読書年をスタートさせ、読書の重要性を訴え、取り組みを進めているところであります。また国は読書教育を充実するため、平成19年度から学校図書購入費の増額を図ったと、お聞きしております。

このような状況下で、北杜市では現在、市立図書館のあるべき姿や方向性について検討するため、適正配置等検討委員会を設置したところであります。委員会での検討内容につきましては、いろいろ取り沙汰されておりますが、市民の方々にお聞きしますと、図書館の統廃合が前面に出ている感がいたします。

そこで学校図書も含めて、図書館の必要性について、どのように認識しておられるのか、当局のお考えをお伺いいたします。

一方、委員会での検討項目が委員会設置要綱で定める所管事項と違いが見受けられますが、どのような意図があるのか、お聞かせください。また、当該委員会での今後の検討予定はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

最後に下水道審議会の審議内容と答申について、どのようになっているのか、お伺いいたします。

次に次世代エネルギーパーク構想について、お尋ねいたします。

地球温暖化に対応して、温暖化防止に役立つ代替エネルギーの開発は、喫緊の課題であります。北杜市では、いち早く環境基本計画を策定し、市内全域において豊かな自然を最大限に生かした新エネルギーの開発の取り組みを加速させ、他市の規範となっております。

一方、国が進めている新国家エネルギー戦略に基づく、次世代エネルギーパーク構想への取り組みは、環境創造都市を標榜し、環境行政の先頭を走る北杜市にとって、主要かつ重要な事業となるものと考えます。

そこで、次世代エネルギーパーク構想への具体的な取り組みについて、お尋ねいたします。

取り組みにあたっては、計画の認定が必要だと承知いたしておりますが、計画認定までの手順と計画策定にあたっての組織体制について、お伺いいたします。

計画策定にあたっては、将来を背負って立つ子どもたちに対する環境教育は、大切なことでもあります。児童生徒など、次世代への環境教育についてはどのように位置づけるのか、お伺いいたします。

次に、太陽熱利用についてであります。

太陽熱を直接利用することは熱効率もよく、農業分野におきましてはガラス温室や地中暖房など、古くから実践されているところであります。最近、世界各国では太陽光を集めて、熱源として利用する太陽熱発電への取り組みが始まっていると承知いたしております。

日照時間の長い北杜市では、温暖化防止に向けて太陽熱利用の発電も視野に入れた新エネルギーの開発に力を入れる必要があると思っておりますが、ご所見をお伺いいたします。また、地球温暖化防止推進事業への具体的な取り組みについても、お伺いいたします。

次に教育の充実について、いくつかお尋ねいたします。

ご承知のように、北杜市では市政発足以来、原っぱ教育の推進を提唱し、未来を背負って立つ、たくましい子どもを育てる施策を実施しているところであります。一方、国レベルでは新学習指導要領が改訂されてから、移行措置2年目に入り、今後、授業時間数も教科科目も増えると聞き及んでおります。

このような環境のもとで、今、教育の現場からは授業時間や教科の増大に加えて、会議や行事、校務分掌もこなさなければならず、教師は多忙を極め、子どもと向き合う時間や教材研究などの時間がとれないという、切実な声が伝わってきています。

そこで学校教育の充実について、いくつかお尋ねいたします。

私は学校教育の基本は、子どもとの接点をいかに多く持つかにあると考えております。そこで、教師が子どもと向き合う時間を持てるような、教員数の確保に努めるべきと思っておりますが、ご所見をお伺いいたします。

一人ひとりのニーズに対応した教育を目指してスタートした特別支援学級は、小中すべての学校など、校内支援体制を整えて対応しておりますが、特別支援学校との連携をどのように図っておられるのか、お尋ねいたします。

次に、小中学校の連携についてであります。

基礎学力の低下や不登校の問題につきましては、大きな社会問題として取り上げられ、その対応を求められていますが、この問題解決には小学校、中学校間の連携が不可欠であります。どのように連携を図っていくのか、お伺いいたします。

次に、教育相談体制についてであります。

北杜市では、機構改革によって、来年度から教育センターを統一することとしていますが、カウンセラーの配置など、教育相談の体制をどのようになさるのか、お伺いいたします。

次に子どもたちの多様な個性を理解しながら、勤労観や職業観を育てるためにキャリア教育を進めておりますが、現在の取り組み状況と今後の進め方について、お伺いいたします。

今年も体力測定や学力テストの結果が発表されましたが、北杜市の子どもたちは多くの課題で全国平均に近い数値を示していると伺っております。

体力づくり、学力テストへの取り組み状況と今後の方向性について、お尋ねいたします。

次に原っぱ教育等の推進について、伺います。

新学習指導要領では、総合的な学習の時間は、小学校では6年間で430時間から280時間に縮小され、中学校では3年間で210ないし335時間から190時間に減少することとなっています。ゆとり教育の時間が少なくなる中で、北杜市が取り組んでいる原っぱ教育や食育をどのように進めていかれるのかをお伺いいたします。

次にスポーツの拠点づくりについて、お尋ねいたします。

スケート競技は峡北地域における伝統的なスポーツであり、過去においてオリンピック選手を輩出するなど、日本スケート界発展に大きく貢献してまいりました。現在の県立八ヶ岳スケートセンターは、昭和58年度にオープンして、冬期間の学校スポーツの拠点として、また地域の観光拠点として、大いに利用されてきたことはご承知のとおりであります。

この八ヶ岳スケートセンターは、今年度から県の指定管理者制度の対象施設となり、平成21年4月から平成26年3月までの5年間、山梨県体育協会が管理・運営しているところであります。しかし近年、少子化をはじめ趣味の多様化に伴い、利用者数は減少傾向にあり、同施設の運営は厳しい状況にあります。また現在、県内には富士吉田市や甲府市を含めて4カ所にスケートリンクがあり、スケート教室を実施する際などは、天候に左右されない屋内スケートリンクを利用する例も見られ、小中学校のスケート教室の利用も減少してきているのが実態です。加えて温暖化の影響を受けて、製氷に莫大な燃料費が必要になっており、これらのことが経営を圧迫していることは、大きな要因となっています。

このような状況のもとで、県は今後の運営について、指定管理での運営が始まったばかりである現時点で、明確な方向は示されないが、運営主体である山梨県体育協会と協議しながら、委譲または廃止を検討していくと聞き及んでいます。

そこで、地域スポーツの拠点施設としている八ヶ岳スケートセンターについて、いくつかお伺いします。

まず八ヶ岳スケートセンターの存続の必要性について、どう認識しているのか、お伺いいたします。

次に八ヶ岳スケートセンターに対する、北杜市の協力体制をどのように図っていかれるのか、お伺いいたします。

また、学校における利活用をどう進めていかれるのか、お尋ねいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

国内外の経済の厳しさ、地球的規模の環境の悪化等、課題の多いときですが、市政推進に激励をいただき、ありがたく思います。これからも財政の健全化をはじめ、北杜市の礎を、また現実を直視しながら、時代に沿った意識づけをするべく、事務事業評価をしてまいります。

事務事業評価について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに評価結果がどのように、平成22年度当初予算に反映されているかについてであります。

平成21年度事務事業評価において、今後の方向性として統合または終期設定、もしくは廃止または休止するものと判断された事業は、9事業ありました。その対応結果は、廃止は高根町の公共牧場管理事務など5件、他事業との統合は妊婦一般健診助成事業、終期設定は旧小淵沢町にこにこステーション局舎など、3件でした。これらについては、平成22年度当初予算に反映させたところであります。

次に、事業内容に類似事業が多く見受けられることについてであります。

このたびの行政組織機構改革により事務分掌の見直しを行い、類似した事業は統合して同一課で事業実施するなどの効率化を図ったところでありますが、今後も類似事業の整理統合に努めてまいります。

次に、評価結果が機構改革にどう反映されているのかについてであります。

合併から5年が経過し、新たな市民ニーズに対応した行政組織の整備を行いました。これにより、本庁と総合支所の分掌事務を見直し、指定管理施設は本庁扱いとすること。子育て支援課、収納課、用地課の設置など、事務の一層の効率化と課題解決を進めていく業務内容としました。

事務事業評価の目的は、事業自体の評価を行うことにより継続的に業務改善をすることであり、類似した事業などは統合し、同一課へ移管するなどの効率化を図ったところであります。

次に、事業効果を高めていくために必要な人材育成についてであります。

本市の職員につきましては、北杜市人材育成基本方針に基づき資質の向上を図り、行政はサービス業であるとの認識を持ち、常に市民の立場に立って多くの行政課題に的確に対応するとともに、コスト意識を持ち、経営的な感覚で行政運営を行うことが重要であると考えております。また地方分権の進展により、地域主権の考え方から国に対する事業提案などが必要とされており、職員の企画立案能力などの向上が求められております。

職員一人ひとりがその自覚を強く持ち、上司が仕事を通じて行う職場研修、市町村職員研修所で行われる職場外の研修及び、職員自身が自発的に取り組む自己啓発などを通じて職員の能力開発が図られ、事業効果も必然的に高まっていくものと考えております。

今後も引き続き、北杜市人材育成基本方針に掲げる目指すべき市職員の育成に努めてまいります。

次に各種審議会、検討委員会の検討経過について、いくつかご質問をいただいております。

下水道事業審議会についてであります。

下水道料金も、合併した北杜市として早期に統一を図るべき課題と考えております。こうしたことから使用料金の不均衡を解消し、料金の適正化を図るため、昨年4月に下水道審議会に下水道料金の統一につきまして、諮問したところであります。現在は、事業別に町ごとの使用料金と改定案との比較検討など、慎重にご審議いただいているところであります。

現状の下水道料金は12の使用料体系であり、非常に複雑なため、どのような統一料金にするのか、審議委員さんに大変苦勞をお掛けしております。当初は、21年度末に答申をいただけるものと考えてまいりましたが、最終調整にもしばらくの審議時間が必要であると思われる。

次に次世代エネルギーパーク構想について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、計画認定に向けての取り組みについてであります。

本年度、北杜市次世代エネルギーパークビジョン策定委員会において、エネルギーパーク構想の報告書を取りまとめいただいたところであります。この構想では、公園のような拠点施設を整備することではなく、北杜市全域をエネルギーパークとして位置づけています。

市、県及び民間において整備されている、市内に点在する既存の新エネルギー施設を活用し、見て、触れて、学習できる場を提供するなど、環境創造都市実現に向けた取り組みの1つです。

今後はこの報告書に基づき、経済産業省に対し、平成22年度計画認定の申請を行ってまい

ります。

次に、計画策定にあたっての組織体制についてであります。

本構想では、持続可能な地域社会と地域環境をつくるためのアクションエリア、北杜市まるごとエネルギーパークを基本理念とし、北杜市の豊かな自然、新エネルギー、人などの地域特性を活かした活動の中から地球温暖化問題、エネルギー問題への理解促進を図り、共通の現状意識を持ち、地域が一丸となって問題解決に取り組むことを目指すこととしています。また基本方針として、水と緑と太陽が生み出す自然エネルギーの活用促進、市民との協働によるエネルギー環境教育の推進と普及啓発、新エネルギー施設と観光資源の連携による地域の活性化が示されているところです。

市民、企業、行政などが構成メンバーとなり、市民や企業等の幅広い意見を反映させながら基本理念・基本方針に基づき、構想の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、太陽熱利用への取り組みについてであります。

太陽熱利用システムの形態としては、給湯システム、暖房システム、太陽熱発電システムなどがあり、地球温暖化の原因である二酸化炭素を排出しないエネルギーであることから、普及拡大が期待されております。

本市では、明野中学校や小淵沢中学校などで集熱により高温になった空気を室内へ送風する暖房システムを導入し、二酸化炭素の排出削減に努めておりますが、こうした新エネルギー設備を生かしたエネルギー環境教育を児童生徒及び保護者や、地域住民の皆さまを中心に実践してまいりたいと考えております。

また、一部報道にありました東京工業大学の太陽熱発電の実証研究については、市内での実証研究実現に向けた検討がされていると聞いておりますが、具体的な内容・時期など、正式な打診があった際には、積極的に対応してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

北杜市立小中学校の統廃合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、コンサルタント調査結果についてであります。

長坂地区小学校それぞれの周辺環境と敷地概要、計画条件の整理、土地利用、配置計画、概算工事費及び総合評価等が示されております。これらをふまえて、教育委員会において場所等の決定を含めた実施計画を示していきたいと考えております。

なお、高根地区につきましては、各校への第1回の意見交換の場を設けたところですので、今後、話し合いを進めていく中で、長坂地区と同様の対応をしていきたいと考えております。

次に、長坂地区での検討会についてであります。

昨年12月21日に開催いたしました長坂地区新しい学校づくり検討会において、一定の理解をいただいたものの、統合小学校の場所の提示がないと具体的な検討ができないとのご意見をいただきました。教育委員会で場所を決定し、関係者に説明しながら検討会に諮ってまいりたいと考えております。

次に、中学校の統廃合についてであります。

答申では中期的展望に立って市内3校とし、既存の施設を利用した適正配置が望ましいとされております。現在、生徒数の減から教科担当教員の配置ができない学校があること。また、既存の部活動が成り立たないなどの、学校現場での切実な問題が生じている現状があります。このようなことから、長坂地区及び高根地区の小学校統廃合と並行して、地域ならびに関係者のコンセンサスを得ながら、統廃合を進めていきたいと考えております。

次に、実施計画の報告等についてであります。

実施計画につきましては、学校設置者である市長との協議・調整を行いながら、今年度末を目途に教育委員会で定め、その後、議会説明を経て、関係団体や機関に順次説明していきたいと考えております。

次に、北杜市における市立図書館について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校図書館を含めて図書館の必要性について、どのように認識しているかであります。

学校図書館は、学習情報センターや読書指導センターとして位置づけられ、今回の学習指導要領の改訂におきましても総則に明文化され、その果たす役割は従来にもまして、重要になってきております。また、公共図書館も学校図書館と同様に、市民の学ぶ場、つまり生涯学習の場であり、あらゆる情報発信の場として、利用者のニーズに合ったサービスを提供していく役割があります。これらを考えると、未来に躍動する北杜市をつくり上げていくためにも、学校図書館や公共図書館は、重要な役割を担っていることは十分に認識しているところであります。

次に、検討委員会での検討項目が要綱で定める所掌事項と異なるがについてであります。

去る1月26日に第1回北杜市立図書館適正配置等検討委員会が開催され、要綱と検討項目を示させていただきました。その中で、金田一春彦記念図書館を中央図書館とした北杜市図書館運営の確立を図っていくことを柱に、今後の図書館機能の充実のために、現状の図書館の運営や施設などについての見直しを行い、図書館の効率化、サービスの向上を基本として、検討していただきます。さらに、地域性や複合機能を有する図書館の方向性や整備も計画的に進めていく必要もあり、検討委員会において、このような点も十分、検討していただく予定であります。

次に、検討委員会での今後の予定はについてであります。

委員からの意見の集約を行い、北杜市図書館として、あるべき姿を検討していただきます。検討委員会の進み方を見た中で、教育委員会としては5回くらいを考えております。

今後につきましては、秋ごろを目途に教育委員会に提言書を提出していただきたいと考えています。

次に教育の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに教師が子どもと向き合う時間が持てるよう、教員数の確保をについてであります。

多様な児童生徒に対応し、子どもと向き合う時間を確保するため、県からきめ細か、アクティブ、小規模中学校等、いくつかの加配をいただき指導しております。しかしながら、個別に対応が必要な児童生徒が増えており、その加配だけでは十分ではないのが実情であります。そのため、市では独自に市単の補助教員を15人配置し、学校教育の充実を図っております。

次に、特別支援学級と県立特別支援学校との連携についてであります。

現在、北杜市の小中学校には、29の特別支援学級が設置されています。特別支援学級の担

当の先生は、県で計画される合同の研修会に参加し、情報交換をしながら意見を交わしたり、個別の問題に対して、専門家の立場から支援学校の先生方に意見をお伺いするなどして、指導に役立てたりしています。これからも、さらに特別支援学校との連携を図っていく必要があると考えています。

次に基礎学力、不登校問題等に対応する小学校・中学校間の連携についてであります。

小学6年生から中学1年生になったとき、学習や生活の変化になじめず不登校等になる、いわゆる中1ギャップと呼ばれる現象が見られる場合があります。その対応のため、小中の先生方の間では、中学の入学に際しては必ず引き継ぎの時間を持ち、意見交換を行っております。これからは小中で交流のある行事等を計画して、小学生のうちから中学校の教師や先輩に親しんでもらう試みも必要であると考えております。

基礎学力については、観点別学力到達度診断テストにより、小学4年生から中学3年生まで定着の程度を迫るようになってきています。それを参考に適切な指導を行い、学力の定着を図っていきたくと考えております。

次に、教育センターの統一による教育相談体制についてであります。

平成22年度の行政組織改革に伴い、現在の8つの教育センターを統合し、市内を4カ所の教育センターとします。カウンセラーの教育相談体制は、生涯学習課に各学校を訪問して生徒や先生の相談や指導などを行う学校担当のカウンセラーと、青少年育成事業を推進するカウンセラーを1人ずつ配置いたします。

また、各教育センターには、相談活動や指導助言などを行う地域担当のカウンセラーを各1人配置して、相互に連携を図り一体となった教育相談体制を整え、青少年の健全育成に努めてまいります。併せて、従来から各中学校に県から派遣されている県費負担のスクールカウンセラーによる自校のカウンセリングや中学校区内の小中学校からの依頼によるカウンセリング、また市単の心の教育相談員の活用により、教育相談体制等の充実をさらに図ってまいります。

次に、キャリア教育の推進についてであります。

やまなし教育振興プランでは、児童生徒が生きる力を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、小・中・高の12年間を見通したキャリア教育を行うこととしています。

社会人・職業人として自立した生き方を実現するための能力として、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力の4つを掲げ、小学校低学年から高校まで、学校の全教育活動を通じて体系的に行います。

各校とも全体計画を作成し、宿泊学習、職業体験、就業体験等、さまざまな内容で特色を生かした取り組みを行っております。

次に体力づくり、学力テストの方向性についてであります。

体力づくりにおきましては、原っぱ教育にも掲げ、体育の時間の充実はもちろんのこと、各校体力づくり1実践の取り組み、児童会活動や生徒会活動で主体的な活動として、休み時間などに全校で運動をしたり、遊んだりする取り組みも行っています。

学力テストにつきましては、小学6年生、中学3年生だけが対象の全国学力テストは、全体的な傾向を知るといった趣旨は理解できますので、抽出調査には協力していきたくと考えております。

次にゆとり教育の時間がなくなる中、原っぱ教育、食育の推進についてであります。

市では昨年度、原っぱ教育の理念に基づく教育指針を作成しました。これは児童生徒の知・徳・体の調和のとれた育成を行い、生きる力を育むことを目指しております。各校は、この中から実態に応じて指導項目を取り上げ、特色のある教育課程を編成し、実践を行っております。

食育につきましては、この教育指針の柱の1つである、すこやかな心とたくましい身体の育成の中に位置づけ、給食の時間や総合的な学習の時間、社会等の教科、さらに学級指導の中で取り組んでいます。

また、「おはよう！！朝ごはん宣言」の趣旨を食育授業等に取り入れることにより、毎日健康で暮らせることができることも指導しております。

なお、来年度は、これまでも県に要望してきました栄養教諭が市内で1人、配置される予定になっております。

次にスポーツの拠点づくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ハケ岳スケートセンターの存続についてであります。

屋外400メートルトラックのスケートリンクとして、スピードスケートの公式競技を開催することができるリンクは、山梨県内では富士急セイコオーバルと山梨県立ハケ岳スケートセンターの2カ所のみであります。

県立として、唯一の施設であるスケートセンターが北杜市にあることは、冬季スポーツの振興と青少年の健全育成のための拠点として、大変有意義であります。小さいときから、ここで練習に励み、技術を磨き、ここで育った選手たちが全国大会等で活躍するなど、全国でもトップレベルの選手を何人も輩出しております。また、市内の選手が県大会や全国大会などで活躍することにより、北杜市の名を全国に発信していただいていることにも大変うれしく思います。

スピードスケート競技に将来の夢を抱いている子どもたちのことや、選手育成強化対策のための施設、熱心な愛好者のための施設など重要な施設として、今後も施設存続を県に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、北杜市の協力体制についてであります。

現在の山梨県立ハケ岳スケートセンターの敷地は、北杜市が小淵沢財産区から賃貸借し、県と土地使用貸借契約を締結し、無償で使用していただいております。年間を通した管理運営も県の責任において行っている状況です。

また、平成20年に県から施設の委譲等の話がありましたが、北杜市とすれば財政上の観点から厳しい状況であり、従来どおりの協力体制において、県で運営していただくよう、お願いしました。

次に、学校における利活用の促進についてであります。

市内の小中学校のスケート教室の場として、天候に左右されない小瀬スポーツ公園アイスアリーナを使用している学校もありますが、山梨県立ハケ岳スケートセンターを活用し、各校の冬季の授業としてスケート教室を行っており、今後も体育の授業として冬のスポーツを体験し、子ども同士の交流を深める授業として、活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

事務事業評価について、ご質問をいただいております。

職員数の削減に対処するための、適材適所の配置と適正な人事評価についてであります。

市では、北杜市定員適正化計画により職員数の削減に努めております。限られた職員数の中で、複雑・高度化する多くの行政課題に的確かつ効率的に取り組んでいくためには、職員一人ひとりの能力開発を図ることはもとより、職員の適材適所への配置は重要であると認識しております。

人事配置につきましては、上司の評価を参考に自己申告制度、私の希望と意見を活用しながら、適材適所への配置に努めております。また人事評価につきましては、現在、人材育成につながる独自の評価制度の構築に向け、準備を進めております。この制度が有効に機能するためには、評価の公平性と納得性を確保することが重要であります。

今後、研修等を通じて、評価の方法、評価のルールについて共通認識を持ち、適正な人事評価制度の導入に向け、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

事務事業評価について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第三者機関の導入の必要性についてでございます。

現在、市のホームページなどで公開しています事務事業評価は、平成20年度事業のうち国からの委任事務、単年度的な事業、平成20年度で終了した事業などを除き、継続している事業を対象に必要性、有効性、達成度、効率性について、職員みずからが評価したものでございます。

今後におきましては、各課において継続的な検討を進め、予算に反映させてまいります。

なお縮小、統合、終期設定、廃止の評価事業につきましては、部長会議において決定しております。今後、さらに市民説明等が必要な事項については、第三者機関などの設置も検討してまいります。

次に事業規模を把握するため、各事業に予算額、決算額の記載の必要性についてであります。

現在、公開しております平成21年度事務事業評価結果表は、事業そのものを評価した結果でありまして、予算額あるいは決算額は、事業ごとの事務事業評価シートに記載してあります。事務事業評価結果表に予算額等を記載することについては、今後検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

各種審議会、検討委員会の検討経過について、いくつかご質問をいただいております。

保育園のあり方についてであります。

保育園の今後のあり方について、ご議論いただいている北杜市保育園適正規模等審議会は、

これまで視察を含め、11回開催されております。この審議会においては、市内で少子化が急速に進行する一方、保育園入園率は高まるなど、保育ニーズは高い現状にあるとの認識のもと、公立保育園のあり方を中心に議論が行われております。

そこでは、市として一体的な保育サービスを効率的・効果的に提供することにより、就学前の子どもの心身の健全な育成に寄与するとともに、多様な保育ニーズに対応できるようにすることを目指すといった方向で検討がなされております。

具体的には、適正規模については、当面は地域性に十分配慮する。長期的には、おおむね定員100人から200人程度までを許容する。保育園の分園等を利用して、既存の施設を有効活用し、効率的な運営を行うことを積極的に検討するなどであります。

適正配置については、公立保育園は当面、地域には最低1園は設置する。その中で、小淵沢地区は平成25年度を目途に、小淵沢西保育園と小淵沢東保育園の統合を念頭に準備。現在それぞれ4園がある長坂地区、高根地区は分園制度を積極的に活用し、平成25年度を目途に本園の数をそれぞれ2園程度とする。この再編終了後、少子化の動向を見極めつつ、平成29年度を目標にさらなる統廃合を目指し、検討するなどであります。

適正運営については、保育環境の整備・充実、保育内容の充実、特別保育の充実に努める。園バスのあり方について、平成25年度を目途に検討を行う。保育士等を確保し、適正に配置する。指定管理制度の導入などは、他の自治体の研究をしつつ、慎重に検討する。幼保一体化施設である認定子ども園の制度を、モデル的に活用することを検討するという方向で議論がなされております。

保育園適正規模等審議会からの答申の内容については、市民に幅広くお知らせする必要があると考えており、答申をいただいたあとに、広報やホームページ、代表区長会での説明などを通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

次世代エネルギーパーク構想について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、児童生徒など次世代への環境教育についてであります。

持続可能な社会の形成にとって、環境教育・学習は重要な役割を担っており、学校、家庭、地域社会等において、積極的に環境教育に取り組む必要があると考えております。

現在、市教育委員会で導入を進めている市内教育施設への太陽光発電システムは、環境教育の実物大の教材となり、そこでの学習や生活体験は子どもたちの環境意識の向上に寄与するものと期待しております。

北杜市次世代エネルギーパークでは、こうした教育施設等を構成施設として位置づけ、新エネルギー設備を活用した環境教育プログラムの充実を図り、郷土の環境を大切に思う気持ちを育み、ふるさとへの誇りや将来への夢を持てる人材育成を推進してまいります。

次に、地球温暖化防止推進事業の具体的な取り組みについてであります。

北杜市次世代エネルギーパークを構成する施設は、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が新エネルギーを実際に見て、触れることにより分かりやすく紹介する複数の施設で構成いたし

ます。構成施設においては、北杜市の自然、歴史などの地域特性、新エネルギーや地球環境への取り組みなどを紹介することで、これらの取り組みの重要性、効果等の周知を図り、一人ひとりでできる取り組みを考え、実際の行動へと促してまいりたいと考えております。

また、具体的な取り組みにつきましては、新たに設立する運用組織等で、幅広く市民の皆さまの意見を聞きながら、検討してまいりたいと考えております。

今後は、こうした取り組みを積極的に推進し、地球温暖化問題及びエネルギー問題へのさらなる理解や促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡邊英子君の再質問を許します。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

事務事業評価について、いくつか質問をいたします。

私たちも、この事務事業評価の点検について、何時間もかけて評価を併せて、してみました。その中で、一番、Cに位置づけられている、姉妹都市についてのところで、本年度も予算がずいぶん付いているんですけども、あそこの評価においては、縮小をしていくということが書かれていました。今、リトリートの杜の推進も図っている中で、姉妹都市とか友好都市については、これからリトリートの杜観光に対しても生かされていくのではないかと思います、その点のご所見をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

姉妹都市につきましては、いくつかの都市と交流を図っているところであります。内容としては、それぞれの町の特産物等の交流でありますとか、あるいは人的な交流をしているところであります、それらの事業の検証をもう一度しっかりし、今後のあり方というものを、しっかりと見極めていきたいということでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

とにかく姉妹都市というふうな、リトリートの杜の中では、この姉妹都市、それから友好都

市を活用したいという、大きな希望を持って話が進んでおりますので、ぜひ有効に活用できるような方策をお願いしたいと思っています。

それから職員の業務改善企画提案制度があると思うんですけれども、その状況と評価、十分に機能しているのか。庁舎の活性化を含めて期待しているところですが、どのような状況になっているのか、お聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

職員の提案制度につきましては、これまで進めてきました。その中で、事例を挙げますと職員からの提案で採用したものが、本庁内の各組織の場所、各部局の場所が、お見えになったお客さまが非常に分かりにくいということで、表示をもう少し分かりやすい表示をというような提案があり、各部局の看板を見やすい位置に設置するなどの、そういった提案を採用したところでございます。

この制度は、現在も続けております。そういった中で、職員からの提案が、事業がなされてきますと、委員会等で審査をし、すぐ取り入れる提案については、取り入れていくということで進めております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

私は、この職員の提案ということは、非常にこれからの中で生かしていくべきだと思うんですね。報償制度などを設けて大いに活用し、看板のうんぬんというのではなくて、企画の中にそれが取り入れられるような形をつくっていくことが、市の活性化の中に大きく役立っていくのではないかと考えます。

それと併せて人材育成、それぞれのところに相当、研修に送っているようですし、それから希望などで研修にしていると思うんですが、それを生かす方法ということが、なかなか私たちにも見えてこない。その職員をどのように生かしていくかということが、1つの大事な要素になるのではないかと思います。やはり人材育成というのは、やる気を持てる方法を考えていく。自分の持っている能力を、どのように発揮できるかという場所づくりも大事ではないかと思いますが、その点どのように、研修が済んできた職員の活用ということについても質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

職員の研修につきましては、県の職員研修所、それから国の職員研修所への研修、また国や県への派遣等を行っているところであります。それら研修をしてきた職員につきましては、人事異動等で研修の成果が生かせるような、人事配置というものに努めているところであります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君、この件については3回までで、終わっていますので。

○15番議員（渡邊英子君）

それぞれの検討委員会についてですけれども、検討委員会が済んで答申をいただいたあとの進め方について、やはり市民の皆さんにどう理解していただけるかというところが、非常に大切なおところだと思います。今回の水道問題にしても、それから学校給食のセンターの建設にしても、それぞれ説明をする段階の中で、市民に理解されないことが多かったように考えています。ですので、この答申を受けたあとの進め方というものが、非常に大事ではないかと考えますが、その点、どのように考えていらっしゃるのか。なんか、答申を受けたあと、拙速な動きが多いような感じがいたしますが、そのことに関して、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

副市長。

○副市長（三井弘之君）

おっしゃるとおり、市長としましては、自分の執行する施策について、幅広く市民の皆さんのご意見を伺いたいと、そういうご意見を参考にさせていただきたい、尊重したいということで、当然、審議会等でいろいろご意見をいただいているところでございます。そういう答申をいただいたそのあと、当然、市としましては、方針を立てるわけでございます。水道の問題が例に出ましたけども、少なくとも答申をいただいてから、私どもも相当な検討をした結果をお示ししたつもりではございますが、いずれにいたしましても、やはり答申を尊重しながら、私どもも検討というのは非常に大事かと思っておりますので、これからも今、ご指摘の点につきましては十分配慮をしながら、やってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

図書館の適正配置等検討委員会に対しても、もう、この立ち上がった段階で、相当数の反響があったように思います。ですので、ここに統廃合ありきのような受け取られ方をしている点を、やはりこれから考慮していかなければならないのではないかと思うんですね。合併して6年目を迎えて、本当にこの8カ町村が合併した中で、統一を図っていくという、これからが大変な時期に入ってくるのではないかと思います。一つひとつの、そのような問題を抱えながら、市民に納得し、理解していただくようにするためには、1つの統廃合というところに問題が出てきただけで、相当な反響が出ていますので、その点のお取り扱いについて、図書館の適正規模についての取り扱い、答弁を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

図書館長。

○図書館長（老松正樹君）

昨年の9月、市のほうからありまして、新聞報道で統廃合という表示が出ましたけども、市

のほうとしては統廃合ありきではなくて、財政的・効率的な視点から現状を見ていただいた中で、現在の図書館を検討していただきたいという形で説明していますけども、ちょっと、そのマスコミ等の表示によりまして、皆さんに心配をかけて非常に申し訳ないと思っています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

教育の充実について、お尋ねいたします。

今、一人ひとりのニーズに対応して協力するということで、障害者支援の中で学級の体制が整えられていると思うんですが、やはり、先ほど教育長が答弁をされましたように、大変、増えていて、今、認定されていない生徒数、生徒の方も多くて、先生方が空き時間にその生徒の指導にあたっていると伺っています。そういう中で、やはり一人ひとりのニーズに応えるためには、生徒数に対しての教師の数が必要だと考えています。市単の数がほかの市よりか、ずいぶん多く配置されているということは、承知はしておるんですけども、この特別支援の体制を整えていくということは、市だけではなくて、県との対応が非常に大切だと思うんですが、その県との対応をどのようにされているのか、質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

特別支援の関係の充実ということでございますけども、現在、北杜市内では小学校に特別支援学級が21学級、設置されております。また中学校では8学級ということで、全部では29学級、これは以前に比べまして、ずいぶん県の配慮の中で、数を認めていただいているというような状況でございます、私どももなるべく適正な特別支援学級の設置を、引き続き県のほうにお願いしているという状況でございます。

特別支援学級の児童数につきましては、小学生では今、特別支援学級に入っている子たちは48人おります。中学生では21人ということで、よそに比べてうんぬんということではないんですけども、それ以外に、普通学級の中に議員がおっしゃられるようにADHDだとか、そういう軽い子といいますが、そういう子どもたちもおりますので、そういうところにも市単の教員を付けたりして、今、対応しているところでございます。

引き続き、県のほうにも加配等をお願いしていきながら、充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

小中学校の連携についてでありますけども、先ほど教育長さんの答弁の中に小学校から中学校に入学したときになじめず不登校ということが、その生徒も数多くあることは承知いたして

おりますけども、今、小学校で不登校の子どもたちが増えていて、それが中学校まで引き続いてくるといふケースも結構あるのではないかと思います。そういうところで、やはり小学校の時代に、中学校の先生方との対応が必要ではないかということと、それから基礎学力のほうも中学校で数学になったときに、算数のときにつまずいた子どもはそのまま分からないでいてしまうということが多いわけです。あちらこちらで、特に数学、理科などは中学校の先生方がどこでつまずいたら、こういうふうな問題が出てくるかということを知りながら、小学校に行っただけで授業をしているところも数多くあるように伺っております。

そのような連携、先生方のすごく負担も多くなるわけですが、そのような連携が図れていって、子どもたちのつまずきに先生方、中学校の目で眺めた点で、小学校のときのつまずきが分かるのではないかと、ということがありまして、そのような連携が図れないかということをご提案したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

本市では小学校4年生から、答弁の中にありましたが、小学校4年生から中学3年生まで、主な教科の学力到達度検査というのを継続的に実施しております。基本的には、一人ひとりの子どもの成長過程をおおむね、資料として積み重ねていけるというような状況ができてまいりましたので、今後はそれらの資料に基づいて、先生たちに引き継いでいっていただくということで、個々の子どもたちの学力の状況を的確に把握できるのではないかと、いふふうに考えています。

また、小学校からの不登校でございますけれども、基本的にはいろいろな問題を抱えている子ども、家庭がありまして、たしかに小学校のころから不登校になってしまうというような子どもたちも若干、見受けられると思います。カウンセラー、それから県のいろいろな組織等の相談を受けながら、フォローして、一人ひとりの子どもについて、その状況に応じて登校を促すような形で学校と一緒に指導もしております。

そのようなことで、これからも引き続きカウンセラーさん等を活用しながら、そういった子どもたちについて、相談に乗ったり、登校の指導をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

栄養教諭が1人、加配になったということで、「おはよう！！朝ご飯」の推進の中で、朝ご飯はどんな優秀な教師より価値があるということがいわれている中で、この栄養教諭が1人、北杜市に加配になったということ、本当によかったなと思っておりますけれども、この食育の中で、今回の機構改革の中で、食育が1つの課で系統的にやられるという、指導できるということで、本当に価値が出てきたなと思っておりますけれども、この「おはよう！！朝ご飯」をぜひ地域、市の全体の中に進めていただいて、子どもたちがどんな教師よりか、どんな優秀な指導者よりか価値のある朝ご飯を全員が食べてもらえるような、計画をしっかりと進めていって、市民の皆

さんに定着するような方法をとってほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

ただいまのご質問でございますが、機構改革によりまして、新年度からご承知のとおり、食と農の杜づくり課ということで新設をさせていただきました。いずれにしましても、推進協議会の計画に基づきまして、それを直ちに実行に移すということでございます。その中に朝ご飯宣言も入れまして、検討をして実行に移してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

渡邊英子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

2点ほど、伺います。

学校の関係ですが、先ほどの小中学校統廃合につきまして、中学校の関係ですが、25年を目標に3校というふうな答申がされています。今年から見れば、あと3年ですが、3年しかないと見るか、まだまだ十分、3年あると見るかは、見方にもよるでしょうけども、今のところの動きが、いずれにしても私どもに見えていないと。たまたま、昨夜も市民の方から中学校はどうなるのかなという話を聞きましたので、そのへんのことを、現在の状況をお願いしたいというふうに思います。

もう1点ありますが、それから、お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

利根川議員の中学校のほうの統合についてのご質問でございますけども、現在、私どもが昨年春に審議会の答申を受けまして、各地域に説明に行きまして、いろいろな意見を伺いました。その中で現在、小中学校の統廃合の実施計画について、まとめているところでございます。これらにつきましては、本年度中におおむねまとめまして、教育委員会、それから設置者であります市長と協議をする中で、実施計画の最終的なものを作成していきたいと。そして、おおむね、現段階の考えでは、6月ぐらいの議会の中で、実施計画の説明をさせていただきたいというような形で、今後、進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

今のことは分かりました。6月を楽しみにお待ちしております。

次にもう1点、これも中学の関係なんです、たまたま代表質問の中で、スポーツ拠点づくりということで、ウインタースポーツの話が出ましたので、それに関連しまして、バンクーバーのオリンピックが終わりまして、あのころは本当にウインタースポーツをテレビで毎日やっているような状況でしたが、ここへ来てまた、ちょっとそういう部分も当然、下火になるんじゃないかというふうに思いますけども、お聞きしたいことは、実は、この施設の関係ですが、このスケートに関してもそうなんです、甲府の施設を使っている学校もあります。スケート教室に関しまして。そういう点では清里の小学校も、実は野辺山の帝産ロッジを使っているんですが、往復する関係とか、費用の関係が当然出てくるとは思うんですが、私が申し上げたいのは、やはり市内の施設を使うべきだというふうに思います。そうすれば、少しでも、このスケートでいけば八ヶ岳スケートセンター、そういう意味では足しになるというふうに感じます。

それに絡めると、実は市内の小中学校がウインタースポーツであるスキーで、富士見パノラマとかを使っている部分が何校かあります。今、そのことを駄目だとは申しませんが、富士見との観光圏のこともありますから、病院の関係もありますから、まったく駄目だとは言いませんが、市内の施設を使うという意味でいきますと、パノラマを使うのは、どうしてだと聞いたら、金額が多少安いと。たしかに全長のコースが長いことはあります。総体に広いということもあります。それからシーズン中、すべてにスノーボーが入っているということもあります。そういった、いろんな要素がありますけども、申し上げたいのはスケートと同じように、やはり市内の施設を使っていたきたいという思いがあります。その施設の関係に対して、1点。

それと、先ほど中学校の関係ですが、いずれ、今は変わっていませんけども、いずれ3校になるとということも絡めまして、実はスキーを中学校にいてもやりたいという小学生がありました。ところが市内の中学校へ、自分の地区の中学校へ行きましたら、そのスキー部はもう廃止だよということをいわれました。本当にそれをやりたかったら、ほかの中学に行きなさいと。私は、ほかのところに行くことがいいのかなという思いもありましたが、どうしてもその子はやりたいという思いもあるようです。結果的にまだ、どちらという話を、その結果は私も聞いておりませんが、いずれにしても、先生がスキーをやる子が1人や2人では、そこまでクラブ活動としてできないということだそうです。本当に残念だなと思いますが、先生のご苦労については敬意を払っておりますけども、子どもにとって、私たちにとっては残念だという部分もございます。

といいますのは、原っぱ教育にしましても、いろいろな教育にしましても、北杜ならではの、この寒い中で鍛えられるからこそ、いい子に育つんだというふうな思いも持っています。そういった意味の中で、その施設のことと、今のクラブ活動に対する考え方、この2点を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

それでは、まずはじめに施設の利用のほうからでございますけども、たしかにスケートにつきましては、八ヶ岳のスケートセンターは屋根がないということで、露天でやっておりますので、冬の厳しい自然環境、いわゆる天候が不順というようなことがありまして、なかなか学校の授業の中では、決められた日に雪が降ったりとか、天候が悪くて行けないということもあり得るので、屋根があります小瀬のほうに行かれています学校があるというふうに聞いております。

学校には、できるだけ市内の施設を利用するようというふうにお願いはしておりますけども、引き続きそれらにつきましても、また学校のほう、市内の地域、それも自然ですので、そういう中でやっていただくように指導してまいりたいと思っております。

もう一つ、スキー場の関係でございますけども、スキー場を使う、いわゆる、よそのスキー場に行くこと理由等をしっかり把握しまして、それらの改善点を見つけながら、市内のスキー場を使っていくような方向で、また学校のほうと相談していきたいというふうに思っております。

もう一つは部活動の問題でございますけども、やはり部活動、スケートもスキーも冬のスポーツということで、非常に指導者の先生が、なかなかスキーが堪能な先生とか、それからスケートが非常にできるといいますか、そういう先生が少ないというのも事実でございます、やはり指導をするにあたっては、なかなか危険を伴うものですから、そのところで厳しい部分があるのかなというふうに考えています。

中学校の統合問題につきましても、生徒数が少ないことによって、いわゆる部活が成立しないというところまで、きている学校もございます。小さい学校ですと、先生の数も潤沢にあるわけではないということで、1人、2人の部には人を割けないというような学校の中の事情もあります。技術的なもののコーチ等を含めて、今後の部活動の仕方については検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

事務事業評価について、お伺いいたします。

事務事業評価のA評価の割合が高いのは、評価シートが減点方式によるものだという説明を受けましたけども、減点方式ですと、チェックしないと全部、A評価という方式になるということです。ですから、より実態に近い方法で改良することが必要ではないかと思えます。それから、実施している職員の思いもありますから、よりきめ細やかなコメントを記入することも必要かと思えます。そのへんは、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

中山議員の関連質問にお答えします。

事務事業の評価の点数のあり方ということですが、減点法というか、例えば何項目か項目が

ございまして、その中にこれをしたのか、必要性があるか、ないかとか、そういった項目がございまして、そこに点を付けていくというような方式であります。そういった部分で、そのトータルの点数がAなのか、Bなのか、Cなのか、Dなのかというような評価シートになっております。

それと、あと職員の思いというものがあるということですが、ある程度、担当が記入し、それを課長がさらに検討し、最終的に第2次審査を部長がするというようなきめ細か、要するに段階を踏んでチェックをしていった評価シートになっておりますので、そういったことはないというように考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

では事務事業評価はそれとして、先ほど渡邊議員が再質問でされました姉妹都市の関係で、本年度、北杜市は韓国の抱川市と交流して職員を派遣いたしますが、その目的と課題等はいかがでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

抱川市と北杜市と職員の相互派遣事業についてのご質問であります。これまで市民の皆さんを対象に交流が図られてきたところであります。抱川市と北杜市は、非常にゆかりの深い都市であり、その交流を深めていくところであります。これまで以上に強いつながりを、また交流を深めようという思いと、それから職員の育成という狙いの中で、交互に職員を派遣することといたしました。

原則的には3年に一度ということですが、1年間という期間であります。派遣される職員も長期にわたりますので、そういった職員の生活といえますか、そういうところも十分、考慮していかなければいけないというふうに思っているところであります。いずれにしても、相互に職員が派遣される中で、さらに友好が深まることと、職員の意識の向上につながっていけばというふうに思っているところです。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありませんか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

教育の充実についての中の不登校のことについて、ちょっとお伺いします。

議会のたびといえますか、この問題については、不登校の今、数が北杜市でどのくらいいるんだろうなという、そんな質問も過去、されたと思います。それが今、北杜がどんなふうな状況になっているのか、その数等について、ちょっと把握してしましたら、お知らせください。当然、そういう状況を見て、市としてもあらゆる機会を通して、その改善に努めておられると思うんですけども、そのへんの内容について、どんなふうな方法を講じているかということも、

ちょっと教えてください。

市の機関の活動のほかに、まったく民間の方がボランティアで、そういう子どもたちが自由に、ふらっとその場所に来られるような、そういう施設を民間の方が開いていると思うんです。そういう施設については、市のほうでは把握しているのか。また、その方々と、どんなふうな連携をとっているかについて、お知らせください。

子どもたちが不登校になるというのは、当然、それなりの理由がきっとあると思うんですよ。不登校とは別に、子どもの虐待のようなことが社会問題化されていますし、新聞紙上でもたくさん見かけるんですよ。大変、痛ましい事件があるわけですけども、そういうふうなことが不登校等の関連がありやしないかということも懸念をします。そういうふうな場合、どの程度、北杜市として、行政として関与することができるか。とかく、あのときにこうふうにしてあげばよかったということが報じられています。ですから、実際には表面に出ている部分は、ほんのわずかな情報かもしれませんが、大人が大人として、やっぱり真剣に取り組む、そういうものをつくっていかねばいけないし、北杜市はそういう点では非常に前向きに取り組んでいるというふうな姿を、市民の皆さんにも示していただきたい。お考えをお聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

千野議員の関連質問にお答えいたします。

まず、不登校の児童生徒の関係でございますけれども、20年度末につきましては、小学校では9人ほど、おりました。21年2月であります、21年度ということになりますでしょうか、7人に減少したと。中学校につきましては、20年度末では23人おりましたが、同じく18人に減少しているということで、学校の努力、それから不登校等の対策を、いろいろな方々の努力によって、若干ではあります、減少傾向にあるのではないかなというふうに考えております。

具体的に不登校の児童がいた場合の対応でございますけれども、学校におきまして、まず校長先生を中心にして担任、学年主任等で、まずは初期の段階であると思っておりますけれども、ご家庭等を訪問して登校を促したり、不登校の原因等について調査したりということをしております。それから、あと学校に来ておりますカウンセラーだとか、それから教育事務所のソーシャルワーカー等に相談をして、段階に応じて、いろんな形で対応させていただいていると。特に、いわゆるかなり重症になりますと、児相とかそういったところにも相談するというケースも若干ではあります、あるというふうに考えています。

それから民間との連携でございますが、長坂町内だったと思うんですけども、民間の方がボランティアで、そういった、いわゆる不登校というのは、学校そのものに行きたいんだけど、行けないというような、心の傷を負ったような子どもといますか、そういった子もいるようございまして、そういった子に対する支援活動と申しますが、そういった拠点ができたというふうに聞いておまして、一度は私どものほうに、そういうことを計画しているというようなご相談もございましたが、その後、ちょっとお会いしてありませんけれども、活動をしているということについては、聞き及んでおります。

今後とも不登校の子どもにつきましては、一人ひとりいろんな問題があると思っておりますので、

それらの問題を的確に把握する中で、登校を促したり、適切な教育環境を整えてやったりということに努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

僕もそんなに詳しくはないんですけども、この長坂のというのは、たぶん知り合いの方だと思うんですよ。長坂の先生というのは、ですから、その方からいろいろ話を聞く中では、本当に小学校6年間、学校に行かなかったとか、もっと長期に行かないというような子どもも当然、不登校という形にカウントされると。当然、子どもさんの考え方も、心に傷を負ったという言い方もされたわけですけども、逆にその保護者も、そのぐらいのなんか責任というか、なんかあるのかなと思うんですよ。そういう状況の中で、子どもが実は、学校に行ったことがないから学校に行こうともしないし、必然性も感じないというようなことが起きているという話も聞く中で、そんな事例がほかにもないんだろうか、あっては困るなど、そんなことも危惧しているものですから、そんな質問をさせていただきました。

例えば、そうなった場合には、学校の校長先生とか、担任がという問題では、まったくないレベルの話になってしまいますけども、そういう方が何人かいるという話を、その方々から聞いていますので、そういうものはやっぱり、さっきの虐待の話もそうなんだけども、まったく大人の目で見えないところで、何か起きているのではないかということを考えた場合に、行政として、当然、児童相談所とか公の施設、機関はあるわけですけども、そういうところに行けない人が、まったく民間のそういうところに、こっそり相談に来るという話を聞いたときに、そういう組織、そういう民間のところと公のところと、裏でしっかり連携をしていく必要があると思うんですよ。そういう意味で、承知をしているというのであるならば、ぜひ、その方々と、現に北杜の市民なわけですから、そういう方をなんとか、いい方向にするために、連携をとってもらいたいなという。ましてや連携をとるだけではなくて、そういうボランティアの施設をぜひ、必要であれば数多く、その施設ができるような、そんな環境をぜひ、市としてもつくっていくような、柔軟な対応をとってもらいたいなと、そういうことです。そんなところへんの考え方をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

たしかに不登校というか、そういう環境にある子どもというのは、ほとんど一人ひとりが全部、個別に違う状況があるんだろうというふうに思います。私どもの持っている組織と申しますか、そういったところだけでは対応しきれない部分もあるかと思えます。ご提案のように、民間の中でもそういう施設、ボランティアの方々がいるとすれば、そういう方々と今後、話し合いをして、全体的にそういう、子どもたちに一体、どういったフォローが一番適切なのかということを検討しながら、協力してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

事務事業評価について、お伺いいたします。

先ほどの代表質問の中で、比率的に話がございました。A評価が85%を占めていると。またB評価が、ほかのほとんどというふうなことになります。その中で、A評価のうちで現状維持と、それから手法の改善というふうなことが必要だということ。それがほぼ、それぞれ40%内外というふうなところがございます。これらについては、内部評価ということですので、それぞれの担当が自信を持って進めていると、そういうふうに解釈もできます。また一面、甘いんではないかというふうな見方もできるわけでございます。

その甘いんではないかというところが表れて、指摘させていただくところは、B評価の中で、この事業は非常に必要な事業だけでも、効率性とか進捗率で劣っているというふうな事業がB評価とされているということですけども、その中で、このB評価で現状維持というのが9件ございました。やはりB評価だと、いろんなことを考えて、手法等を本当に検討する中で、前向きに進めていくというのが、本来の事業の進め方ではなからうかというふうに思います。件数は、トータルの500件余りの中の9件ということですけども、やっぱり、そういうようなところが目についたというところでございます。

それから担当部局によって、10事業が評価をされている。その中で、それがすべて同評価というふうな部局もございました。やはり姿勢として、評価をする姿勢というところにも改善する余地があるんではなからうかというふうに思います。この点について1点、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

清水議員の関連質問にお答えします。

事務事業評価の目的でございます。その事務事業の評価については、事務事業の改善や住民への説明責任の向上、職員の意識改革というのが挙げられております。事務事業の改善でございますが、限られた財源、人、モノ、金、こんなようなことにより有効な行政サービスを提供するためには、実施事業の手段や進め方を絶えず、点検していくことが肝要だというふうに考えております。そのためには、個々の事務事業の課題を把握するというを課題に対応した改革、改善計画を立て、次年時に反映していくというようなことをやっております。

今言ったAとBというような計画、そういったものについても、やはり行政サービスを提供するためには、担当が自己の啓発・向上をしながらも、責任説明をして、現在、事務事業評価がされているところでございます。こういったことについては、職員の意識改革であろうとか、職員の意識改革のツールとしては、一人ひとりがみずからの仕事の目的を、また成果を常に念頭に置きながら自己評価をしていくというようなことで、この前の結果になったということでございます。

事務事業評価についても、21年度から開始されておるところでございます。これについても、21年、22年、23年という年が経っていくにしたがって、そういったものが順次、改善されていくではないかなというように考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

次世代エネルギーパーク構想について、関連質問をいたします。

この中で、2番で組織体制はという中で、先ほど答弁の中で、具体性がなかったような印象がありまして、ちょっとお聞きしたいんですが、まずこの次世代エネルギーパークに至る経緯としまして、北杜市が誕生してから、私の記憶では新エネルギーを活用する、そういった基本計画を策定した委員会を設置し、またその後、CO₂削減のためのハードの利用の促進、そのための協議会等が設置されていたと記憶しておりますが、今回の新エネルギーパークというのは、次なる次世代、長期的な自然エネルギーというか、啓発、推進ということだと考えます。過日の全員協議会の折に資料をいただいている部分で質問をしますけども、今後についてという項目の中で、資源エネルギー庁の次世代エネルギーパークの計画認定に向け、省略します。北杜市次世代エネルギーパーク構想の具現化を目指し、この運用体制の構築を図り、拠点施設の整備を進めると。この運用体制、もちろん、この策定にあたって、これを運用するんでしょうけども、それから将来にわたって協議会、またそういう推進委員会等を設置する考えとか、条例化というような考えがあるか、お聞きいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

次世代エネルギーパーク構想のことについて、ご質問をいただいておりますけども、運用体制につきましては、今現在、構想が作成されましたので、22年度の計画の認定について、計画書をつくるわけですが、仮称でありますけども、北杜市次世代エネルギーパーク推進協議会というものを立ち上げまして、この構成をしていただけるのは市民、市民グループ、それから企業、大学、それから教育の関連機関、また北杜市の職員等を構成しまして、ワーキンググループ等をつくりまして、今後の北杜市の、次世代の新エネルギーの施設をどのように市民の方に、また教育の中で検討していくかというものを検討させていただきまして、今後、この間も議員さんたちにはご説明を申し上げましたけども、1つの、北杜市全体をエネルギーパークとして位置づけて計画を策定し、それに基づき、今度はそれらをリードしていく指導者等の育成も考えながら、計画を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

再質問で、先ほど部長の答弁で推進協議会の設置、よく分かりました。そしてまた、認定を受けたあとも、長期的にそういった教育にも携わるような体制をつくっていきたいというような答弁と理解していますが、それでよろしいでしょうか。

以上、答弁をいただいて、私の質問を終了します。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

計画を認定されましたら、一応、その計画に基づいて、今度は市として、それらを推進していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、8番議員、坂本静君。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

平成22年3月定例会を迎えて、明政クラブを代表して質問いたします。

北杜市でも梅の花が満開となり、春の足音がここまで聞こえています。すべての動植物が活動をはじめるとなりました。しかし、国内外においては、長引く経済不況の改善が目に見えず、北杜市としても厳しい現下にあることは認識しております。

合併から6年目を迎えますが、当時からの目標がたくさんあります。特に今議会でも特別委員会を設置して審議している、上水道の統合や料金の設定などに関する事。また、今後の重要事項である保育園や小中学校の統廃合など、避けて通れないさまざまな課題や問題が山積しています。明政クラブは市政発展と地域住民のニーズに応えるべく、努力をいたす所存であります。

なお、北杜クラブの渡邊英子議員の質問と若干、重複するところがございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

以下、質問をいたします。

はじめに、財政健全化に向けての当初予算における取り組みについて、伺います。

去る3月3日に衆議院を通過した、国の平成22年度一般会計予算の歳入歳出総額は92兆

円で、うち歳入は税収が約3.7兆円に留まることから、国債発行額が約4.4兆円で、過去最大となります。かつてない借金に頼った予算編成となっております。

現下の極めて厳しい経済状況では、来年度以降の財源確保に目途が立たず、菅財務大臣は消費税を含む税制の抜本的改正の議論をはじめるとの方針を示しました。普通、民間企業や一般家庭では即倒産、自己破産の状態であると思います。山梨県においても県債が約1兆円近くあり、ある意味では国に準じた同様のことが言えます。

北杜市においても8町村の合併で、地方交付税収入が約11.2億円と県内市町村では最も多く、当初予算は県内では甲府市に次ぐ約28.4億円の予算規模となっております。それと並行し、起債の合併直前の1,009億円が5年間の行財政改革で9.12億円になったが、まだ多額の借金を抱えています。

今後、5年間で約100億円は返済できるとしても、800億円近くで下げ止まり、地方交付税の減少などが影響し、基本的な返済しかできない非常事態が予想されます。地方交付税は6年後から段階的に減少し、10年後の平成32年には約3.4億円が削減され、約7.0億円になることが、市の財政健全化計画にも明記されております。

全国的に少子高齢化や地方の過疎化が進む中で、北杜市でも国・県同様に自主財源の確保が厳しく、今後ますます財政の硬直化が進むことが予測されますが、合併特例債期間10年間のうち、すでに5年が経過し、第2次行財政改革アクションプランなどの計画が策定される年を迎え、今年度から今後5年間の財政健全化に向けての取り組みの結果が、今後の北杜市の行方を決めるといっても過言ではないと認識しております。

そうした意味で、当初予算説明資料によると、平成22年度予算編成にあたっては、財政健全化計画に基づき、平成22年度からの地方交付税の検証に備え、行政当局も最大限努力をし、徹底的な歳出の見直しを行ったと明記しておりますが、財政健全化を目指して、具体的な経費節減に向けての取り組んだ努力と成果が、当初予算にどのような形で反映されているのか。また経済が減速する中で、税収などの徴収率が低下していますが、自主財源を確保するための対策はどう考えているのか。また、本年度から本格的に行政評価に向けて取り組むと聞いておりますが、どのような手法を考えているのか。併せて、合併して5年が経過した中で、地方財政改革に大きな成果があったものの内容と今後の主な課題事項はどんなものがあり、その解決に向け、どのように取り組んでいくのか。基本的な考えを含め、以下の項目について伺います。

1. 国は無駄を省くための事業仕分けを実施した。北杜市も見直しをしているが、どのような削減策で取り組むか。また、具体的にはどのような事業にどう反映されているか。
2. 税収などの自主財源を確保する対策について。
3. 行政評価、事務事業の仕分けでございますが、それに向けての取り組みは。
4. 行財政改革の成果は、当初予算にどのように反映されているか。
5. 合併後5年間の主な成果は。
6. 今後の主な課題は、どのようなことがあるか。

次に、子どもたちの個性や特性を生かす教育の取り組みについて、伺います。

最近、親や子どもたち、家庭を取り巻いた悲惨な事件や事故が毎日のように新聞やテレビ、ニュースなどで報道されており、大変な世の中になったものだと思うのは、私だけではないと思います。

私たちの子どもを振り返ってみると、テレビやパソコン、携帯電話などもなく、今日

と比べると衣・食・住、どれをとっても経済的に大変厳しい時代であったが、そんな中でも子どもたちは友だちや上級生はもちろん、下級生を交えて野山や校庭など、あらゆるところを遊び場として自由奔放に夕方暗くなるまで、多少ケガをするような状況であっても夢中で遊び、家では数多い兄弟と、いろいろな遊びを楽しみ、また同居している祖父母などからは懐かしい話を聞いたり、昔からある行事や遊びを教えてもらうなど、いつもどこにいても、家庭や地域の中で素晴らしいコミュニケーションがあり、また地域の祭りや、たまに来る屋外での映画を見に行くことなどはささやかな楽しみであり、心躍るひとときとして、今でもよき思い出として残っています。親も子どもに対し、あまり勉強などは強要せず、うちの子もよその子もみな、うちの子ともという思いで愛情を注ぎ、子どもたちにかかわる事件などは少なく、心豊かなよき時代でありました。

現在の教育環境は1に勉強、2に勉強、また3には塾と、どちらかというところ机上の勉強を重視する親が多く、画一的な教育内容の中で育ち、子どもたちが大変疲れて、萎縮しているように思われ、心配であります。

学校行事においても、校舎内の清掃や校庭の草取り、花壇の手入れ、ゴミ処理など学校周辺の環境整備などは、特に危険なことがない限りは、かつては鎌やスコップ、ほうきなどを使い、先生の指導のもとに、児童生徒が早朝や放課後を利用して行い、その活動による意義や結果において、喜びを感じることができた。子どもたちの自立心を促すことにもつながると考えます。

種から花や木を育てる喜び、動物や魚を飼育し、命の大切さを学ぶ学習、野菜や米を作る農業などの体験学習、環境などのエコへの教育体験、地域の文化である伝統行事や祭りなどへの積極的な参加により、地域の子どもと大人が知り合えるコミュニティの場所づくりが必要だと考えます。

また、一芸や特技を持った地域の人やユニークな卒業生を招請して、課外授業の開催などで子どもたちの特性や個性を引き出し、自主性を促す教育としての取り組みと、北杜市が目指している、泥だらけになっても夢と希望に溢れる原っぱ教育が求められているが、以下の項目について伺います。

1. 各地域の農業など、体験学習への参加状況は。
2. 地域の伝統行事や祭りなどへの積極的な参加への取り組みは、どう考えるか。
3. 課外授業の実態と今後の取り組みについて。
4. 登校拒否、いじめの現状と、その対策について。

次に指定管理施設について、お伺いいたします。

指定管理者制度は、平成15年度に地方自治法に位置づけられ、市町村が持つ公の施設の管理運営を民間企業やNPO、市民グループなどに包括的に代行させることができる制度であり、一定の手続きや条例に基づき協定書を交わし、民間企業などに業務委任することができる制度です。そのメリットとしては、民間感覚の手法の導入により柔軟で弾力性のある運営、利用時間の延長、行政ではできないサービス面の向上を図ることができます。反面、デメリットとしては、更新期間が3年から5年と短いこと、指定管理が継続できるかに不安があることなどが挙げられます。

北杜市の公共施設関連については、そのほとんどが合併後の平成18年の指定管理制度の導入により、現在は140施設が指定管理のもと、適正な管理運営がなされております。その結果は、市のホームページなどで各施設の評価結果として知ることができますが、この中には優

良な評価を受けている施設もありますが、そのほとんどが指定管理料に名を変えた市からの補助金で賄っているのが現状です。

合併前のそれぞれの町村では、民間サービスや地域振興等、その地域になくはならない施設であったと思います。しかし合併した今、その類似施設の多さと維持管理に、今さらながら無駄を感じているところであり、管理料の節約などが強く求められます。

そこで、制度発足から4年が経過した今、地域の必要性を考慮する中で、事業仕分けなどにより、施設の統合や廃止の検討をする考えはありますか。また、国では地方分権が進む中、全国的に第三セクターなどの抜本的改革の推進などを叫んでいます。第三セクターとは、地方公共団体が出資、または出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人とされていますが、まさに先日、解散手続きに入った小淵沢のフィオーレのような施設が、これにあたるものと思います。このように運営して採算性がとれない施設は、ほかにもあるのか。今後、見直しや廃止を含め、検討の必要があるところなど、現状をふまえて今後の方向性はどうか、以下の項目について、伺います。

1. 指定管理施設の現状について。
2. 指定管理施設の今後の方向性は。
3. 今後、考えられる指定管理施設は、どのような施設があるか。

次に、人材や伝統文化を生かしたまちづくりの推進について、お伺いいたします。

少子高齢化や過疎化からどう脱却していくか、地方分権や地方自治の充実が求められる昨今、自治体自身が力をつけ、従来の陳情型ではなく、地域主導を視野に入れた行政の指導力が重要な時代になってきています。北杜市には、一流の芸術家や工芸・美術などを有した文化人が数多く居住しております。また、古来からの歴史ある、この土地には遺跡や建築物が多数残されており、後世に伝えておきたい文化も多くあります。こうした文化は、今を生きるわれわれに与えられた豊かな資源であり、その文化の発見や発掘を支援し、いかに活用していくかが大切なことだと考えます。

過日、明政クラブでは、明政クラブで研修に行った大分県竹田市においても全国でも特筆される優秀な人材を招致し、空き家や空き店舗を学習や体験の場として利活用し、観光客の誘致と地元産業の活性化を図る取り組みを重要な施策として、内閣府地域社会雇用創出事業として検討されておりました。

地域の活性化策として、土地の開発や企業の誘致ももちろん大切で、必要ではありますが、市内に潜在する文化や文化人の発掘をし、市民レベルのネットワークがあることは承知しておりますが、ネットワーク化することによって、県内外や世界に向けて幅広く紹介できるようなまちづくりの推進について、見解を伺います。

1. 市内に潜在する優秀な人材の発掘とネットワークづくりについて。
2. 地域の伝統文化は、どのようなものがあるか。その伝統文化を今後のまちづくりにどう生かしていくのか。

以上、明政クラブ代表の質問を終わらせていただきます。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

財政健全化に向けての当初予算における取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、税収等自主財源を確保する対策についてであります。

昨今の厳しい経済状況下にある中で、市民税などの増収は見込めないことから、自主財源を増やすことは、必要なこととあります。平成22年度から、従来の税務課を税務課と収納課に分け、収納課に管理担当と収納担当を新設し、特に徴収部門の強化を図ることといたしました。併せて、4月から休日・夜間でもコンビニエンスストアで24時間、住民税や固定資産税、上下水道料金などを支払えるサービスを導入し、行政サービスの向上と収納率のアップを図ってまいりたいと考えております。

また独自の方策として、平成20年度に環境保全協力金制度を創設、さらに平成21年度からは芸術文化・スポーツ振興協力金制度を創設し、主旨にご理解・ご賛同をいただいた市内外の企業や個人の方々から多くの協力金をいただき、基金に積み立てたのち、里山整備や環境保全提案事業及び芸術文化やスポーツ振興などの各種事業に活用しているところであります。

なお、昨年度スタートしたふるさと応援寄附金も、引き続き今年度も本市に寄せていただく思いは大変好評で、県下でもトップクラスであり、協力金と同様に各種事業に活用させていただいております。

今後も市税等の収納率の向上に努めるとともに、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、事務事業の仕分けに向けての取り組みについてであります。

事務事業評価を継続的に実施し、課題のある事業で、担当部署で解決できない項目につきましては、部長会議において決定してまいります。

今後、さらに市民説明等が必要な事項については、第三者機関などの設置も検討してまいります。

次に、行財政改革の当初予算への反映についてであります。

行財政改革アクションプランに基づく、行政組織改革による類似事業の一元化や事務事業評価による事業の廃止や見直し、使用料・手数料等の検討会の設置、各総合支所の宿直廃止などが当初予算に反映されているところであります。

次に、主な成果についてであります。

行財政改革アクションプランは財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、市役所の構造改革とスリム化の3つの柱で構成され、平成18年度から平成22年度までの具体的な取り組みなどが計画されています。その中で財政健全化計画の策定、指定管理者制度の導入、定員適正化計画の推進、特別職の給与減額、職員管理職手当の減額による総人件費の削減、行政区組織の再編、滞納処分の実施、病院改革プランの策定などに取り組んでまいりました。

次に、今後の主な課題についてであります。

行財政改革アクションプランにおける今後の課題としては、使用料、手数料、負担金等の見直し、外郭団体等の見直しなどが挙げられます。課題を解決していくためには、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解・ご協力が重要でありますので、よろしく願いいたします。

次に指定管理施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指定管理施設の今後の方向性についてであります。

現在、指定管理を行っている施設の中には、地域の拠点となっております公民館や地域の広場として利用されていると思われる施設などが含まれております。これらの施設につきましては利用の実態を調査するとともに指定管理者と協議を行い、指定管理施設として継続させていくかどうかの検討をしてみたいと考えております。

また12の温泉施設をはじめとして、多くの施設は老朽化が進み、施設の大規模改修や温泉井戸の再掘削が必要となってきます。これらには多額の財政負担が生じることから、今後は施設の調査を行い、統廃合を含めた整備計画を策定していくことを検討してみたいと思います。

次に今後、考えられる指定管理施設は、どのような施設があるかについてであります。

今後、指定管理者制度導入を予定している施設につきましては、北杜市オオムラサキセンター及び北杜市北の杜聖苑の2施設を予定しておりますが、施設の設置目的に沿った管理運営がされることが重要でありますので、公募条件等を十分に検討しながら進めてまいります。

次に人材や伝統文化を活かした、まちづくりの推進についてであります。

市内に潜在する優秀な人材の発掘と、ネットワークづくりについてであります。

現在、北杜市には人材登録制度として、まなびの杜タレントバンクがあります。この制度は芸術、文化、レクリエーション等の市民の生涯学習活動を支援するため、平成20年度より地域の一芸に秀でた技術や技能、幅広い知識と経験などを持つ人材を登録し、学校、団体、サークル等の学習意欲に応え、講師や指導者として紹介する生涯学習の推進を図る制度です。現在52人の登録者があり、公民館や自主企画の講座に多くの方が活躍していただいております。

また、北杜市には団塊の世代をはじめとする移住者や別荘等による二地域居住者などが多く、その中には潜在的にたくさんの著名人、文化人が含まれています。経験も豊かで専門的知識を持った方々の地域参加は、地域コミュニケーションの再生に効果的でありますので、潜在的な人材を掘り起こし、人材登録制度を充実させて対応したいと考えています。

市では、増富地区や台ヶ原地区において、大学との連携により古民家や街道宿などの既存ストックを活用した地域振興を図り、新たな関心を引き起こそうとしています。また、本年度より実施の地域おこし協力隊制度では、市外からも地域コーディネイターやリーダーなどの優秀な人材を取り込み、定住させることにより農業と地域活動の起爆剤として、地域力の維持や強化を図っています。

そのほかにも、リトリートの杜では、ニーズに対応した滞在型計画が実施できるようになりましたので、専門的案内人や芸術家の掘り起こしなどにより、人材のネットワーク化を推進していきたいと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

子どもたちの特性や個性を生かす教育への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各地域の農業等体験学習への参加状況についてであります。

多くの学校では、授業として地域の方の協力を得た米作りや野菜作り、花作りを行っていま

す。また中学校では、校外学習による林業体験や植樹なども体験しています。なお、それらの授業には、ゲストティーチャーとして地域の方を招き協力を得て、指導や支援をしていただいております。

北杜食育・地産地消推進協議会による教育ファームでは、市内小学1年生から6年生の児童を対象として、ジャガイモ栽培体験、コガネモチ栽培体験、サツマイモ栽培体験、大豆栽培体験、紫黒米栽培体験などを通して自然の恵みを感じ、食べ物の大切さについて学んでいるところでございます。

次に、地域の伝統行事や祭り等への積極的な参加への取り組みについてであります。

各校とも地区行事や育成会行事等の予定を把握し、地区会議を開いて周知したり、行事日程表を配布したりして、積極的な参加を呼びかけております。

次に、課外授業の実態と今後の取り組みについてであります。

課外授業としては朝学習や朝読書、業間に行われる体力づくり運動、また補習がそれに当たります。朝学習や朝読書、補習等はほとんどの学校で取り組みが行われています。補習は放課後に設定されることが多くなっています。また中学校では、職場体験なども実施されています。

今後とも児童生徒に負担とならないように留意しながら、基礎・基本的な学力を付けることに配慮し、各校とも取り組んでまいりたいと思います。

次に登校拒否、いじめの現状と対策についてであります。

市内の不登校者数は、平成21年2月期末現在で小学校7件、中学校18件の計25件の報告があり、前年度比小学校22%、中学校23%それぞれ減となっており、ここ数年減少傾向にあります。しかし反面、病気と診断されて登校できない子が増える傾向にあります。

共感的理解に努め、触れ合いを多くすること、心の居場所の確保、達成感や満足感を得られる授業方法の改善、分かる授業、家庭や関連機関との連携などに各校で取り組んでいるところでございます。

いじめの現状ですが、平成21年2月期末で、小中で4校から認知の報告がありました。主な内容は冷やかしかや悪口、仲間はずれにされた、嫌なことをされたなど軽微なものであります。成長途上の子どもたちが集団で生活するわけですから、日常生活の中で多くのトラブルが発生することは当然のことと言えます。しかし、それがいじめに発展しないように職員会議で共通理解を図ること、校内教育相談体制の確立、スクールカウンセラー等の活用、職員の校内研修、家庭との綿密な連携などを、平素より各校で取り組んでおります。

次に地域の伝統文化にはどのようなものがあるか、その伝統文化を今後のまちづくりにどう活かしていくかについてであります。

現在、北杜市内には、各神社に継承されている大和神楽(やまとかくら)や筒粥(つつがゆ)、稚児(ちご)の舞、茅輪(ちのわ)くぐりなどの神事、地域に伝承されている獅子舞や道祖神祭り、家庭における盆行事などの年中行事、そのほか大般若会(だいはんにやえ)、数珠廻し(じゅずまわし)、郷土の民謡などさまざまな伝統文化があります。

箕輪新町のおんねりと巫女舞(みこまい)は、山梨県指定無形民俗文化財として指定されており、北野天神社(きたのてんじんじゃ)の大和神楽ほか14件は北杜市指定無形民俗文化財として指定し、その伝承と保護に力を入れているところでございます。また、記録を残すべき無形民俗文化財として、若神子のほうとう祭りが国の選択無形民俗文化財として、選定されております。これらの伝統文化は米づくりや山仕事という、先人たちの生業と生活に基づいた北

杜市ならではの文化であります。

今日、生業や生活が変化していく中で、歴史に育まれた伝統文化を、世代を越えて伝承していくということは世代間の交流を促し、育成することにつながると考えます。このことは地域のコミュニティを維持し、発展させる礎にほかならず、ひいては人づくり、あるいは活力のあるまちづくりに寄与するものと考えております。

教育委員会としましては、その伝承と保護のために、指定文化財に補助金を交付するなど、その伝承活動を支援するほか、今後も無形民俗文化財の調査・研究を通じ、未永く伝統文化を伝承するよう図ってまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

財政健全化に向けての当初予算における取り組みについて、ご質問をいただいております。予算の削減策についてであります。

予算要求をする上で守るべき予算編成方針は、財政健全化計画に掲げたとおり、行財政改革アクションプランを基本に策定しておりますので、プランに沿って改革が行われた事業は、財政健全化に沿ったものであると言えます。

さらに、予算編成方針は政策課題に対応するとともに、市債残高の削減などを目指した上で、歳出の見直し、削減を行うことで財政健全化を実現しようとしており、平成22年度は一般行政経費について、一般財源ベースで新規事業も含めて、前年度の95%以内に留めるという厳しいシーリングによる総額の抑制をはじめ、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査し、経常経費の見直し、公共事業費の削減、各種市単独補助金の見直しなどを各課に指示しております。その上、人件費につきましても、例年どおり定員適正化計画に基づく削減を行ったところでございます。この結果、平成22年度当初予算は、市債の繰上償還を考慮すると、本年度に比べ3億5千万円以上の一般財源が削減できております。

財政の健全化には、行財政改革アクションプランを推進していくことが重要であると考えております。このため、来年度は平成23年度から平成27年度までの第2次北杜市行財政改革アクションプラン策定を行うほか、財政健全化法の成立に伴い、市に4つあります第三セクター等の今後のあり方を検討するため、仮称、北杜市出資法人等検討委員会などの予算も計上しております。

次に指定管理施設について、ご質問をいただいております。

指定管理施設の現状についてであります。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間事業者の有するノウハウを広く活用し、住民サービス向上を図り、行政のコスト縮減を目的に導入されました。現在、指定管理施設は137施設94協定を数えており、指定管理者制度の目的に沿いながら、おおむね順調に管理運営を行っておりまして、職員が対応に苦慮する問題や苦情等は報告されておられません。

今後におきましても、指定管理者制度の目的に沿った運用に努めてまいります。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

再質問を行います。

非常に身近なことでございますし、ささやかなことかもしれませんが、ただいま財政健全化に向けてのご努力の足跡が語られたわけでございます。そんな中で、この健全化に向けては、やはり報酬ということが、収益をいただくということが、大変重要なことになっていくということになるわけでございますが、なかなか税込、それから企業からの収入を増加させることは非常に難しい、今の時局でございます。

そんな中で、先ほど市長の答弁にもあったように、環境保全基金、ならびに文化スポーツ基金等々、民間から寄せられる、そういった慈善的な基金があるわけでございますが、それからふるさと納税ですか、これらもやはり、この厳しい経済状況下の中で、どうしても増収というよりも、削減的になってきていると。減じているということで、やはり、このようなことの呼びかけをもう少し広い範囲に、また強力に進めることにおいて、また北杜市民のそういうところからの協力を得ているということで、市民として頑張ろうというふうな気持ちが生まれてくるということもあろうかと思えます。このへんの呼びかけを広げるような考え方、強力に進めていくかというようなこと、それらをちょっと質したいと思えます。

それから当然、払わなければならない給食費、それから保育料等の滞納者というのモかなりあるわけございまして、これも子ども手当ということで、政府としては対応を考えているところではありますけども、実際にはなかなか、うまくいかないという状況にあります。全国的には、当然、北杜市でも昨年、行われました車両に対するロックででしょうか、そんなこともしながら頑張っているところではあるかと思えますが、全国的な傾向を見ますと、やはり物品の差し押さえ、それから預金等の差し押さえですね。こういうようなことも、しっかりと行われているようでございますので、やっぱり逃げ得ということ許さないという観点から、このへんも今後、どのような形で強力に進めていくか。そのあたりを、ちょっと伺いたいと思えますが、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろ心配をかけております。合併した北杜市のなんといっても、最大の使命として財政の健全化でございます。これはまさに一丁目一番地であると、私みずからも承知しています。したがって、当たり前のことかもしれませんが、できるだけ税収を増やすこと。できるだけ支出を削減すること。それが、なんといっても財源の健全化に通じることはたしかであり、それが将来に、後世に負担を残さないということにもなるかと思っています。

したがって、先ほど、午前中からの議論もそうでありますけども、いろいろな意味で事務事業の見直しをはじめとして、削減に努めているところでありますし、税収についても自主財源、ご指摘のとおりだと思います。私も北杜市としても、環境保全協力金とか、あるい

はまた聞きようによっては、近々予想される太陽光発電、ミニ水力発電のような電気代収入も大変、大きな税収になっているはずであります。そして併せて、これがストレートに言えるかどうかは別にしまして、ご承知のとおり雇用促進住宅の家賃収入も、聞きようによっては、いい自主財源になるのかなというふうに思っています。

先ほどもご答弁させていただきましたけども、ふるさと納税についても、全国のことは分かりませんが、県内を比較した場合は抜群に高い、ご協力をいただいているということで、感謝の気持ちでいっぱいであります。

引き続いて、財政健全化に向かっては、くどいようですけども、税の徴収に努め、そしてまた支出の削減に全力であたっていきたいと思えます。

あと、いわゆる給食費だとか住宅入居費の問題等々については、いろいろな意味で大変厳しい時代ではありますけども、市民の皆さんに、直球で言えば大変な時代でありますけども、当たり前のこととして、行政に協力していただければと思っております。

さっき説明しましたとおり、24時間、納税ができるようにコンビニを利用したり、気軽に納税ができるような仕組みをこれからも研究をして、未納のないように全力であたっていく決意であります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

本当にお金のことは、経費をたくさん重ねることは簡単でありますけども、わずかでも上乘せすることは非常に厳しいようでございます。私たちも頑張るつもりでございまして、そのへんも今、おっしゃったような形の中で、本当に微々たるものだという観点ではなくて、しっかりとお願いをしたいと思えます。

それでは次に、もう1点だけ、お伺いさせていただきたいと思えますが、先ほど教育長のほうからお話がありました、子どもたちの個性を伸ばすということの中で、体験学習ですね、さまざまな体験学習をしているようでございます。農業に関しましても、いろいろな作物を作ったりして、その実施をし、なお、それを賞味し、またしっかりできたということで、非常に子どもたちも楽しんでいるという部分もあるようで、非常にありがたく思っております。

そういう形の中で、今、広くやっているようではございますが、やはり、子どもたちが直接、手をくだすということが一番大事なことでありますので、各地域の中にこういうふうなことを指導できる、また、ときに指導ということではなくて、一貫した指導ができるような指導者の育成といましようか、そのようなことを、万遍なく、むらなく、いろんな仕組みにおきながら、そして、ときを捉えながら、四季折々、このような指導、体験をできるような施策といましようか、指導者の育成を考えていただけるかどうかということ。このことは、先ほどと関連していますけども、まつりごと、伝統行事等におかれましても、たしかにたくさんの伝統のある祭りやら、神楽等々、神輿、それからいろいろなものがあるわけですが、これを子どもたちに伝承させるために、その指導をする者の育成ですね、そういうところまで及んでいただければありがたいなと、そんなことを思いますので、そのあたりのお考えをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

坂本議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

本市内の小学校、特に小学校でございますけれども、ほとんどの学校で、学校が敷地の中とか、それから近所に畑を借りてとかということで、実際には、多くはサツマイモ等が多いわけですが、田んぼを借りて、田植えから刈り取りまでというような体験をしているところが多く、地域の環境を使った体験学習等を取り入れて事業をしているところがございます。また、いくつかの学校では、地域の指導者といいますか、農家のお年寄りの方に来ていただいて、直接、子どもたちに指導していただくというようなこともやっております。

今後とも特に、そういう体験学習がございますので、より、その学習を深めるために地域の人々と交流をするという意味でも、指導者をお願いして交流を図っていきたいというふうに考えております。

もう1つの伝統行事のほうでございますけれども、いろいろなところでお神楽とか、そういったものがあるようですが、地域というか、地区といいますか、かなり小さい単位で、そういった伝統芸能がなされているというような現状の中では、少子化の時代の中で、後継していく子どもの数が、いなくなったということでもないんですけども、かなり少なくなって、引き継いでいく子ども自体が少ないということで、他地域から協力を願ってやっているというような話も聞いております。指導者の育成ももちろんでございますけれども、そういった担い手についても、地域全体として取り組んでいただいて、もうちょっと効率的な中で、伝統芸能とかそういったものを伝承していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

坂本静君の質問が終わりました。

関連質問はございますか。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

市長に関連質問を行いたいと思います。

本日、市長は報道機関に国の事業仕分けに対して、評価をするというコメントを発表しましたが、それにつきまして、関連して質問したいと思います。

本市でも21年の3月に事業評価を行いまして、Aランクが85%という、非常に高い評価を発表しました。しかし、それは担当職員、担当部長等が、身内が身内の評価をした結果でありまして、なお、ただいま申し上げました、非常に収入等、努力をしていることは認めるわけなんです。ただ、まだまだ財政健全化を厳しくしていくことは、必要だと考えております。それで事務事業評価を、市長も先ほど第三者機関を入れて、事務事業評価をするということを表明いたしました。そのことに関しまして、この第三者機関を入れた事務事業評価をいつごろから始めて、どのような内容で行うかということをお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

国の事業仕分けはともかくとしましてというか、冒頭の新聞の記事についてご質問がありましたけども、国の事業仕分けは行政が身近に見えたという点では大変、一定の評価があったと思います。今後、北杜市としては、事務事業の見直しの1つとして、非常に参考になると思っています。しかし、私ども住民に密着型の行政をやっている市町村行政からすれば、必要によっては、職員はマイナスになる事業仕分けのような仕事をしていると思います。だから、さっきAランクが、結果として85%評価でき得るという数字にもなっていると思います。しかし、冒頭言ったように、いろいろな意味で、人の意見を聞くというか、第三者的に見てもらうことは大変、重要なことだと思いますので、先ほど答弁しましたとおり、今後は外部評価のあり方や事業仕分けも1つの方法として、先ほど答弁しましたとおり、第三者を組織化して検討してもらうことも必要であろうと思っています。いつからということはいえませんが、現状では合併した北杜市の、先ほどから言っているとおり、いろいろな意味で無駄を省くために、職員ともども日夜努力しているところであります。ご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいでしょうか。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

担当職員、担当部長が努力していることは分かります。しかし、まだ目の届かない第三者、専門家の目からもう一度、市の事務事業評価を見直すことも必要だと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

あまり数字を並べるのもどうかと思いますけども、合併した北杜市が市債残高、最大1,009億円あったのが、この3月末では920億円くらいになるかもしれない。基金も40億円、50億円増えるのかもしれない。これはまさに、私ども職員が一丸となって、明日の北杜市の礎を築こうという努力の成果だと思います。しかし、まだ見直しをしなければならぬ点も多々あるかと思っています。さっき答弁しましたとおり、第三者機関の設置も検討しているということでありまして、今、いつ設置するということは、様子を見ながらということで、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに関連質問はございますか。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

課外授業等をされていることを、ちょっと質問したいと思います。

最近、各学校においては生徒の減少によって、部活動が廃部になっておる学校が大変、増えてきておるといことですが、やっぱり部活動は言うまでもなく、子どもの体力づくり、また仲間づくりと大変貴重な事業で、欠かすことができないだろうと、こう思うわけだけれども、特に中学校においては、昔の定番であるように、野球とかバレーボールとかという部活動をつくれな学校も見受けられるようになってきたと。最近、特に悲しい話だけれども、このスポーツをやるために転校する子どもすら、話が聞こえてきて、やはり子どもが少ない中で、これはなんとか食い止めなければいけないと、こう思うわけでございます。

以前は、われわれが子どものころは冬の体力づくり等の中でも、冬のスキー教室とか、スケート教室とかを取り組んだ過程があるわけだけれども、そういったこともまた、教育委員会のほうとも考えながら、どうして子どもさんたちが転校しなければならないということの中で、最近では教育方法も変わっておると思うけれども、やっぱり、こういうことは原点に戻って、しっかりやってほしいと。このことが、今の統合問題とも絡むんだらうと思うけれども、ぜひひとつ、こんなことを、今後の取り組みはいかがかなということで、お聞かせを願えればと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

秋山議員さんの関連質問にお答えします。

実際、中学校の課程の中にいきますと、部活動という、1つの課外活動があるわけですが、それらにつきまして、少子化の中で部活動は1種類、1つの野球ぐらいまでも成立しないというような学校も出てきている現状がございます。また種類が少ないものですから、どうしても例えば特殊な、いわゆる剣道とか、そういったような特殊な部活動をやりたいといった子がいたとしても、そういう部がかなりの中学校に設置されていないというような状況で、設置されている学校のほうに転校したという例も、1、2例でございますけれども、あることも事実でございます。

今、中学校の統廃合の問題の大きな課題の1つとしましては、もちろん教科担任制でございますので、先生の確保も非常に大事な問題の1つなんですけれども、もう1つの心身を鍛える部活動を活発にするということも、非常に大事なことだと考えております。それらを推進する中で、部活動について活性化できるように考えていきたいというふうに思っております。

1年間を通してというのは、昔と違ってといたらおかしいんですけども、体育館等の整備が進んでおりまして、冬の間でもこちらのほうでも、室内競技でしたら1年間を通して活動ができるというようなことで、そういったことで1年間の体育関係の教科については、対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

少子化少子化といって、ほど遠い話だなというような気もしたんですが、すぐ、そこまで、こんな事態がきているということですので、このことも考慮しながら、いろいろな面でひとつ頑張っしてほしいなと思います。

以上で、終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁はよろしいですか。

（はい。の声）

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

先ほど教育関係のほうで、子どもたちの学校教育の中で、農業だとか、いろいろ農作業に関わる問題だとか、そして作業をするときですね、昔、今のPTAの方だとか、保護者の方はみんな学校の作業は保護者、PTAがやっているんですね。そんな中で、私たちが子どものころは、自分たちで学校の清掃から何から全部やった時代があります。今は危険だからといって、やらせない、そんな方法よりは危ないこともやらせたり、自分たちがみずから、この学校を磨いたり、きれいにしたりするという教育も1つの段階ではないかなというふうに思います。

それから農作業については、農繁期という、われわれ時代が時代ですから農繁期というものがありまして、体験をする中、子どもたちも一緒に親とそろって、いろんな形で農作業をやりました。今、学校では少しの畑をみんなでやって、おしまいにするという形ですけども、やはり農繁期に、子どもたちに教育という番組をもって、これが社会教育の一環になるのではないかと思います。そして私ども、食育の関係で、子どもたちに今現在、行っております。そこで皆さん、子どもたちの様子を見ると、最初は田んぼの中に入るのを嫌がっていますが、やはり入ると、また楽しんで、みんなが頑張っ、ものを作ろう。また、秋になれば刈り入れをする。そして、その刈り入れをしたお米だとか、いろんなものを食べる、その食べる楽しみ、そんなことがあります。また各地区で、まつりごとがありますね。まつりごとなんかは特に、この地域にはいろんな、先ほども言われるように行事があります。そんな中を見ますと、私たちもまた、かえして申し訳ないんですけども、まつりごとをやっていくのも、学校半日で帰って、これも1つの学校の中の教育という形で、今、思えば楽しかったなという思い出がありますので、そういう教育的な、外での教育番組を、よく市長が言われる原っぱ教育、こういうことには、本当に逆に言えば原っぱ教育になるのではないかと思いますので、そのへんをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

渡邊議員の関連質問にお答えさせていただきたいと思います。

たしかに私どもの小学校のころには、農休みというものがありまして、農業を手伝ったという記憶がございます。現在ではやはり、こういう時代の中で、また農業も非常に形態が変わりまして、機械化されたというようなことで、人手というのは、あまり出てくる幕がないということもありまして、そういったことについては、学校そのものにつきましても取り組んでいな

いというような状況でございますけども、原っぱ教育をもとにした市の教育指針の中でも、そういう地域活動、稲作体験や林業体験、野菜・花作りなどを、もちろん取り入れてやっております。それから地域の行事や祭りに進んで参加して、昔のものを大切に作る心の育成というようなことについても、それぞれ積極的に推進しているところでございます。

お祭り等の参加でございますけれども、長・中期休業中の地域のまつりごとに関しては、ほぼすべての小中学校で、各地域の行事を調査しまして、一覧表にして配布して参加を呼びかけております。そのような取り組みの中で、各校でもある一定の指針のもとに教科などの、学校の教育活動全体の中で実践し、生き生きとした活動をしているというのが現状でございます。今後とも原っぱ教育を推進し、そういう生きた体験といえますか、そういったものに積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに関連質問はございませんか。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今の子どもたちの特性や個性を生かす教育への取り組みはのところでございますが、各地域の農業体験学習等への参加状況はというところがあります。私が聞き漏らしたのかとも思いますが、参加状況はどのようになっていますでしょうか。繰り返しになるかもしれませんが、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

参加状況の数等の把握状況でございますけども、私どものほうはそれぞれの学校の事業単位で参加しているということで、正確に、この事業に対して何人参加したというような、実数の把握というのはしてございません。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

学校単位のところは、学校に任せているということがありますので、そこまでの把握というのは難しいかもしれません。

そして、先ほどの教育ファームのほうの話が出ていたようです。サツマイモを作ったり、ジャガイモを作ったり、いろいろなたくさんの事業をなさっているようですが、そのところはお分かりにならないでしょうか。それは市のほうで、なさっていたかと思うんですが。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

地産地消ということで、食育も絡めまして、昨年度から教育ファームということで、先ほど申し上げましたが、ジャガイモ、サツマイモ、紫黒米、コガネモチ、アヤコガネ等々を年間スケジュール5月から1月ころですか、生産までということで、生産確保までということで、スケジュールを立てて、年間、21年度も実施してまいりました。どのくらい参加したかというデータはございませんが、地元の農家、それからサポーター、これは食改の皆さまもいろんな分野から参加をしていただいて、ご支援をしていただいて、実施してまいりました。また、資料ということであれば、あとでまた申し上げますが、いずれにしても、今年から、これもまた充実をしていくということでございます。大変、もちろん、こういったファームも必要ですし、家族での絆ということも謳っておりますので、ぜひ、こういった絆を大事にするということで、教育ファームの充実をさせていきたいと、こういうふうに考えています。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

非常に、いい取り組みをしていただいていると思っています。それで参加されたお母さまとか、ご父兄の方とか、子どもさんとかに混じって、一緒に話をしたりなんかしたことがあるんですが、なんか参加者が少なくて、もったいないねという話を聞きました。そして、ここの質問のところにも通告させていただいておりましたが、参加者がどんな状況かというのを知りたかったということです。せっかくいい事業で、市長が提唱なさっている原っぱ教育とか、今からの食と農の杜づくり課とか、市が今から進めていこうという方針に沿った、いい事業だと思いますので、参加者が少ないというのは非常にもったいない状況だと思います。ですから、今年度もまた続けていくという方向のようでもありますので、ぜひPRの仕方を考えていただく。また、参加した方の感想を公表できるような方法なんかもいいのかなと思いますが、ぜひ参加者がたくさんになるような方策をとっていただきたいというふうに思います。そのことについて、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

議員がおっしゃいますように、また新しい体制ができます。充実した教育ファームが取り込めますように、生徒の募集、あるいは指導者の充実等を図ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいでしょうか。

（はい。の声）

ほかにございませんか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の保坂多枝子議員の質問に対して、名取産業観光部長から発言があります。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

すみません。それでは、保坂多枝子議員の先ほどの教育ファームの参加人数ということでございますが、21年度は2年目に入ったということでございまして、13回、開催をいたしました。場所は、白州の鳥原平地区でございます。合計で260数名の参加があったということでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、5番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

昨年、夏の政権交代で、多くの人が国政に寄せた期待や高揚感が時間と現実の中で薄らぎ揺らいでいるときですが、ここ北杜市議会が常に市民の皆さまの信頼に応えられるよう、私たち市民フォーラムとして、みずからを厳しく律し、それらの思いを込めて代表質問をいたします。

最初に市政の指針である、第1次北杜市総合計画について質問いたします。

第1次北杜市総合計画は、北杜市のすべての計画の基本となる最上位計画です。計画期間は平成19年度から10年間であり、22年度は前半5年間の施策を具体的に明らかにしている前期基本計画の進捗度や実行性が真に問われる重要な時期に入ります。

そこで、3年を経過した現時点での第1次北杜市総合計画について、全体的な進捗状況及び市としての評価を、まず伺います。

総合計画の具体的な施策を明示した基本計画は、市政運営にあたっての行政からのマニフェストであり、北杜市総合計画に関する規則には、特に著しい社会、経済情勢の変化、または特別な理由がない限り変更しないものとする規定されていますが、今まで施策の変更が行われたことがあるのでしょうか。あるとすれば、その理由はどのようなものなのでしょうか。説明や周知をどのようにしたのでのでしょうか。

第1次北杜市総合計画を補完する各種計画の策定や実施は、予定どおりでしょうか。例えば道路整備基本計画の見直しはどうでしょうか。本定例会の市長所信に道路台帳の見直しがありましたが、これと総合計画の関係はどのようなものなのでしょうか。

市の行財政改革の具体的な指針である行財政改革アクションプランは、第1次北杜市総合計画の中で、どのように位置づけられているのでしょうか。また、行政の整合性はどのようにとられているのでしょうか。計画が実行されるためには、財政的裏づけが必要であり、特に重要

になるのが財政健全化計画です。策定が大幅に遅れた上、記載された方策が大雑把で、それぞれの方策の財政的寄与が数値として表されておらず、実施に至る行程表もない。つまり具体性に欠ける内容であることに、これがすべての施策の財政的裏づけとなり得るのか、疑問を感じざるを得ません。財政健全化計画が、具体的にどのような形で総合計画に生かされているのかを含め、見解を伺います。

北杜市総合計画に関する規則の第7条に、実施計画の期間は3年とし、1年次を経過するごとに検討を加え、後年分を逐次繰り入れ、常に3年先までの計画とするとありますが、実施計画の策定の現状はいかがでしょうか。

次に第1次北杜市総合計画と具体的事例として、図書館についてを取り上げます。総合計画との関係ですので、通告では市長への質問といたしております。

9月の定例会の所信で、市長は図書館ですが、行財政改革アクションプランに基づき、管理運営の効率化や経費の節減を図り、地域ニーズに対応したサービス展開を考慮しながら広域的に調整を行い、必要性・経済性等を原点から見直すため、地域の代表者や学識経験者の方々による北杜市図書館適正配置等検討委員会を設置し、検討していくことといたしましたと表明されています。行財政改革アクションプランでは、図書館はどのように考えられているのでしょうか。

第1次北杜市総合計画の基本計画にある8つの図書館の整備の意味は、どのようなものでしょうか。実施計画は、基本的には変更することができないとされています。すでに21年度末であり、平成22年度から平成24年度までの3年間の実施計画を策定済みと思いますが、その中で8つの図書館は、どのように示されているのでしょうか。

次に図書館の適正配置等について、教育長に伺います。

北杜市図書館適正配置等検討委員会設置要綱に、委員会は次に掲げる事項について検討し、教育委員会に提言するものとする。

(1) 図書館の適正配置に関することとありますが、委員会は図書館の統合や廃止で、8つの図書館の数が減ることも含めた適正配置を検討するのでしょうか。

第1次北杜市総合計画の図書館に関する内容を、教育長はどのように捉えているのでしょうか。また、図書館適正配置等検討委員会の委員には、どのように伝えられているのでしょうか。

第1次北杜市総合計画には、生涯学習及び文化を発信する拠点としての機能の充実に努めますとあり、これを図書館の今後の指針とすべきと思いますが、具体的な事項はどこで検討されているのでしょうか。図書館は、あらゆる情報の収集と発信を柔軟に行うことが可能な場です。財政の大変、厳しい市にあっては、使用目的が限定される施設の新設や個々への直接的な財政支援は今後ますます困難になっていきますが、図書館は情報提供という形で、どのような対象にも支援ができ、また文化の拠点として、地域づくりにも大きな役割が果たせます。シーリングによる個別の予算縮減とは別に、別の財政的観点で図書館を生かしていくべきではないでしょうか。市の見解を伺います。

図書館の適正規模については、すでに市立図書館のネットワークが確立されており、利用する図書館の蔵書数は問題ではなく、受け取りの便利さや相談窓口の充実こそが重要になってきています。そのような現状の中で、規模として、例えば1館5万冊以上が適正という、5万冊というような数字は無意味だとの考えがありますが、見解はいかがでしょうか。

北杜市図書館適正配置等検討委員会の検討事項の中に、図書館を含めた施設の機能や役割に

ついでありますが、例えば高山市のように、支所に図書館や公民館機能を集約し、耐震とバリアフリー化するという方向性は、教育委員会関係だけでは打ち出せず、市全体での検討が必要です。この点について、どのようにお考えでしょうか。

次の大項目として、子育て支援策について、市長に伺います。

市の第2子以降保育料無料化政策は、子どもを保育園に預けて働きたいと、お母さんたちの就労意欲を掻き立てています。この政策は働くことへの支援になっていますが、これを推進するにあたって、長いスパンでの受け入れ態勢は十分なのでしょうか。3歳未満児の保育園入園希望者が増加していますが、平成22年度の希望者は全員、受け入れられたのでしょうか。待機児童はないのでしょうか。子どもが保育園のうちには働けるが、小学校にあがってからが心配との保護者の声を多く聞いています。放課後児童クラブの希望者は全員、受けられているのでしょうか。放課後児童クラブの対象児童は、現在、小学校1年生から3年生ですが、4年生以上の受け入れを望む声も大変、大きいものです。対象児童の拡大の考えはないのでしょうか。

第2子以降の保育料無料化は子育て支援ですが、幅広い支援になっているのでしょうか。例えば、家庭で子どもを見ている人が病気や冠婚葬祭等で、保育園での一時保育を希望した場合、現状で未満児の受け入れは可能でしょうか。平成21年度の一時保育利用者は、どのくらいでしょうか。一時保育料は、ゼロ歳児の場合、1日5,900円です。第2子以降も一時保育の場合は、料金がかかるのでしょうか。第2子以降の保育料無料化による市の負担増は、どのくらいでしょうか。

平成21年度について、第2子以降保育料無料化実施前の基準で保育料を徴収した場合と、政策実施後の保育料総額の差は、どの程度でしょうか。現在の保育士の正職員、臨時職員数と人件費の増減は、平成20年度末と比べてどの程度でしょうか。ゼロ歳児1人当たりにかかっている保育費用は月額、およそいくらぐらいでしょうか。

2日の市長所信で表明された、2つの新規子育て支援事業について、次に伺います。

平成22年10月を目途に運営が開始されるファミリーサポートセンターですが、誰がどこで、どのような形で一時預かりを行うのか。また、その料金はどの程度でしょうか。

デマンドバス利用による小学生の移動手段の確保、充実の事業の内容はどのようなものでしょうか。下校時の活用も考えているのでしょうか。

第2子以降の保育料無料化は、特定の個々への支援です。市としての子育て支援に、より必要なこと、より必要な視点は個々では到底できない。例えば施設の安全性の確保や長期的視野に立った公平な支援、また何よりも保育や子育て環境の質の向上ではないでしょうか。1年間の第2子以降保育料無料化政策の実施をふまえ、市の見解を伺います。

核家族化が進んだとはいえ、都会に比べれば、祖父母との同居や近隣に住んでいることが格段に多いこの地域では、今までおじいさん、おばあさんが保育を担い、保育園の待機児童ゼロを堅持することができたという面が大きいと思います。

第2子以降保育料無料化政策で、保育園で希望者が殺到していますが、適正な受益者負担の中での選択で、保育の場所が分散され、保育園の待機児童ゼロであること。この待機児童ゼロを堅持することが、全体の利益になるのではないのでしょうか。これについての見解と、今後も保育園の待機児童ゼロを堅持する具体的方策を伺います。

市内のほとんどの地域に幼稚園がなく、保育園が幼児教育も担う北杜市の現状では3歳、あるいは4歳以上の子どもの入園に関して、厚労省の基準をそのまま適用するのは現実的ではな

く、地域に合った対応、つまり希望者全員が手続きの支障なく入園できることが必要です。これを実施する上での現状での問題点と、その対策を伺いたいと思います。

次に、水道料金統一問題についてです。

昨年の6月、9月、12月定例会、そして今定例会と市民フォーラムは代表質問で、ずっとこの問題を取り上げ、問題点を指摘し、質問をし、答弁を求めてきました。昨日まで3日間にわたり、特別委員会が開催されましたが、今後の市政、また市民の皆さまの生活に以下の点は特に重要と考えるので、ここで質問いたします。

新料金案は、財政にマイナスの影響を与えますが、財政健全化を掲げる市のスタンスと、どのように整合性をとるのでしょうか。水道会計健全化に向けての具体的方策とスケジュールを示していただきたいと思います。

策定中の北杜市水ビジョンの主な内容は、どのようなものでしょうか。特に市民の関心の高い、以下の点について伺います。

85の水源の現状と見通しは、湧水エリアは今後もダム水を入れることなく、供給可能なのか。ダム水の安全性をどのように確保するのか。武川地区の浄水施設整備は。組合で運営される水道をどのように位置づけるのか。施設整備の負担のあり方は。また、責任水量制の見直しや受水費の値下げなど、交渉の具体的なスケジュールと考え方も伺います。今回の料金統一案には、反対する多くの市民の声が市や議会に届けられていることに対し、市長はどのように受け止められているのでしょうか。

最後に、平成22年度当初予算について伺います。

22年度予算は交付税や臨時対策債の増額に伴い、当初予算の編成で常態化してきた財政調整基金の取り崩しを避けることができたが、歳出面では相変わらず、義務的経費の増加が続き、総合計画に掲げた事業の実現に向けた財源確保が厳しくなっています。

昨年6月に財政健全化計画が策定され、合併優遇策終了に伴う交付税額の大幅な減少に備え、北杜市を夕張市としないための対策を打ち出す、本年度は最初の予算編成です。具体的には、予算額のベスト4を占める公債費、物件費、人件費、繰出金の削減にどこまで踏み込めるかが問われています。

以下、この観点で、市長の見解を伺います。

市債残のさらなる削減が必要と考えますが、来年度の繰上償還額はいくらでしょうか。政府系資金の繰上償還のみならず、市中金融機関の借入金の繰上償還にも踏み込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

人件費の削減に取り組んでいますが、2月14日の新聞報道によると、人口1人当たりの市職員の人件費に基づく、生産性ランキングを調査した関西社会経済研究所のデータでは、北杜市の市民1人当たりの人件費は3万5,364円で、山梨県内最下位、調査した全国780市の中で745位とショッキングな内容です。地理的条件が違うとはいえ、蕪崎市は1万4,306円であり、大きな差がついています。総人件費のさらなる削減策を検討する考えは、おありでしょうか。

従来よりの課題である特別会計への繰出金の削減について、本予算ではどのように取り組んだのかを伺い、代表質問といたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

第1次北杜市総合計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、全体的な進捗状況及び市としての評価であります。

北杜市総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成され、平成19年3月に策定されました。策定後の3年を振り返りますと、経済状況の目まぐるしい変化もありましたし、政局も大きく変わったところでもあります。厳しい財政状況ではありますが、北杜市の特色を生かすべく、総合計画の基本的な考えであります、地方分権への的確な対応や財政の健全化による安定した行政サービスを目標に、8つの地域がそれぞれのポテンシャルを高めながら相互に連携し、一体となったまちづくりを進め、地域の特色を生かした個性溢れる魅力ある地域づくりに努めてまいったところであります。

次に、基本計画の施策の変更についてであります。

基本計画における施策の変更は、この3年間においては、ないものと考えております。

次に、総合計画と各種計画についてであります。

北杜市次世代育成支援行動計画などの多くは、総合計画策定前に策定されていまして、実施計画の中で各種計画が推進されているところであります。なお、景観計画など一部は、市民との協働による研究会の提言により策定していますので、予定より遅れている計画もあります。

なお、道路台帳の見直しは、基本計画の施策であります市内道路網の整備や維持管理のための道路整備基本計画について、見直しを行うためのものであります。

次に総合計画と行財政改革アクションプラン、財政健全化計画との整合性についてであります。

行財政改革アクションプランと財政健全化計画の着実な実施は、基本構想第4章、北杜市の基本方針。第1項、北杜市の基本理念。第1号、自立した地域社会に向けた行財政力の強化において、北杜市行財政改革アクションプランと財政健全化計画を着実に実施することで、より一層、効率的・効果的な行政運営を推進し、堅実な行財政基盤を確立することにより、市民が安心して暮らせる自立した地域社会の形成を目指しますと記載されています。

次に、財政健全化計画が総合計画にどのように生かされているかについてであります。

原則として予算は、総合計画を実現することを目的に編成するものでありますので、この点で、総合計画と予算が齟齬を来すことはありません。これまで申し上げておりますとおり、財政健全化計画の策定にあたり、普通交付税の合併による特例措置がなくなる平成32年度までを推計したところ、将来的には大変厳しい状況が待ち受けておりますが、行財政改革アクションプランを実現していくことで、財政健全化が図られると考えているところであります。

また、国の政権交代が行われたように、現在の激変する社会経済情勢に対応した予算とするため、具体的な実施期間や数値目標につきましては、毎年、行財政改革アクションプランを基本に作成している当初予算編成方針で示すこととしております。

このように、総合計画にあるものはできる限り予算化することを原則としつつ、時代に即応した予算編成を行い、財政健全化に努めてまいっている考えであります。

次に第1次北杜市総合計画と図書館について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに行財政改革アクションプランでは、図書館はどのように考えられているかでありま

すが、アクションプランでの基本的な考え方は、行政改革大綱に掲げる3つの基本目標である財政の健全化、施策の再構築と市民との協働及び市役所の構造改革とスリム化を実現することです。図書館につきましては、類似施設等の整理統合として位置づけられております。

次に、総合計画の基本計画にある8つの図書館の整備の意味はについてであります。

北杜市総合計画で掲げている基本理念で、行財政改革アクションプランと財政健全化計画を着実に実施することで、効率的・効果的な行政運営を推進し、堅実な行財政基盤を確立することにより、市民が安心して暮らせる自立した地域社会の形成を目指しています。図書館においても効率化、サービスの向上を基本に図書館のあり方や運営方法などを検討しております。

次に、平成22年度から24年度までの3年間の実施計画での、8つの図書館の位置づけについてであります。

平成22年度から3年間ににおいては、図書館の運営事業につきまして、金田一春彦記念図書館を中央館として8館体制を維持した中で、生涯学習の一環として図書館を位置づけています。

次に子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新規の子育て支援事業についてであります。

子どもを預けたい人と預かりたい人の間を、市が連絡調整するファミリーサポートセンターについては、平成22年10月の運営開始を目指しております。

お尋ねの点については、市に登録いただいた提供会員の方が、その自宅で一時預かりを行うことが基本になると考えております。料金については、今後、周辺の市町村の状況等を確認しつつ、決定したいと考えております。また、平成22年10月を目途に開始予定のデマンドバスを活用した子育て支援事業である小学生交通サポート事業は、小学生の移動手段の確保・充実のため、小学生が八ヶ岳南麓エリアにおいて実証運行を行うデマンドバスを利用した場合に、乗車料金について、現在1回100円かかるところを無料とするモデル事業です。小学生が放課後に図書館などの公共施設へ行く際に、利用することなどを想定しております。

次に、保育料の第2子以降無料化の実施をふまえた市の見解であります。

保育料の第2子以降無料化については、本市における急速な少子化の進行をふるさと存続の危機と捉え、子育ての経済的な負担を軽減し、少しでも子どもを育てやすい環境をつくることを目指して、実施したものであります。

保育料の第2子以降無料化をきっかけに、新たに保育園の利用を始められた方がいる状況を見ると、子育て支援策として意義があるものであると認識しております。

なお、市としては、今年度、保育料の第2子以降無料化と併せて、医療費の小学校3年生までの無料化を実施するとともに、保育園に遊具や防犯カメラを新たに設置するなど、保育や子育て環境の質の向上に努めております。さらに、今年から保育園において親子で参加できるイベントを実施する日曜子育て交流広場を開始するなど、子育て支援サービスのさらなる充実にも努めているところです。

次に水道料金統一問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新料金案は財政へマイナスの影響を与えるが、財政健全化を掲げる市のスタンスとどのように整合をとるのか。また、水道会計健全化に向けての具体的方策とスケジュールについてであります。

今回の料金改定は料金統一を図りながらであるため、水道事業経営の健全化を図るまでの料金設定にした場合、著しく値上げとなり、大きな負担となる地域があることから、健全化を図

るまでの料金設定は行いません。経営の合理化と効率化を一層進め、経費の縮減に努め、財政健全化を順次、進めていきたいと考えております。

次に責任水量制の見直しや受水費の値下げなど、水道企業団での交渉の具体的な状況についてであります。

北杜市としては水道事業会計の財政状況が厳しいことから、水道企業団からの受水に対する費用の軽減を期待しています。水道企業団の議会でも質問がなされ、水道企業団としては、現在の利益を起債の償還に充てなければならないことや施設の老朽化に伴い、整備が必要であることなどにより、現時点では具体的なスケジュールは出ていませんが、今後の動向を見て検討していくことになっています。

次に今回の料金統一に反対する市民の声を、どのように受け止めているかについてであります。

水道料金の統一については、合併協定に基づき進めており、簡易水道運営委員会で2年間にわたり協議した答申に基づき、料金改定案を作成しました。その内容については、各町ごとに説明会を開催し、市民に説明し意見をお聞きしてまいりました。

長い歴史の中での料金統一であり、市民一人ひとりにさまざまな考えがあり、受け止め方も違ってきています。しかし、合併した北杜市にとって公共料金の統一は避けて通れない問題でありますので、生活の根本である水道料金については、経過措置を行いながら徐々に進めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

図書館適正配置等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市図書館適正配置等検討委員会では、図書館の統合や廃止で8つの図書館が減ることを含めた適正配置を検討するのかについてであります。

現在、北杜市の図書館につきましては、図書館適正配置等検討委員会を設置し、検討いただいているところであります。この委員会の提言を受け、教育委員会として図書館のあり方について、まとめていきたいと考えております。検討委員会では、あらゆる方面から図書館の現状をきちんと把握して適正な数を含め、今後の図書館の運営について検討していただいているところです。

次に、総合計画の図書館に関する内容を教育長はどのように考えているのか。また、委員にはどのように伝えたのかについてであります。

総合計画の中で、基本計画の中にも載せてありますが、公立図書館は地域づくりを支える生涯学習の拠点施設の1つであり、学校図書館との連携を図るなど、効率的な運営を行い、利用者に役に立つ図書館にすべきであると考えています。このことにつきましては、第1回北杜市図書館適正配置等検討委員会において、第1次北杜市総合計画について説明をし、8つの杜づくりの第1の柱が教育・文化に輝く杜づくりであり、地域づくりを支える生涯学習と図書館機能の充実について説明し、さらに各館の現状を、資料を交えて説明いたしました。

次に総合計画には、生涯学習及び文化を発信する拠点としての機能の充実にも努めるとあるが、

具体的な事項はどこで検討するのかについてであります。

第1回北杜市図書館適正配置等検討委員会において、検討項目を示していますが、この中でそれぞれの地域における図書館を含めた施設の機能や役割等について、意見や要望をまとめるの項目の中で、検討していただく予定であります。

次に、図書館予算はシーリングによる個別の予算縮減とは、別の財政的観点で生かしていくべきと考えるが、市の考えはについてであります。

行財政改革アクションプランの中でも示していますが、市のすべての業務について原点に立ち返って検討・見直しを行い、効率的で効果的な行政運営を行うことで、財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、そして市役所の構造改革とスリム化の3つの基本目標の中で進めております。今回の検討委員会の提言を受けて、生涯学習の一環として図書館の位置づけを考え、充実を図ります。

次に図書館の適正規模について、ネットワークが確立された中で、蔵書規模の5万冊という数字についてであります。

合併以降に、北杜市図書館はすべてネットワーク化されており、オンラインで所蔵資料を把握できています。また、市のメール便を活用したヤマネットの整備により、8館の物流もスムーズに行えていますので、図書館の蔵書規模の5万冊という数字にはこだわっていません。

次に施設の複合化、耐震化、バリアフリー化等、教育委員会だけでなく、市全体での検討が必要であるがについてであります。

現状の図書館は、それぞれの地域で複合施設として活用されております。図書館をより多くの方に便利に利用していただくために、あらゆる方法を検討し、選択していくことが重要であると考えられます。したがって、施設につきましても検討委員会で検討していただく項目になっています。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成22年度当初予算について、ご質問をいただいております。

総人件費のさらなる削減策を検討する考えについてであります。

北杜市の職員数は、これまで北杜市定員適正化計画を上回るペースで削減を図っており、それに伴い、総人件費につきましても、合併以降、着実に削減が図られているところであります。

民間の研究所が発表いたしました、自治体行政の生産性に関する研究における労働コストについては、職員数が多いことから高い水準にあることは事実であります。市としての成熟度や地理的条件などを考慮すれば、韮崎市と比較しても生産性が低いとは考えておりません。

国の給料水準を100とした場合の本市のラスパイレス指数は94.6で、かなり低い水準にありますし、さらに管理職手当の10%カットなどにつきましても、平成18年から実施してきており、平成22年3月までの特例期間を2年間延長したいと考え、今議会に条例改正案を上程しているところでもあります。

北杜市は8つの町村の合併で県内最大の面積を有しており、各種の施設、出先機関が多数あるという特別な地域特性がありますが、今後もこうした点を十分に考慮しつつ、さまざまな行

政ニーズに対応し、サービスの低下を招くことのないよう、定員適正化計画に基づき、引き続き職員数の削減を図り、総人件費の削減に努めてまいります。

○議長（秋山俊和君）

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

第1次北杜市総合計画について、ご質問をいただいております。実施計画の策定状況であります。

議員ご指摘のとおり、実施計画は1年次を経過するごとに検討を加え、後年度分を逐次繰り入れ、常に3年先まで計画するものであります。しかし平成19年度、平成20年度は実施計画の見直しをしておらず、この点につきましては、申し訳なく思うところがございます。平成21年度においては、行政組織改革に伴う事務分掌の変更や平成22年度予算案等との整合性を図り、このほど実施計画を見直したところであります。

次に平成22年度当初予算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市債の繰上償還についてであります。

平成22年度当初予算に、7億2,279万1千円を計上いたしております。また、公的資金の償還金免除による繰上償還につきましては、これまでもご説明申し上げましたとおり、平成19年度から、年利5%以上の地方債に対しまして、21年までの3年間認められたもので、本市では該当となる市債については、すべて繰上償還しております。

なお、償還金が免除されない繰上償還は、メリットがないことから行っておりません。

この公的資金、補償金免除、繰上償還は、国の平成22年度地方財政対策で平成24年度まで延長されましたが、本市には該当となる市債がありません。つきましては、来年度当初予算に計上いたしました7億2,279万1千円は、その全額が市中金融機関に対する繰上償還でございます。

次に、特別会計への繰出金についてであります。

来年度当初予算は、前年度に比べ、1億690万5千円減額し、39億7,327万円となりましたが、これは繰上償還や事業計画の見直しなど、各特別会計の財政健全化が進められた結果でございます。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保育園への入園や放課後児童クラブへの入所についてであります。

保育園と放課後児童クラブについて、平成22年度に向け申請いただいた方で却下した方はありません。また市としては、小学校4年生以上は児童館等を活用いただくことが基本であると考えており、ご指摘の放課後児童クラブの対象児童の拡大は、現時点では考えておりません。

なお、市内の放課後児童クラブのうち、定員に空きがあるところでは、入所要件を満たし、かつ、ひとり親家庭など特別な事情を有する家庭の4年生以上の子どもも受け入れるなど、き

め細やかな配慮を行っているところです。

次に、一時保育についてであります。

一時保育については、未満児を含め、現時点では第1希望の園で預かれない可能性はありますが、基本的には、市内の園のいずれかでは預かることが可能な状況です。平成21年度の一時保育利用者は、2月末時点で延べ51人となっております。一時保育については、保育に欠ける子どもを預かる通常の保育とは異なるため、第2子以降であっても費用負担をお願いしております。

次に、保育料の第2子以降の無料化による市の負担増などについてであります。

平成21年度の保育料については、本算定を行った直後の時点を基準とした場合、無料化実施前の基準で約2億100万円、実施後では約1億1,300万円であり、8,800万円の差があります。

現在の保育士数は正規職員69人、臨時職員67人となっており、昨年度の同時期と比べて、正規職員が1人減少し、臨時職員が7人、増加しております。人件費については、今年度のほうが年間ベースで300万円程度、増加することを見込んでおります。ゼロ歳児1人当たりの保育費用については、試算によれば、月額約16万円程度かかることとなります。

次に、保育園の待機児童についてであります。

市としてもご指摘のとおり、保育園の待機児童を発生させないことは重要であると考えております。現在は、待機児童はないものの、今後さらに低年齢児を中心に入園希望者が増加する可能性もあるため、保育園適正規模等審議会の答申の内容も十分に踏まえつつ、来年度、市内の保育園の望ましいあり方について、検討してまいります。

なお、保育料の第2子以降無料化については、昨今の経済情勢が厳しい中で、共働きでなければ生計を維持しにくい家庭が増加していること等をふまえ、それを支援するために実施したものであります。現在、低年齢児の入園者が増加傾向にありますが、これは潜在的な保育需要が顕在化したものであり、保育料の第2子以降無料化の政策の効果が出ているものと認識しております。

次に3歳、あるいは4歳以上の子どもの保育園への入園についてです。

本市においては、3歳以上の子どものうち、9割程度が市内の保育園に入園しております。しかし、一方で市内に幼稚園がないことは、市としても課題の1つであると考えております。このことに関連して、保育園適正規模等審議会においても、幼保一体化施設である認定子ども園の制度について、国の動向などを見つつ、市内の保育園の見直しの中で、モデル的に活用することを検討するといった意見が出されておりますので、答申の内容を精査して、今後、研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

水道料金統一問題について、ご質問をいただいております。

北杜市水道ビジョンの内容についてであります。

はじめに、85の水源の現状と見直しについてであります。

市内の水道事業に利用している85カ所の水源につきましては、水質的に良好な状況にありますが、表流水を水源とする一部の個所において、天候により水質が落ちることがあり、改善が必要であります。

次に湧水を水源としている地域での、ダムの水の利用についてであります。

現在の湧水の取水量は、水道事業の全取水量の約20%を占めており、貴重な水源であります。しかし、湧水を利用しているエリアであっても、それだけでは足りないエリアもあります。ダムの水についても、有効に活用していきたいと考えております。

次に、ダム水の安全性をどのように確保するかについてであります。

ダムからの水は峡北地域広域水道企業団より受水しており、浄水場などで定期的に水質検査を実施し、安全で安定した水の供給を受け、市においても配水池などで水質検査を行っており、今後も引き続き安全な水の給水に努めてまいります。

次に、武川地区の浄水施設整備についてであります。

武川町においては、大武川の河床深く埋設した集水管より伏流水を取水し、昭和62年に完成した浄水場できれいな水にして、各家庭へ給水しております。しかし、台風等で河川に土砂等が流れた場合に水質が落ちることがありますので、今後、施設の検証を行い、対応していきたいと考えております。

次に、組合で運営されている水道の位置づけと施設整備負担のあり方についてであります。

現在、市内には組合水道が6カ所あり、地域において管理運営を行っております。しかし、それらの地域では高齢化が進んでおり、維持管理に支障を来すことも考えられますので、組合より経営委譲の申し入れがあれば、市で管理していきたいと考えております。

なお、施設整備の負担につきましては、市営水道ではないため、組合で負担していただくこととなります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、最初に図書館について再質問をさせていただきます。

午前中の答弁で、図書館の統廃合というのはマスコミによって先行されたものだというご答弁がありましたけれども、9月の市長の所信表明の中では、あくまでもアクションプランに基づく、図書館のこれからを考えるということですので、アクションプランが類似施設の統廃合、それに図書館も入っているということは、やはり統廃合があのように報道されても仕方がない、そういう状況であったと私は思います。

そして、そのアクションプランの上位計画である、その市の根本計画である総合計画には、8つの図書館というのがしっかり明記されているのですから、図書館のあり方は、やはり8つの図書館を残し、そして、それを活用するという根本的な方針が市長や教育長の口からしっかり出て、それに基づいた図書館運営がなされるのが本筋ではないかと思えます。総合計画、目標や指針、ですから最大の努力、8つの図書館を残すということをしっかりと明示した上で、今後は進むべきだと思います。

また検討委員会でいろいろ検討されているということですが、総合計画というのは、このつくられたときに、多くの皆さまの意見をもとにつくられたものですから、その総合計画を変更することを、そういうことまで担っているのかどうか、そのへんもこの再質問で伺いたいと思います。また生涯学習と文化の拠点、それぞれ図書館の担うべきものだと思います。

2月8日のテレビ番組で、ベビーズヴァカスタウンで北杜市が紹介されて、本市の職員の方も全国放送で流れたときに、次のところが立川図書館の就職支援のあり方のところですか。皆さん、ご覧になった方もあるかと思いますが、図書館がいろいろな形で活用できる大きな例だったと思います。また、その図書館のあり方は、建物とか冊数ではなく、やはり検索能力とか、求められる情報があるかという、ソフトのところの方が重要であるということなので、その検討が設置要綱、検討委員会でやられているという、適正配置等が検討委員会でされているということに対して、その設置要綱には、そういうことが何もないわけですので、そのへんが、もう少し、そのあり方については、また別の、それを目的としたものでやるべきではないかと私は考えますが、そのへんいかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中議員ご指摘のとおり、総合計画は北杜市の進むべき大きな指針でありますので、最大限尊重されなければならないことは、当然のことだと思います。しかし、見直しがあってはならないということには結びつかないと思います。私も合併した北杜市、例えて言えば、合併協から建設計画をいただきました。これらも最大限尊重したいし、最大限やるべきだと思います。しかし、結果として、ほとんどできなかったというと語弊がありますが、見直しをせざるを得なかったということも、財政健全化の中ではやむを得ない、通らなければならない道でした。

だから総合計画が大きな指針であることは、最大限、尊重しなければならないけれども、ただいまの質問の中にも、いくつもありました。財政健全化の話が。私も前半でも言いましたけれども、財政健全化が合併した北杜市の一丁目一番地であるということは、頭のど真ん中に置くにつけ、文字どおり、聖域なし見直しをしていかなければ、先が見えないぞという時代背景を感じます。したがって、図書館検討委員会においても、縛りがなく、前提がなく、いろいろ議論してもらいたいというのが率直な思いであります。

例えて言えば、韮崎市といわず、甲府市といわず、あの大きい甲府市も市立図書館は、たしか私の記憶だと1個だと思います。だから、そういう意味で、私どもが8つがいいのか、いくつがいいのかということ、8つを縛るのでなくて、前提にしないで、図書館検討委員会の皆さんには大所高所からフリーハンドで、諮問をして答申を待ちたいということでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。まだ、答弁漏れがありますか。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

私が伺ったのは、市長にももちろん、そのことを伺いましたけど、あとは検討委員会の委員の

方にも総合計画の改定までも担わせるのかということも質問しましたし、また検討委員会の設置要綱には図書館のあり方についての直接的な記述がないけれども、それも担うような、今、ご答弁でしたけれども、そうなのかということを確認したかったということです。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

検討委員会のほうに、検討している中身が総合計画の基本計画そのものについても、検討材料かというお話でございますけども、それは決してはそうではございません。先ほど、市長が申し上げたとおり、総合計画は基本理念でございます、それに基づいて、行財政のアクションプランというのは財政も絡むことですので、市全体の中には福祉もあります。教育もあります。いろいろなものをバランスとってやっているときに、効率よくやるにはどうしたらいいかということでございますので、総合計画の基本理念に基づいて、よりアクションプランを生かした形で検討するというところでございますので、検討委員会の皆さんに総合計画そのものを検討していただきたいという投げかけは、してございません。

○議長（秋山俊和君）

答弁漏れがあるようですよ。

○教育長（井出武男君）

図書館のあり方はご存じのように、8つの図書館がございまして、1つは中央図書館という形に位置づけられてございます。金田一春彦記念図書館が中央館でございます。そのあり方につきましては、ご存じのように、中央館そのものも児童館が入った複合館でございます。それに加えて、あと7つの地区館はさらに総合施設も含んだ形になっていきますので、そういった機能等も併せながら、ひとつ、教育委員会だけで結論が出ない面もありますけども、関係部局と検討しながら、より有効的に地域の拠点となるような形で、その中で図書館も複合施設の1つとして、有効に生かせないものかと、それも検討していただく項目に入っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

では再度、野中真理子君の質問を許します。

時間を止めておきます。

○5番議員（野中真理子君）

伺いたかったことは、その検討委員会に提案したことではなくて、設置要綱に、要するに図書館適正配置等検討委員会の設置要綱には、最初に適正配置と適正規模と、その他ということで、図書館そのもののあり方とか、今後の生涯学習とか文化の拠点としての、そういうことは書いてなかったと思うんですが、そのあり方というものを、今、図書館適正配置等検討委員会の中でやっているようだけでも、それでいいのかということをお尋ねしたかったんです。

あり方はあり方で別にちゃんと検討するべきではないかという、要するに適正配置等とかではなくて、ではないかということです。伺いたかったのは、

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

ご答弁を申し上げます。

図書館の機能そのものについて、どういう役割を果たすか、意義的なものについてはまったく、お考えを異にするものではございません。それを現状の中で、北杜市にある図書館が総合施設のような形になっていますので、そういった中で、どういうふうに図書館機能も併せて総合施設として利用したらいいかということでございますので、そういう観点で検討していただいているということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

よろしいでしょうか。よければ、もとに戻します。

ほかに。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今一度、図書館についての再質問をいたしますけれども、今、市長は総合計画に基づいて変更もあり得るといふ、ご発言だったと思えます。教育長のご発言は、アクションプランにはそうあるけれども、総合計画の基本計画はいじらないという、私は受け止めをしたんですけれども、総合計画には、あくまでも8つの図書館とあるわけですから、総合計画をいじらないということは、8つの図書館が残るということではないかと思えます。

それと財政のことについては、市民フォーラムとしてもずっと懸念して、言い続けておりますけれども、総合計画の中に財政的に縮減すべきところは、ほかにもいっぱいあるんです。その中で、8つの図書館をここに残す。わざわざ、総合計画をつくられた皆さん、それから市民の皆さんがこの思いを込めて、8つの図書館を残すということで、8つの図書館の整備ということを総合計画の中に入れたはずですので、この8つの図書館を残すということは、最大限、尊重しなければいけないことだと思いますけれども、今一度、市長と、それから教育長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほども説明したとおりでして、日進月歩という言葉からするならば、分に秒に時代が変わる時代です。したがって、総合計画は北杜市のグランドデザインといいたいまいしょうか、進むべき指針として、これは申すまでもなく、最大限、尊重されるべきではありますけれども、ある面というならば、聖域を設けると改革が、先が見えないということでもありますので、さっきも言いましたとおり、聖域なき見直しをすると。今回の図書館についても、検討委員の皆さんには白紙といいたいまいしょうか、縛りといいたいまいしょうか、前提なく審議してもらっているということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

お答えします。

基本計画、総合計画ですね。それから図書館の検討委員会でのお願い事項、これについて市

長と同じふうな考えだというふうに私は理解していますけども、あくまでも総合計画は基本理念でございます。それから財政も伴いますので、アクションプランについては類似施設うんぬんというのがありますけども、これが検討委員会の1回目にも、委員の皆さんからも危惧する声がありました。検討委員会というんだから、どうも巷でいうのは、8つを減るのが前提だというお話も、これは若干、雑談的になるかもしれませんが、そういうご意見も事実、ありました。でも、私が申し上げましたけども、検討は8館にこだわらない。ゼロベースだと、検討はゼロですというお話を再三、委員の皆さんにもお答えをしたところですので、数にこだわってはございません。あくまでも、今ある8つの図書館をどうするか。これは開館時間、開館日等も含めまして、検討をお願いしたいというふうに申し上げているところでございまして、先ほどの市長のご答弁と私の意見で食い違うところはないというふうに、理解をしております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

議長、図書館についての質問はまだ1回、できるんでしょうか。それとも、もう3回ということなんでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

3回ということで、やっておりますが。最初の質問を入れなくて、3回目です。もう一度、これで終了ですけども。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

では再度、図書館について再質問させていただきます。

聖域なきと市長がおっしゃいましたけれども、やはり総合計画は議会の議決も経て、私たちもみな、この内容でいくということで、8つの図書館を残すという、それも含めて、議会も賛成しているわけですから、これは本当に最大限、生かされなければいけない。ほかに財政の、もちろん考えなければいけませんけれども、この指針というものは、しっかりと、これを崩してはいけないのではないのでしょうか。やはり、ここで、8つの図書館を残す、その上で図書館のあり方を考えていくことを、ぜひ教育長、それから市長に言っていただきたいと思います。ぜひ、よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

なんか教育長とエールの交換をするわけではないですけども、教育長も8つを少なくしようとして諮問しているわけではないですよ、数は。数を、8つを4つにしなさいとか、5つにしなさいとかという諮問をしているわけではないわけですよ。ですから数は、ややもすれば一人歩きしているということで、ご理解いただきたいと思います。

ただ、私も市長として、先ほど来から言っているとおり、財政の健全化に努めなければ、10年20年後は見えませんよと。たびたび言うとおりの、合併特例債もなくなる。合併特例の交付金も30億円、35億円と、10年後は削られるんですよ。みんな、この議論です。そのときに、

これは聖域だ、福祉も聖域だ、この事業も特別にといっていたら、10年後が見えないではないですか。このへんを考えたときに、後世に負担を残さないようにしようと。その中で、最小費用で最大効果を得るための、今、舵取りをするべく、北杜市の礎を築くべき、議会も執行もともども努力しているということであります。

したがって、聖域なき改革というのは、そういう意味でご理解をしていただきながら、あとは図書館等の検討委員会の皆さんの答申を待ちたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

それでは、お答えします。

総合計画のほうに、8つあるということで、それを、8つということ、ここで答弁しろということであろうかと思っております。それはそれで基本理念でございます。間違いありません。1月26日に、検討委員会をお願いした中身につきましては、それはそれでございますけれども、現実的な、いろいろな市政の中で、数にこだわらないので、ゼロベースで検討していただきたいということで、実際に複合施設ですので、全部の館も、第2回目の検討委員会には1日がかりでまわっていただきました。委員の皆さんが大変、精力的に視察をしていただきまして、そして、そのあとも回を重ねますので、先ほど市長が申し上げましたように、大変、熱心な委員の皆さんでございます。それなりのご提言をいただけるというふうに期待をしているところでございますので、ぜひ検討委員会の結論につきまして、見守っていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

では続いて、子育て支援策について再質問をしたいと思います。

婚活とか就活とかの言葉はよく聞かれますが、都会では保活という言葉があるそうで、保育園に子どもを入れるために、涙ぐましい努力をいろんなところでされているというようなニュースを聞いたり、見たりしております。要するに、やはり待機児童をゼロにする、ゼロを堅持するということは、今後も大変、大切な保育園の待機児童をゼロにする、それを堅持するということは、とても重要な施策であると思っております。

それに関連してですけれども、次世代育成支援行動計画の中で、ゼロ歳児の保育園の定員というのがありましたけれども、たしか16年度は29人、それから21年度には45人の定員にするということですが、実態がどうであるのかということと、それから放課後の児童クラブも目標値が設定されておりますが、実際はどういうことであるのか。また、先ほど待機児童はいない、それから学童も全員入れるというご答弁ではありましたが、私が聞いているところでは、おじいさん、おばあさんがみられる人は入れないとか、希望していても入れないとか、そういう話も聞いておりますので、実態として、その希望者が本当に入れるような状態にあるのかどうかということも含めて、もう一度、ご見解と今後の対応も聞きたいと思っております。

それと一時保育のところ、ゼロ歳児がやはり2子目以降でも5,900円かかっていると

ということですが、保育園にずっと預けている人はゼロ円であるにもかかわらず、一時保育が本当に病気だったり冠婚葬祭で、本当に預けなければいけないという人が5,900円、1日かかるという、非常にアンバランスというか、不公平なのではないかと、お母さん方はそういうふうに思われると思います。

それと次に、新しい子育て支援策のデマンド交通ですけれども、小学生の移動の支援ということで、下校時も活用できるようにするようなことを、ご答弁の中で言われましたけれども、今、実際の学校の現場では、おそらく、何しろ安全に家まで帰ってほしいということ、先生方は本当に心を砕いているはずで、集団でまっすぐ家に、安全に帰ってほしいという、実際の現場の声というのが、この政策に十分、反映されているのかどうかを伺いたしたいと思います。

先ほど、おじいさん、おばあさんがいるというのは、これは放課後児童クラブのことです。保育園は分かっております。保育園はゼロ歳児の定員を聞いたと。それから放課後児童クラブの定員は受け入れられているのかということ、おじいさん、おばあさんがいたら、みんな断わっているようだけでも、大丈夫なのかということ、伺ったんです。

あとは、その入園手続きについても、やはり北杜市の子どもたちが集団生活を経ないまま、小学校に入ることというのは、子どもたちにとっても、また北杜市の教育にとっても、これはマイナスであると思いますので、全員の希望者が3歳、4歳、5歳児は入れるような手続き方法をとるのが、大きな長所になるというふうに思いますので、そのへんをもう一度、ご答弁を願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

野中議員の再質問にお答えをいたします。

ちょっと件数が多かったので、1つなり理解していないこともあると思いますけども、また、お願いしたいと思います。

まず、ゼロ歳児の入所でございます。ゼロ歳児につきましては、平成22年度は15人の入所がございます。そして、もう一つ。放課後児童クラブ、保育園につきましては、北杜市の市立の保育園の定員が1,355人でございます。入園している方が1,200人弱ですので、全体的に見れば、充足しているということだと思います。ただ、それは地域がありますので、それはその状況によって変わってきますけども、全体的には保育、入園数は足りているというふうに認識しているところでございます。

放課後児童クラブの入所の関係でございますけども、定員が433人でございます。そのうち、22年度で希望された方が417人ということですので、全員入所できる状況でございます。

あとデマンドバスの関係でございますけども、あくまでもデマンドバスのモデルにしたのは、下校うんぬんではなくて近隣の放課後、図書館等の公共施設を利用する場合にどうかということで、実験的にやってみようということで導入しました。下校、登下校につきましては、スクールバスの関係ですので、そのことは考えてございません。

あと、ゼロ歳児の関係だと思いますけど、一時保育というのは、基本的には冠婚葬祭等の、偶発的な家庭の事情に対応するための保育でありまして、保育料の第2子以降の無料化が対象

としております親の就労などにより、経常的に、恒常的に保育にかかる児童を対象とした通常保育とは、意味合いが異なるというふうに考えてございます。

このために、一時保育につきましては、第2子以降であっても費用負担をお願いしているところでございます。この取り扱いは、矛盾にはあたらないというふうに、私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

野中議員、答弁漏れはありませんか。よろしいですか。

入園手続きについて、答弁漏れがあります。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

すみません、もう一度、お願いします。

○5番議員（野中真理子君）

保育園は、保育に欠ける子ということで、入園の基準がありますよね。ですから、例えば専業主婦だったりする場合は、本来は受け入れられない。けれども、北杜市は保育園しかない地域、ほとんど幼稚園がなく、それから小学校に入るためにも集団の教育とか、それから子どもたちにとっても、保育園で集団生活を経験することが北杜市にとってもプラスであるから、保育に欠ける子という基準ではなくて、北杜市としての受け入れ基準みたいなものが本来はあって、そういう観点が必要なのではないかと。それに対して、今の基準は分かっています。その対応が今後はどういうふうになるかということ、質問でお聞きしました。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

野中議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁いたしましたけども、今、平成18年度ごろでしたか、国のほうで認定子ども園という制度を示していただきました。それによりますと、幼稚園と保育園、合体の児童の保育ができるという、教育ができるという施設のようでございます。

今後、その認定保育園について、検討していきたいと思っておるところでございます。その認定保育園の制度におきますれば、野中議員が心配している保育に欠ける子ども以外の方も入所できるのではないかとというふうに考えておりますので、認定保育園の検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

認定子ども園のことについては、よく理解ができました。大体、いつぐらいを目途にということが、スケジュール的なことが分かれば、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、新規事業のデマンド交通を使った、その移動手段のことについてですけれども、具体的な事例では、たしか、その放課後、誰々君が図書館に行くというようなものがありまして、

あの具体的な事例を実際に考えてみても、学校の現場としては、本当に推薦できるものになるんだらうかが私としては心配だし、PTAとかで学校の先生、子どもたちの安全とかに関わったときに、学校の現場は大変、放課後、下校ということに神経を使っていますので、そのへんをもう一度、ご答弁を願えたらと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

認定子ども園の時期ということでございますけれども、時期につきましては、今後の検討課題というふうに考えているところでございます。

子どものデマンドの関係でございますけども、交通の関係ですけども、あくまでも実証、試験的に導入することで、10月をめどにということに対応しておりますので、心配であれば、取り止めということになるし、よいということであれば進めるということだと思います。あくまでもモデル的に導入するということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

この問題は、これで終了してください。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

次に総合計画のことに戻って、少し再質問をしたいんですけども、やはり3年間の実施計画が中2回、つくられていないということは、私は大変、問題であると思います。やはり総合計画の規則の中にしっかりと書かれていることですし、総合計画を下支えする財政的な裏づけまで書かれた実施計画が途中2回、作られないということは、やはり総合計画がもっと大事にされなければいけない。それから総合計画をもっと、しっかりと支えていくものがなければいけないのではないかと思います。そのへんの事情を今一度、ご説明していただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小林企画部長。

○企画部長（小林喜文君）

野中議員の再質問でございます。

実施計画のローリングをなぜ、しないかということでございます。そのへんについては、19年、20年度については、実際にしてございません。誠に申し訳なく思っております。

ただ、ちょっと、言い訳を言わせていただければ、20年の3月には臨時交付金などがあります。それから連続5回、そういったものが補正で、臨時交付金まで入れると5回ございました。そういったものについてもなかなか、その実施計画の中に入れようか、入れまいか、そういった段階の中で、時間が経過してしまったということで、ご容赦をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

実施計画を見ると、本当に財政的な裏づけというものがしっかりと分かって、それを見れば、

この政策が実施可能かどうかとか、これが実施、こういうふうになるんだなということが、本当によく分かるものだと思うので、これからぜひ、私たちのところにも提示をしていただきたいと思います。

また、これは道路整備基本計画について、私も情報開示請求をして、その道路整備基本計画を見たいということで、見せていただいたんですけども、見ても、具体的に、どの年度にどのようなものがつくられるのか、実際には分かりませんでした。とても大雑把で。やはり、これだけの、かなりの道路整備のために、税金が使われている中で、計画がこれほどずさんと、はっきり言って、計画がしっかりしたものがないというのは、とても驚きだったんですけども、今後の道路整備基本計画とか、北杜市総合計画を下支えするものについての計画について、ご答弁を願えればと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

ただいまの、野中議員の再質問にお答えをしたいと思います。

道路整備計画、この前、開示請求をされまして出したものが、中身が非常に具体性に欠けておったという、ご指摘でございます。たしかに、そういった部分がありました。ただ、そもそも道路整備基本計画というのは、本当は路線ごとの具体性を持たないものが、本来、この道路整備基本計画だというふうに、実は認識しておるんです。では、どういうものと申しますと、10年、20年という長いスパンで、北杜市の将来の道路整備の状況というものを見据えると。そして、これは中身は、例えば、この広い北杜市内、小淵沢町であるとか、あるいは明野だとか、須玉だとか、いろんな地域特性を持ったところがあるわけで、それぞれの地域特性にあったようなビジョンを示す、向こう10年、20年を見据えてですね。そういうビジョンを示すというのが、私はこの北杜市がこれから見直しをかける、道路整備基本計画の姿だろうというふうに考えております。

それで、時期的にも、これは言い訳がましいから、あんまり言うてはならないんですが、道路見直しがかかっていると。そのことが1点と、景観、あるいはまちづくりの計画を今、素案ができ上がって、これからパブリックコメントもいただいたりしながら、確定的な計画にするわけですけども、そういったものに照らしながら、将来10年、20年後の北杜市の道路整備のビジョンを示したいというのが、実は思いであります。ご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかにございますか。

（なし）

では、野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問を許します。

篠原眞清君。

○6 番議員（篠原眞清君）

野中議員の関連質問をさせていただきます。

水道問題と、もう1点、22年度の当初予算に関して質問させていただきます。

水道問題ですが、まず第1点目は、野中議員の質問の中で、この新しい統一案、これが財政健全化を掲げる市のスタンスと、どのように整合性をとるのかという部分で、先ほど市長のほうから答弁がございまして、統一を図りながら、料金は大変、差があるので、いっぺんに財政に貢献するような料金設定ができなかったと。ですから、それ以外の経費の削減というところで努力していくというふうなご答弁だったんですが、先ほど来、この図書館の業務もそうですけども、市長、常日頃から北杜にとって財政健全化が一丁目一番地の政策だと、最大の政策だというお話をされております。今回の水道料金の見直し案も、私は内容をいくらでも、財政へ貢献させながら、改定ができる案はいくらでもあったと思うんですが、どうしても今回、このような大事な時期に、財政健全化に貢献しない、その見直しを7年間、続けなければならない。7年間で約1億円、逆に赤字が膨らみますよね、この見直しによって。そんな余裕が私は、北杜市にあるのかというふうに思いますから、もう一度、その点をお答えいただきたいのと、それからもう1点、水道に関しては、市民の皆さんからさまざまな声が上がっております。それで、この間の特別委員会の議論の中でも、説明不足の部分が明確に、執行のほうからそういうことを認める声も上がっております。だとするならば、改めて、この案を検討する必要があったのではないかなというふうに思います。

その2点を、水道問題についてのお答えをいただきたいと思います。

それから、もう1点。22年度の当初予算に関してであります。先ほど質問の中にございましたように、大阪の財団法人 関西社会経済研究所がデータを発表いたしました。効率性と、企業、この経済研究所というのは、その組織が大阪の、要するに経済界の要職の皆さんが立てられた、それに学者が協力してつくっている組織でありまして、言うなれば関西の経済界のシンクタンクという位置づけで、さまざまな活動をされて、経済の見直しをはじめ、それから景気動向もはじめ、さまざまな検討をしている中で、今回、自治体行政の生産性に関する研究ということで、昨年12月にまとめたものが新聞報道として出たものであります。

先ほど総務部長の答弁の中で、北杜市は適正化計画などで大変、努力していると。そのことはよく分かります。私も理解しております。それからラスパイレス指数、これも国家公務員の給与水準を100としたときの、北杜市の水準がどのくらいかということで、たしか、今回の調査と同じ時点の平成19年度で見れば、93%ぐらいですが、100%を大きく割り込んでいると。国家公務員より安い給与水準になっているということで、これは類似団体の平均も下回っていますから、たしかにそういう意味では、その給与の水準は下回っているかもしれませんが、今回の調査は、できるだけ各地域の不公平さをなくす。さまざま、北杜のように広いエリアに点在しているような自治体、あるいは都市部のように集中している密度の濃い人口構成になっている自治体、それらのバランスをすべて補正して、できるだけ共通の部分での数値を引こうという努力がされておまして、例えば人件費に関しまして、共通な部分ということで、給料と期末手当だけを拾い上げて、全国780の自治体を拾い上げて調査しております。それから先ほど言いました、その点在する部分も、補正ですべて修正をしてあげてきております。その中で出てきた数字がこのような数字なんです。このような数字なんです。

市民1人当たりの人件費でいうと、3万5,364円。先ほど、葦崎とは違うと言いました

けども、そういう補正をしていますから、ある意味で共通した捉え方をしていかななくてはいいない。蕪崎が1万4,306円。全国780ある団体の中で16番目です、蕪崎は。効率のいい人件費の活用をしているということでもあります。そういうものを参考にして、北杜が求められているのは、市長がおっしゃるとおり財政ですよ。そこをぜひ貢献するために、人件費に関しても、働いている職員の皆さん、努力していることは承知しておりますが、さらにそこへの効率性も求めていく必要があるのではないかなと。そういう観点で、ここで出たデータというものを参考にすべきだというふうに私は考えますが、そのへんの見解を伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

副市長。

○副市長（三井弘之君）

水道料金の財政の健全化との絡みのお話がありました。

今回の料金改定で、財政の健全化のところまで考えまして、料金の値上げをすると。そうしたときに、私どもはいっぺんに値上げをさせていただくと、財政健全化に大いに資すると思っています。しかし、それが可能でしょうか。私どもは無理だと、こういうふうに思ったわけでございます。しかも答申、水道運営委員会の皆さん方が、本当に慎重審議をしていただいて、ご苦労していただいた答申の中にも、いっぺんに値上げは無理だと。経過措置をとりなさいと、こういう答申もいただきましたから、それに沿って、こういう案をつくったわけでございます。

それから財政健全化という、その28年度までの経常的な収支を考えますと、まさに収入が減ります。したがって、財政健全化には資していないというご指摘もあり、私どもはそれも認めています。しかし、仮に今回、この統合計画が、例えば、今回の条例改正案が否決をされますと、私どもは事業認可申請ができません。できないということは、簡易水道のままにいくということに、結果的にはなる可能性もございます。簡易水道のままというのは、補助金は受けられません。ご案内だと思います。このいろんな事業を進めて、まだ、いかなくてもはなりません、そのときに補助金は受けられない。それから地方債は、これは補助裏の地方債ですから、地方債もできませんということは、3億円、4億円の毎年の、言うところの建設的な経費というのは、全部、一般財源として持ち出されなければならないと、こういうわけでございます。

今回、上水道事業に統合するという計画の中で認めてもらいますと、29年度以降も、その旧来の簡易水道の施設整備を継続する場合には、これは少し条件があると思いますから、すべてとは思っておりません。しかし、そういうところにも補助金がもらえるような制度があるわけでございます。と申しますと、やはりここで、上水道事業に統合したほうがいいのか。それとも簡易水道の事業のまま、いったほうがいいのか。それが将来の財政の健全化にどのように影響するのか、こういうふうなことを考えますと、私どもはやはり、こういう方策をとるのが一番いいと、こんなふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

篠原議員の関連質問にお答えをいたします。

特別委員会の中でも、住民説明会の説明不足というようなことも話させていただきました。

10月から市内の、13回にわたりまして、都合700余人の参加をいただきまして、説明会をしてきたわけでございますけども、説明会の周知につきましては、ホームページなり、回覧なり、防災無線なり、周知をしたわけでございますけども、たまたま6町につきましては、非常に参加者も少なく、そういう中で説明会をしたわけですけども、資料の中に、財政的なものもございます。先ほど言いました、経過措置の部分でマイナスの部分についても説明してきております。

そうした中で、2回、3回を、説明会を行いました武川町、大泉町につきましては、いろいろな資料提供をされたわけでございます。そういう中で、資料提供をして説明をしてきたわけですけども、総括しますと、その6町についても、もう少し資料を提供して説明すれば、北杜市の水道財政がどうなっているのかというものが、説明できたのではないかというふうに思います。総括的な中で、説明不足というものを言わせていただいたというところでございます。

今後はあらゆる機会を通じて、北杜市の水道の状況について、市民の皆さんにお知らせしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

労働コストに対します、ご質問であります。

関西の民間の研究所が発表しました労働コストは、議員さんがおっしゃられるように、職員の平均給与、それから職員数、人口1人当たりに対して、その調査の中の全国平均と見て、どういう乖離があるのかという中で順位づけがされているところであります。

この研究所が780の市を対象に行ったわけですが、その研究所が示している労働コストの単価が安い自治体というのを見ってみました。そうしますと、1つの傾向として、今回の平成の合併に関わらなかった市が大部分かなと。ベスト10の中でも、大部分だろうという部分が見えました。また、言葉が適切であるかどうか分かりませんが、ワースト10というようなどころを見ていますと、今回の合併で複数、多いところでは10の市町村が一緒になった市等々、少ないところでも4市町村というような状況でありました。

これから何が見えてくるのかなと自分なりに見てみましたが、それぞれ、それらの合併した市は、ホームページ等を覗いてみますと、それぞれ支所を持ったり、学校もいくつかあったりというような最初の答弁でもさせていただきましたが、市としての成熟度が、まだ達していないのかなと。これは北杜市も含めて、そういうことかなと思いますけども、そういった中で、職員の数も同じように、多くの町村が合併して、1つの市になったというようなところは、職員数も必然的に多くなってきているというような傾向が見られるのかなと。この研究所の発表の成果を見て、そういうふうに、自分なりに感じたところであります。

北杜市といたしましても、平成22年までの定員適正化計画を進めてきました。その計画の中では、27年度を目標にしておりますので、23年度から27年度までの適正化計画を立てるにあたりましては、効率的な行政運営を進める中で、併せて定員適正計画を立てて、そういった問題に取り組んでいきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

先ほどの水道料金統一問題に関して、副市長にご答弁をいただきましたが、ちょっと私と認識が違うのかなと思うんですが、北杜市は19年2月の統合計画で、すでに国から補助を受けられる、28年まで補助を受けられることになっております。そして先ほどおっしゃられた経営認可申請は、23年から新たな補助を受けて、実際の補助を受けるにつけては、新たな統合ということですから、1水道にするということですから、経営認可しなくてはいけない、その手続きをとることによって、23年から補助も受けられることになるんですが、現に既存の旧の町村の認可申請の中で、23年まではたしか補助が受けられるようになっております。そして経営認可申請は、何も今年の3月31日までに、どうしても出さなくてはならないというものではないんですね。もし、1つの例で言えば、1年遅れれば、補助を受けるのが1年遅れるということだと思うんです。それ以上に、これだけ議論になっている、市民の皆さんのしっかり理解を得て、手続きを進めることが、市のこれから、さまざまな行政を、市政を運営する中では大事ではないでしょうかということ、私は申し上げさせていただいております。その点をぜひ、お考えをいただきたいということでございますので、その点をもう一度、ご見解をいただきたいと思います。

それから総務部長からの、先ほどの労働コストの問題であります、たしかにしっかり分析されて、たしかに合併した町村にその傾向があることは、私も承知しております。しかし、それもひとつ、適正化計画で、27年まで計画をつくっているからいいということではなく、市長がよくおっしゃられるように、聖域なく、職員の皆さんにもしっかり理解を求めながら、改めて適正計画をつくったとしても、その中での議論を、こういうデータも参考にしながらしていくという姿勢が必要ではないでしょうかということを申し上げました。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

傍聴席で拍手とか私語がされておりますので、議長のほうから注意をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

傍聴者の皆さんは、静粛にしてください。お願いいたします。

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

水道料金のお話でございますけども、おっしゃるとおりでございます。そうしますと、23年度は補助金をもらわなくてもいいではないかという、そういうお話もございます。しかし、私どもは、例え23年度、1年間でも、やはりそれは助成して、やっていくのが筋だろうと、こう思っているわけです。

それから、私も明確ではございませんけども、少なくともすべてが、22年度までの事業が従来の認可申請で、すべてできるのではないと思っています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

定員適正化計画のご質問だったと思いますが、私の説明がしっかりできなかったのかもしれませんが、定員適正化計画、現在、22年度までの計画が具体的に立ててあります。その計画の中での目標年次を27年に定めておまして、23年度から27年度までの具体的なものは、まだ示しておりませんので、22年度において年度別にそういった計画をしっかり立てていきたいということであります。

また、労働コストの問題との関連でありますけども、こういった民間の研究所で出した研究内容も十分これからまた精査をし、それらも参考にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。

本日の会議はあらかじめ時間延長をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

そのように、取り計りたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

再開は4時50分といたします。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時50分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

はじめに、介護のほうからいきます。

日本は今、人類が経験したことのない超少子高齢化社会へと突き進んでいます。人口に占める65歳以上の割合は22%を超え、2025年には高齢化率が30%に達すると予測されています。しかも要介護者は、現在の約2倍の784万人にのぼると推計されています。超少子高齢化社会を迎える中で、老後の安心を支える介護基盤の整備をどう実現するのか。公明党は団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望し、必要な介護サービスの基盤整備の目標などを示す、新たな介護ビジョンが必要と考えています。

介護への不安は医療や福祉、年金などと複雑に絡み合っています。それぞれの分野で大胆な改革が求められていますが、最も急ぐべきは誰もが安心して利用することができる、よりよい

制度へと介護保険制度を改善することです。介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、2000年4月に創設されました。ここ10年で、国民の間に広く定着してきましたが、その一方でサービス利用の大幅な伸びにより、介護保険の総費用も急速に増大し、同制度の持続可能性を確保していくことが、大きな課題となっています。

そして要介護者や家族にとって、深刻な問題は1割負担であっても介護度が重くなるに従い、経済的に過度の負担となっています。また要介護度が重い一人暮らしや訪問看護など、医療系サービスを多く必要とする人などは、要介護度別に設けられたサービスの上限額を超えてしまい、全額自己負担となるため、必要なサービスが受けられない人もいます。

その一方で、このままの介護保険料では、介護保険制度を維持すること自体が難しくなっています。2025年を見据え、介護保険料と公費負担の割合を現在の5割から大胆に見直す必要があります。一方、高齢者の年金水準が変わらない中で、介護保険料は上昇しています。高齢者の介護保険料については、年金受給額に対して過度なものとならないよう、現行の所得段階別保険料を見直し、所得に応じてよりきめ細かい設定を行い、低所得者の保険料の一層の軽減を図ることも急がれます。また、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設系は、地域の実情をふまえ、計画的な整備、充実が求められています。さらに訪問看護サービスの利用者数は増加の一途を辿っており、通いデイサービス、宿泊、ショートステイ、訪問の地域密着型サービスを一体的に提供する小規模多機能型居宅介護事業の、大幅な拡充や認知症の地域ケア体制の充実も必要です。地域で住み続けることができるよう、居宅における必要な介護・看護サービスの提供を保障する高齢者住宅の計画的な整備、地域包括ケアシステムの充実も不可欠です。

要介護者の増加に伴い、2025年までに介護人材が現在の2倍、必要になるという予測もある中、介護従事者を確保するとともに、質の高い介護を目指す労働条件の整備など、処遇改善に取り組むことが求められています。

誰もが一生のうちで避けて通ることのできない介護制度の施行から10年を迎え、介護現場では深刻な問題が山積しています。常に数百人待ちで、いつまで待っても入居できない特養ホームの待機者問題や、70代の高齢者を介護する家族の半分以上が70代以上という老老介護の実態、自宅で介護する家族の4分の1にうつ状態が疑われる介護うつの問題も深刻です。またシングル介護など、家族の介護のために転職・離職を繰り返し、収入面の不安を掲げ、先行きの見えないまま、介護に踏ん張っている実態もあります。

一方で核家族が進み、独居高齢者も増えています。1人で暮らす高齢者の介護を社会がどう支えるのかなど、課題は目白押しです。公明党は今、介護の充実こそが最重要課題と位置づけ、全国3千人の議員が一丸となって、2009年11月から12月にかけて、介護総点検を一斉に行いました。総点検は1.街角アンケート、2.要介護認定者、介護家族、3.介護事業者、4.介護従事者、5.自治体担当者の5分野に分けて実態調査を行い、10万件を超える介護現場の貴重な声を聞き取ることができました。

中でも介護施設の不足、在宅支援体制の不足、介護労働力の不足という3つの不足に対する不安の声が数多く寄せられました。県内でも35の介護事業所から回答を得た調査の中で、介護従事者の平均勤続年数が4年未満と回答したのは、18事業所で全体の51.4%にのぼり、県内の介護従事者159人に聞いた離職率が高い原因は、業務内容に対して収入が低い79.2%、心身の負担が大きい70.4%の順で多かった。介護総点検の結果をふまえ、介護基盤

の充実を図るとともに、低所得・高負担を理由に、介護従事者の離職率が高いことや報酬アップなどの処遇改善が必要です。さらに保険制度の見直しでは、同じ保険料を納めているのに、サービスを受けている人と受けていない人の間で不公平感であり、介護サービスを一度も利用していない高齢者には、保険料を引き下げるなどの対応が求められています。

そこで以下5件につき、質問をいたします。

1つ、介護保険事業について。

特別養護老人ホームなど、介護施設の待機者の実数把握はなされているか。また、その待機者解消策が計画されているか。

2つ、要介護認定のあり方について。

利用者や事業者から寄せられた意見で多かったのは、認定審査に時間がかかるが6割を超え、認定結果が低いや認定審査員の負担が大きいが続いていますが、これらをふまえて、申請から認定まで期間が長いために、早急にサービスを利用したい方が困っている現状がある。当市ではどのくらい時間がかかっているか。また短縮の手立てを講じているか、伺います。

法の精神からいうと、申し込み時点からサービスを受けられることになってはいますが、現状は何日後から受けられているか。

市として、ケアマネージャーによる聞き取りによる仮認定でのサービス提供について、どう考えているか。

3つ、介護サービスの充実について。

地域で暮らせる環境拡大のため、市では小規模多機能施設の設置への取り組みと今後、必要なサービスはありますか。

地域密着型サービスを充実させ、365日、24時間の在宅サービスが求められているが、現状と課題は。

介護保険制度で行われるサービス以外の実費負担を伴うサービスの混合は、どう考えているか。

4つ目、介護家族や高齢者世帯への相談体制の設置・拡充。

介護難民という言葉が生まれるほど、家族の介護をするために離職をせざるを得ない方のために、介護家族のきめ細かな相談業務の実施は、考えておりますでしょうか。

子育てには、先ほどもありましたけれども、ファミリーサポートセンターがあります。この中にはさまざまな相談、要望に対応できるような環境が整っていますが、高齢者に対しても同様に相談できるサポートセンターを設置しては、いかがでしょうか。

5番目、介護支援ボランティア制度、これは稲城市の制度が有名ですが、これは全国的な広がりを見せております。高齢者が地域で活躍できる環境づくり、高齢者が支え手になる取り組みが必要と考えるが、制度の導入を検討しているか。

以上、介護についての答弁をお願いします。

次に農業政策について、いくつか質問します。

はじめに、新年度からはじまる戸別所得補償モデル事業、米の生産調整、減反ですね、それに協力する農家に10アール当たり、1万5千円を交付する制度ですが、この戸別制度を受けるには減反に伴う調整水田など、作付け地の解消が条件となる。こうした農地については、2、3年後に作付け開始を記した改善計画書を提出しなければならず、減反を守らせる一方で、水田面積の拡大を求めている。2011年度以降が見通すことができない状況です。地形上、農

業に有利なところと、そうでないところを全国一律で均等にする制度であり、利用する農家は苦慮しているのが現実と思われます。これについては、市内の大規模及び中小規模農家への影響について、伺いたいします。

2つ目は、水田利活用自給率向上事業です。

これは前の戸別所得補償と関係するものですが、水田を利用した麦や大豆、野菜などへの転作に助成しますが、同じ米や野菜を作るにしても、平地に比べ生産条件が不利な中山間地では、おのずと生産費用が割高となる。このため、従来から転作作物については、地域独自の助成額で、農家の所得を下支えしていました。新制度では定額制度導入で、所得が減少するケースも想定されるため、激変緩和されるようではありますが、現実には厳しいと思われます。

以下、2点について伺います。

米の平成22年生産目標数量は平成21年と比較して、どのような増減になっているでしょうか。

2つ目が、市独自の支援策についてはいかがでしょうか。

以上、質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

はじめに介護について、いくつかご質問をいただいております。

介護施設の待機者の把握と待機者解消策についてであります。

特別養護老人ホームについては、県で施設への申し込み集計をしており、それに基づき市において年に2回所在調査を行い、実数把握をしており、現在440人が待機中です。老人保健施設では待機者はほとんどなく、入所ができております。特別養護老人ホームの待機者解消対策については、老人保健施設の活用のほか、平成22年度には小規模多機能型介護施設の設置も予定しているところであります。

次に、介護支援ボランティア制度についてであります。

元気な高齢者が活動できる仕組みとして、また地域での支え合いの場として、介護ボランティア制度の導入は、重要と考えております。平成23年度の制度導入に向け、平成22年度には先進地視察を行うなどし、実施方法の検討を行う計画であります。

次に農業政策について、いくつかご質問をいただいております。

国では昨年9月の政権交代により、民主党のマニフェストである戸別所得補償制度を実施するため、平成22年度に米の戸別所得補償モデル事業費として、3,371億円が予算化されております。このモデル事業は、農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米作農家に対して、所得補償を直接支払いにより実施するもので、米の生産数量目標面積に即し、生産を行う販売農家及び集落営農組織に対して、10アール当たり1万5千円を支払うものであります。

市内の大規模及び中小規模農家への影響ではありますが、新たな事業でありますので、本年1月に農家の水稻作付け意向調査を実施したところ、平成21年度の作付け実績と大きな変動はなく、農家の経営規模に関わらず、現状で混乱は生じないものと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えをいたします。

介護保険について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、要介護認定のあり方についてであります。

申請から認定までの期間ですが、新規申請の場合、1カ月以内に約70%が認定されております。本市の場合、新規申請の方については、最初に地域包括支援センターですべて相談を受け、早急にサービスが必要な方と判断した場合は、申請と同時にサービス利用されることもあります。時間短縮の手立てとしては、訪問調査をケアマネージャーの資格を持つ地域包括支援センター職員が担当し、早期の調査を行うとともに、その後のサービス利用の方法なども、その際に指導しております。また審査の書類が整った時点で、追加案件として一番早い審査会での審査を行うなどの配慮もしております。

なお、医師の意見書が遅くなる場合には、電話連絡などで早急の提出をお願いするようしております。

次に、介護サービスの充実についてであります。

小規模多機能型居宅介護施設については、介護保険事業計画で平成22年度中に、八ヶ岳南麓地域に稼働を予定しており、現在設置の申請を受け付けております。この施設は24時間、365日のサービス実施となっており、在宅サービスの充実につながると考えております。そのほかに夜間訪問型介護サービスもありますが、本市の場合、需要がほとんどなく、事業を行っている事業所はありません。

介護保険以外のサービスとの混合についてであります。認定された介護度によっては福祉用具のレンタルが、またサービス内容によっては、訪問介護サービスが保険の対象から外れることがあり、その場合は実費での利用となります。しかし、介護者の状態によっては、介護保険サービスとしての利用が可能かについて、協議書によりサービス調整会議で検討し、保険適用とする場合もあります。

次に、相談体制の充実についてであります。

きめ細やかな相談については、現在、地域包括支援センターがその役割を担っており、サポートセンター的役目も果たしていると考えております。必要時には、地区担当保健師が訪問するなど、対象者の現状を把握した中で相談を行っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

農業政策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、水田利活用自給力向上事業であります。

この事業は戸別所得補償制度とセットで実施されるもので、自給力向上のための水田を有効活用し、戦略作物である麦・大豆・米粉用米及びソバ等の販売農家に対し、主食用米並みの所

得を確保できる水準を直接支払いにより実施するもので、米の生産数量目標の達成に関わらず助成対象とするもので、2,167億円が予算化をされています。

また、平成21年度と比較しての平成22年度の生産数量目標についてであります。来年度に配分予定の需要量は1万1,202.2トンで、面積換算しますと1,901.9ヘクタールとなります。平成21年度実績は、需要量が追加配分を含めて1万1,222トンで、面積換算では1,908.5ヘクタールでありました。比較しますと需要量で19.8トン、面積換算で6.6ヘクタールが減少しておりますが、おおむね本年度並みの配分となっております。

次に市独自の支援策であります。国の制度が産地づくり対策事業から水田利活用自給力向上事業に替わり、水田での作付面積に応じて交付されますが、本市においては従来と同様に重点作物として大豆・麦・ソバ等の価格補償を本年度並みに実施できるよう、予算措置を講じたところであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

特別養護老人ホーム、それから老人保健施設、それから介護療養型医療施設、この3施設の定員と現在の利用状況について、お聞かせいただきたいと思えます。

それと、もう一つは、在宅介護の支援を強化するという意味から、現在どのくらい在宅介護の世帯があるか。もし、これの強化策を何か考えているところがあれば、お願いをしたいと思います。2点、お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の市内の現在の状況という再質問かと思えますけれども、特別養護老人ホームについては、市内に4施設ございます。定員については355人ということで、待機者につきましては1,613人という数字が出ていますけれども、特養につきましては、1人の方がいくつもの施設に申し込むということで、待機者の数が多いということになってございます。市内全体では、440人というふうに把握しているところでございます。

老人保健施設でございますけれども、市内に3施設ございまして、3施設の定員の合計が260人でございます。入所者については、237人というふうになってございます。

介護療養型医療施設は甲陽病院、1カ所ですけれども、定員が25人で入所者が17人という状況でございます。

次に在宅介護の世帯がどのくらいか、また強化策についてということでございますけれども、現在、在宅介護については世帯で集計したものはございません。人数の集計はありますけれども、支援1から介護5までの合計でいきますと、1,117人ということになってございます。先ほど言いましたように世帯での統計がないために、1軒で2人の介護をされている場合もある

ということの中で、もう少し、少なくなるのではないかというふうに思っております。

強化策でございますけども、現在、介護保険のサービス利用者につきましては、市が計画しました利用見込みに対しまして、サービスの利用が110%を超えてございます。多く利用されているんですけども、他のものについても、余裕を持ったサービス提供になっております。個人のサービス計画の中で、活用できるサービス導入を増やすことなどにより、支援の強化につなげたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

あと3点ほど。もう1つ、認知症に対する対応体制というか、このへんが、充実強化が必要だと思うんですが、このへんはどうなっているのでしょうか。ちょっと答弁をしていただきたいと思います。

それと地域密着型サービスの中で、介護保険を利用しなかった高齢者や介護ボランティアに参加した方へのポイント給付などで保険料の負担軽減を制度としてあるわけですけども、こういうものを導入する計画があるかどうか。

もう1つ、介護家族に休息をとってもらうためのレスパイト契約、レスパイトというのは休息という意味だそうですけど、こういう考えがあるかどうか、この3点、お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

小尾議員の再質問にお答えをいたします。

認知症に対する対応体制ということでございますけども、認知症は75歳を過ぎると多くなるということでございます。国でも認知症サポーター100万キャラバン事業を展開しているところでございます。

認知症についての正しい理解によって、地域での対応ができますよう、今年度から市でもサポーターの養成を行ってございます。3年間で2千人ほどの養成を行う予定でございます。多くの人に認知症の理解を深めていただくよう、キャラバンメイトを養成しまして、地域で研修する機会を増やしていく計画でございます。

次に介護ボランティアのポイントによる、保険料の負担軽減ということでございますけども、介護ボランティアにつきましては、先ほど答弁したとおり、制度の内容の検討を平成22年度に行う予定でございます。ポイントをどう活用するか、保険料軽減につなげるかどうか、詳細については今後、考えていく予定でございます。

次にレスパイトについてでございますけども、介護保険の場合は家族が休息をとる方法として、ショートステイの活用がございまして、介護保険施設の3施設を併せますと、100床ほどの入所が可能になりますので、介護保険制度の活用で休息が可能というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

介護についてはさまざまな問題がありますので、また次回にもしっかりやりたいと思いますが、次に農政について、1点だけお願いしたいんですが、4月から新しい制度に、名前を変えただけという感じもしますけども、この戸別所得については、非常に分かりづらいですね。水田10アール当たり1万5千円となっていますけども、例えば、私は16アール作っているんです。16アールだと、要するに戸別所得補償に加入するには、減反を10アールしなければなりません。そうすると、残り6アールしかないんですね。そうすると入れない。こういう状況が生まれそうなんです。ですから、そのへんの考え方について、たぶん、これでいいと思うんですが、ちょっと産業観光部長、お願いします。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

小尾直知議員の再質問でございますが、今回のモデル事業は、本年はモデル事業で、来年度から完全実施ということで、あくまでもモデル事業でございます。

1万5千円の単価でございますが、これは定額部分ということで、10アール当たりでございます。したがって、主食用米の作付け面積から一律10アールを控除するというところでございますので、10アールはみていただくと、飛び出した部分に対して、1万5千円を掛けていただくという制度でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

もう1点、独自の支援策で大豆、麦、ソバということですが、この自給力向上事業というのが、交付単価で、新規需要米を作れば、要するに食べる米以外のものを作れば、10アール当たり8万円がもらえると、こういう制度もありますよね。これは、これでいいですよ。お願いします。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

議員がおっしゃっているのは、先ほどのセットの事業で、水田利活用自給力向上事業ということで、自給率の向上を図るための措置でございますから、従来の転作と絡んでまいります。水田を水田以外のものに有効活用をして、麦、大豆、飼料作物、今、申し上げました米粉用が一番高い単価でございます、8万円でございます。水田をできるだけ利活用をしていくという政策でございますので、主食用米並みの所得を図るという制度でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

最後に、こういう状況が出てくると、今、言われたように集落営農とか認定農業者、こういう方たちの経営面積がやっぱり減るといふか、借りて作っている人もいるし、そうすると貸している人が返せと、こういう状況も生まれやしないかなという懸念もあるんですが、まだ始まっていないから、具体的にはまだ明確にはなっていないと思うんですが、そのへんの危惧について、ちょっと答弁をお願いします。

これで、以上です。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

お答えします。

集落営農の貸し剥がしができるではないかという懸念でございますが、今度の制度は、これまでの需給調整に参加していなかった農家も参加できるという見直しがされております。したがって、足かせがないわけでございますので、米を作る人は自由に作ってくださいという部分がありますので、そういった懸念はないと思っております。

それから先ほど申し上げましたが、意向調査をした結果、本市においては大した変動はなかったということでございますので、23年以降のこともございますが、変化なく、農家には影響がないというふうを考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、4番議員、清水進君。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

先週の3月10日から11日の降雪により、ビニールハウスなどに多くの被害をもたらしました。被害にあわれた農家の皆さんに対して、市の早期の支援を求めます。

さて、民主・社民・国民新党連合政権の新年度予算は、総選挙での国民の審判を反映した一定の前進はありますが、国民が願った自公政権の国民いじめの政治の根本的な転換に踏み出すものになっていないのが、最大の特徴です。

後期高齢者医療制度の廃止を先送りして、今後4年間にわたって存続させる方向を打ち出したことでも分かります。それは民主党自身が構造改革路線と決別しておらず、効率や規制緩和などを優先して、国民に負担を押し付ける傾向があるということです。また軍事費や大企業、大資産家減税などを聖域としたままであるため、財源不足が深刻化しています。

最大の目玉とされた子ども手当について、制度の検討過程で所得制限の導入などの案も出ま

したが、結局、所得制限なしで2010年度から実施することになりました。しかし、その過程で2つの変更がされています。

1つは、手当の見返りに住民税も含めて、年少扶養控除を廃止することです。所得税は2011年1月から、住民税は2012年度から始まります。住民税の廃止控除は、マニフェスト違反です。このため増税と差し引きした場合の効果は、その分だけ減少をいたします。配偶者控除の廃止は、次年度に先送りされました。2011年度以降の増税も火種が残ります。

2つ目には、これまでの児童手当の地方負担と事業者負担を継続し、子ども手当との差額分を国が負担する仕組みにしたことです。子ども手当は、全額国庫負担としてきた説明と食い違いに地方自治体からの反発がありましたが、従来の児童手当分に子ども手当との差額分を上乗せとする二階建て方式とすることで、形をつくりました。この措置は暫定措置で、2011年度以降、どうするか決まっておりません。

なお、扶養控除の廃止によって、住民税や所得税が増税となります。高校の授業料の無償化、子ども手当や農家への戸別所得補償など、国民生活にとって前向きな内容であります。しかし、予算案は、今日の経済危機を打開し、国民の暮らしを守るという点で極めて不十分であり、無駄を削るといって、大々的に事業仕分けを行っても、結局、軍事費や大企業、大資産家減税にメスを入れずに温存したため、巨額の国債発行と埋蔵金に依存する、まったく先の展望のない予算となっていることが特徴であります。

次に市政の課題について、質問を行います。

第1には、水道事業計画は多くの市民の参加によって進めていくべきものだと考え、以下3点について、質問を行います。

第1に2月15日、日本共産党は山梨県議会と北杜市議会で、簡易水道等施設整備費の国庫補助改悪を見直すことを求め、厚生労働省と交渉を行いました。交渉では料金を統一しないと、国の補助を受けられないと説明している。こうした市の広報を示し、ただすと、補助申請の認可と料金統一は一体でなく、市の説明はいかがなものかと述べ、最終的には料金を一本化してもらうことを目指してもらおうとしつつも、現時点で料金統一をする必要がないことが明らかとなり、議員協議会で報告したとおりであります。市当局も、料金統一を3月議会で決めようとしているのは、市の判断であることを認めております。

大泉町、武川町で3回の説明会を行っても、住民合意が得られていません。仮に水道料金の統一ができて、市民の心を統一することはできませんとの怒りの声に表れているように、料金問題はまだ十分な話し合いを行い、時間をかけて論議できるものと考えます。水道料金の原案は、いったん白紙撤回にすべきであります。市の見解を伺います。

第2に、まだ多くの市民が知らない中で、市の水道事業会計は簡易水道への国庫補助がなくなる2017年度、平成29年度より企業会計への移行を決めていることは重大であります。今回、市は料金の統一を進めるとした中で、一般会計から約4億円余りの水道会計への繰り出し、基準外の支出を解消したい、こうした説明を説明会で行ってまいりました。

企業会計の原則は受益者負担であります。市が今、説明している基準外の負担を水道料金に転嫁すると、現行の毎月の水道料金に全世帯が毎月、約1,600円を上乗せすることになります。水道事業計画を全市民に知らせ、作成していくことが求められております。市の見解を伺います。

第3に水道ビジョンは、今、策定の準備をしていると聞きましたが、この間の料金を決めて

いく過程でも明らかになったように、市当局が結論を先に出し、決定してから市民の声を聞いても、市民の要望がまったく反映されないビジョンになってしまう可能性があります。私は水源地としての自然林の涵養、水質の保全、地下水の活用など、水道事業の将来にわたる重要な課題になるものであり、現在の運営委員会を根本的に変え、水道問題に関心がある人はすべて参加し、市のビジョンづくりに加わってもらうことが必要だと考えます。市の見解を伺います。

第2点目に、日本経済不況の中で、市の雇用確保対策と地域経済活性化をどのように推進していくのかを伺います。

人を物のように使い捨てる、お金がないと学校に行けない、こんな国でいいのでしょうか。今春の大学、高校生の就職内定率は就職氷河期よりも依然として厳しい状況にあります。第1に今春の高校生、大学の就職未定者が卒業を迎えた今もいることに、本当に心が痛む問題だと考えます。

そうした中、京都府は新年度事業として、高校3年生が3月に卒業しても就職先が決まらない人を対象に、給与を支給しながら介護など職業訓練を行う事業を始めます。事業は緊急雇用対策基金を活用し、新たに開設する高校生緊急就職支援センターで、新卒約100人を雇用し、月額約8万円の給料を受け取り、委託した民間の専門学校などで、介護や介護ヘルパーや農林業など、職業訓練を受けます。市の緊急の支援策実施を求めます。

第2に中小零細企業、農林業を応援し、地域経済の活性化を図ることです。

中でも、林業は地域経済と低炭素社会実現に不可欠の産業としてしっかり位置づけ、県産材の利用拡大、森林整備を進め、林業・木材産業の再生を図ることを求めます。具体的な提案は新規就業者の雇用拡大を目指し、採用した林業事業体への助成制度の拡充を求めます。

第3に、住宅リフォーム助成制度の創設についてです。

秋田県では住宅の増改築、リフォーム工事に住宅リフォーム緊急支援事業を創設します。同事業は住宅リフォーム工事費の10%を助成するもので、工事費50万円以上で、県内に本店を置く建設業者等の施工が対象となっております。現在、住宅建設もテレビで宣伝される大手の工務店が多く、地元の大工さんに仕事がないとの声が聞かれます。林業や建設分野の仕事を新たに市が創設し、支援すること及び市の公共事業は生活密着型分離・分割発注により、多数の地元建設業者への発注が行われるように求めます。以上の見解を伺います。

最後に市内中学校の統合問題について、伺います。

3月の議員協議会で、小中学校の適正規模等の答申内容の実施計画を協議・検討し、年度内を目途に作成していくとの報告がされました。中学校では中期計画で、5年間に3校にしていくとの答申内容であります。答申が出されて以降、学校関係者だけでなく、地域全体の課題であり、市民の声をどれだけ受け止めているのか伺います。

通学はバスを利用すれば可能であるとの声もありますが、学校がなくなれば過疎化に歯止めがかからない。地域から学校をなくさないでほしい。この市民の声を尊重するのか、教育委員会の見解を求めて、代表質問を終わらせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

水道事業計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに認可申請と水道料金の統一は別であり、時間をかけて住民の合意をとるべきとの考えについてであります。

国では統合計画書の中で原則として、1市1水道での簡易水道の統合を進めており、北杜市では、現在、市で一元的に管理運営している簡易水道事業について、経営の効率化・健全化を図るため、水道事業の一本化を計画し、国の補助金を受けながら施設整備事業を実施する計画です。その中で、経営認可申請は平成23年度から28年度まで、国庫補助金を受けて施設整備事業を行うために、本年3月に提出を予定しています。

経営認可申請の料金算出根拠には、北杜市が公共料金の公平性の観点から進めている、料金統一までの経過の内容を示すこととなります。料金改定案は、簡易水道運営委員会で熟慮した答申に基づいて市で策定したものでありますので、市民の方々のご理解をいただきたいと思っております。

次に雇用確保対策と地域活性化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、林業・木材産業の再生と林業事業体への助成制度についてであります。

国では森林・林業再生プラン、コンクリート社会から木の社会へを作成し、10年後の木材自給率50%以上を目標に国内の森林・林業を再生し、地域の活性化と雇用の確保、低炭素社会の実現を目指すための本格的な検討作業に入りました。このプランに盛り込まれた目玉施策の1つである、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されれば、県産材を利用した公共建築物の推進が図られ、これまで実施してきた里山整備事業もさらに推進されるものと考えられます。また雇用につきましては、国の新規就業者が基本的な技術を習得するための経費、現場管理のできる人材を育成するための経費、林業を学ぶ高校生に対する就業体験等に必要な経費などを、事業主に対し助成する緑の雇用総合対策事業を活用していただくとともに、本市としましては、緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業において、雇用に創出した事業を進めております。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

市内中学校の統合についてであります。

市内中学校の統合につきましては、これまで説明会を開催した中で学校関係者や保護者から一定のご理解をいただいているものと考えています。適正な教科担当教員の配置や希望する部活動の選択肢等を充足させるためにも、早期統合の必要性に迫られていると考えています。このようなことから、統合は避けて通れない現状であるということをご理解いただき、地域の意見はもちろん、保護者や学校現場等の声も尊重しながら、統合を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

水道事業計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、2017年度からの企業会計への移行について、市民に知らせることなく実施することをやめるべきとの質問であります。

簡易水道統合計画では、平成29年度を目途に、46カ所の簡易水道事業を一本化し、北杜市上水道事業への移行を国の方針に基づき進めています。これは、統合により財政基盤を安定させ、効率的・合理的な経営を目指し、安全で安定した水を給水することを目的としています。上水道事業においては、原則として水道事業の経費は料金で賄うこととされておりますが、国が示す基準で認められた一般会計からの繰り入れはできるほか、簡易水道事業を上水道事業に統一した場合には、施設整備費の補助制度も基準を満たせば継続され、また水道事業債も活用できます。

今後も効率的な経営をさらに進め、経費の縮減を図り、安定した事業運営をしていきたいと考えております。

次に、検討委員会の設置についてであります。

国では、水道事業者等がみずからの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を示すものとして、地域水道ビジョンの策定を推奨しております。北杜市では、本年度中に策定することとしておりましたが、今後、地域の実情に精通した、簡易水道運営委員に意見を求め、進めていきたいと考えておりますので、当初の完成予定が遅れることとなりますが、早期に完成し市民にお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

雇用確保対策と地域活性化について、ご質問をいただいております。

就職が未定の高校生や大学新卒者を対象とした職業訓練など、雇用機会の創出についてであります。

景気動向は一部の業種で改善が見受けられるものの、雇用環境は依然厳しい状況にあります。3月2日に山梨労働局が発表した、1月末における就職を希望する県内の高校新卒予定者の就職内定状況は86%と低水準にあり、また昨年12月1日現在の県内大学新卒予定者の就職内定率は54%に留まっているとのことです。

こうした状況下、国では雇用状況の改善を図るため、平成21年度2次補正予算において、重点分野雇用創造事業及び地域人材育成事業を創設いたしました。この事業は介護、医療、農林、観光、環境など今後、成長が期待される分野において、地域ニーズに応じた人材を育成し、新たな地域雇用に結びつけようとするもので、未就職卒業者の雇用に配慮し、平成22年度で重点的に実施するものであります。

本市においてはこの事業を活用し、観光分野においてインストラクターやコンシェルジュ育成事業など3事業で6人を雇用し、地域雇用につながる人材育成事業を実施いたします。市といたしましては、今後も地域のニーズを把握しながら、さらに事業化へ向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

雇用確保対策と地域活性化について、ご質問をいただいております。

住宅のリフォーム助成制度の創設、分離・分割発注による地元建設業者への発注増についてであります。

現在、市では一般住宅へ8キロワット以下の太陽光発電設備を設置する場合、また木造住宅所有者が耐震診断で、強度が不足していると診断された木造住宅の耐震化率の向上を図る場合に助成する制度があります。

福祉関連では、介護認定を受けている方や上下肢・体幹等に障害を持たれている方が、手すりやトイレの洋式化などの改築をした場合などに助成する制度も設けております。限られた予算の中ではありますが、市民の暮らしの中で必要に応じた制度を現在、実施しております。

なお、いずれの助成制度も設置や改修を行う際に本人からの申請を受け、補助をする制度でありますので、内容によりましてはすべて地場産で地元業者が対応することは困難な場合もありますが、相談や申請の際にはそれぞれの担当部局より、なるべく地元業者に発注するようなお願いをしているところであります。また、商工会建設業部会の会員の方々にも、市の助成制度の周知を図るとともに、積極的な営業活動をお願いしてまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

それでは最初に水道問題で、市長にお伺いをいたします。

秋田県境にある岩手県の沢内村、昭和30年ころには11月から4月まで、5カ月間も雪に埋もれ、外部との交通が隔離されております。乳児1千人中、69人が死亡してしまう。乳児死亡率日本一、また老人の自殺が多く、1,200世帯のうち125世帯が生活保護の世帯、貧困と多病、豪雪という三重苦を背負わされた村に、昭和32年就任した深沢村長は一つひとつ、この困難を解決してまいりました。ブルドーザーを役場で購入し、冬は除雪を行い、夏は水田の農地改良で生産性を高める。また、乳児医療費や老人医療費の無料化を行い、翌年には乳児死亡率ゼロという、画期的な記録をつくり出しています。深沢村長は人間尊重、命の尊重こそが政治の基本でなければならないとし、国・県の圧力にも負けることなく、昭和35年に本来、命を守るのは国の責任です。しかし、国がやらないなら私がやりましょう。必ず国はあとから付いてくると、65歳以上の医療費を全国で初めて無料化をしました。その言葉どおり、国も老人医療費の無料化を実施しています。

私は今回の水道料金問題で、簡易水道等施設整備費の国庫補助の改悪が根底にはあると思います。この改悪を受け入れるのではなく、国や県に対して市の自然条件やダムが2つある地域として、大泉町、武川町の市民の声を代弁して、解決策を求めていくことが必要ではないか。このことを考えております。

この3月に料金改定の条例を上程する市長の真意を再度、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

素晴らしい村長のお話で、今、感銘をしたところでございますが、水道問題につきましては、今、おっしゃいましたように、国の補助制度が悪いんだというようなお話でございます。19年に補助制度が、こういう形の中で変わっていくわけございまして、今、子どもはそういう、その制度の中で、どういう方途がとれば、将来の北杜市にとっていいのかなと、こういうことで判断をいたしましたわけございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

清水進君。

○4番議員（清水進君）

それでは水道ビジョンのところで、再度お伺いをいたします。

先ほど、この間の運営委員で検討すると述べましたけれど、やはり広く、市民の意見を求めていくことが大切ではないかと思っております。

もう一つ、学校統合について。今、学校に行けない不登校の児童生徒もたくさん、おります。日中安心して、子どもの皆さんが過ごせる場、公的な支援を行っている場が午前中でもあるのかどうかというお話もありましたけども、私は例えば、今、高校の再編の中でも分校化を進めている県もあります。近隣学校を本校にして、合同で学校行事を開催したり、教員の乗り入れの授業を実施したり、そして体育や音楽、部活動など、合同でできるところは合同で行う。こうした3校というものを先に決めるのではなく、いろんな方策があるんじゃないか。端的に伺うと、学力とは競争をさせることによって身につくものなのかどうか、そういう点を最後に教育長にお願いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

清水進議員の再質問にお答えをいたします。

水道ビジョンの策定委員の件でございますけども、水道ビジョンにつきましては、市の計画でいきますと、基本構想というような水道の、将来どういうふうにしたいかという、基本構想を練るものでございまして、現状の分析なり評価、また将来の設定等を策定するものであります。

現在、市には簡易水道運営委員さんを委嘱してございます。これらの委員さんたちについては、地域の実情を知り得た精通者として委嘱してございます。この人たちに、今後の水道ビジョンについての議論をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

清水議員さんの再質問にお答えいたします。

中学校の統廃合の問題でございますけども、当然、私どもも学力は競争だけで備わるものではないというふうに認識しております。ただ、中学校時代にある一定の人数の中で、いろんな人たちと交流して、いろんな社会に出るための基礎的な知識、それから学力等を備えていくということが、非常に大事なことだろうというふうに考えています。

答申は3校ということで示されておりますけども、それらにつきましても、教育委員会で検討する中で、また議会のほうにも説明してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了をいたしました。

次の会議は明日3月17日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時52分

平成 2 2 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 7 日

平成22年第1回北杜市議会定例会（4日目）

平成22年3月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 小須田稔君 |
| 7番 | 風間利子君 |
| 13番 | 千野秀一君 |
| 12番 | 利根川昇君 |
| 20番 | 清水壽昌君 |
| 3番 | 相吉正一君 |
| 22番 | 渡邊陽一君 |
| 11番 | 保坂多枝子君 |
| 6番 | 篠原眞清君 |
| 19番 | 中村隆一君 |

2. 出席議員（22人）

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 小須田稔 | 2番 | 中山宏樹 |
| 3番 | 相吉正一 | 4番 | 清水進 |
| 5番 | 野中真理子 | 6番 | 篠原眞清 |
| 7番 | 風間利子 | 8番 | 坂本静 |
| 9番 | 小林忠雄 | 10番 | 中嶋新 |
| 11番 | 保坂多枝子 | 12番 | 利根川昇 |
| 13番 | 千野秀一 | 14番 | 小尾直知 |
| 15番 | 渡邊英子 | 16番 | 内田俊彦 |
| 17番 | 坂本治年 | 18番 | 秋山九一 |
| 19番 | 中村隆一 | 20番 | 清水壽昌 |
| 21番 | 秋山俊和 | 22番 | 渡邊陽一 |

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35人）

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	細川清美	企画部長	小林喜文
保健福祉部長	清水克己	生活環境部長	堀内誠
産業観光部長	名取重幹	建設部長	深沢朝男
教育長	井出武男	教育次長	進藤芳彦
図書館長	老松正樹	会計管理者	比奈田善彦
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	村田茂	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	原藤和雄	長坂総合支所長	清水元義
大泉総合支所長	小池昭一	小淵沢総合支所長	仁科陽一
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本正輝	総務課長	伊藤精二
財政課長	小島良一	地域創造課長	浅川明男
税務課長	坂本吉彦	児童家庭課長	吉田昌司
障害福祉課長	浅川輝夫	健康増進課長	山田武男
上水道課長	小尾善彦	林政課長	長坂高明
観光課長	浅川一彦	地域政策課長	五味正
生涯学習課長	水上英子		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	上村法広
〃	小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

本日の一般質問で、無会派の小須田稔君から通告のありました質問の一部について、取り下げの申し出がありましたので、ご報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、10人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位及び一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に無会派の小須田稔君、15分。次に無会派の風間利子議員、15分。次に北杜クラブ、55分。次に明政クラブ、57分。次に市民フォーラム、8分。最後に日本共産党、15分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願い致します。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

1番議員、小須田稔君。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

改めまして、おはようございます。

大変、申し訳ございません。今日は原稿を持たずにやらせていただきたいと思います。ぜひ、執行の皆さんも、いつも下を向かれていますと思いますけども、前を向いてやっていただきたいと思います。

私は議員になりまして議会改革、そういうようなことをする中で、議会改革というのは、もしかすると議員改革でもあるなど。議員というのは非常にいろんな性格、立場、いろんな状況の中で非常に厳しいものがあります。そんな中で見ていると、執行の皆さんも大変、苦労していると。ある面で言うと、お互いさまであるかもしれませんが、だけど、それはやっぱり、この北杜市が安心して暮らせる、いい地域になるために、みんなで努力するという結果ですので、それは心の思いのままに動いていいのではないかと思います。今日はあえて原稿を準備しません。気持ちのままで、やらせていただきます。

ですので、私自身、非常にこの議員になる中で、北杜市の財政が厳しい中で、どうやっていったら、この先いいのか。また、それぞれの業種、また空間、関係機関が、やはりそれぞれわがままを言い出したらキリがないなど。やっぱりお互いに理解をしなければいけないと。特にその代表的なことの1つに、市は何をするべきか。何もしてくれないではないかというのではなくて、市民は逆に市に何ができるかということ、非常に思うようになりました。

やはりお互いに努力し合うという中で、何をどんなふうに協力したらいいかわからないと、市民側も協力の仕様がないうえです。ですから、そこらへんをお互いに研究するということは、非常に大事ではないかと、そう思っております。

ですから、今回の観光の件、いくつか質問がありますけども、そういうことは、これはわがままでなくて、今後よく進めるために、やはりよく話し合っている場として、この議会を通じて、多くの市民の方に今の観光事情も知ってもらったり、また執行側が非常に県、国に働きかけて一生懸命やられているということも、多くの市民の方たちに理解していただく中で、同じ立場で市をつくっていくというための、この場であるというふうに理解して、今日は質問させていただきます。

質問は非常に簡単ですので、簡単に言わせていただきます。

私、過去2回、定例会で質問させていただいておりますので、その質問の項目に対する市のその後の対応を、まず1点目はします。

1つは平成21年、去年の3月の定例会で、ジビエの件を質問させていただきました。当時、検討委員会を立ち上げると。その検討委員会のその後は、どのようになっていますか。これが1点目です。

2点目としては、その後、9月の定例会では、実は非常に観光関係、空き店舗、または廃墟と化した建物等が残る中で、今回、市がたまたま22年度から景観形成について、条例を制定したいというふうに聞いています。その中に、これらの問題をどのように考えて取り組んでいくかの考え方をちょっとお聞きしたいのが、まず観光の第1点目です。

観光関係の2つ目として、今年度の一番の観光に関しての重点目標は何を置いていただいているのか。また、次としてはその重点目標がある、ない、あると思うんですけども、その特定の地域を、ある面で力を入れないと、観光というのは広く、薄くかけても、なかなか影響が出ないなと思う中で、どこに重点目標を今回、置いてあるのか。また、なければ、しょうがないですけど、あるであれば、そこらもお聞かせいただいて、協力できるところはしていかなければいけないと思っています。

また総体的にいろいろ、この市の予算を見る中で、非常に結果的には大きい金額が、観光に実際にはかかっています。それらのことを、市民も、また観光業者も深くは知りません。ですから、本当に総体的に、いろんな角度で出るお金、かけられているものというものを、ぜひ金額で、できれば表現していただきたいと思っております。

これは観光の質問の3つ目になりますけども、観光行政に関して、実際、職員は十分、足りているのだろうか。どうしても、いろんな話を併せて聞く中で、なかなか手のまわらないと。ここらへんは、財政健全化の中で人員削減というのをいくらも聞いていますけども、削減した結果、市のそういう事業が縮小、または停滞をすることがあっては、非常に残念なことです。今度は総体を見まわす中で、何が大事なのか。どこへポイントを置くべきかと考えたときに、やっぱりそれぞれの職員の方が追われていたら、いい仕事はできないと思いますね。そこらへんの職員が十分であるかどうか。

それから、もう1つ。観光面では、市の体制からすると、どうしても職員の方が異動になります。そうすると、担当職員が変わったことによって、観光行政にマイナス面が非常に出来ます。これは非常に残念です。であったときに、それはぜひ、高給な給料を払うような人でなくてもいいですから、専門職を置いておくような考えがあるのか、ないのか。置くと、たぶん、職員

の皆さんも本当の仕事ができると思います。そこらへんのお考えを聞きたいのと、あとは次に移ります。

もう1つの観光面の話をします。実は今回、観光圏の部分で原村、富士見、この北杜と、3つの市町村が国の事業を受けるための動きを進めているようです。そんな中で、残念ですけども、南牧村は今、入っておりません。しかし、お客さまの動きからすると、お客さまには地図がなく、北杜も南牧村も、これは関係なく動きます。どうしても共通した、必要とするマップ、または案内パンフレットというものは希望がありまして、ここらへんはぜひ、北杜市という県境にある地域ですので、何かひとつ考えを持っていかないと、南牧村、南佐久方面の方たちに対しても、北杜市の観光意欲というものの表現が伝わっていないような気がします。ここらへんで、何かそういうものもひとつ、市のほうで考えがあるかないか。

大きい項目の3つ目として、実は北杜市内には現在、約、乗馬クラブ、牧場等を合わせると20施設ばかりあります。これらの中に通年いる頭数でいうと、250頭ぐらいの馬がいるんですけども、私たち北杜市民が、もし大きな災害があったとします。今回、非常に皆さんの頭の中にあるのは、チリでの地震が目につかぶかと思えますけども、あのような状況になったときに、おそらく車、またはバイク等では現地に入り込めない可能性というのは、非常にあると思います。そのときに、馬小屋の方たちは、ぜひ市に協力したいという意思を持っています。これは馬で物資、または薬品を運び込むというようなこと、それらに対して、おそらく、馬小屋の人たちからすると、本当になんでもない作業になると思います。そういうような気持ちのある馬小屋社会に、もしいい指導があったら、例えば市に登録制度があって、その組織をつくって登録しなければいけないのか。または、いろんな面で、その協力するということが、全体のボランティアのバランスを崩すことがあってはいけないと思いますので、そんな部分、何か必要とすることご指導がありましたら、ぜひいただいて、そんなような組織をみんなで協力して立ち上げていきたいという話が出ていますので、そこらへんについてのお考えを教えてください。

以上、大きい項目では前回、観光、それからボランティアと、この3つの点になると思いますけども、市のお考えを伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小須田稔議員のご質問にお答えいたします。

この時代、市民が市政に何ができるか、なんかケネディ大統領の演説を思い出させるような主張でした。私は市政推進を市民とともに市民と協働という思いで、基本姿勢で推進していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

はじめに、新年度の重点目標についてであります。

本市は豊かな自然景観や文化施設、歴史文化遺産、遺跡など多様な観光資源に恵まれている地域であることから、これらの資源を生かした観光を展開していくことを基本としております。

近年の旅行形態は、従来の社員旅行などの団体旅行が減少し、友人、知人、小グループなどでの旅行が増加しております。このような傾向は、価値観やニーズの多様化につながることであり、観光客を受け入れる地域もこれに伴ったサービスや施設を提供することが求められています。

こうしたことから、新年度の目標は地域の魅力を高め、観光客の入り込み数と宿泊客の増加を図るため、暮らすように旅する滞在型観光地づくりを目指すこととしました。併せて観光情報や新規プログラムなど、市の取り組みを発信し、本市の観光をPRすることといたします。

次に、事業充実のための地域を特定する考えについてであります。

本市は県下最大の面積を有する中、全域の一体感に配慮しながら、地域特性である八ヶ岳南麓高原エリア、清流と甲斐駒ヶ岳エリア、太陽と茅ヶ岳・瑞牆山エリアの3つのエリアの特徴を最大限に発揮し、観光客に多くのメニューを提供することができているものと考えております。各エリアでは清里・八ヶ岳魅力づくり事業、官民学連携で取り組む台ヶ原宿の活性化や増富山村再生プランなどの事業、ならびにヒマワリや名水、高原など各地域の特色を生かしたイベントが実施されており、市全体の観光振興にも結びついていることから、今後も各エリアのさまざまな活動や取り組みを支援してまいります。

次に、災害時ボランティア協力団体の登録指導についてであります。

市内で、さまざまな形態の災害ボランティア団体が設立されることは、自主防災組織とともに災害の発生時に大変、大きな役割を果たしてくれるものと期待しておりますし、現にそのような動きがあることにつきましては、大変ありがたく思います。

市といたしましては、具体的な計画などをお伺いし、内容を協議しながら、災害時ボランティアの設立や自主活動についての協力、助言等をさせていただきたいと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

1番、小須田稔議員のご質問にお答えいたします。

観光担当の職務について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに観光事業の充実を図るための職員数は、十分であるかについてであります。

定員適正化計画により、職員数が削減されている状況下ではありますが、現在、限られた職員数の中で、北杜市の基幹産業の1つである観光事業については、その重要性を認識し、職員数の確保に最大限の努力をしているところであります。

次に、専門職の設置についてであります。

現在のところ専門職を置く考えはありませんが、担当職員を有意義な研修などに積極的に参加させ、その専門性を高めることにより、観光事業の推進に寄与できるものと考えております。

次に短期担当者の異動はマイナス面が多いが、市の考えはについてであります。

ご指摘のとおり、短い期間での職員の異動については、人事異動後に事務事業の推進に支障を来たすことのないような配慮が必要であり、職員の意欲の低下を来たすことのように配慮することも重要であると考えております。

今後も短い期間での職員の異動については、特別な事情を除き、極力控え、課内や担当内での職員の経験年数などのバランスも配慮した、人事異動を行ってまいります。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

小須田稔議員のご質問にお答えをいたします。

定例会等における質問に対する市の対応について、ご質問をいただいております。

ジビエ検討会の検討状況についてであります。

昨年の9月、ジビエ食肉加工処理施設にかかる検討会を立ち上げ、これまで安定した原料の確保、採算性、県のガイドラインの遵守、販路の拡大などについて検討をしてまいりました。特に施設建設にあたっては、猟友会の協力が不可欠であります。猟友会員の減少などから、今後の運営を考えますと、なかなか難しい状況にあります。すでに施設を稼働している、他の市町村の現状も、その運営に大変、苦慮していると聞いております。

さらに鹿肉の歩留まりが低く、採算が取れにくいこと。管理捕獲による県の助成制度が平成22年度で終了することや販路の拡大等の問題点が出てまいりました。このような大変、厳しい状況にありますが、施設の建設、運営に積極的な団体等があれば、支援をしてみたいと考えております。

次に、平成22年度の観光施策についてのご質問をいただいております。

観光予算の見込みであります。新年度予算は市の観光PRなどに800万円。観光客の利便性の向上のための周遊バス運行支援に350万円。それからサンフラワーフェス、八ヶ岳ホースショーなど、市内開催の各種イベント等に2,500万円。ベビーズヴァカスタウン事業やインバウンド事業など、ファミリーや外国人の誘客のための予算として、650万円。観光課所管の指定管理施設事業費などに、1億3,650万円などが主なものであり、観光関連予算は約3億円を計上させていただきました。

次に県境をまたいだPRの考えについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長野県南牧村との広域観光についてであります。

本市と南牧村は、JR小海線と国道141号を基軸として、県境をまたいで接続しております。南牧村等は、小海線活性化沿線活性化協議会の会員として、ともに活性化事業に取り組んでいる地域の1つでもあります。

南牧村には観光資源として、JRの中で標高が一番高い野辺山駅や手軽なハイキングコースの飯盛山、高原野菜を代表する農産物など多くの観光資源を有しており、本市とともに広域観光で連携する地域として可能性を秘めていますので、今後、南牧村の意向などを確認してまいりたいと考えております。

次にパンフレット、マップの要望についてであります。

現在、市の観光パンフレットは、市内の主要施設や観光情報を掲載しております。今後、県境をまたいだ広域パンフレットは、八ヶ岳観光圏の認定後に製作することとしております。

なお、南牧村との広域パンフレット作成につきましては、今後の状況を見ながら判断をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

1番、小須田稔議員のご質問にお答えいたします。

定例会等における質問に対する市の対応について、ご質問をいただいております。

本年度、景観条例の制定を計画しているが、廃屋の件をどのように考え、条例中に取り入れるのかという質問についてであります。

現行では、建築物所有者等が適正な管理を行わず廃屋化し、良好な景観や安全な生活を阻害するなど、地域の生活環境に悪影響を及ぼしても、その責任を明確に問える法令がない状況であります。先進事例も調査いたしましたが、権利関係の問題があり、実行に結びついていない状況にあります。

今後、条例を検討してまいります。現時点では所有権等、いくつか難しい問題があるため、廃屋を規制することは、困難ではないかというふうに考えております。しかしながら、景観まちづくりを進める地区市民組織を、仮称ですけども、景観まちづくり市民委員会として、条例に位置づけることとしております。地域において景観を阻害する廃屋等については、まずこの市民委員会において合意形成を図っていただき、できることから市民委員会と連携して、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小須田稔君の再質問を許します。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

市長のお言葉の中に、住むように旅をするというような表現がありましたよね。住むように旅をする。非常に、これは市長自身がつくってくれた言葉なのか、ちょっと分かりませんが、非常にいい言葉で、やっぱり観光という裏にあるのは、その地域の人たちの心だと思うんですね。心というのは、結局、どんな部分にあるかで、その地域を訪れようとする気持ちになるか、ならないか、大きな要因になります。それは観光で、いろんな施設、または整備、またはパンフレット等をつくるよりも、やっぱり、そこが住み心地のいい、また噂にもなるような、例えば北杜であれば、これは自然に人が増えます。そういうような観光行政というのは、非常に掛けどころ、また予算の取り方、これが難しいのは分かっています。

最後に1点だけ、質問させてもらいたいのは、専門職の件ですけども、この専門職というのは、今、非常に行政に、またはこの町に協力したいという方たちがいる時代の中でいうと、職員扱いでなくても、ある部分でいうと、ボランティア的な立場であっても、そういうようなことをお引き受けしてもいいという、定年退職でこの地域に移り住んでいるような方たちというのが実際、いますね。そういうような方たちに協力してもらおうということも、これは決して、それだけのお金を準備しなければいけないという話ではないもので、やっぱりそういう方たちを何人か協力体制を組んで、やっぱり市も運営に協力してもらいたいということは全然、惜しまず言っていると思います。この方たちもぜひ、この地域のためだったら、やりたいと言ってきています。ですから、決して大きな予算立てをして、職員をつくってほしいという話ではないもので、これはぜひ、検討していく材料としては、一番のところに観光の関係を置いてもらいたいと思います。その方がいることが、この地域の、おそらく観光の発展の、ある面では、こういうふうになってくるような気がします。ぜひ、そのへんの件を、もう一度、これは再度、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

専門職員という話ですが、まず特定の者をずっと、なかなか、そこに置くというわけにもいかない点もございます。それから、観光に携わっている職員というのは、正直言いまして、見ていると、シーズンなんかは、本当に土日がなくて夜も出たり、非常に苦勞をかけています。こういう時代ですから、こういう北杜市のような状況の中では、職員全員が、その観光の窓口のような、職員の、そういう気持ちで携わらなければいけないのかなと。そういう意味では、いろいろと経験をしてもらって、またそういう観光面に長けた者もおりますので、そういうものが、また中心になって進めていってもらいたいのかなと、こんなふうに思っています。

それから民間の方で、協力をしてくださる方、そういう方もこれからおおぜいいらっしゃるだろうと思います。そしてボランティアで、いろいろなことでお手伝いをしたいなというふうな方もいらっしゃるかと思います。ですから、そういう意味では、非常にありがたいことですし、限られた職員では当然、対応できないこともございますし、場所によっては、そういうボランティアの方々に、ご案内をしていただくというものもあるのかと思います。ご提案のことは十分受け止めて、対応してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番議員、小須田稔君の一般質問を終わります。

次に7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

簡易水道統合と料金統一について。

昨年10月より、各町で水道料金統一についての説明会が実施されました。大泉町と武川町では3回の説明が行われましたが、まだ納得できなく、苦渋の策として両町より請願が出されたのではないかと思います。

武川、白州の水道は南アルプスからの自然水や伏流水を水源としております。ダムの水はまったく関係なく、水道会計も今日まで安定的に維持してきており、他の地域より良好でありながら、値上げの料金改定に住民が納得できないのが現状ではないかと思います。さらに住民が納得できないのは、水道会計が赤字だといひながら、料金が下がるということが重ねて理解できないのではないかと思います。

市の説明では、審議会の答申に基づいて出された料金の統一だと説明されましたが、現在の各地域での料金体系は、旧町村時代に建設費プラス維持管理など、積算基準として出された合理的な水道料金だと思います。

生活用水である水道料金統一については、合併以来の一番の重要課題ではないかと、議会では特別委員会まで設置し、3回の委員会が開催されました。

また今回、料金が下がる地域、説明会での参加人数を見ても料金が下がるということに関心がなく、財政健全化に貢献されていないことや29年度以降、企業会計になると、さらに料金を大幅に引き上げなければならないということは、ほとんど考えてはいなかったのではないかと

と思います。

伏流水や自然水を使って武川や白州、値上がりのする大泉の立場に立ったときの料金体制になると、おそらく、その値の下がる地域でも、現在のように無関心ではられないのではないかと思います。以下4点について質問させていただきます。

まず1点目に、今回の水道料金統一改定は、将来の北杜市上水道に向けては、財政健全化にはならないようですが、このまま実施しますと、29年度以降の水道会計の赤字がさらに増大することと思います。29年度以降、現段階での水道会計ではどのように予想しているか、お伺いいたします。

2つ目として、武川の水道については、台風や大雨が降ると汚濁水となります。市の説明会の折、濁る水道をなくすために施設の改善をするという答弁をされましたが、具体的な事業計画をお示しください。

3つ目に、今回の説明会では、武川・白州町を他の6町とは別料金とする2体系の水系別料金体系との説明を受けました。29年度以降も別料金体制で維持することが、武川・白州町住民の最大の願いです。そのためには白州・武川を給水エリアとする会計と、料金を別にする仮称、北杜市西部上水道を立ち上げることだと思います。国の方針でも地域的な特殊性や合理的な事由があれば、1市2水道も認められるといわれております。北杜市を29年度以降は1会計に統一する計画を2会計に修正して、認可申請を出していただきたいと思います。

4つ目に、今回の答申は、各町から出された2人、計16人の水道運営委員会により提出されましたが、市民の公募、水道事業に関わる専門家や大学の教授などを入れて審議されていたら、もう少し市民に納得され、また財政的にも貢献される案が出されたのではないかと思います。これからの審議会には、ぜひ上記の方々を入れて審議していただきたいと思います。

以上、4件について答弁を求めます。

以上、終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

風間利子議員のご質問にお答えいたします。

簡易水道統合と料金統一について、いくつかご質問をいただいております。

今回の料金改定は料金統一を図りながらであるため、財政健全化を図るまでの料金設定にした場合には、著しく値上げとなる地域があることから、そこまでの料金設定はできませんでした。経営の合理化・効率化を一層進め、維持管理経費や施設整備費を縮減し、将来的な事業経営の負担を抑え、安定した経営を目指したいと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

風間利子議員のご質問にお答えいたします。

簡易水道統合と料金統一について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、武川町の水道が台風などの大雨時に濁ることの対策についてであります。

水道は生活の根本であり、水道事業者は清浄な水を給水しなければなりません。武川町の水源は、大武川の伏流水を取水していることから、台風等の大雨の際には浄水装置で処理できず、濁ることがあると承知しております。

計画では、水源の老朽化した集水管の敷設替えを実施し、その状況を確認するとともに、浄水施設の専門家による調査も行いながら、対応してまいりたいと考えております。

次に平成29年度以降において、白州・武川地域を別会計とする2会計での認可申請についてであります。

国では原則として安定した経営基盤を築くため、1市1水道を求めています。白州・武川地域についても水道施設の老朽化が進んでおり、配水管の漏水事故が多発し、施設の耐震化も施されていない状況にあることから、今後の施設整備が必要になっています。

このような状況から、今後の使用者負担を考えた場合、限られた地域だけでは大きな負担となってしまいます。市内全域を1つの上水道事業として、将来にわたり安定した運営を行うことが必要と考えております。

水道料金につきましては、簡易水道運営委員会の答申もふまえ、当面の間は2体系を継続してまいりたいと考えております。

次に、今後の水道運営委員会についてであります。

簡易水道運営委員は、地域の水道事業に識見を持ち、実情を熟知した各町2人ずつの計16人で組織されています。今回の水道料金改定等に関する答申を協議する際には、地域の実情について激論を交わし、将来の北杜市のことを考え、検討を重ねて提出していただいた答申であり、重く受け止めております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

ただいま、武川の濁る水についてなんですが、検討して、できる限りということですが、先日、3月1日ですか、武川の水道を考える会では、武川と白州の方の連名で、72人の署名により、市長に対して要求書が出されたと聞いております。その折に濁る水、水道をなくすために、施設の改善を料金問題とは別にして、早急を実施すると市長が言ってくださったそうですが、いずれにしても武川の水源池を早く整備していただきたいと思っております。今のご答弁では、いずれ研究してということですので、時期としては大体、いつごろを予定されるか、お伺いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

風間利子議員の再質問にお答えをいたします。

武川町の取水施設の濁るという問題でございますけども、これについては、今回の料金改定の中でやるということではありませんし、当然、これらのものが長年の中で老朽化し、取水管

の改修をしなければならないということでございます。早急に改善をしていきたいというふうに考えておりますけども、今回の経営認可申請の中で、国の助成をいただいた中でやるということでございますから、計画でいきますと平成23年度以降ということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

先ほど、市長の答弁では、29年度以降は整備などの費用もなるべく抑えてということですが、先日の特別委員会では、部長は合併前に整備してきた経緯があり、整備の部分がだまかにされているというような答弁をされましたが、もし、ここで分かれば、合併以後、武川の場合はアスベストの整備もあったと思うんですけども、大体どのくらいの予算が今までかかっているか。それから、もしできましたら、見通しとして、これからどのくらいかかるのか、できましたらお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

風間利子議員の再質問にお答えをいたします。

武川町の水道施設整備についての過去の経緯というものは、ちょっと私ども把握しておりませんけれども、現在、公共下水道事業の中で、管渠の敷設工事を真原地区まで現在、進めております。そういう中で、過去の老朽化については、下水道工事と併用して敷設替えをしてきた経過がございます。

今後もそれらの地域を除く地域の老朽管の敷設、それから石綿管等の老朽管があれば、それらの地域も整備していかなければならないと思います。総体で、ここでどのくらいの予算かということを質問されましたけども、現在まだ調整中ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

また、特別委員会の中でも認可申請の計画ができましたところにつきましては、審議会のほうに、またご説明するということでお約束してありますので、その節までよろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

風間議員のご質問の中にもありましたけども、武川地区の上水道が台風をはじめ、大雨のときに濁るといってお話は私なりに承知をいたしておりまして、市としてみれば、市民に等しく、よりよい水をより安定的に供給しなければならないわけでありまして、したがって、たまたま今、簡易水道統合と料金統一の問題がありますけども、別個に考えてもいいというふうに思っておりますので、いずれにしましても、濁りの解消については、できるだけ早く調査をして、そ

のような心配がないような方法を、工法的な問題、技術的な問題が多々あると思いますから、ここで即答もできかねますけども、できるだけ早い対応をしてみたいと思っています。

○議長（秋山俊和君）

この武川の水道施設の濁る件に関しては、これで終結していただきます。3回目です。
ほかに。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

1つ、ちょっと、私、疑問に思っていたんですけど、今回の料金改正は補助金をいただくための改正だと思っているんですけども、各地域の説明会では平成15年の合併協定書に基づいてと説明されてきましたが、この協定書は新市において、できる限り早期に、地域的統一とあるんですが、この地域統一とは各町でバラツキがあった料金の統一だと思うんですが、どのような経緯で、このような説明をしてきたか、お願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

風間利子議員の再質問にお答えをいたします。

地域的な統一ということの説明でございますけども、各町の説明会の折に、基本は合併協定に基づく、地域的に、早期に統一を図れということの中で、運営委員会の答申をいただいたところでございますけども、説明会の中で、どうしても地域的なということになりますと、その質問の中で、いろいろな考え方がありまして、企業団系の水、それとも地域とって、今の8つの料金の中で、高いところか低いところというふうな形になってしまいましたけども、基本的には運営委員会の中でも協議されましたけども、企業団系の1つの水域、これはみな、企業団からの同じ水を給水しているわけですから、それらの地域。それから釜無筋の武川町の、白州町の地域というふうな形で、われわれは考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

特別委員会でも出た話ですが、29年の統一となると、現在、水道料金に関わった方たちは退職、配置替えで替わるのではないかとと思いますが、担当部署も本当に大変だと思いますが、上水道に関しては、できる限り配置替えをしないよう、もし配置替えがある場合は、しっかりした引き継ぎをしていただきたいと思います。このへんについて、市長の考えをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

担当が替わりましても、市の方針が変わるわけではございません。そのへんはしっかりと、

引き継いでまいりたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

以上をもちまして、終わらせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、13番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

簡易水道統合事業について、お伺いをいたします。

その前に一言だけ、今さら申すことでもないでしょうが、北杜市の合併です。その大きさもさほど違わない、この8つの町村が合併をし、そして、そのときに8つの個性が光る北杜市、そして誕生をいたしました。そして6年、新市建設計画の設計図は合併前につくられ、それをもとに基礎工事に入ろうとしている今日であります。

8つの個性は八様で、なかなか不揃いでありました。平らな基礎をつくることの難しさを、今、見せ始めております。昨今、耳にしなくなりました言葉ですが、ふるさとは北杜市、ふるさとは山梨、ふるさとは日本、そしてふるさとはあの青い星のフレーズは、今からその真意を発揮することとなるのだと思っております。

国内外の社会情勢が猛スピードで変わっていく中で、まったく新しいふるさとづくりをしなければならぬこのとき、立ち止まったり、過去の時代にこの思いを馳せることさえ、許されない状況にあることを痛感しております。

ちなみに、全国には8つもの市町村合併は、稀にはありますが、そのほとんどの場合、中核となるような市とか町があり、そこのルールを踏襲しているのが通常のようにあります。そういう中で、本題に入らせていただきます。

先ほどの風間議員と同じように、大泉・武川町では3回の説明会を行ってまいりました。そして、わが市議会におきましても、議員全員で担当部局に説明・報告を求め、協議会を開催し、議員同士の質疑も交え、議論を交わしてまいりました。そして今定例会には、このことにかかわる特別委員会までを設置し、延べ4回の審議を行ってまいりました。その結果として、厳しい本市の財政状況ではあるが、これに重点を置けば、その大きな格差ゆえに、予期せぬ多くの市民が非常な痛み、大きな値上げの負担を今、背負うこととなり、想像もできないほどの大混乱が市内に巻き起こってしまい、それは選択肢になり得ないことです。また、国の指導がこの3月末までと期限があり、それが補助金の対象であること。ここでの判断が今後の財政に大きな影響を及ぼすことを考えたとき、事業統一、財政貢献の二兎を追えない状況、理由がより明確になりました。そこでまだまだ、十分に市民には理解が行き届いていないと思われまので、以下、何点かお伺いをいたします。

まず、第1です。3年前の平成19年2月に、国に提出をした簡易水道事業統合計画書、整備計画概要と今日現在、今般、提出する予定の経営認可申請の整備事業計画の内容が、これま

で、この間、議会答弁などによりますと内容に変更があると思いますが、その事業変更の内容と、その変更の理由について、お聞かせください。

2番目です。大泉の件です。大泉湧水の水利権について、伺います。

大泉の皆さんは、水を売る権利、その水を飲む権利、そして余った水は灌がい用水ということが大泉の簡易水道整備のときの条件であり、大泉の常識としてあります。このことを市として、その思いをどのように認識をされているかをお伺いいたします。

3番です。今回、提案されている条例については、より市民に理解を求めていかなければなりません。そのために、どのような方法で市民に理解をより深めていくかをお伺いします。

4番目、現在の説明の中で、これまで旧町村時代の事業認可のほとんどが終了してしまう平成22年度以降の事業が、今回の手続き等の遅れにより、補助金対象事業とならなかった場合の事業の実施は、可能かどうかをお伺いします。

以上、4点であります。よろしく、ご答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

8つのふるさとが、1つのふるさと北杜市になりました。8つの味をブレンドしていくと、甘かったり、辛かったり、薄かったり、いろいろありますけども、微力ですが、全力で舵取りをしてまいる決意であります。

簡易水道統合事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成19年策定の簡易水道統合計画書の計画概要と提出予定の経営認可申請の整備事業計画についてであります。

国へ提出した簡易水道事業統合計画書では、効率的な水の利用を図り、維持管理経費や施設整備費の縮減を目的に、各町の水道施設を連絡管で連結する施設統合を計画しましたが、多額の施設整備費が必要になることなどにより、今回提出の経営認可申請では実施しないこととし、老朽管の敷設替えや遠隔監視システム整備等のハード事業と、資産台帳の整備などのソフト事業を主に計画しています。

次に、大泉湧水の水利権についてであります。

水道水源の水利権については、長い歴史の中で、地元の人々が権利として継承してきたことは承知しております。大泉湧水については、水源涵養からも、今後も地元の方々を中心に保護していかなければならないと考えており、当初の目的のための対応をしてまいります。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

簡易水道統合事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、条例改正の理解を深めるための方策についてであります。

市民生活に密着した水道料金の改定ですので、周知期間を設け、市のホームページ、広報紙、

CATVなど、あらゆる広報媒体を利用してまいります。また各家庭の検針時には、口径別新旧料金表の配布などを行い、周知してまいりたいと考えております。

次に、平成22年以降の事業が補助対象とならない場合の事業実施についてであります。

水道施設は、住民生活や社会経済活動を支える基幹施設であり、安定した維持管理が必要です。しかし、市内の水道施設は老朽化が進んでいる施設が多く、漏水事故等が多発している地域もありますので、これからも多額の経費が必要と考えられます。

現在の簡易水道事業のままでは、国からの補助金は受けられず、起債もできないため、施設整備はすべて市の単独事業となります。一方、上水道事業に統合した場合には、合併後も施設整備費の補助制度も一定の基準を満たせば継続されますし、水道事業債も活用できますので、安定した整備事業が進められると思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

4つの質問をさせていただきます、4つのお答えをいただきました。

まず第1番目の、19年度のときの事業と内容が変わったということは、これまでの間の質問で、そういう答弁をいただいております。いよいよ、こういう時期に入ってきた中で、今、改めて各町をつなぐような連絡管の敷設は、経済的な部分でやらないという答弁がございました。巨額のお金がかかるというような、僕もその後、いろいろお話をする中で、例えば、海拔の高いところにある水道施設、水道管網と下の町をつなぐというようなことがあった場合には、下流に近い、低いところにいけばいくほど、配水管網が細くなっているということを考えて場合に、それに太いものをつなぐということは、当然、技術的にも無理でしょうし、もし、それを下のほうに水を供給するためには、それこそ膨大なお金がかかるという、そういう意味で、巨額の予算がかかるということだというふうに理解していますけども、そういうことだと思います。

もう1つは、水利権の問題もあるということの答弁もいただいておりますけども、そういう意味で、財政的に無理ということと、技術的にも難しいんだということがあるということの理解でよろしいかをお願いします。

続けて、質問させていただきます。

もう1つは、大泉の水利権の問題なんですけども、大泉においては簡易水道を敷設したときに、余水、余った水は当然、川に流すということで進めてきたわけでありまして、それでも大泉南部の西井出地区、谷戸地区の南部のところには、そうでなくても水が硬いということで、簡易水道の水を使ってしまって、余水も流れてこない。そのために、灌がい用水用のボーリング施設を何カ所か造ったという歴史があり、今でもその水を使って、水田の水を賄っています。そういうことが水道事業の裏面にあるということも、ぜひ、これからも北杜の行政の中で理解をしていただきたいと思いますし、そのことの認識があるかどうか確認をさせていただきます。

3番目の問題です。大泉の理解の問題なんですけども、大泉においては、水道料の値上げイ

コール、今、進めている下水道料金の値上げに、それが直接的に連動してくるのではないかという、そういう懸念がされております。そのへんの懸念について、当然、下水道審議会等で今、検討されているところではありますけども、もし、今、この時点で、お話しできる情報がありましたら、これもお知らせいただきたいと思います。

それから、先ほどの補助金の件です。

もし補助金がいただけなくて、単独で事業をするということになれば、大変、難しいところではあるわけですけども、緊急を要する事業等も含めて、どうしてもしなければならぬ事業があると思うんです。その事業をするときには、結局、北杜市が単独でやらなければならないということで、一般財源、要するに市民の皆さんに大きな迷惑をかけてしまうのではないかとというような結果になるうかと思えます。そのへんのことも考えた中で、住民に対する理解を深める中での取り組みをお願いしたいと思います。

以上、再質問を4つさせていただきますけども、お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が申すまでもないわけでありまして、歴史的に前からの慣わしとして行われてきたことは、最大限、尊重されなければならない、継続してまいるつもりであります。仮にそれを、今回の水利で言うならば、水利権というふうに置き換えたとするならば、先ほど答弁しましたとおり、水源涵養についても、地元の皆さんがしっかり守る中で、よりよい水を守ってほしいと、こういう思いでありますので、今後、そのような思いで対応してまいりたいと思っております。

その他については、担当部長から答弁いたさせます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

千野秀一議員の再質問にお答えをいたします。

まず、簡易水道事業の中の統合計画の中の、一部連絡管を敷設するということのご質問でございますけども、これは議員がおっしゃいますとおり、どうしても簡易水道と簡易水道を一部結ぶということになりますと、管末につきましては、それなりの口径ということで、受益の関係で、口径が小さくなってしまいます。それらを当然、違う地区の簡易水道へつなく場合につきましては、配水池からすべて見直しを行って、配水管の敷設替えをしなければならないということで、当初は、この統合計画は、議員ご存じだと思いますけども、18年の12月に、国のほうで補助制度見直しという中で、統合計画書を出さなければならないという、国の方向転換があったわけですけども、そういう中で統合計画書については、様式が定められておまして、今現在、われわれが提出した様式でございますけれども、その中には今後の施設整備費の整備の方針という項目がございますけども、統合するということであると、やっぱり簡易水道を統合しなければならないという記述になるわけですけども、やっぱり技術的なことを考えれば、北杜市のような、このような簡易水道が離れているような地域で、そのようなことは、無謀な計画ではなかったかなというふうに思いますし、46の簡易水道を、今現在も経営は一

体となっておりますので、経営を一体化した中での統合ということで、ご理解をいただきたいと思ます。

それから現在、下水道の審議会で下水道の料金について、審議していただいております。昨年4月から6回の検討会を行いましたけども、おおむね2月に武川町の公共下水道の料金体系がいいのではないかということで、今、改定案について、現状の各町の12の体系ごとに、比較検討しておりますけども、最終的にもう少しずれ込むということで、答弁をさせていただいた経過がございます。

そうした中で、現在、大泉町については、一般的にちょっと、ほかの地区よりも高い設定になっております。市民の方は水道料金の1.5倍、1.6倍が下水道料金だというふうな認識があるようでございますけども、水道料金に付随するものでも、下水道料金はありませぬし、水道の使用料によって、基本料金、従量単価が設定されておりますので、そうした中で、新たな、今、検討してございますけれども、試算でいきますと、大泉町の場合には若干、下がるというふうな形もありますけども、最終的にまだ結論が出ておりませぬので、そのへんはなんとも言えませぬけども、もう少し時間をいただきたいと思ます。

それから3点目の、緊急の場合の施設整備ということでございますけども、これは今後、どんな事態が予測されるか分かりませぬ。地震等によって、ライフラインが寸断されたというふうな場合についても、これは災害復旧の下水道債が認められるというふうなこともございますし、当然、国の補助金もいただいた中で、できることでありますけども、現在、考えている中では、この地区は老朽管の敷設をしなければならないということは、事務担当、承知しておりますので、その中で優先順位をつけて、事業をしていきたいというふうに思ますし、極力、単独事業ではなくて、補助事業の中で年度内の変更も国、県にお願いした中で、緊急の事態については、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

これは要望になるわけですけども、本当に長い間、多くの説明会等を開いてきたわけですけども、先ほど冒頭で言いましたように、6年目に北杜市の、ある程度、北杜市の器を完成させなければならない時期に来ていて、こういう問題が目白押しに統廃合、いろんな統合とか廃合というものが計画されて、進められております。

その中で、今回の問題、あるいは以前の給食の調理場建設の問題については、いろいろ住民の皆さんから、市民の皆さんから異論が出たという経過に鑑みた場合、これから想定されるものについて、どういう形、今までとまったく、よほど違う形の中で、住民説明、住民の理解を得るということをしていかなければいけないのかなということを感じます。

今までとまったく違った行政の体制で進めていくわけですから、昔はこれでよかったというものではなく、北杜市になった、今までやったことがない、誰も経験がないわけですから、ですからこそ、住民の皆さんとより理解が得られるような体制をもう一度、行政として、執行として考えていただく中で、この問題、そして、これから起こってくる問題について、しっかり取り組んでもらいたいということを強く強く要望して、質問を終わりにしたいと思ます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めますか。いいですか。

以上で、質問を打ち切ります。

これで13番議員、千野秀一君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、12番議員、利根川昇君。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

災害時の危機対策について、お伺いいたします。

2月28日未明、南米チリを襲った巨大地震により甚大な被害が発生し、数多くの犠牲者が出ました。犠牲者の冥福をお祈りいたしますが、チリ南部のこの地震では、大規模な津波が発生し、遠く日本にまで到達しました。気象庁では、50年前のチリ津波の被害を教訓に、津波情報を流して注意を喚起し、人的被害は防止できましたが、現場では情報伝達の不徹底や長時間にわたる屋外避難など、住民対応にいくつかの問題点が指摘されています。

こういう話は水道とかと違いまして、ある意味、すべてが仮定の中で話さなければならない、そういった部分が当然、出てきます。そんなことを念頭に置いて、お聞き願いたいというふうに思います。

一方、わが国におきましては、近い将来、巨大地震が発生するとされ、地震は必ず来るという意識を強く持たなければならないと、それを感じたところです。

東京経済大学の吉井博明教授によりますと、北杜市ではこの30年間にマグニチュード7クラス以上の活断層型地震が発生し、震度6強以上の揺れに襲われる危険性が非常に高いと予想しております。この先生は、国のこと、もちろん県のこと、いろんなことで情報を出しておりますが、この部分では北杜市に関するところを言わせていただきました。

これまでに経験のないような大災害への対応や行動の方法は、プログラム化されていませんでしたが、北杜市ではご苦労いただいて、昨年3月、有事に備えた自主防災組織活動マニュアルを作成し、地域の人たちの協力体制づくりの指針となっていることは、本当にありがたいことです。

有事の際の住民の行動や対策につなげるため、地震への危機対策についてお尋ねいたします。

1. 平常時において、市民一人ひとりに危機意識を持っていただく、そのための醸成手段、この1点に関して伺います。
2. 自主防災組織活動マニュアルの、立派なものがあります、市民への浸透度合い。また今後の訓練や啓蒙に、またPRにぜひ使っていただく、そのことは分かりますが、そちらの方法も重要視していただきたい、そういう意味でその内容を伺います。

3. 長時間の避難が予想される中、指定避難場所はいくつか地域で挙げられておりますが、そういったものが地域にしっかり根付いて、受け入れられてほしいと思います。そんな意味で、それなどの啓蒙の中で質問させていただきます。

4. 一般家庭への火災報知器への補助は考えられませんか。これは最近、そういうふうに決まりましたので、やはり、私の個人的な話からすれば、営業のところは火災報知器が付いていなければ営業許可がありませんけども、住宅の場合には、今まではそういった法令がなかったと。新しいことでございますので、そのへんの補助の創設をぜひともお願いしたくて質問いたします。

以上4つ、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

利根川昇議員のご質問にお答えいたします。

災害時危機対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに平常時において、市民一人ひとりに危機管理意識を持っていただくための醸成手段についてであります。

日本もこれまでに大きな地震が各地で発生し被害が続出しており、世界的にも大規模な地震災害が続発するなど、まさに災害はいつ起きるか分かりません。地域住民の一人ひとりが自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の精神で日ごろの備えや、いざというときの心構えが大切であります。このため、災害に関連する市民への情報提供や防災訓練など、平時より防災に対する市民の知識や理解を深めるための手段を講じているところであります。

次に、一般家庭への火災報知器への補助についてであります。

消防法の改正によりまして、新築住宅が平成18年6月1日から火災報知器の設置が義務づけられ、既存住宅についても、平成23年6月1日までに設置が義務化されることとなっております。新たな補助制度の創設のご提案でございますが、助成対象者などについて、前向きに検討したいと思っております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

12番、利根川昇議員のご質問にお答えいたします。

災害時危機対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに自主防災組織活動マニュアルの市民への浸透度合い、今後の訓練や啓蒙等、PRの方法についてであります。

市は、これまで代表区長会及び各地区の区長会において、自主防災組織活動マニュアルの周知を図りながら、自主防災組織の設立をお願いしてまいりました。本年3月1日現在で、22の自主防災組織が登録済みとなっております。引き続き、代表区長会及び各地区の区長会を通して、自主防災組織の育成・強化の推進に努めてまいります。

また、防災週間に市が実施しております、総合防災訓練を自主防災組織と連携して取り組むとともに、平常時においても新たに整備を行う防災行政無線や防災マップなどにより、情報提供や防災意識の啓蒙などに努めてまいります。

次に長時間の避難が予想される中、指定避難場所は地域にしっかり受け入れられているのかについてであります。

災害の発生時には極めて混乱した状況の中で、大量の住民等の避難が必要となる事態が予想されます。このため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、避難所や避難ルートなどの情報を掲載した防災マップを、平成22年度に作成することといたしました。

今後これらを活用し、事前に周知させるための効果的な手段を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

利根川昇君の再質問を許します。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

新聞報道によりますと、このチリの地震、津波でしたが、避難指示や勧告が出された地域の住民のうち、避難所へ避難が確認された人の割合は、ピーク時で3.8%だそうです。これは消防庁と内閣府の調査でありましたけども、20都道府県、189市町村で、そういうことがされたそうですが、今のパーセントでしたという報道です。

たまたま、このときには人命に被害がなかったものの、総額では74億円と発表されています。申し上げたいことは、北杜市でも、もちろん地震も火事も災害はなんでもそうですが、ないことがいいに当たり前の話で、ないことを望んでいるわけですが、平和なこういったときが続きますと、やはり意識としては、人間誰でもだんだん薄れてくるものだというふうに思います。それはある意味では、本当に幸いなことだと思いますけども、そういったときに市民に啓蒙して、どうするんだというふうなことは、大変にご苦労がいることだと思います。

私、個人的に思いますのは、例えば、今、この議場にしましても、市役所にしましても、自分の家で寝ているときでも、今、来たらどうなるか、今、地震が起きたらどうなるかということを考えることが一番、効果があるのではないかなというふうに、自分としては思っています。

そういった意味で、市民の方にイメージトレーニング、これがやっぱり、なかなか目には見えませんから、やっていただくということは本当に大変なことでありますけども、一番、効果のある方法としては、そのイメージトレーニングだと、自分としては思っております。

そのマニュアルもそうですが、先ほどおっしゃっていただいた防災マップ、地図にそういったことが当然、書き込めるわけではありませんけども、ぜひ、その点を重点に置いて、今後、防災にあたっていただきたいと思いますし、防災マップもつくっていただきたい。そういったところに念頭を置いていただきたい。そんな意味の中で、それが平常時の熟成手段につながるのではないかなというふうに思っています。

ですから、今の防災マップに、そういうところを入れていただきたいんですが、その件に関しましては、なかなか難しいお話ではございますが、お答え願いたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

利根川昇議員の再質問にお答えをいたします。

なかなか人間、災害が遠のきますと、議員おっしゃられるように、危機意識というものがだんだん薄れてしまうわけでありまして、市におきましては、自主防災組織の設立を、区長会等を通して、お願いしているところではありますが、先ほど答弁をさせていただきましたが、3月1日現在で、22の組織が設立をしていただきました。この傾向を見ても、武川・白州地区が非常に設立の割合が高いと。顧みますと、昭和34年災というものがあったわけでありまして、それぞれの地域で、そういった意識が非常に強いのかなと感じているところでもあります。

そういった中で、災害時にまず、自分の命を守るということになるわけでありまして、議員さんがおっしゃられるようにイメージトレーニング、こういうことも必要でありますし、各家庭において、そういった日常時に、そんな話題が出て、家族で災害時の対応というのが話し合われれば、非常に効果があるのかなというふうに思うところでもあります。そういった意識を高めていただく、また話題の提供ができるようなことも、市として考えていきたいと思っております。

また防災マップにつきましては、危険箇所、あるいは避難所、避難路、あるいは消防水利、そういったものを、現在のところ、防災マップに載せていきたいというふうに考えているところではありますが、先ほどの議員さんのご質問の中のご提案につきましても、また研究をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

それでは、もう1つだけ。

今回の予算の中にもございます、防災無線。本当に、計画を立てていただいて、予算を立てていただいて、本当に努力してもらっていることは、よく分かります。ぜひとも、防災無線も早期に、計画どおりやっていただきたいと思っておりますし、それと今の、最後の火災報知器への、これをぜひ検討をいただきたい、そういったことで、いろいろ防災に関係しまして、予算が当然かかりますが、ぜひとも火災報知器の件はお願いしたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

災害につきましては、本当に常日頃から、そういう思いをしていなければいけないという、ごもっともなお話かと思っております。防災無線も整備していきたいし、マップも作りたい、いろいろな方途もあります。それから、もう1つ、私ども来年度から、今まで防災といいますが、消防の担当が総務課の総務担当の中にあつたわけでございますけれども、これははっきりと、明確

化したほうがいいということも思いまして、地域課という課をつくらせていただいて、そこに消防防災担当という、ひとつ担当をつくりました。

そういうところで、やっぱりしっかりと、たまたま、おっしゃいましたように、北杜市の場合には、おかげさまで災害が少ないわけでございますけども、いつ来るか分からないものでございますから、しっかりした対応をしていかなければならない、そういう思いでそんな対応をさせていただきたいと思っています。

それから、先ほど市長からお答えをさせていただきましたけども、火災報知器の件でございますけども、どのような方に助成をどんな形でしていったらいいか、取り組んでみたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで12番議員、利根川昇君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、20番議員、清水壽昌君。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

梅之木遺跡の国史跡指定について、ご質問をいたします。

八ヶ岳山麓は湧水に恵まれ、遺跡の宝庫といわれています。南麓では大泉の金生遺跡をはじめ、長坂の酒呑場遺跡など、数多くの遺跡が点在しております。長野県側には、日本三大遺跡の1つであります、日本で最初に縄文時代の集落が確認されたといわれています尖石（とがりいし）遺跡、原村の日本で最古級の環状集石が構築されている阿久（あきゅう）遺跡。茅野市の旧石器時代から縄文時代の遺跡の駒形遺跡、さらに北にはこれも日本三大遺跡の1つであります、平出遺跡が存在します。東側の南牧村では、日本で最初の細石器文化の遺跡といわれる矢出川遺跡。川上村には縄文遺跡の中で、最も標高の高い遺跡の1つの大深山遺跡など、それぞれ特徴のある旧石器時代から縄文時代の国指定史跡が数多く発掘されております。

一方、茅ヶ岳西側山麓は水利に恵まれず、縄文遺跡は塩川沿いに発掘されているだけでございます。高台では期待されておりました。しかし、茅ヶ岳土地改良区による県営畑地帯総合整備事業に先立つ発掘調査によりまして発見されました梅之木遺跡は、標高約800メートルの高台に位置しております。

この遺跡は縄文時代のものであり、150軒余りの環状集落と水辺の作業場、それをつなぐ道が一体で発掘された、日本でも極めて貴重な遺跡であるということは、すでに周知のとおりであります。

梅之木遺跡につきましては、現在の秋山議長が過去3回にわたる一般質問の中で、早期の国史跡指定とテーマパーク構想を提言しております。市でも、このように貴重な遺跡であるので、国史跡の指定を受け、整備・保存する方針であると聞いております。

遺跡は現在、全面覆土されておりますが、一日も早く整備して、日の目を当てることが望めます。そこで、お伺いいたします。

まず1番、国史跡指定申請は畑地帯総合整備事業との兼ね合いもあると思いますが、申請時期の見通しを伺います。

申請には、保存・管理・活用の基本構想の策定が必要と聞いていますが、縄文時代を彷彿させるような史跡公園として整備し、学術的施設として、また観光施設として活用できる構想の策定が望まれますが、お考えを伺います。

このような施設は地味な施設になると思いますので、整備にあたっては、子どもをはじめ市民の関心を高め、市民と一体となって整備することも必要かと思われます。お考えを伺います。

続きまして、梅之木遺跡の整備に際しましては、八ヶ岳山麓周辺の旧石器時代から縄文時代の整備された遺跡史跡と連携がとれるような整備が望まれますが、お考えを伺います。

続きまして、学術的性格の強い施設になると思います。活用にあたっては、案内をする人も必要になると思います。リトリートのコンシェルジュ部会などと連携をする中で、早い時点から育成しておく必要があるのではないかと思います。お考えを伺います。

以上で、終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

20番、清水壽昌議員のご質問にお答えをいたします。

梅之木遺跡の国史跡指定について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国史跡指定の申請時期についてであります。

指定申請においては遺跡の保存、管理、整備、活用に関する基本構想を添付するよう、文化庁から指導を受けております。そのため、梅之木遺跡保存整備基本構想検討委員会を立ち上げて、基本構想の策定を進めているところであります。また、明野地区県営畑地帯総合整備事業、梅之木工区の換地・土地登記は、平成22年度中に完了する見込みとのことでありますので、検討委員会による基本構想策定を併行して完了させ、平成23年度には指定の申請をする予定であります。

次に、史跡整備の基本構想についてであります。

国指定史跡の場合は、第1に遺跡を後世に長く保存することが重要となりますので、史跡整備の手法は、地中に遺跡を保存したまま、地上に竪穴住居跡などを復元するという史跡整備に、一般的な形態になるものと考えております。

また見学者のための案内板、駐車場、トイレなどの最低限の便益施設は必要になるかと思っております。より具体的な整備の構想は、現在、梅之木遺跡保存整備基本構想検討委員会に構想の策定をお願いしているところであります。

次に史跡の整備にあたって、市民の関心をどのように高めていくかについてであります。

梅之木遺跡を広く北杜市民の財産としていくためには、市民の皆さまにより多くの関心を持っていただくことが重要であります。このため平成23年度には、国史跡指定の申請と併行して、国の補助事業で梅之木遺跡と北杜市内の縄文時代中期文化を調査研究し、市民向けの公開講座や展示などの事業を計画しているところであります。また市内の小中学校とも連携し、児童生徒への学習の機会も図っていききたいと考えております。

次に、梅之木遺跡周辺の遺跡・史跡との連携のとれた整備・活用についてであります。

北杜市内には、縄文時代晩期の拠点集落である国指定史跡、金生遺跡があります。また八ヶ岳の長野県側には富士見町に井戸尻遺跡、原村に阿久遺跡、茅野市に尖石遺跡などの著名な国

指定史跡があります。比較的狭い範囲にある、これらの史跡と相互に連携して、より多くの見学者・利用者に、地域の歴史や史跡の意義を学習していただくことは、史跡の有効活用の観点からも重要であると認識しておりますので、史跡どうしの連携に努めてまいります。

次に、史跡の活用にあたっての案内人の育成についてであります。

史跡の見学に際して、説明・案内をしてくれるガイドがいることは、地域の歴史や文化への理解が深まり、また地域の人たちとの触れ合いの場になるものと期待されます。こうした史跡ガイドの育成については、先進事例の研究を行い、検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

清水壽昌君の再質問を許します。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

この梅之木遺跡の国の史跡指定につきましては、これからの申請ということですので、認可がされたならば、すぐに動き出せるような体制を組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

この史跡が指定されると、いろんな事業、補助事業等も導入することになるかと思えますけれども、この補助体系というのは、どのような体系が考えられるのか。また、この補助事業を受けることによって、国の史跡に指定されることによって、どのような縛りがあるのかをお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

清水壽昌議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず補助事業の体制でございますが、国の史跡に指定されると、史跡等総合整備活用推進事業国庫補助事業というようなものがございまして、史跡を保存していくための基本的な整備費について、国のほうから補助金が出るというようなことになっております。また縛り等でございますけれども、特に縛りというような項目はございませんけれども、当然のことながら、国庫補助金をもらって整備していくものですから、途中で事業変更とか、そういったことはできないというようなことで、基本的には、そのやった事業については、後世にずっと残していくという目的のために整備していくというようなことであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

先ほど、基本構想検討委員会が立ち上げられたというふうなご答弁をいただきました。この委員会の設置要綱というのを、私、ちょっと見させていただきました。その中に8条で、専門委員会を置くことができると。この検討委員会に専門委員会を置くことができるということで

すけども、この専門委員会の仕事というのは、どのような仕事が想定されるのか。また何人ぐらいで、専門委員会を構成する考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

8条の専門委員会でございますけども、今回の梅之木遺跡保存整備基本構想検討委員会の委員の方々でございますが、主に市内の文化財に関係する方々、それから地域の代表の方々、それから県からアドバイザーとして、学術文化課の文化財指導監等に入っております。今回、ここの8条で規定しております専門委員会でございますけども、この構想の中で復元していく住居等、細かい復元する部分の技術的な問題がございます。そういったものが出た場合に、全国的な傾向とか、より専門的な方、国のレベルの方とか、それから学者の方とか、そういった方に、そういった細かい部分のところまで、ご意見をいただくというようなことを想定しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

そうしますと、この特別委員会というのは、この検討委員会の委員さんの中で構成するということではなく、別の人たちをお願いして構成するということになりますか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤教育次長。

○教育次長（進藤芳彦君）

先ほど説明いたしましたように、より専門的な知識を持った方ということ想定しております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで20番議員、清水壽昌君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたしまして、昼食の時間をとりたいと思います。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に明政クラブ、3番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

3月定例議会にあたり、一般質問を2項目させていただきます。

最初に、市の貴重な地域資源である地下水等の保全について、お伺いいたします。

本市は名水百選が3カ所あり、名実ともに日本一の名水の里であります。世界的な水不足が続く中で、雄大な南アルプス、八ヶ岳、瑞牆山などの山々や森林から与えられた地下水であります水資源は、市の貴重な資源であり、財産でもあります。そして、水は食料と同様に、私たちが生活していく上でなくてはならないものであります。今、食料と水が同じ価値を持ち、役割を果たす時代になりました。私たちは、この豊かな地域資源である地下水を有効活用していくと同時に、将来にわたり保全していく責務があります。

現在、本市から国内生産量の約40%の大量の地下水が採取され、ミネラルウォーターやジュース類として市内の工場で生産され、国内で消費がされています。文字どおりミネラルウォーター生産量日本一のまちでもあります。

最近の水を巡る動きとしまして、中国の発展は目覚しく工業化が進んでいますが、一方で大変な水不足の国でもあります。そうした中で、水ビジネスを巨大市場である中国に日本からミネラルウォーターが大量に輸出される動きがあると聞いています。山紫水明で自然界から与えられた豊かな地下水である水資源を最大限活用すると同時に、適正な管理のもと、地下水の乱採取が起きないように常に監視し、将来にわたり保全できるルールづくりの確立と対策が必要な時代を迎えています。

そうした意味で、今回、当初予算に計上しました地下水保全対策としての地下水観測井戸設置計画など、市として積極的に地下水の保全に向け、取り組む姿勢が感じられますが、調査結果をもとに今後の地下水や湧水の保全に向け、どのように取り組んでいくのか、3点について伺います。

1つ目として、地下水観測井戸設置計画の目的と内容について。

2つ目として、地下水や湧水の保全対策は、今後どうしていくのか。

3つ目として、市内の井戸の数は把握しているかどうか、伺います。

次に景観条例やまちづくり条例の制定に向けての取り組みについて、伺います。

景観法が平成16年12月に施行されています。そして平成17年10月に、県の景観行政団体に指定されて以来、本市では素晴らしい景色、美しい風景を守るための景観計画、まちづくり計画、2つの条例の策定に向け、市民参加のまちづくり及び景観策定委員会、研究会を立ち上げ、2年間にわたり検討を重ね、先般、2つの計画素案が示されました。

今後、4月にまちづくり審議会を設置して、素案の内容をしっかりと審議して、並行して計画素案を市民に公表し、パブリックコメントを行い、よりよい計画にまとめ、平成23年度中には景観条例等が施行される運びとなると思いますが、その作成過程において、素案の公表と条例の制定に向けてのこれからのスケジュール、また景観計画や条例の中にサーチライトなどの光害や屋内公共物の規制、各地域ごとに携帯鉄塔等の高さ制限をするために、どのような位置づけを考え、検討されているのか、以下4点について伺います。

1つ目として、景観計画やまちづくり計画素案の市民への公表は。

2つ目として、条例制定に向けての今後のスケジュールは。

3つ目として、景観保全地域への環境を阻害するサーチライトなど、光害等の規則及び広告看板類等の規則は検討されているかどうか。

4つ目として、景観を守るため、各エリア、地域に応じた携帯鉄塔等の高さ制限は検討されているのかどうか、お聞きします。

以上、私の一般質問を終わります。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

市の貴重な地域資源である地下水等の保全について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、地下水観測井戸設置計画の目的と内容についてであります。

北杜市は名水の里として知られ、白州地域の地下水を使用する飲料の生産が盛んな状況であります。今後も市民及び事業者が、継続して地下水資源を利用していくためには、地下水に関する状況把握を行い、それに応じた保全及び利用策を講じることが必要であります。

本事業においては、各所に存在する記録データの収集、解析及び市内全域での現地踏査を行い、その情報をもとに地下水位等を常時観測するための深井戸の位置を検討し、地下水の現状把握に努めるものであります。

今後、地下水観測井戸から得られるデータの分析により、地下水採取者に対する明確な指導や適正な地下水保全、利用策を講じることができるものと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

市の貴重な地域資源である地下水等の保全について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、地下水や湧水の保全対策についてであります。

現在、本市において地下水を採取する者は、北杜市地下水採取の適正化に関する条例に基づき、井戸の設置許可申請を行い、市長の許可を得ることとしており、許可制度を設けることにより、不適正な井戸の掘削を抑制しているものと考えております。また条例において、公共の水道水源及び湧水地における一定の範囲を、地下水が採取できない区域としており、市民の大切な水資源の保全に努めております。

次に、市内の井戸数は把握しているかというご質問であります。

合併時に制定された、北杜市地下水採取の適正化に関する条例に基づく井戸の許可件数は、平成22年2月現在、107件であります。合併以前のデータについては、地下水採取についての条例等の設置状況がさまざまであったため、把握しきれていない状況でありますけれども、今回の調査業務において、現在も使用を継続している小規模の井戸も、ある程度まで把握できるものと考えております。

次に、景観条例やまちづくり条例制定に向けての取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、景観計画及びまちづくり計画の素案についてであります。

景観計画及びまちづくり計画は第1次北杜市総合計画に即し、市民の意見を反映した計画づ

くりを目指しており、市民参加による研究会、策定委員会で検討を重ね、去る2月に計画の素案がまとめられたところであります。

両計画とも市民の皆さまに直接制限を課す内容もあるため、4月からパブリックコメントを実施し、計画の透明性及び公正性の向上を図るため、市民の皆さまより意見をいただくこととしております。

次に、条例制定に向けての今後のスケジュールについてであります。

4月からパブリックコメントや住民説明会の開催等により、広く住民に計画の内容を周知する中で、両計画の施行を平成23年4月からと考えております。

また、両計画に位置づけられている具体的な施策を推進するためには、新たに条例を制定し、建築行為等に対する形態基準等を位置づける必要がありますので、平成22年度中に制定したいと考えております。

次に、景観保全地域への環境を阻害するサーチライトなどの光害や広告看板類等の規制についてであります。

まず、景観保全地域へのサーチライトなどの光害等の規制については、計画素案の段階ではありますけども、北杜市景観計画における景観形成基準で、市内全域において、光源で動きのあるものは原則として避けるとしており、規制の対象としております。

また、広告看板類等の規制については、現在、本市は山梨県屋外広告物条例の適用を受け、屋外広告物の掲出については、一定の基準に基づき届け出を行い、許可を受けることとなっております。景観行政団体である本市は、独自に屋外広告物の条例を制定し、規制、誘導する道は開けております。

しかしながら、現状は県の許可を受けずに掲出されている広告物も見受けられることから、まず県制度をしっかりと周知し、行き届いた指導を行うことが先決と考え、平成22年4月から県の屋外広告物取り扱い事務の委譲を受け、進めていくこととしております。

次に、携帯鉄塔等の高さ制限についてであります。

一定規模以上の携帯鉄塔等は、本市が誇る山岳景観の形成に大きな影響を与えるものであり、設置事業者に対し、共同設置の指導等を行っているところであります。北杜市景観計画素案では、良好な景観形成のための行為の制限事項で、特に景観形成上、重要な地域を山岳高原景観形成地域と位置づけ、携帯鉄塔等の高さについて、一定の基準以下でお願いすることとしております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

再質問をします。

既存観測井戸の設置状況について、お聞きします。

現在、本市には旧白州町から承継されてきています、白州町地下保全利用対策協議会があり企業5社と市で構成され、白州総合支所地域振興課が事務局となっております。協議会では、白州地内に地下水観測井戸を4カ所設置し、地下水の安定した利用と保全を目的とした活動を

行っているとのことですが、年間を通した観測井戸の水位状況はどう変化しているのか。また観測井戸の調査結果及び、企業5社等使用を含めた地下水の年間の採取量はどのくらいなのか、お尋ねします。

なお、今後において、その結果を市民に公表することが大変、重要であると思っています。協議会に諮った上で、早急に公表するよう求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白州総合支所長。

○白州総合支所長（渡邊稔君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

ご存じのとおり旧白州町において、平成10年に白州町地下水保全利用対策協議会を設立しました。町内企業5社と町簡易水道で構成しております。協議会は、白州町の地下水を将来にわたり安定的に利用できるよう、地下水の適正かつ合理的な利用と地下水の保全、地下水の涵養等、地下水保全の取り組みを推進し、もって生活用水の確保及び地域産業の健全な発展を図ることを目的としてつくられ、地下水の動向等を見る町内4カ所に地下水源の観測井戸を設置し、毎年、調査・検討をしているところであります。

質問のありました年間等を通した水位の変動ですが、平成20年度調査では湯水期に水位の低下が見られ、放水期に水位が高くなる傾向で、観測開始以来、経年的な水位の低下傾向は、ほぼ見られないところであります。また、企業5社等使用を含めた年間採取量ですが、協議会の報告によると、約400万トンであります。また公表等については協議会に諮り、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

私は今回の地下水の関係の質問は、今、中国で大変に水不足ということで、先般、新聞紙上にもあったんですが、1月末ですか、日本からミネラルウォーター、普通の伏流水とか、そういうのではなくて、深井戸の100メートルぐらいの水を、実際にはミネラルウォーターというそうです。それが、林野庁のホームページも見ただけですが、中国資本が日本において、大量に森林を買う動きがあるということで、三重県のほうでも、ちょっと、そういう問題があって、そういう質問があったようです。なぜかといいますか、本市は本当に名水、3つの名水があるということで、その可能性があるということで、今回、質問させていただきました。

今回、観測井戸を1年かけて、市内全域を調査するというので、それが1つの対策になると思いますが、私は過去にミネラルウォーター庁内検討会でもホームページに載っていますが、法律上は水源林の所有者は限りなく水を汲み上げられるし、水源林を保護する義務もない。もし万が一、悪徳な業者が過度に水を汲み上げれば、地下水の空洞化と地盤沈下につながってまいります。そうなれば、水源林が荒廃し、水が枯渇すると思います。ですから水源林を買い取ろうとする業者に今後、注意が必要だと思っています。自助努力だけでは守ることができない、なんらかの法的な規制が求められます。これは本市だけではなくて、国レベルの問題だ

と思いますので、ぜひ、そのへんについて対応をしていただきたいと思います。そのへんについて、ちょっと考え方をお聞きます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

水が大切だ、貴重だということを今さら、私が申すまでもありません。今、相吉議員ご指摘のとおり、一言でいえば外国資本が日本のそんなところに熱い目で見ているという話も、私も側聞しているところであります。いずれにしても議員ご指摘のような点を含めまして、貴重な北杜市の資源である地下水、いろいろな意味でしっかりと保全するべく、行政としても対応していきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君、この件についてはここで止めてください。

○3番議員（相吉正一君）

次に景観計画条例等について、お聞きます。

サーチライトは満天の星空のまち、天文観測のまちにふさわしくないと思います。今までは法で規制ができませんでした。今回、景観法が国によって制定され、景観条例で規制をすることができます。これについては、過去に葦崎でも問題になりました。法的に整備できませんでした。北杜市内でも、かなりホテルの里で、ホテルまつりのときに、その件でかなり問題になったことがあります。ぜひ審議会で審議していただいて、景観のふさわしい北杜市、環境を守ることを論議していただきたいと思います。そのへんについては、ぜひ検討をしていただきたい。また、考え方もお聞きしたいと思います。

そして、もう一つ。屋外公共物条例も、今回の景観条例によって、規制ができることになりました。これは、すべてを規制ということではございません。やはり清里地域、八ヶ岳の見える景観のいい場所には、先ほどの答弁だと、県の条例で委譲事務ということで、しばらく時間をいただきたいという答弁だと思いますが、これらをやっぱり審議会で、すべて全域ではないんです。例えば大泉の広域農道から上とか、守るべき地域があります。瑞牆山周辺とか、景観を阻害するところ、そういう面も大いに審議して、市民の意見、パブリックコメントを尊重する中で、計画条例に生かしていただきたい。

素案ということで、8割から9割がもうかなり、2年かけて審議したわけですから、多少の修正になると思いますが、やはり市民の方の意見を最終的に決めて、素晴らしい計画条例にしていきたいと思います。ということでございます。

そして、もう1点。携帯鉄塔、これは私も3年ぐらい前に担当して、自分が苦労していた問題ということで、今回、質問させていただきました。北杜市は面積も広く、8地域、立地要件がいろいろ違います。高低差も、500メートルから1,200メートルぐらいの差があります。やはり、携帯鉄塔がそれで40から50の申請がたびたび出てきています。今もたぶん、100基以上、申請が出てくると思います。1年間かけて条例を規制する場合、歯止めも必要ですが、指導の段階でもこれは30メートル以下ということで、素案の中で、ちょっと全域300メートルということ、この前の協議会の資料で確認させていただきましたが、やはり

地域性で、20メートル以下のところもあると思います。30メートル以下のところもありますが、ぜひ40とか、そういう高い鉄塔は障害になると思います。これは北杜市の将来に向けて、環境の素晴らしいまちとして、ぜひ必要だと思います。市民の意見をよく聞いて、条例化していただきたいと思います。そのへんについて、確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

相吉議員の再質問にお答えをいたします。

景観条例の中で、サーチライト、あるいはまた屋外広告物の関係に、しっかりと規定せよと。屋外広告物につきましては、先ほどの答弁でも、とりあえずは県の条例を使って、事務的な部分の委譲を受けて行うというのは、しばらくは現状の、要するに県の条例で、十分に対応できるのかなというふうに考えておりますので、ただ、これをずっと、県の条例に基づいて行っていくということではございませんので、これらも順次、整備をしたいというふうに考えております。

そしてサーチライトについては、当然、景観条例の中にしっかりとした位置づけをして、心配のような、しっかりとした条例にしていきたいというふうに考えております。

携帯鉄塔に関しても、やはりエリアごとに、答弁の中にもありましたけど、いずれにしても田園集落景観形成地域だとか、あるいは山岳高原形成地域だとか、地域によって、この高さの制限の度合いが違うんですけれども、しっかりと、うちの誇る山岳景観、自然景観を損なわないような形での条例の整備に努めたいと、そういった素案にもなっているというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

今後、よく審議会で練っていただきたいと思います。

私の広告物の関係についての思いは、一定のルールを設け、従来の画一的なものの発想から脱皮することが市の観光、産業振興につながると考えています。今、全国、どこをいっても同じ看板、色彩、どこの町か分かりません。景観都市北杜市に合った特徴を出すべきだと思っています。そのへんをぜひ、今後、検討をしていただきたいと思います。答えは結構でございます。

あと1つ、今の地下水保全対策の専門部署が、いろいろあります。現在は環境課で水質保全の関係、井戸も環境課がみると思うんですが、土地政策課は井戸水の開発関係の設置申請、政策秘書課は環境保全金との関係、白州総合支所は企業による地下水の協議会の関係と事務関係部署がまちまちにあると思います。そのへん、今後の問題として統一して、指導できるような体制づくりを検討していただきたいと思います。

以上、これは答弁は結構ですので、ご検討を願いたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、22番議員、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

私は2点、お願いいたします。

最初に、新規就農者の住宅確保についてをお尋ねいたします。

農業は北杜市の主要産業で、去年はJA梨北管内では、米の食味で昨年も連続日本一になりました。市では農業振興策として、耕作放棄地の解消や畑総の整備、大型機械の導入の補助を行い、農業への支援を積極的に行っておりますが、一方、農家では農業従事者が高齢化し、あとを継ぐ人が少なくなり、ますます減少しています。これは農家をはじめとして、市にとって大きな課題であると思います。あるいは農業に魅力を感じ、研修生として、また新しく農業に取り組もうという意欲を燃やして、北杜市に住んで農業をやってみたいという人がだいが出てきました。しかし、実際には土地も住むところも所有していません。農地はなんとか提供できるものがありますけども、住むところを見つけることが大変です。

昨年、3月議会で明政クラブの代表質問で、新規就農者の住宅問題について、空き家バンク等の利活用も含めて質問したところ、空き家バンク登録は3件あり、成立したのは2件あったということを知っています。そんなことで、農業振興公社が仲買になり、住宅を借りられるようにとのことでありますが、空き家バンクの利用も含め、今後の政策に反映されることを期待していますが、いまだに確保することが難しいということでございます。現在の状況と対策をお尋ねいたします。

2つ目は、地域委員会について。

地域委員会は各町に20人、8地区で160人が委嘱されています。地域委員会の予算として、地域の均等割と人口割で上限はありますが、合併するにあたり、地域や住民の意見が市政に反映されるようにと設置された地域委員会ではありますが、地域での区長との役割が明確でなく、委員会のあり方、決定事項等、いろいろ論議されています。

昨年从高根町、長坂町の地域では商工会と一緒に、事業を進めたところもあります。設立されてから5年が経過し、結果が問われる時期にもなりました。委員会機能の充実を図るためには何が必要なのか、何を求められているのか、検証をする必要があると考えられます。

以下3点、お願いします。

1つ目、どのような成果があったのか。

また2つ目に、地域委員会の役割と地区長との相違点は、

3番目に、今後の課題をお尋ねいたします。

以上、終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊陽一議員のご質問にお答えいたします。

地域委員会について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域委員会の成果についてであります。

地域委員会は合併と同時に北杜市が合併後、県内最大の面積となるため、市民の声が行政に届きにくくなり、これまで培ってきた地域の個性や特色がなくなってしまうのではないかと懸念を払拭するため、市政が常に市民の身近にあり、市民の声が市政に反映しやすくするため、合併協定により各町に設置され、現在が3期目の地域委員会となっています。

地域委員会の設置により自主性に富むイベント、地域の環境保全、子育てや福祉ボランティア等、地域の実情により統廃合が難しい特色ある事業が旧町村より継続されるとともに、環境保全基金活用、空き家対策への提言など、新たな事業提案がいくつかなされています。また、8町の各地域委員会の代表者で構成される地域委員会連絡協議会を組織し、それぞれの地域委員会の情報交換を行っております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

渡邊陽一議員のご質問にお答えいたします。

地域委員会について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域委員会と行政区との相違点であります。

地域委員会は、地方自治法に基づく市の付属機関であるのに対し、行政区は地域の住民が自主的・自発的に参画する任意の組織であることです。地域委員会は、市長が諮問する事項について審議・答申することや市が処理する事務に関して、市長の定める予算の範囲内において、予算使途を市に提案するなどの権限があります。これに対し行政区長は、区の代表者として区内の課題解決や地域活動を推進する責任者としての役割と、市と区民との間の連絡調整をする役割を担っていただいております。

次に、地域委員会の今後の課題は何かであります。

地域委員会事業予算以外でも、市民の声が反映できる行政にするため、市の処理する事務について、各地域委員会の活発な話し合いと積極的なご意見をいただきたいと考えております。

なお、地域イベントの開催については、平成18年度より各地域委員会において協議・調整していただき、今年度はじめて2つの地域が共同開催した状況であります。いまだ地域委員会事業予算の大部分を占めている状況であります。北杜市も合併して5年が経過していますので、類似するイベントにつきましては、共同開催を考えていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

渡邊陽一議員のご質問にお答えいたします。

新規就農者の住宅確保策の現状と対策についてであります。

雇用情勢の悪化や景気低迷によるリストラ等で、大都市圏からの就農希望者が増加しております。平成21年度の県立農業大学校の受講者は50人で、そのうち約3割が北杜市内へ就農を希望しておりました。

新規就農者受け入れの大きなネックとなっているのは、農地と住宅の確保であります。農地に関しては、所有者を対象に遊休農地の貸し付け意向調査などを実施しました。現状では、就農者の希望する面積を確保することは、困難な状況であります。そのため、耕作放棄地再生利用緊急対策事業や圃場整備事業を導入しまして、一層、農地の確保に努めてまいりたいと考えております。

また住宅に関しましては、大部分の新規就農者は市内に地縁・血縁関係がないため、自力で確保することは困難であります。このことから市では、新規就農者用として、本年度取得しました雇用促進住宅10戸を確保しまして、対応しております。

なお、本年度、市が把握している新規就農者は、地域おこし協力隊員や県の農業協力隊員、農業大学卒業生など36人でありましたが、全員が住宅を確保できたと聞いております。

今後も引き続き、北杜市農業振興公社を担い手支援策の総合的な窓口として、市営住宅や民間の施設、空き家バンクなどを活用しながら、確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

渡邊陽一君の再質問を許します。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

今、雇用促進住宅を10戸ぐらい確保したといわれましたけども、農業をやる場合は、どうしても、その近くに住宅がほしいというのが、農作業をやる人たちの願いだと思うんですよ。そこで市長がよく言われたように、早寝・早起き・朝ご飯と。日本の食を安全にして食べてくださいということの意味していると思うんです。そんなこともありまして、農業が生活には切っても切れない北杜市では、この状況がありますので、ぜひとも市のほうでも、市営住宅でも結構です。その農業をやられる場所の近くに、住宅がほしいと。私たちも今現在、自分たちの耕作のほうでも、東京からも来たりして、なんとか住まいがないかと。この住まいについては、先ほども言われたように、個人に持っている住まいは空いているんですけども、やはり盆、暮れに来るから駄目だよという方が結構多いので、それがなかなか思うようにいかないために、農業が廃れていくというような形ですけど、今、企業等もこういう時代で、勤めるのが大変だから農業に転換していこうという若い人が結構出てきていますので、そのへん、もう一度、住宅に関して、率先して造っていただけるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

農村の問題が少子化、あるいは都市部への流出ということで、実は大変、空き家が多いわけでございます。空き家バンクの制度がもう、経過しておりますが、やはり借り手が多いんですが、貸してくださる方が少ないというのが現状でございます。これは当然、夏場の別荘に使いたいとか、それぞれ所有者のいろいろなご希望がありまして、なかなか商談が成立しないというのが現状であります。

そんなことで、ぜひ、菅原文太さんの関係もそうですが、やはり地域、住宅を農地のそばに

というのが当然、希望でございます。したがって、地域で一体となって空き家の確保を、皆さんに協力していただいて、皆さんで探していただいて、なんとか、空き家を借りる方策を工夫していただきたいということを考えております。

住宅については、建設部長のほうでお願いします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

住宅につきましては、当然、公営住宅という、低所得者のための住宅ということになると、なかなか難しいものがあるんです。ただ、市単独のほうの住宅ということになれば、ある程度、柔軟な対応ができるんだらうというふうに思っています。ですから、議員ご指摘のような住宅をお探しの新規就農者に対する対応というのは、ぜひ前向きに検討をしたいというふうに考えていますが、空き状況もありますから、そのときに、大変、確保していくというわけにもまわりませんので、その空き状況を見ながら、できる限り、柔軟な対応をしたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで22番議員、渡邊陽一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、11番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

2点、質問いたします。

まず1点目、グループホーム設置の考えは。

経済が低迷し、景気の回復がなかなかできない現状で、高校や大学を卒業してもなかなか就職することができません。県内では、未内定者が例年の2倍近くもあり、就職率は約70%ほどに留まっています。失業者も増加している中で、将来に対する不安は募るばかりであります。

こうした昨今の状況下で、障害を持つ方の生活は予想されるだけでも大変なことであります。しかし、また家族や保護者の負担は非常に大きく、精神的な支援も含め、周囲でのサポートが必要不可欠であります。

持てる能力や代わりとなる機能を活用し、障害を持つ人が生き生きと社会参加をするための就労支援や社会復帰のための施設が市内にはいくつかありますが、通所者やその家族が高年齢化してきております。人間、年をとるのは自然の摂理でありますから、当然のことではあります。この先、2、3年のことでも、今の状態を維持していくのが非常に困難になりつつあり、将来が不安です。一時的な障害ではないため、軽減されることはあっても、完全な治癒の見込みはなく、一生、その障害を抱えていかなければなりません。現在の不自由さに加え、老齢による身体的な負担が増えていくことは、寝起きから始まり、食事や洗濯、そうじなどより、もっとも一層の、日常生活支援が必要になってきます。

また、本人ばかりでなく支えている家族も年を取り、生活支援が必要になってきています。

ほかに面倒を見てくれる人がいる。そういったケースはごくまれであり、このままではともに倒れてしまうようなことも危惧されます。安心して暮らせる環境づくりが必要と考えます。

以下、伺います。

通所施設、グループホームの数と現状は。

各施設の利用者数と年齢。

次に、安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて伺います。

甲陽病院に内科の勤務医がいなくなり、各診療所の医師が交代で協力し、地域の医療に関わっていただいている中で、産婦人科の設置は財政的にも、人材確保や施設整備などを考えると、大変困難な状況であると、私も承知しております。

しかし、出産は女性にとって、自分自身の命に関わることもあります。産前産後の体調の変化や精神的にも不安定になり、育児に対する不安も非常に大きなものがあります。少子化対策を語る時、未婚者の結婚率を高めることが一番であります。この結婚をためらう理由の1つとして、安心して子どもを産み、また育てる場所がないということも挙げられております。そしてまた、女性は結婚しても、この土地を離れても、出産と産後数日か、体調が回復するまでの間は、自分の小さいときから住み慣れたこの土地で、また親元で過ごしたいと願う人が大半を占めていると思います。

しかし、はじめから診察していないと、出産の予約ができないというようなこともあり、どこで子どもを産んだらいいかという、大きな問題に直面せざるを得ません。昨年の3月定例会でも質問させていただきました。1年を経過しており、出産ができる場所がほしい、安心して子育てができる環境があればという、痛切な願いを聞いています。一日も早い解決に向けての市の取り組みについて、伺います。6項目あります。

昨年の出生数。

妊婦健診補助の回数と内容。

健診補助が2年間の期限付きと聞いていますが、今後の予定は。

産婦人科設置への取り組みと現状は。

助産師数と活動状況は。

そして、今後の対策について伺います。

今、日本ではかなりの速度で出生数が減っていますが、なんらかの障害がある子どもの出生数はあんまり変わっていないという大きな、重たい現実があります。私が2点、質問いたしましたが、これは決して関連のない別々の問題だとは思いません。生を受け、いかに生きるか、いかに一生を終えていくか、人としての大切な問題であると考えております。

そんな思いを持ちながら、以上、質問をいたしました。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

経済も雇用も大変だと、先が極めて不透明な時代だと。たしかに少子化は、さらに大きな問題となっております。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて、いくつかのご質問をいただいております。

ます。

はじめに、助産師の活動状況についてであります。

平成21年度から、ふるさと雇用再生特別基金事業による妊産婦ケアサービス事業を北杜市社会福祉協議会に委託し、2人の助産師を確保していただき、現在、市の母子保健事業を通じて、助産師の専門性を発揮していただいております。また、助産師によるお産の場の確保や定期健診ができる場の確保を視野に入れて、情報収集や研修により研鑽を積んでおります。

今後は、まずは助産師による妊娠中の体調管理やお産についての不安や出産に向けての相談の充実、保健師や栄養士と連携した健康教室を行うなど、助産師の活用を市民に向けて周知を図ってまいります。また、助産師の活用による分娩の場を設置するための準備を、関係機関と協議をしながら検討してまいります。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、障害者のグループホーム設置についてであります。

市の障害福祉計画の中では、地域生活への移行の促進や障害のある方が住み慣れた地域の施設を利用し、安心した生活が送れるよう支援するため、グループホーム、ケアホームの充実を図っていくこととされており、障害者のニーズに応じたホームヘルプ事業や地域生活支援事業などの各種障害福祉サービスにより、障害のある方やその家族が高齢化しても、できるだけ在宅生活等を続けられるよう、支援を行っているところであります。

現在、市内にはグループホーム、ケアホームが12カ所、入所者を除く生活介護、就労継続支援、自立訓練等の通所施設が23カ所あり、受給者数はグループホーム25人、ケアホーム15人で、平均年齢47歳であります。また、生活介護等の通所施設の受給者数は189人、平均年齢42歳であります。

次に、安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに昨年の出生数についてであります。平成21年は265人の出生数でありました。

次に妊婦健診補助の回数と内容についてであります。平成21年度、22年度の2年間は14回の妊婦健診に、定額6千円を上限として実額を補助いたします。

また、妊婦健診の補助の今後の予定についてであります。現在、妊婦が健診の費用を心配せずに必要な回数の健診が受けられるようにと、県の妊婦健康診査支援基金事業費補助金を受けて、平成22年度まで公費負担の拡充が図られています。これについては、平成23年度以降も補助金が継続されるよう、国や県に要望をしております。

次に産婦人科設置への取り組みと現状についてであります。産婦人科医師の確保は極めて厳しい状況であります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

まずはじめに、グループホームの設置について伺います。

先ほど平均年齢を伺いましたが、通所なさっている方の最少年齢と、それから最高年齢について、教えていただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えします。

通所施設等の最少年齢と最高年齢でございますけども、グループホーム、ケアホームともに最少年齢25歳、最高年齢72歳でございます。生活介護等の通所施設では最少年齢は19歳、最高年齢は72歳というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

先ほど、話をさせていただきました平均年齢では若いようですが、こうして本当に高齢化しているということをお分かりになっていただけたかなというふうに思います。数がだんだん、これは増えてくるというふうに思いますので、ぜひ前向きなご検討をお願いしたいというところでございます。

それからひとつ、提案のようになりますが、このグループホームの施設は独立している建物、そして生活ができるということですので、例えば炊事ができる、洗濯ができる、お風呂がついているというふうな場所が適していると思います。それで、今、これは民間との契約になりますので、清里あたり、場所はあれなんです、ペンションが空いています。そのようなところを活用してみてもどうかと思いますが、非常にこれは市のことではなくて、個人の財産になりますので、難しいかなとは思いますが、私が考えるには空き施設やそういうところを活用して、そして地域の活性化にもつながるのではないかなというふうに考えますが、その点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

民間施設のグループホーム等への活用ということでございますけども、市内にはいくつかのグループホーム等の障害サービスを行う福祉事業所がございます。現在、市の旧保育園の施設を2つの社会福祉法人との間で、グループホームということで賃貸借の話を進めてございます。

今後につきましても、市の遊休施設、また今、議員もお話されたとおり、民間のペンション等の施設ですか、そういうのも活用しながら進めていければというふうにも考えているところでございます。必要があれば、市といたしましても、仲介の労をとるということは必要であるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

別項目ですね。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりということで、お伺いいたします。

まず2点、お伺いしたいと思いますが、先ほど出生数をお聞きしました。過去3年間のものが分かれば、お願いしたいと思います。

それから、もう1点ですが、妊婦健診の国の補助が22年度までとなっております。継続するように国、県には要望するというようなお話でしたが、もし打ち切られた場合、市としては、この妊婦健診の補助についてはどのようなお考えを持っているのか、前向きに検討していただけるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えします。

過去3年間の出生数でございますけども、平成20年が262人、平成19年259人、平成18年が297人でございます。

あと妊婦健診について、国の補助が打ち切られた場合の市の考え方はということでございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、妊婦健診の補助につきましては21年、22年度は14回の補助ということになってございます。この14回のうち、5回分については交付税措置で賄っておりまして、21年、22年度の間に繰り入れを9回、補助するということになりまして、14回というふうになりました。

国の9回の補助がない時点で、もう市といたしましては、単独で5回分の補助をしていた経過がございます。そのことをふまえますと、国の補助がなくなった場合については、市として独自の補助制度について、復活するというふうなことを検討する必要があるというふうにご考えてございます。

いずれにしろ国のほうには、補助制度を継続していただけるよう、強く要望してまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

すみません、先ほども質問させていただきましたが、妊婦さんが中毒症とかという場合もありまして、非常に生命の危険にさらされたり、また子ども、胎児にも異常があるというような場合もたくさん出てきます。この健診の補助をしていただけるというのは、非常にありがたい。また市のほうでも考えていただいているということは、私としてもありがたい話だというふう

に思っています。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほどの今後の対応というところなんですが、産後の母親をサポートする養育支援訪問事業というのがあります。これは育児相談や家事相談などが大変、助かっている。大変、いい制度だというふうに聞いております。仕事を待つお母さんや、また今、多児出産、2つ子さんとか、3つ子さんとかという子どもさんが生まれますと、非常に手がかかる。なんとか支援の輪を、幅を広げていただいて、期間の延長などを考えていただけたらという声も聞いておりますが、市として、そのような希望に対しまして、どのような見解を持っていただけるかということを質問させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

養育支援訪問事業の回数を増やしてほしいというご質問だというふうに思いますけども、現在、養育支援訪問事業につきましては、派遣日数につきましては、妊娠中につきましては5回。出産後、2カ月までは15回ということで、さらに体調不良で生活に支障を来たす場合については、3カ月までは5回、追加できるということでございます。さらに双子以上の場合につきましては、出産後、1年以内に35回を限度とするという内容になっております。

市役所のほうでは、直接、回数を増やしてくださいという話は、直接は承って、現在のところはおりませんけども、調査しまして、検討をしてみたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を2時45分といたしたいと思ひます。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時46分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に市民フォーラム、6番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

平成22年北杜市議会第1回定例会にあたり、大きく2点につき一般質問を行います。

まず、この1月に実施要綱が策定され、2月から登録申請が始まった北杜市災害時要援護者

支援制度について、伺います。

この制度は、いつ起きてもおかしくない東海地震など大規模な地震や災害など、災害発生時に要援護者への避難情報の伝達や避難誘導及び安否確認を迅速に、また的確に行うための体制づくりに取り組み、一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者が地域の中で支援を受けられるとともに、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図るものであると承知しております。また、この制度の目標は市民に災害時の対応に関心を持っていただき、共助の気持ちを養いながら地域力を高める、もう一方の狙いもあると承知しております。

そこで、まず要援護者として対象になる方に要援護者台帳に登録申請をしていただき、この台帳を災害時に活用できるように整備していくことが、これから進められるわけではありますが、これに併せて、市役所内の支援体制や地域支援機関との連携や協力的体制づくりが求められております。そこで以下、3点について、お伺いいたします。

まずはじめに、災害時要援護者の登録手続きが始まりましたが、今回の情報収集方法として、従前からいられていますような関係機関共有方式、あるいは手上げ方式、同意等がございますが、北杜市はどの方式を採用されたのかをまず、教えていただきたいと思っております。

次に組織について、避難支援担当部署はどこを決定したのでしょうか。それから災害時要援護者支援班は現在、設置されているのでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

次に連携します消防団や行政区、自主防災組織、福祉関係者などの地域防災団体への情報伝達体制がどのようになっているのでしょうか。また肝心の要援護者や避難支援者への情報を伝える方法、この検討はどのように進んでいるのでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

次に2点目でございます。総合支所の宿直廃止について、伺います。

このことに関しましては、私ども市民フォーラムで市民の皆さんとの意見交換の場を設けており、今年も武川・須玉、2カ所で行ってきております。その中で、参加者の中の何人かの方から、この点について、大変、心配する意見がございまして、今回、質問として取り上げさせていただきます。

ご案内のように、4月から組織機構の見直しの一環として、支所の宿直が廃止されるわけでございます。もうまもなく実施されますが、緊急時の対応をはじめとして、地域で心配の声、先ほど申し上げましたように、現在においても上がっております。これに対しまして、市として、事故、災害時の対応や電話の対応など、さまざまな対策を検討され、周知も行われてきておること承知しておりますが、現時点でもそのような声があるという前提の中での質問というふうに理解をいただきたいと思っております。

まずはじめに、緊急時の対応に懸念がないのか。また、その対策はどのようなものなのかを改めてお聞きをいたします。具体例として、直近の例でいいますと、先日も思わぬ大雪がございました。耳に入ったところによりますと、市民から支所をはじめ、さまざまな問い合わせがあったというふうに聞いておりますが、それらの中で、今後、宿直が廃止になることでの支障はないのかどうか、今後4月1日以降の対応が大丈夫なのかを併せて、ご答弁いただきたいと思っております。

2つ目でございます。地域の不安を取り除くために、さらに市民への対応策の周知を徹底すべきと考えておりますが、どのような方策を検討されるのでしょうか。併せて、お伺いいたします。

以上、大きく2点、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

災害時要援護者支援制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、登録手続きにおける情報収集の方式についてであります。

市では、今回の要援護者の登録については関係機関共有方式、手挙げ方式、同意方式の中から本人の自発的な意志を尊重し、要援護者からの手挙げ方式としました。しかし、手挙げ方式だけでは、支援を要することを自覚していない者や障害を有することを他人に知られたくない者も多く、十分な情報収集ができないため、要援護者を把握している市の保健福祉部や民生委員児童委員及び福祉関係サービス事業者からも働きかけを行い、登録の推進をしております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

6番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

総合支所の宿直廃止について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに緊急時の対応についての懸念と、その対策についてであります。

4月以降、夜間・早朝における上下水道、道路、公共施設などの事故や火災、自然災害などが発生した際は、本庁の宿直者が対応することとなります。このため、支所への電話の本庁への転送システムの導入や各部局ごとに整備した緊急連絡網や、対応マニュアルを宿直室に備え付けるなど、本庁宿直者が円滑・適切な対応ができるように努めてまいります。

なお、本庁の宿直につきましては、これまで2人体制で行ってまいりましたが、当面3人体制で万全を期してまいりたいと考えております。

次に、市民への対応策の周知の徹底についてであります。

市民の皆さまへの周知につきましては、これまでも代表区長会や各地区の区長会を通して説明し、また広報ほくと1月号にて、市民の皆さまにもお知らせしたところであります。

今後も市のケーブルテレビやホームページ、防災行政無線などを活用して周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

災害時要援護者支援制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに要援護者の避難支援担当部署はどこか、また災害時要援護者支援班は設置されているのかについてであります。

要援護者の避難支援については、地域防災計画の中に定められており、今回登録していただいた災害時要援護者登録台帳、また、さらに障害者や要介護者等の名簿を管理する保健福祉部

が担当します。

また、災害時要援護者支援班については、災害時の防災の主たる担い手である防災関係部局と要援護者に関する情報を保有する保健福祉部が連携し、それぞれの役割分担を明確にするため設置に向け、検討しております。

次に消防団や行政区等への情報伝達体制は、できているのか。また、要援護者や避難支援者への情報伝達方法の検討についてであります。

この制度は、自分の身は自分で守る。また、隣近所と助け合うという精神を基本に個人、地域、行政の連携、いわゆる自助・共助・公助によって、災害に強いまちづくりができるものの1つと考えています。

自主防災組織等、それぞれへの情報伝達の方法については、庁内関係部局と連携を図り、支援マニュアルを作成した上で、伝達体制等の整備を早急にしてまいります。

今後、自主防災組織の拡大と要援護者支援台帳への登録の推進に努めてまいりますので、ご協力をお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

災害時の要援護者の、いよいよ登録がスタートしたと。以前にも本会議場で、この問題についてのやりとりをさせていただきました。公式として手挙げ方式ということで、先進の自治体での事例を見ますと、やはり先ほど市長がご答弁いただいたような状況で、なかなか思うような登録が進まない。実際のところ、対象者の1割ぐらいしか進んでいないということですが、お答えをいただきましたように、手挙げ方式のみならず、福祉関係の皆さんのご協力をいただきながらということですから、おそらく北杜市は登録が、もうちょっと進んでいくのではないかと考えているんですが、ところで、もし、今、お手元にデータがあれば教えていただきたいんですが、今回、この対象者は高齢者75歳以上、一人暮らしの方たちを含め、高齢者、あるいは身体障害者、さまざま、その他、難病の方、あるいは市長が認める者というふうな方が対象者となっておりますが、現在、この制度がスタートした段階で、北杜市ではどのくらいの人数の対象者がいらっしゃるのか。そして、もしお答えいただけるのであれば、この事業をスタートするにつけて、北杜市として、その中でどの程度の方の登録をいただくような努力をしていくような形で進めていくのか。そのへんが、もし、お分かりになればお願いしたいと思います。

それから大事なのは、まず、今、申し上げましたように、しっかりと登録していただくことが大事であり、それから先、先ほど来の地域の支援、組織、機関との連携、これをどうしていくか、強めていくかというところが問題だと思っておりますが、答弁がございましたから、冒頭の最初のところだけのご答弁をもし、いただければ、お願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

対象者は、どのくらいかという再質問だと思います。

今現在、私どもが把握している対象者数につきましては、5,320人という把握をしております。目標指数ということでございますけども、あくまでも、私どもの考えとしては、多ければ多いほどいいという考えで、今現在、進んでおります。なるべく多くの人に登録をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

支援をしていくための体制づくりということで、検討をしているというお話をいただきました。ぜひひとつ、できるだけ早急に庁内の体制を整えて、さらに関係機関との連携体制もしっかりとつくっていただきたいと、そんなふうに思います。

それから、もう1点。宿直廃止についてですが、周知をしていくことがもちろん大事であるということですが、当然、通常の本庁での宿直態勢を増員して対応していただけるということであるかと思うんですが、この新たな廃止に伴って、しばらくの間、さまざまな、市民の皆さんの不都合な部分が出てくるのではないかなと危惧しておりますので、ぜひその点の対応をしっかりといただくのと、日常、通常時はいいんですが、災害時に、状況によっては改めて支所へ宿直に対応するような人を、配置するようなことも出てくるのではないかと思います、そのへんの災害時を含めた緊急時の対応を何かお考えがありましたら、ご答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

篠原議員の再質問にお答えをいたします。

災害時の対応をという、ご質問であります。

地震を含めまして、台風等、災害の対応につきましては、宿直とはまったく別の中で配備体制を敷くような形になっておりますので、これは本庁も支所も同じであります。そういった災害時には配備体制を敷き、職員が本庁にも支所にも対応するというところでやって、これ以前もそうでありまして、これからもそういう形でやってまいります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番議員、篠原眞清君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、19番議員、中村隆一君の質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

3月議会にあたり、白倉市長に質問します。

質問の第1は、図書館機能の充実と司書の役割について、考えることです。

市立図書館の適正配置等の検討問題は、多くの市民の注目しているところ、投書箱に寄せられた市民の声も例年の数倍とのこと、存続を願う会から市への要請文や議員への手紙も届いています。

私は先日、図書館問題を考えるという学習会に出席し、改めて図書館について学ぶ機会を得た。その中で、図書館事業は地域住民と行政すべての部門の応援隊であるとの話を聞き、図書館事業の幅広さと、今後の可能性の大きさを感じました。

図書館事業で地域の活性化を進め、生涯学習の推進はもとより、市民協働社会の実現もできるということです。全国でも多様でユニークな図書館事業が展開され、その存在はますます求められていくように思われます。さらに学習会の中で話されたことは、図書館事業を支える司書の存在です。図書館司書は、市民の知る権利を支援する重要な職業で、専門職員としての存在が望まれます。図書館の資料は、専門職員としての司書が体系的に選書・収集する。また司書の専門性は、利用者の求めに応じ、情報あるいはそのために必要とする資料を検索・回答する業務等、ボランティアコーディネーターでもある。

北杜市の図書館司書の現状は正規職員が3人、臨時職員26人で圧倒的に臨時職員に支えられています。正規職員と同じように働くことが求められ、専門性も求められる。専門職員の立場が臨時ということで、社会的に非常に弱い立場です。私は司書の社会的地位の向上、確立を望むものです。

以上をふまえて、以下2点、伺います。

1. 図書館は、コミュニティとしての可能性のある場所です。北杜市の図書館ビジョンをどのように考えていますか。

2. 北杜市の図書館を支える司書の専門職化について、どのように考えていますか。

質問の第2は、米軍機の低空飛行の中止を求めることについてです。

1月27日、午後0時30分ごろ、北杜市の上空を超低空飛行する航空機2機を目撃情報が長坂町日野の男性からありました。男性によると、家庭菜園にいたところ、急に南のほうから飛行機の爆音が響いてきた。振り向くと手が届くのではと錯覚するほど、超低空の輸送機だった。青みがかかった灰色の4発のプロペラ機で、翼にははっきりとUSAF、アメリカ空軍の文字。おそらく、150メートルから200メートルの高度だったのではないかと。危機を感じる高さだった。その後すぐに通過した2機目も同型だった。日米安保があるからといっても、わがもの顔に超低空飛行する危険なやり方は、許せないと話していました。

日本共産党の志位委員長の党大会の報告によれば、在日アメリカ軍基地では、アメリカ国内では到底許されない、危険な実態が横行しているということです。アメリカでは、連邦航空法によって民間・軍事にかかわらず、飛行場滑走路の末端からクリアゾーン、利用禁止区域を設定し、安全確保のために土地開発が制限されています。アメリカ連邦航空法では、海外におけるアメリカ軍飛行場においても、クリアゾーンの確保を義務づけています。ところが沖縄、普天間基地では、このクリアゾーン内に約3,600人の沖縄県民が暮らしており、住宅約800戸、公共施設、保育所、病院が18カ所も存在しています。アメリカの法律では決して許されない危険な基地が、日本ならば許される道理がどこにあるのでしょうか。沖縄県内の小

中学校で、アメリカ軍機の墜落事故を想定した避難訓練が行われていることが2月25日、分かりました。沖縄県議会で、日本共産党の議員が明らかにしました。

日本ではアメリカ軍機による低空飛行訓練が全土で行われ、国民に多大な被害を与え、墜落など事故も繰り返されています。アメリカでは、連邦航空局が野生生物への影響まで事前に調査して、訓練ルートへの規制を行っているのに、日本ではなんらの規制もない。日本国民への影響は、アメリカの野生生物よりも考慮されないという現実が許されているのでしょうか。

以上をふまえて、伺います。

航空法、最低安全高度違反の疑いがあります。市民の安心・安全を守る立場で、外務・防衛両省、在日米大使館、アメリカ軍司令部に米軍機の低空飛行の中止を要請することを求めます。

質問の第3は、2つの子育て支援の実現を求めることについてです。

1. 中学3年生まで、医療費助成を拡大することです。

子どもを育てる親にとって、一番心配は子どもの病気。費用の心配なしに安心して病院にかかれるよう、子どもの医療費を無料にすることは切なる願いです。そんな願いを実現させようと親たちが市内8人の医師の賛同も得て、北杜市子どもの医療費窓口無料化を実現する会を結成し、北杜市の人口の8%を超える4,313筆の署名を集めました。その署名を提出し、3回の対市交渉を経て、北杜市は昨年4月より子どもの医療費助成の対象を小学3年生まで拡大しました。住民から大変、喜ばれています。

少子化社会のもと、子育て支援策として医療費助成の年齢拡大は県下でもさらに進み、中学3年生まで実施しているのが、11市町村に広がっています。北杜市でも、中学3年生までの医療費無料化の子育て支援を求めるものです。

2 細菌性髄膜炎から子どもたちを守る、ヒブワクチン接種代を補助することについてです。

細菌性髄膜炎は菌が血液を介して、脳を浮かべる髄液の中に侵入し、炎症を起こす病気です。毎年5歳未満の乳幼児、約1千人がかかる細菌性髄膜炎は、早期発見が難しく、薬も効きにくいいため、死亡率や後遺症が残る確率の高い病気とされています。

幸いなことに予防効果の高いワクチンが開発され、いまや世界で広く接種されて、多くの国では過去の病気となりつつあります。日本でもワクチン接種ができるようになりましたが、1回7千円、しかも4回接種しなければならず、子育て世代への経済的負担は大変、重いものとなっています。北杜市でも独自の助成制度をつくることを求めます。

質問の第4は家族従業者の働き分、自家労賃を認めない所得税法第56条の廃止を求めることについてです。

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小零細業者を支える家族従業者の働き分、自家労賃は税法上第56条、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にもまったく自立できない状況となっています。家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけています。税法上では青色申告をすれば、給料を経費にすることができそうですが、同じ労働に対して、青色申告と白色申告で差をつける制度自体が矛盾しています。

現在、申告の基本は白色申告になっています。北杜市においても青色申告者2,031人に

対し、白色申告者5,130人と青色申告者の2.5倍になっています。ドイツ、フランス、アメリカ等、世界の主要国では自家労賃を必要経費として認め、家族従業者の人格、人権、労働を正當に評価しています。日本でも税法上も民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止することを国に働きかけるよう要請いたします。

以上、市長の答弁を求めて質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えします。

はじめに、米軍機の低空飛行の中止を求めることについてであります。

報道によりますと、昨年の春以降、米軍所属と思われる航空機による低空での飛行が、県内各地で目撃されております。北杜市におきましても、中村議員のご質問と同様の情報が市民の方から寄せられ、在日米軍横田基地の広報部に米軍機と思われる航空機の低空飛行により、市民が不安を感じている旨の連絡をいたしました。

市といたしましては、今後も関係機関、県及び他の自治体と連携をとりながら、この問題に対応してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

19番、中村隆一議員の一般質問にお答えします。

図書館機能の充実と司書の役割について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市の図書館ビジョンをどのように考えているかについてであります。

図書館は、生涯学習や文化を支える重要な場所であり、それぞれ施設における周辺の環境や建物の規模等から、読書はもちろん、地域のコミュニティの場に活用されるとともに、学校帰りの子どもたちが保護者の迎えを待つ場所としても利用されていることなど、図書館を中心として地域に密着した施設として活用されていることは、承知しています。図書館の持つ役割や機能についても、現在、検討委員会に諮っているところです。

次に図書館司書の専門職化についてであります。図書館司書につきましては、利用者の皆さまの期待に応えるように、任用にあたっては司書業務を行う専門職として、採用しているところでもあります。

図書館の運営においても、常に職員のレベルの向上を目指して、研修会への積極的な参加や中央図書館を中心に勉強会などを開催しております。また、市内のすべての小中学校には、図書館司書を配置して、読書指導をしております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

細川総務部長。

○総務部長（細川清美君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

所得税法第56条の廃止を求めることについてであります。

所得税法第56条では、個人事業者が支払う配偶者その他の親族への対価については、必要経費に算入しないこととされております。これは、個人事業者が事業所得を恣意的に家族等に分散して、不当に税負担の軽減を図る恐れがあるために設けられたものであるといわれております。

ただし、同法第57条において、専従者がある場合の必要経費の特例が設けられており、白色申告者については、定額の控除が認められ、青色申告者については、親族等に支払う給与等については、必要経費に算入することができます。また総勘定元帳、貸借対照表等の財務諸表を整理し、定められた書類を申告書に添付することが義務づけられており、負担も大きくなります。

なお、白色申告者は、税務署に青色申告承認申請を提出することで、青色申告者となることができ、申告方法は納税者の意思により選択できるものであります。しかし、所得税法第56条については、いくつかの団体から国に対し廃止の声が出され、国においても議論がされているところであります。

いずれにいたしましても、法律問題であることから国の動向を注視したいと考えております。以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水保健福祉部長。

○保健福祉部長（清水克己君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

2つの子育て支援の実現を求めることについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中学3年生まで医療費助成を拡大することについてであります。

市では少子化対策の一環として、昨年4月より、子ども医療費の無料化の範囲を小学校3年生まで拡大したところです。これをさらに、中学3年生まで拡大した場合には、粗い試算で申し上げますれば、市の新たな負担額は約5,200万円になると予想されます。

無料化の範囲をさらに拡大することについては、国において子ども手当の制度が創設され、子育て世帯に対する経済的な支援の充実が図られる予定であることなどから、慎重に検討すべき課題だと考えております。

次に、ヒブワクチン接種代の補助についてであります。

ヒブと呼ばれる細菌を原因菌として発症する髄膜炎等の感染症を予防する上で、ヒブワクチンの接種は有効であり、平成20年12月からは、このヒブワクチンの接種が任意でできるようになったところであります。しかし現在、ワクチンの供給についても、全国的に十分に間に合っていない状況が続いております。また被接種者にとりまして、多くの負担が生じることも課題となっております。

このような状況から、予防接種法に基づくヒブワクチンの定期予防接種化を早期に実現することが不可欠であり、今後とも関係機関との連携を図りながら、ヒブワクチンの定期予防接種化に向けまして、県・市長会を通じ、国へ働きかけてまいります。また、乳児健診や保健師による赤ちゃん全戸訪問の際に、説明して周知してまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

図書館司書のことについて、お伺いします。

図書館司書は、市民の知る権利を支援する重要な職業です。本当に専門職員としての立場が必要とされるわけですが、現在、26人の人たちが臨時職員ということになっています。何年勤務をしているのか、26人の内訳。また契約更新など、どのようになされているのか、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

老松図書館長。

○図書館長（老松正樹君）

中村議員の再質問にお答えします。

現在26人、臨時職員ですが、勤務年数はちょっと今、資料がありませんけども、一応、市の臨時職員の規定に基づきまして、半年雇用で採用しています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

今、26人の内訳、勤務年数など、ちょっと資料がないんですけども、これはのちほど、お願いします。

それで、この人たちが何年勤務したら、正規の職員になれるのかという、そういう門戸は開いているのかどうか、そのへんをお聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

老松図書館長。

○図書館長（老松正樹君）

中村議員の再質問にお答えいたします。

今、申し上げました26人につきましては、臨時職員という立場ですので、正規の職員というのは、ちょっと無理かと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

この件は、これで終結してください。

ほかにございますか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

では、次に米軍機の低空飛行について、お願いをします。

私は過去、中学校の教員をやってきたわけですけども、全校の生徒、職員、一緒になって地震を想定したり、火災を想定して避難訓練を行ってきました。けども、この沖縄の普天間、あるいは嘉手納飛行場の近辺では、小中学校で子どもたちが米軍機の墜落事故を想定した避難訓練をしているということを聞いて、びっくりしたわけです。そういうことで、この北杜市で低空飛行があったということで、先ほど横田基地のほうに連絡をしたと言いましたけども、連絡だけでは不十分です。政府もちょっと弱腰でアメリカにもものが言えないので、市長は厳しく、この抗議をして低空飛行をやめさせるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど、私が答弁したとおりであります。ただ、言えるのは、外交とか防衛とか治安は国政の柱でありますけども、私ども北杜市政は、市町村行政は地方自治として市民生活を守ったり、思いを主張するということはありますけども、それ以上の議論については、国政に委ねたいと思っています。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

あと1分12秒でございます。その範囲でお願いします。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

午前中もちょっと、県を挟んで隣村ということで、南牧村と観光の提携をしたらどうだという話もありましたけども、その南牧村では、16歳まで子どもの医療費無料化をやっていると。そして女性特有のガン検診についても、公費負担をやっていると。そういうことで、この村長さんは住民主役の開かれた村政だというふうにして、皆さんに予算をこうやって付けていると。本市でも昨年3月、2,600万円あれば、小学校6年生まで無料化できると。5,200万円あれば、中学3年生までできると。本市の予算、283億円の0.001%です。1000分の1を使えば小学6年生まで、1000分の2まで使えば中学3年生までできる……。

○議長（秋山俊和君）

終了しました。

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

私どもといたしましても、いろいろな子育て支援策をとっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
次の会議は3月18日、午後2時に開きますので、全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時28分

平成 2 2 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 8 日

平成22年第1回北杜市議会定例会（5日目）

平成22年3月18日
午後 2時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第21号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第22号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第23号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第27号 富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第5 議案第28号 山梨県市町村自治センターの解散について
- 日程第6 議案第29号 山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産処分について
- 日程第7 議案第30号 富士川町の設置及び山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う同組合規約の変更にについて
- 日程第8 議案第24号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第26号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第32号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更にについて
- 日程第11 議案第31号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約の変更にについて
- 日程第12 議案第33号 平成22年度北杜市一般会計予算
- 日程第13 議案第34号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第35号 平成22年度北杜市老人保健特別会計予算
- 日程第15 議案第36号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第37号 平成22年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第38号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第18 議案第42号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算
- 日程第19 議案第43号 平成22年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第20 議案第44号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第21 議案第45号 平成22年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第22 議案第39号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第40号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第41号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第46号 平成22年度北杜市土地開発事業特別会計予算

- 日程第26 議案第47号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計予算
- 日程第27 議案第48号 平成22年度北杜市須玉財産区特別会計予算
- 日程第28 議案第49号 平成22年度北杜市高根財産区特別会計予算
- 日程第29 議案第50号 平成22年度北杜市長坂財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第51号 平成22年度北杜市大泉財産区特別会計予算
- 日程第31 議案第52号 平成22年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
- 日程第32 議案第53号 平成22年度北杜市白州財産区特別会計予算
- 日程第33 議案第54号 平成22年度北杜市武川財産区特別会計予算
- 日程第34 議案第55号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 請願第1号 「水道料金統一(改定)」の見直しに関する請願書
- 日程第37 請願第2号 北杜市西部上水道(仮称)の開設を求める請願書
- 日程第38 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)
- 日程第39 議案第58号 北杜市まちづくり審議会条例の制定について
- 日程第40 発議第2号 簡易水道等施設整備費国庫補助金に関する意見書の提出について
- 日程第41 同意第1号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第42 同意第2号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第43 同意第3号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第44 同意第4号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第45 同意第5号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第46 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（21人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
4番	清水進	5番	野中真理子
6番	篠原眞清	7番	風間利子
8番	坂本静	9番	小林忠雄
10番	中嶋新	11番	保坂多枝子
12番	利根川昇	13番	千野秀一
14番	小尾直知	15番	渡邊英子
16番	内田俊彦	17番	坂本治年
18番	秋山九一	19番	中村隆一
20番	清水壽昌	21番	秋山俊和
22番	渡邊陽一		

3.欠席議員

3番 相吉正一

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25人）

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	細川清美	企画部長	小林喜文
保健福祉部長	清水克己	生活環境部長	堀内誠
産業観光部長	名取重幹	建設部長	深沢朝男
教育長	井出武男	教育次長	進藤芳彦
図書館長	老松正樹	会計管理者	比奈田善彦
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	村田茂	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	原藤和雄	長坂総合支所長	清水元義
大泉総合支所長	小池昭一	小淵沢総合支所長	仁科陽一
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本正輝	総務課長	伊藤精二
財政課長	小島良一		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3 人)

議会事務局長 赤岡 繁生
議 会 書 記 上村 法広
" 小澤 章夫

開議 午後 2時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、皆さんご苦労さまでございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

3番議員、相吉正一君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。諸報告をいたします。

はじめに市長から、本定例会に追加する議案として報告1件、条例1件、同意2件が提出されました。

次に3月11日に開催された経済環境常任委員会において、3月9日の大雪による農業施設の被害調査が行われました。

次に、広報編集委員会から視察報告書が提出されました。お手元に配布した内容のとおりであります。

次に峡北地域広域水道企業団議会から、ご報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会、中嶋新議員、報告をお願いいたします。

10番、中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

峡北地域広域水道企業団の議会報告をさせていただきます。

平成22年第1回峡北地域広域水道企業団議会、3月定例会が3月3日 水曜日、午前10時より企業団事務所議場において開催され、中山宏樹議員、清水進議員、小林忠雄議員、千野秀一議員、小尾直知識議員、坂本治年議員と私の7人で出席いたしました。

今定例会は、企業団議会議長でありました葦崎市議会選出の藤嶋英毅議員が葦崎議会の改選により議長不在となりましたので、議長選挙が行われ、私、中嶋副議長の指名推選により葦崎市議会選出の望月正澄議員が議長に就任しました。

今回の定例会に提出された議案は補正予算案件1件、当初予算案件1件、条例案件2件の合計4件であります。

議案の概要について、説明いたします。

まず補正予算案件の、平成21年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）は、三条予算の水道事業収益を988万4千円増額し、11億183万7千円とするものです。

次に三条予算の水道事業費用は96万8千円を増額し、8億6,053万9千円とするものです。また四条予算の資本的支出は4,465万5千円を減額し、4億3,820万8千円とするものです。いずれも事業費の確定によるものです。

次に平成22年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算は、三条予算の水道事業収益が10億9,025万6千円で、そのうち給水収益が10億7,310万円であります。

次に水道事業費用は8億5,675万5千円で、営業費用が7億2,123万3千円であり、そのうち浄水場の運営費が4億5,019万円であります。

また四条予算の資本的収入は6,870万5千円であり、資本的支出は5億4,655万1千円であります。その主なものは建設改良費が2億4,449万3千円であり、企業債の元金償

還額が3億205万8千円であります。

次に条例案件についてであります。地方公務員法の一部改正により職員の定年退職等による退職した者の再任用に関する関係条例の制定、また地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、職員が完全に職務を離れることなく、育児が行えるよう条例の一部を改正したものであります。

以上4議案については、いずれも原案のとおり可決されました。

また、議案審議に先立ち行われました一般質問であります。清水進議員、中山宏樹議員と私の3人が次の質問を行いました。

最初に私から2項目。1つ目としまして、利益剰余金の還元について。1点目、利益剰余金を構成市へ還元する方法について。もう1点、利用に即した料金単価による構成市の負担低減について。

2項目としまして、構成市への給水量の変更は、今後の給水計画として、可能かどうか。

続きまして、清水進議員。2項目です。

1項目が、責任買取制の見直しについて。

2項目が、1立方メートル100円の単価引き下げと今後の中期・長期の施設整備計画について。

中山宏樹議員、同じく2項目です。

1項目、ダム湖の水質向上対策について。1点目、水質検査は、また水質向上のための長期計画は、1点、流入河川対策として水草の利用策は、1点目、毒物の混入を監視するのに魚類監視が重要と考えるが。

2項目としまして、企業団経営の事業評価の導入について。

以上でございます。

以上で峡北地域広域水道企業団議会の報告を、朗読をもって終了いたします。

○議長（秋山俊和君）

大変、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

日程に入る前に老松図書館長から発言の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

老松図書館長。

○図書館長（老松正樹君）

昨日の一般質問におきまして、19番、中村隆一議員の再質問に関連いたしまして、図書館臨時職員の勤続年数について、報告します。

16年11月1日からの期間となりますけども、5年以上の者が9人。4年以上の者が3人。2年以上の者が6人。1年以上の者が5人。1年未満の者が3人ということで、合計26人。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第 1 議案第 2 1 号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてから日程第 3 4 議案第 5 5 号 平成 2 2 年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算についてまでの 3 4 件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第 2 1 号から議案第 2 3 号まで、議案第 2 7 号から議案第 3 0 号まで及び議案第 3 3 号について、報告を求めます。

総務常任委員長、利根川昇君。

利根川昇君。

○総務常任委員長（利根川昇君）

平成 2 2 年 3 月 1 8 日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会総務常任委員会委員長 利根川昇

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、3月2日の本会議において付託されました事件の審査を、3月8日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果について、ご報告いたします。

付託された事件

議案第 2 1 号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第 2 2 号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 3 号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 7 号 富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について

議案第 2 8 号 山梨県市町村自治センターの解散について

議案第 2 9 号 山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産処分について

議案第 3 0 号 富士川町の設置及び山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う同組規約の変更について

議案第 3 3 号 平成 2 2 年度北杜市一般会計予算（所管分）

以上、8 件であります。

審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず議案第 3 3 号 平成 2 2 年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

ミネラルウォーターの売り上げは伸びているにもかかわらず、環境保全寄附金が 3 千万円減額になっている理由はとの質疑に対し、業績によりいただいているわけではなく、あくまでも協力という意味での寄附金であるとの答弁がありました。

庁舎等維持管理費が、昨年度に比べ 7 4 0 万円ほど増額になった理由はとの質疑に対し、公共事業事務費の見直しによる 2 0 0 万円、総合支所宿直廃止に伴う機械警備費 3 4 0 万円、県

の緊急雇用対策による庁舎清掃委託料170万円が、主な理由であるとの答弁がありました。

旧共聴組合等の撤去工事は、平成22年度で終了かとの質疑に対し、21年度が311万円、22年度が1,143万円、23年度が150万円、24年度が約1千万円の4年間で計画している。財源として、ケーブルテレビ事業管理運営基金を十分に活用していきたいとの答弁がありました。

平成22年7月から、デマンドバスのエリアを3カ所に拡大していくようだが、その周知方法、受託業者の想定は。また、予約システムの改善はできないかとの質疑に対し、区長とも相談しながら、なるべく小さい単位での説明会、また、なんらかの集会があれば、こちらから出向いての説明を考えている。業者は、地元の地理に詳しいタクシー会社を想定している。まずは、デマンドバスへの理解を深めてもらい、次の段階で予約システムのことを考えていきたいとの答弁がありました。

前納報奨金についての今後の見解は。また納税者保護の考えはとの質疑に対し、前納報奨金については、平成22年度までに約半数の市町村が廃止することとしている。厳しい経済情勢の中、近い将来、上限を設けるとか廃止の方向で検討していきたい。また納税相談には、19年度110件、20年度84件、今年度12月までで180件応じており、分納誓約等を交わしているとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第21号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

時間外勤務手当の引き上げによる金額の見込みはとの質疑に対し、手当の代わりに代休のため、金額に変わりはないとの答弁がありました。

質疑終結後、主幹教諭導入自体にも反対だが、給料においても差をつけることに反対。きめ細やかな教育を行うため、学校教育の充実を図るための主幹教諭設置であるので賛成との討論があり、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第22号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本市において、月60時間超の時間外勤務を行っている人数はどれくらいか。時間外勤務についての考え方はとの質疑に対し、選挙事務、会計検査準備等を除けば、通常、月60時間超の時間外勤務はない。手当を支給するよりは、健康上の観点から代休を取らせたいと考えるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第23号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

条例改正による金額の見込みはどのくらいかとの質疑に対し、特別職給料が年間120万円の減額、管理職手当が年間660万円の減額となるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第27号 富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について、議案第28号 山梨県市町村自治センターの解散について、議案第29号 山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産処分について、議案第30号 富士川町の設置及び山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う同組合規約の変更に付

いては質疑・討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第24号、議案第26号、議案第32号、議案第33号から議案第38号まで、議案第42号から議案第45号までの審査の経過と結果について、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

平成22年3月18日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告

文教厚生常任委員会は、3月2日の本会議において付託されました事件の審査を、3月9日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第24号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

議案第26号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について

議案第32号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更について

議案第33号 平成22年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第34号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計予算

議案第35号 平成22年度北杜市老人保健特別会計予算

議案第36号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第37号 平成22年度北杜市介護保険特別会計予算

議案第38号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算

議案第42号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算

議案第43号 平成22年度北杜市病院事業特別会計予算

議案第44号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計予算

議案第45号 平成22年度北杜市白州診療所特別会計予算

以上、13件であります。

審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず議案第33号 平成22年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

生活保護の認定基準は、また何世帯くらいあるのかとの質疑に対し、資産、預貯金、扶養関係の調査を厳しく行った上で認定している。また、先月半ば現在で126世帯であるとの答弁がありました。

本市の国民健康保険税、介護保険料は他の自治体と比べたとき、どのあたりに位置づけされているのかとの質疑に対し、平成20年度国民健康保険料の1人当たり調定額は、市では下から2番目である。また、介護保険料の平成21年度からの3年間の計画は、県内では下から5番目、市では下から3番目であるとの答弁がありました。

児童扶養手当、父子手当、ひとり親医療費助成事業における所得制限はとの質疑に対し、児童扶養手当、父子手当については、扶養親族の数により制限の額が変わってくる。ひとり親医療費助成については、原則、所得税非課税者が該当となるとの答弁がありました。

要保護、準要保護の違いはとの質疑に対し、要保護は主に生活保護を受けている方。準要保護は、それに準じる程度にお困りで、住民税が非課税等の方であるとの答弁がありました。

公立小中学校におけるアスベスト分析調査は、終了していなかったのかとの質疑に対し、当初言われていた3種類のアスベストについて、封じ込め作業はすべての公立小中学校において完了している。それとは別の3種類について、今回、国の指導により再調査するものであるとの答弁がありました。

質疑終結後、予算において無駄をなくすことは当然だが、子育て支援策について、医療費窓口無料化の中学3年生までの拡大は可能と考えるので反対。厳しい財政状況の中、無駄を省いていくことは必要である。執行側の説明で、その姿勢は十分分かるので賛成との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第34号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計予算であります。

国保世帯数と被保険者数は、また基金の額はいくらかとの質疑に対し、約9,400世帯、1万7,170人であり、基金は平成21年度末で、約5億円であるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第37号 平成22年度北杜市介護保険特別会計予算であります。

介護慰労金支給事業は何人を見込んでいるかとの質疑に対し、10人であるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第43号 平成22年度北杜市病院事業特別会計予算であります。

塩川病院に比べ、常勤医師の少ない甲陽病院の方が入院・外来数とも多いが、医師の負担増にならないかとの質疑に対し、入院患者数は、昨年度に比べ1日平均8人の減としている。年度内に医師補充の計画であるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第44号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第45号 平成22年度北杜市白州診療所特別会計予算であります。

甲陽病院内科医の退職に伴い、診療所の負担は大きくなっていないかとの質疑に対し、両診療所とも休診である木曜日に、他の病院に行く代わりに甲陽病院に行っており、負担増はないとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第24号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、議案第

26号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について、議案第32号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更について、議案第35号 平成22年度北杜市老人保健特別会計予算、議案第36号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算、議案第38号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第42号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算の7件については質疑・討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第31号、議案第33号、議案第39号から議案第41号まで、議案第46号から議案第55号までについて、審査の経過と結果について報告を求めます。

経済環境常任委員長、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○経済環境常任委員長（渡邊英子君）

平成22年3月18日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 渡邊英子

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、3月2日の本会議において付託されました事件の審査を、3月11日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第31号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約の変更について

議案第33号 平成22年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第39号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

議案第40号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計予算

議案第41号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第46号 平成22年度北杜市土地開発事業特別会計予算

議案第47号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計予算

議案第48号 平成22年度北杜市須玉財産区特別会計予算

議案第49号 平成22年度北杜市高根財産区特別会計予算

議案第50号 平成22年度北杜市長坂財産区特別会計予算

議案第51号 平成22年度北杜市大泉財産区特別会計予算

議案第52号 平成22年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算

議案第53号 平成22年度北杜市白州財産区特別会計予算
議案第54号 平成22年度北杜市武川財産区特別会計予算
議案第55号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
以上、15件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第33号 平成22年度北杜市一般会計予算(所管分)であります。

オオムラサキセンターの指定管理について、スケジュールはとの質疑に対し、平成7年に開業し、14年経過しており、環境教育は定着していると考えている。平成22年7月ごろから募集を行っていく予定であるとの答弁がありました。

まるごとメガワットソーラー事業の発電量はどのくらいか。また、住宅用太陽光発電システムの設置補助は何件くらいかとの質疑に対し、発電量は410キロワット、設置補助件数は95件を予定しているとの答弁がありました。

北杜市中小企業振興基本条例の趣旨は、予算に反映されているかとの質疑に対し、ものづくり支援事業に40万円、おもてなし支援事業に80万円、中小企業人材育成支援事業に60万円であるとの答弁がありました。

道路整備基本計画の見通しはとの質疑に対し、道路認定を今年の12月までに行い、平成23年度に道路整備基本計画に着手していく予定であるとの答弁がありました。

住宅ストック計画の進捗状況はとの質疑に対し、昨年12月に市内49団地、1,428戸の概要位置づけを行い、長寿命化計画について現在、作成しているとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、起立採決により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第39号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計予算であります。

一般会計繰入金7億9,872万6千円のうち、基準内繰入、基準外繰入の額はそれぞれどのくらいかとの質疑に対し、基準内が4億1,065万5千円、基準外が3億8,807万1千円であるとの答弁がありました。

質疑終結後、赤字が解消されない料金改定であり、料金統一だけが先行しているため反対。水道使用料10億円余であり、将来的には2%増加を予定している。また、財政部門も理解をしているとのことで賛成との討論があり、起立採決により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第40号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計予算であります。

一般会計繰入金12億9,698万9千円のうち、基準内繰入、基準外繰入の額はそれぞれどのくらいかとの質疑に対し、基準内が10億2,977万1千円、基準外が2億6,721万8千円である。なお、市債の繰上償還はありませんとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第41号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算であります。

一般会計繰入金5億5,150万2千円のうち、基準内繰入、基準外繰入の額はそれぞれどのくらいかとの質疑に対し、基準内が4億1,148万3千円、基準外が1億4,001万9千円であるとの答弁がありました。

農業集落排水事業はいつ終了するのかとの質疑に対し、平成22年度の横手地区で終了になるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第47号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計予算であります。

前年度に比べ、総額で3,019万円増加した理由はとの質疑に対し、基金の一部を取り崩し、関係地区の公的事業に助成を行うためであるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第31号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約の変更について、議案第46号 平成22年度北杜市土地開発事業特別会計予算、議案第48号 平成22年度北杜市須玉財産区特別会計予算、議案第49号 平成22年度北杜市高根財産区特別会計予算、議案第50号 平成22年度北杜市長坂財産区特別会計予算、議案第51号 平成22年度北杜市大泉財産区特別会計予算、議案第52号 平成22年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算、議案第53号 平成22年度北杜市白州財産区特別会計予算、議案第54号 平成22年度北杜市武川財産区特別会計予算、議案第55号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算の10件については質疑・討論ともなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、降雪による農業施設被害状況の現地調査を行い、今後の市の対策について、市長に申し入れを行いました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、経済環境常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

質疑ということで、討論のほうはいつ時間を取っていただけるのでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

この報告書に対する質疑でございますか。中村議員。

○19番議員（中村隆一君）

討論をしたいんですけど。全部終わったあと、一つひとつやっていますか。はい。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

（はい。の声）

質疑がないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第21号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

私は日本共産党を代表して、総務常任委員長報告のうち議案第21号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についての、2.学校教育法の改正を受け、主幹教諭を設置することに

に伴い、教育職給料表について、その職に対応する新たな級、特2級を創設することに反対いたします。

以下、反対の理由を述べます。

小泉内閣が提出していた現行の教育基本法を実質的に廃止し、まったく新しい法律にする教育基本法の全部を改正する法案は2006年12月15日、徹底審議を求める多くの国民の声を無視して、安倍内閣によって参議院で強行採決されました。憲法と一体に制定された教育基本法は、日本が引き起こした侵略戦争によって、アジア諸国民2千万人以上、日本国民300万人以上の痛ましい犠牲をつくったことへの痛苦の反省に立ったものです。

かつて天皇絶対の専制政治が、子どもたちに日本は神の国、お国のために命を捨てよと教え込み、若者たちを侵略戦争に駆り立てたことを根本から反省し、平和・人権尊重・民主主義という憲法の理念を実現する、人間を育てようという決意に立って、日本国民は教育基本法を制定したのでした。その第1条、教育の目的について、教育は人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないと定めています。そして、この教育の目的を実現するために、第10条で教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行うとし、国家権力による教育内容への不当な支配を厳しく禁止しています。

教育基本法の改悪は、子どもたちの成長に深刻な悪影響を及ぼすとともに、わが国の平和と人権、民主主義にとって極めて重大な危険をもたらすものです。それは憲法の平和と民主主義の理念に反する暴挙でした。

改正教育基本法のもと、教育振興計画に全国学力テストを盛り込み、現在、学力テストが行われています。また学校教育法の改正で、教育現場に副校長、主幹教諭、指導教諭などの新しい職を入れてきました。主幹教諭には、特2級と給料で優遇措置を講じようとしています。学校現場で教師は、授業時間数が増える中で空き時間がなく、多忙化を極めているといえます。中間管理職を増やすことよりも、子どもたちを直接指導する教諭を増やしてほしいと願っています。

最初に主幹教諭を導入した東京都では、主幹教諭のなり手が減り、すでに破綻しているような制度です。教師の意欲と同僚制をそぎ、学校を上位下達の会社組織にし、学校を破壊してしまうおそれの大きい新しい職の設置と新たな級、特2級の創設には強く反対します。

以上、反対討論を終わります。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

原案に賛成の立場から、討論をさせていただきます。

学校教育現場は今、非常に難しい局面を迎えているところでございます。安全・安心な問題、非行の防止の問題、外部から子どもたちを守る問題等、多岐にわたっているところでございます。北杜市におきましても、記憶に新しいところではございますが、昨年12月には水の災害による事故があったわけでありまして。

そういったときに、いち早く対応できる教職員がおれば、学校も子どもたちも父兄も救われ

るわけでございます。そういった意味で、今回の提案につきましては、きめ細やかな教育を行うためには、ぜひとも必要かというふうに感じるところでございます。

以上をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

先ほども、私は総務常任委員長として報告をいたしました。そのことは中村議員も十分、ご承知だと思えます。中村議員が総務常任委員会でなければ申しませんが、このことは委員会のほうで審議をしております。今ここで発言してはいけなことは申しませんが、少数意見の留保もしていただいています。そんな意味で、まったく駄目ということは言えませんが、議会の、人間的なルールとして、私は異議を申します。

そんな意味もありまして、私は当然、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第21号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第21号は総務常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第22号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し 。 の 声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は総務常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第23号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は総務常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第27号 富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は総務常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第28号 山梨県市町村自治センターの解散について及び議案第29号 山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産処分についての、2件に対する討論を行います。

討論がある場合は、議案番号と議案名を朗読してから討論をお願いいたします。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

まず、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は総務常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は総務常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第30号 富士川町の設置及び山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う同組合規約の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は総務常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第24号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第26号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第32号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第31号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は経済環境常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第33号 平成22年度北杜市一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

私はこの議案第33号 平成22年度北杜市一般会計予算の委員長報告に反対の立場で討論を行います。

平成22年度当初予算は、昨年6月に策定いたしました北杜市健全化計画を実施に移す最初の年であり、予算であります。したがって、計画で謳われた歳出削減を図るべく、さまざまな努力が行われなければなりません。特に一般会計から特別会計への繰出金の減額も、北杜市の財政健全化にとって大きなテーマであります。しかしながら、本予算は簡易水道料金統一を

目指す一部改定により、簡易水道事業特別会計予算での使用料収入が前年度より減額となったため、その減額分、一般会計の繰り出し額が増加となっております。したがって今、北杜市が求められる財政健全化に逆行するものと判断せざるを得ず、この観点により議案第33号 平成22年度北杜市一般会計予算に反対をいたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

平成22年度北杜市一般会計に賛成の立場で、討論を行います。

まずもって総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会の報告は原案可決であります。3常任委員会の結論を尊重すべきであります。歳入歳出283億9,961万1千円の前案を総括的に評価いたしますと、北杜市合併以来、毎年10億円以上、取り崩していた財政調整基金などの取り崩しを初めて回避できたこと。積極的に7億2,279万1千円の繰上償還を行うこと。3億5千万円ほどの全体の執行予算を、事務事業評価をもとに減額できたことは、財政健全化計画の前倒しを実行された成果であると考えます。改めて市長をはじめ、職員の皆さまの努力に敬意を表します。

市税及び各料金におきましても、収納課の新設やコンビニ収納の実施、滞納整理の対応など、各種の工夫が見られ、その成果に期待するところであります。政策的にも人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指し、努力した結果の表れと考えるが、本年は景気の低迷により市税の減額があったものの、家屋・別荘等の固定資産税は増加し、これも5年間の努力の賜物であると想像いたします。

その中で8つの杜づくりを推進し、次世代エネルギーパークの推進、まるごとメガワットソーラー事業、2年目を迎える小学3年生までの医療費無料化、第2子の保育園の無料化、甲陽病院の改築、デマンド交通実証研究の拡大等、限りある予算の中から住みよい北杜市構築のために評価できるバランスのよい予算であると思います。

以上の理由によって、議案第33号 平成22年度北杜市一般会計予算に賛成いたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

私は議案第33号 平成22年度北杜市一般会計予算書について、反対をいたします。

反対の理由の主なものを2つ挙げます。1つは4款衛生費、1項保健衛生費、6目保健衛生費、28節繰出金7億9,872万6千円の支出です。このうち約2億5千万円は、広域水道企業団へのダム水の割り当て水量と使用水量の差、すなわち使っていない水量の支払いに充てられます。

2つ目は6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、19節負担金補助及び交付金2億9,286万6千円の支出です。11の県営土地改良事業、これは11も道路を造るわけですけども、そのうちの1つを取り上げてみますと、農村地域活性化・農業整備事業費、これは長坂の消防署のところから大泉のほうに抜ける俗称、消防道路、こんなふうには地元の人たちはネーミングしています。建設費1億円のうち市負担金3千万円。これは、工事がこれからまだ、続く

わけですから、3億円、4億円となると思いますけども、地元の理解の得られていない無駄な道路です。これだけのお金があれば、国民健康保険料の1世帯1万円の引き下げ、また子育て世代の切なる願いである医療費無料化を現在、小学校3年生までやっていますけれども、これを小学校6年生まで拡大する。これに必要なお金は2,600万円。北杜市の今年の予算283億円の1000分の1です。中学3年生まで、仮に拡大すると5,200万円。これは北杜市の283億円余の予算の1000分の2になるわけです。たった、これだけでできるわけです。またヒブワクチンの接種補助、さらに家賃の減免策などを検討して、子育て世代の市内への居住を図ることや森林整備のための林道作業道路網の整備など、市民の暮らしを助ける施策が十分できます。

以上、反対討論を終わります。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

私は、22年度当初予算に賛成の討論を行いたいと思います。

22年度当初予算は財政健全化計画に基づいて、27年度から交付税減額に備え、徹底的な歳出の見直しを行い、予算編成を行ったことが財政課からの説明において認められます。また北杜市総合計画を着実に推進するため、財源の確保を重点的かつ効率的に予算配分を、各部課の説明によって認められることができます。

特に一般行政経費については、新規事業を含め、前年度の95%以内に留めるという厳しいシーリングを設定しながら総額を抑制するとともに、これまで以上に事業効果や施策の優先度を、行政改革プランに基づいた予算編成になっていることを認めることができますので、賛成の討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

これで、討論を終結します。

これから、議案第33号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

本案に対する各常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第33号は各常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩とします。

再開は3時20分といたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時20分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第34号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計予算から日程第21 議案第45号 平成22年度北杜市白州診療所特別会計予算まで、以上9件の討論を一括して行います。

討論のある場合は、議案番号と議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第34号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第35号 平成22年度北杜市老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第36号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第37号 平成22年度北杜市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第38号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第42号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第43号 平成22年度北杜市病院事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第44号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第45号 平成22年度北杜市白州診療所特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は文教厚生常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第22 議案第39号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計予算から日程第25 議案第46号 平成22年度北杜市土地開発事業特別会計予算まで、以上4件の討論を一括して行います。

討論のある場合は、議案番号と議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

議案第39号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計予算に対する委員長報告に反対の立場で討論をいたします。

本予算は、本定例会に上程されております議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例に基づいて、来年度、22年度9月以降、新料金をふまえての編成となっております。ご案内のように、この水道事業に関しましては、すでに平成19年の2月に北杜市は28年、29年度に46ある簡易水道を統合する統合計画を厚労省のほうに提出してありまして承認が得られています。そのことについては、今の現状の北杜市の水道事業、水道会計の内容、赤字で運営している水道事業の内容からすれば、やむを得ないことというふうに思っておりますが、それに向けての、この料金改定、今回、示されています料金改定に基づく、この予算、さまざまな意見が市民の間からあります。そして、この統合のあり方について、大きな疑問を持つての声もたくさん挙がっております。

私はこの間、さまざま、特別委員会をはじめ議論されてまいりましたが、それらをふまえた中でも、この水道事業を運営する上で、大事な利用者の皆さんの意思を尊重した運営という観点から考えるならば、説明不足も大変、大きなものがあり、まだまだ理解が進んでいない、その中で進めようとしている執行の、この案については反対をせざるを得ません。

これに基づいて編成された、22年度の簡易水道事業におきまして、当然のことではありますが、収入の大きな部分を占める使用料が、前年度の比較で2,300万円マイナスになっております。この多くは、今回の見直しによるものというふうに考えざるを得ません。この水道事業は、平成29年度からは上水道の事業として、独立採算制が求められる公営企業法に則っての運営となっております。使用者の皆さんに、その認識を持って負担をしていただく部分が、今以上に、簡易水道以上に大きくなっていく、そういう実態をふまえたときに、使用者の理解というものが大変、重要であると訴えざるを得ません。それらにふまえて考えたときに、今回のこの予算、使用料が減額になる、健全化が求められる、財政的な水道財政の健全化が求められる、このことに反する内容になってしまっている。このことは、特に今回の見直しで値上げになる、地域の皆さんの理解は得られない内容ではないかと、そういうふうに考えております。

これらをもちまして、私はこの平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計予算に対しましては、反対をいたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

本案に賛成の立場で、討論をさせていただきます。

平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計予算でございますが、もし、この予算に反対されるのであれば、4月からの給水事業が行われないということになります。ということは、住民のライフラインである水を絶つということにも、つながってまいります。

ただいま、篠原議員さんから言われたことの中で財政のこともありましたが、特別委員会におきましても、施行期日を6カ月延期し、平成23年1月1日にするということを明記しております。また特別委員会の中でも、市長はそれを約束するというふうに言われておりますので、そこは崩れてくるというふうに思っております。

私たちは、安定的な水を供給するために、この予算案を執行側は出してきたというふうに思っております。もし、この案に反対を唱えるならば、それをどのように、いかにするかを明記しながら反対すべきというふうに、私は考えるところであります。

経済環境常任委員会の委員長報告は、原案可決でございます。経済環境常任委員会の結論を尊重いたしまして、原案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

この予算案は、今回、上程されている新料金体系をもとに作成をされています。まだ多くの市民の理解と合意が得られない内容であり、この点をもって反対をいたします。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（ な し ）

議案第40号、第41号、第46号に対する討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから議案第39号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。異議がありますので、この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第39号は経済環境常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いた

しました。

次に議案第40号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は経済環境常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第41号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は経済環境常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に議案第46号 平成22年度北杜市土地開発事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は経済環境常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第26議案第47号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計予算から日程第34議案第55号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算まで、以上9件の討論を一括して行います。

討論のある場合は、議案番号と議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第47号から議案第55号までの9件を一括して採決します。

議案第47号から議案第55号まで、以上9件の委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

経済環境常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第55号までは、経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会から、議案第25号、請願第1号及び請願第2号の報告を求めます。

北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員長、渡邊英子君。

○北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員長（渡邊英子君）

平成22年3月18日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会委員長 渡邊英子

北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会報告書

北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会は、去る3月2日の平成22年第1回北杜市議会定例会において付託された事件審査を3月10日、12日及び15日に議員協議会室において慎重に審査・検討をいたしましたので、その経過と結果について、北杜市会議規則第100条の規定により報告いたします。

付託された事件

議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

請願第1号 「水道料金統一（改定）」の見直しに関する請願書

請願第2号 北杜市西部上水道（仮称）の開設を求める請願書

以上、3件であります。

審査結果

議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてであります。

簡易水道事業統合計画書を、平成19年2月に提出した理由はとの質疑に対し、小淵沢町が平成18年3月に合併し、小淵沢町も国の補助を受け、整備を進めるため提出したとの答弁がありました。

地域水道ビジョンについての市の方針はとの質疑に対し、国で推奨している将来ビジョンであり、県内においては5市で策定しているとの答弁がありました。

平成29年度以降、上水道となり、使用料だけで運営するとしたらいくらになるかの質疑に対し、歳出を見直しながら経費削減に努め、基準内繰入のみで、4億円の基準外繰入をなくすと、35%の値上げとなる。口径13ミリで20立方メートル使用した場合、2,600円くらいの料金になるとの答弁がありました。

平成22年3月末までに、認可申請書を提出する理由はとの質疑に対し、平成22年10月に行う、平成23年度国庫補助要望に間に合わせるためであるとの答弁がありました。

水源の違いによる、1市2上水道にする考えはとの質疑に対し、施設整備に伴う使用者負担を考えた場合、市内全域を1つの上水道事業として、将来にわたり安定した運営を図りたいとの答弁がありました。

その他、今回の料金統一は、水道会計への財政健全化が図られていない、住民説明会での説明責任は果たしたのかといった質問がありました。

審議の途中で、下記のとおり議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例についての附帯決議（案）の動議が出されました。

議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例についての附帯決議（案）

北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例については、市民の命の源である簡易水道の料金及び加入金の改定であり、料金体系及び加入金の統一を目的とする条例であると考えるところであります。今回の改正案は、北杜市合併協定及び簡易水道統合事業に基づき提案がされたものであり、改正内容を広く市民に周知する必要があります。議会としても本条例に対して慎重な審議を行うために、3月定例会において、議員全員で構成する北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会に付託し、慎重に審議を重ねてまいりました。

特別委員会は、これらの審議をふまえ、本条例の施行に当たっては、下記の意見についての取り組みを強く求めます。

記

- 1．施行期日を6カ月延期し、平成23年1月1日とすること。
- 2．改正内容について、あらゆる機会を捉えて周知徹底を図ること。
- 3．今後も水道会計健全化に向けて、あらゆる検討及び措置を講じること。
- 4．水系の違いにより、料金統一の難しい北杜市の実情に合った2料金体系を上水道移行後も維持できるよう国、県に理解を求めること。
- 5．市政報告会等で、議会が審議の内容を報告できる場を設けること。

以上、決議する。

平成22年3月15日

北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会

市長から1については、条例改正案を提出し、施行日を平成23年1月1日にしたいと思う。2、3については趣旨に添うよう努めてまいりたい。4については、議会の意思を重く受け止めたいと思う。5については、ご意見の方向で、議会と協議させていただきたいとの回答を得ました。

条例については一度取り下げ、市民への説明を行ってから再度上程するべきであると思うため反対。附帯決議事項を付与し、議決したものをもち市民に説明し、周知徹底を図り理解を深めるべきであると思うため、賛成との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により議案第25号に附帯決議を付すことに決定いたしました。

続いて議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例については、反対・賛成それぞれの討論が行われ、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第1号 「水道料金統一（改定）」の見直しに関する請願書についてであります。

可決された議案第25号の趣旨に反する請願であるため、不採択と決定しました。

次に請願第2号 北杜市西部上水道（仮称）の開設を求める請願書についてであります。

質疑・討論は省略し、起立採決の結果、反対多数により不採択と決定いたしました。

最後に簡易水道等施設整備費国庫補助金に関する意見書（案）について、国・県の関係機関へ、議員発議で全員異議なく提出することに決定いたしました。

このたびの水道料金改定により、特に値上げとなる地区へ、市長の政策的な配慮をお願いし、北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会委員長報告といたします。

○議長（秋山俊和君）

特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

理由の第1に合併協定書に基づき、水道料金の統一は市の重要課題として、今回、提案されました。しかし、協定の地域的な統一、早期の統一もどの範囲の地域か、いつまでにとの認識はそれぞれの立場によって、都合よく解釈できるものであります。市民説明会でも、水道料金の細部まで詰めた話を行えば、合併が成り立たなかったのではとの説明されたとおりであります。この間、論議されている赤字解消の課題、ダムの使用していない水に多額の負担する仕組み、こうした問題点を解決することなく、先送りしたことがあります。また、市民から理解と合意がされていない、現行、約4倍の格差がある料金を2体系に分けて、統一することだけを目的にしていること。結局、赤字分を黒字の町に負担させることにしかならないことであります。

第2に、簡易水道会計に4億円近い赤字がありますが、今回の新料金案では、6年後でも赤字がほとんど解消されません。

第3に、簡易水道事業統合計画書の提出で国庫補助が受けられると説明してきましたが、正しかったでしょうか。国が市への補助金を出す根拠は、水道法第44条で、政令の範囲内で出せるとしているところであり、これは簡易水道の新設に限定されております。管の更新などに対する補助金は、これとは違って予算措置で行っているものであります。国は簡易水道を永続的に維持していくために、大規模な施設に統合していくことで、経営基盤を安定化することだと考えております。小規模の施設の維持は難しいので、遠隔監視システムの導入などで省力化していけるような補助も考えております。認可申請書を出すことや料金の統一は、補助金をもらうための条件とは違う問題であります。北杜市の場合でも、平成19年2月に簡易水道事業統合計画書を提出しており、国からの補助金を受ける資格は整っております。住民合意が得られていない今回の条例は、白紙撤回することが必要だと考えます。

以上の理由により、反対討論といたします。

○議長(秋山俊和君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

千野秀一君。

○13番議員(千野秀一君)

議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例についての賛成討論を行います。

本改正案は地方自治法第10条2項、住民は法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負うと明記されています。つまり地方自治体の公共料金等は、基本的に統一を図らなければ、法の精神に逸脱することになります。合併協定書にも上水道の取り扱いについて、(1)として、現行の簡易水道事業特別会計については合併時に統一を図り、これにより北杜市においては、北杜市簡易水道特別会計が1会計となり、歳入歳出は現在、一本化されました。

(2)給水区域については、当面、現行のとおりとするが、新市において水道事業計画の策定を行う中で、調整を図る。

(3)水道使用料金については当面、現行のとおりとするが、新市においてできる限り、早期に地域的な統一を図る。ただし徴収については隔月徴収とし、合併時に統一するとあり、平成19年度において、小淵沢町が編入・合併後、29年度末まで、事業統合を図る計画書を提出いたしました。これにより、19年度から22年度までの簡易水道等整備費国庫補助金の延長が可能になり、現在に至っています。

この補助金は、施設整備にかかる40%が補助金として交付され、残る60%も借り入れができ、5年据え置き。そして25年返還で、償還分の50%が交付税措置される大変、有利な補助金であります。

23年度以降は、22年3月31日までに経営許可申請を提出しなければ、翌年度から補助金が交付されません。経営許可申請の提出にあたっては、料金体系の明記が必要となり、今回の料金改定案の上程に至ったと考えます。

(4)です。加入金負担については、当面、現行のとおりとするが、新市においてできる限り、早期に統一を図る。

(5)として、基金については、合併時にそれぞれの簡易水道における保有額を全額持ち寄り、簡易水道事業基金を設立する。

なお、運用については、それぞれの簡易水道事業の整備等に充てるとしてあります。

つまり料金改定に至った最大の理由は、合併時における約束を履行することであり、水道事業のみならず、他の公共料金、住民サービス、すべてにおいて均一化を図られなければなりません。しかし、歴史的観点に鑑みますと、すぐに一本化は難しく、10回の審議、2年にわたる北杜市簡易水道運営委員会の答申も、そのために段階的な料金統一、広域水道企業団からの受水を受け入れた町村と、受け入れをしなかった水系の2料金体系等の格差も2倍であり、かくも高根町の料金格差の裁判の判例によりますと、2.3倍以上の格差については還付を行った例もあり、還付金及び事務費は約3億円でありました。

大泉町においては、水道企業団の水の受け入れ、簡易水道事業を展開してまいりましたが、それによる固定資産税の増加、経済活動の活性化は昭和55年の村税が約1億円だったものが、平成16年には7億4千万円であります。その中間の、昭和61年ごろからの税収増は大変顕著で、水道事業の重要性は単に水道事業会計に留まらず、税収増にも貢献するものであったと考えます。

地域格差が叫ばれる中、行政効果の高い地域と低い地域にそのまま料金等を反映するのは、地方自治体として、過疎地域、山間地域への配慮が足りないと批判を受けるものと思われます。北杜市の将来を考え、今、批判を受けようとも、5項目の附帯決議を付し、原案を苦渋の選択で可決した議員全員で構成された特別委員会の結論を尊重し、議案第25号 北杜市簡易水道

給水条例の一部を改正する条例に、賛成いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の、原案に反対の立場で討論いたします。

平成29年3月末までに、1市1水道にという国の方針の中で、必要な事業を国からの補助金を使いながら進めるにあたって、水道料金をどのように設定するかは、市の裁量に任されております。

今回の条例改正では、大幅な値上げになる地域がある一方、それ以上に値下げになる対象者が多いため、料金収入は当面、大きな減額となります。これは厳しい財政状況のもと、財政再建を第一に掲げる市の政策に矛盾し、水道会計の健全化が現在よりさらに遠のき、その後の道のりをますます困難にするものです。また生活に直結し、何よりも痛みを伴う改正は、住民の理解が何よりも必要と考えます。地域を挙げての反対は、一部の声として到底見過ごすことのできないものであり、大変、深刻です。

大泉地区から昨日、反対署名の提出がありました。その数は2,587、有権者の過半数を超えております。地域を挙げて、これだけの方が明確に反対している条例改正を、このまま進めることは、今後の市政の運営においても禍根を残すものであると考えます。

附帯決議案が提出されましたが、この実施が半年延びるなどしても、問題の本質はなんら変わることがありません。よって、この条例改正に反対いたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

議案第25号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、賛成の討論をさせていただきます。

私は3月15日の特別委員会でも、このことを話させていただきました。基本的に同じことになりますが、ぜひ意見として出させてください。

私は議員として、ようやく1年が過ぎ、2年目を迎えております。その間、あまりにも知らなかったことが多く、先輩の方々、地元の関係者より、いろいろな角度からお話を伺ってきました。本定例会中の特別委員会においても、正直言って質問が出せませんでした。しかし、質疑応答を目の当たりにし、少しずつ理解が深まってまいりました。水道事業は厚生労働省が所管、下水は国土交通省の所管、簡易水道事業の国庫補助は40%、残り60%は借り入れがで、25年償還で償還分の半分が交付税として算入されること。つまり30%の負担で、施設整備を行ってきたこと、3割自治といわれたゆえんであると思います。また、合併協定における上水道の取り扱いについても、1から5まであり、簡単に言うと新市移行後に統一をしていく方向性が打ち出されていると考えます。

当時はそれぞれの町村が、それぞれの政策のもと、事業の展開、料金の設定を行い、北杜市

誕生のときには、統一ができなかった事情がうかがえます。しかし、このまま放置しておくわけにはいきません。あまりにも無責任であり、水道料金統一は回避できない問題であります。

合併の問題、上水道への移行の問題、施設整備の補助金の問題、広域水道企業団からの受水の問題、値上げとなる地域、値下げとなる料金格差の問題等、解決しなければならない問題が山積みする中、平成19年3月に16人で構成される北杜市簡易水道運営委員会が設置され、10回にわたる委員会が開催されました。4回目からは傍聴も認められ、料金改定について審議された結果、平成21年5月に今回の条例の改正に基づく答申が出され、今定例会に条例案が提出されました。

いろんな意見が飛び交う中、私は考えました。私は清里の開拓民であり、非常に粗末な、馬小屋の小屋で生まれました。小さいころから水汲みが私の日課であり、当時、新住民には水利権はなく、地域に対しての発言力は今の時代のように強くありませんでした。初めて、水道の蛇口を捻って出てきた水は、家族みんなで喜んだ光景を今でも忘れることができません。やっと世間と同じになった。格差を感じていた私には、生きる希望の1つとなりました。

小学校低学年のころ、遠足で大泉の大湧水を見たとき、当時、子ども心ですが、大泉の人たちを大変うらやましく思い、そのことは今でもしっかりと覚えています。私の父はその後、高根町の議員となりましたが、昭和55年、峡北広域水道企業団設立の折には、設立に賛成いたしました。大泉、長坂ではさまざまな意見があったようですが、全員異議なく可決したと聞いております。

歴史的な見地、地域的な水系の考慮、段階的な統一、事業における補助金の獲得、県内外の水道料金などに鑑み、私たちの子ども、孫、この北杜に公平のもと住み続けてもらいたい。また何十年かののち、当時はいろいろあったが、北杜の将来のため、市民全員で水道問題を話し合い、同じ料金で生活できているんだと、そんな言葉が聞ける思いの中、今回の条例案に賛成いたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第25号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

本案に対する特別常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第25号は特別委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に請願第1号「水道料金統一（改定）」の見直しに関する請願書に対する北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員長の報告は、不採択です。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております請願第1号は、すでに可決されました議案第25号 北杜

市簡易水道給水条例の一部を改正する条例に反する趣旨のものでありますので、不採択とし、議決不要といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本請願は不採択とし、議決不要とすることに決定いたしました。

次に請願第2号 北杜市西部上水道(仮称)の開設を求める請願書に対する特別委員長の報告は、不採択です。

お諮りいたします。

ただいま、本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思えますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

本案に対する特別委員長の報告は、不採択です。

お諮りいたします。

本案は、特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、請願第2号は特別委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第38 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)を議題といたします。

市長から、提出議案の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

報告第2号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、担当部長から説明いたします。

○議長(秋山俊和君)

小林企画部長。

○企画部長(小林喜文君)

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額の決定について

公有自動車事故に関わる損害賠償の額を次のとおり決定する。

1. 損害賠償の額 12万4,878円
2. 損害賠償の相手方 甲斐市在住 女性
3. 損害賠償の理由 平成21年12月8日、午前11時ごろ、北杜市高根町下黒沢地内の県道須玉八ヶ岳公園線路上において、須玉小学校スクールバス運転手の運転する公有自動車が対向車両と接触し、相手方車両を破損したため、これに対する損害賠償を行うものであります。
4. 支払いの方法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、財団法人 全国自治協会から支払われるものでございます。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

日程第39 議案第58号 北杜市まちづくり審議会条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第58号 北杜市まちづくり審議会条例の制定についてであります。

市の土地利用に関し、基本的な方針となるまちづくり計画及び景観の形成について、基本的な方針となる景観計画の推進に関する重要事項を、調査・審議する審議会を設置する必要が生じたため、条例を制定するものであります。

内容につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

議案第58号 北杜市まちづくり審議会条例の制定について、ご説明を申し上げます。

お手元の概要書、ならびに議案をご覧いただきたいと思います。

この条例は、北杜市まちづくり計画及び景観計画の推進に必要な重要事項を調査・審査するための審議会を設置するにあたり、必要となる事項について定めるもので、第1条から第9条、ならびに附則により構成されております。

第1条で、設置目的。第2条で審議会の所掌事務を規定し、第3条では審議会の組織を規定しております。第4条から第6条で、委員及び臨時委員の任期と正副会長に関する事項。第7条と第8条では、会議と庶務に関する事項を規定しております。また施行期日につきましては、平成22年4月1日とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第58号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開時間は、4時20分にしたいと思います。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時20分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめ延長します。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

そのように取り計らいます。

○議長（秋山俊和君）

日程第40 発議第2号 簡易水道等施設整備費国庫補助金に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、保坂多枝子君から提案理由の説明を求めます。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

発議第2号

平成22年3月18日

北杜市議会議長 秋山俊和様

提出者

北杜市議会議員 保坂多枝子

賛成者

北杜市議会議員 千野秀一

〃 篠原眞清

〃 小尾直知

〃 中村隆一

〃 小須田稔

〃 風間利子

簡易水道等施設整備費国庫補助金に関する意見書の提出について

上記意見書を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出する。

提案理由

地方自治体にとって、簡易水道統合事業を実施するにあたり、簡易水道等施設整備費国庫補助金は欠かせない、貴重な財源である。平成29年4月以降も、補助対象期間の延長等を要望するため、この意見書を提出するものである。

簡易水道等施設整備費国庫補助金に関する意見書（案）

地方自治体は、簡易水道統合事業を実施するにあたり、この財源として標記の国の補助金を活用することにより、安心・安全な水道水を供給するための簡易水道施設整備に努めている。財政力の乏しい自治体が清冽で、安価な水道水の確保と施設の充実を図るためには、何よりも国の補助金は欠かせない、貴重な財源である。

本市は、地方分権の推進により全国各地で平成の大合併が行われる中で、平成16年11月に7つの町村が合併し、さらに平成18年3月には小淵沢町を編入合併したため、人口約5万人。面積602平方キロメートルの市となった。その地形は山岳地帯、火山性の台地部分と河川により削り取られた河岸段丘からなり、豊かな景観と地域資源に恵まれているが、集落は標高400から1,500メートルに位置し、少子高齢化や過疎化によるコミュニティの確保、資源循環型社会への対応、財政力の強化などの課題がある。8つの町村においては簡易水道事業をそれぞれの計画に基づき執行しており、さまざまな料金体系があったため、合併時に水道料金を新市において、できる限り早期に統一を図ることとした。

平成19年6月11日付けの厚生労働省事務次官通知により、統合可能な簡易水道は簡易水道統合計画を策定することが、国の補助金交付の条件として義務づけられたが、その提出期限は平成22年3月31日である。また上水道事業として、経営統合を進めるにあたり、1市1上水道の観点から、平成29年4月以降は水道料金を統一することを求められた。

こうしたことから、本市では平成29年3月までに、簡易水道事業を統合する統合計画書を策定した。合併したため、広大な面積を有することとなった本市の地理的条件や簡易水道整備の経過など考慮するとき、速やかに水道料金を統一することは至難の業と考える。

よって、国においては上水道事業を推進するにあたり、地方の実情を考慮され、以下の事項について取り組まれるよう、強く要望する。

記

- 1．平成29年4月以降も、平成の大合併により合併した自治体及び行政効率の低い地域においては、補助対象期間の延長を行うこと。
- 2．水系の違いにより、料金統一の難しい本市の実情に合った2つの料金体系を上水道移行後も認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

北杜市議会

衆議院議長宛

参議院議長宛

内閣総理大臣宛

総務大臣宛

財務大臣宛

厚生労働大臣宛

山梨県知事宛

以上、朗読をもって説明とさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第41 同意第1号 棒道下恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第1号 棒道下恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市小淵沢町7607番地、宮沢博巳、昭和11年8月30日生まれ。同じく小淵沢町6786番地、進藤元平、昭和11年6月6日

生まれ。同じく小淵沢町6347番地、進藤啓太郎、昭和11年9月22日生まれ。同じく小淵沢町5002番地、小林盈、昭和18年7月17日生まれ。同じく小淵沢町6883番地の1、名取保允、昭和19年3月22日生まれ。同じく小淵沢町1868番地の2、浅川健圃、昭和10年2月7日生まれ。同じく小淵沢町7552番地22、進藤正武、昭和11年5月1日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第42 同意第2号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第2号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市小淵沢町上笹尾1048番地の1、中山壽弘、昭和12年1月29日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾861番地、中澤悠、昭和13年5月29日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾966番地、茅野正積、昭和10年3月6日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾990番地、中沢仁、昭和25年8月26日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾1101番地、新海智徳、昭和42年9月20日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾1246番地、中山賢一、昭和19年1月1日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾2861番地、今井信富、昭和24年4月20日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第43 同意第3号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第3号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市長坂町大八田3825番地の1、清水重一、昭和16年7月22日生まれ。同じく長坂町小荒間901番地、清水長治、昭和21年6月5日生まれ。同じく長坂町白井沢1485番地、田中勝海、昭和17年1月13日生まれ。同じく長坂町大八田6707番地、塚原一宏、昭和20年1月1日生まれ。北杜市小淵沢町6347番地、進藤啓太郎、昭和11年9月22日生まれ。同じく小淵沢町1868番地の2、浅川健圃、昭和10年2月7日生まれ。同じく小淵沢町10199番地、保坂亨、昭和9年6月3日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第44 同意第4号 江草財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第4号 江草財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の辞任に伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町江草10807番地、八巻忠二、昭和16年9月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第45 同意第5号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第5号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、北杜市教育委員会組織条例の規定に基づき、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、北杜市大泉町谷戸3844番地、浅川宏、昭和10年11月1日生まれの任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第46 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、日程第46 閉会中の継続審査の件は、各委員長の申し出のとおりとすることに決しました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は、すべて終了いたしました。

3月2日に開会された本定例会は、各常任委員会と特別委員会が開催され、執行の皆さまには丁寧な答弁をいただきました。また、議員各位には連日のご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成22年第1回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	上村法広